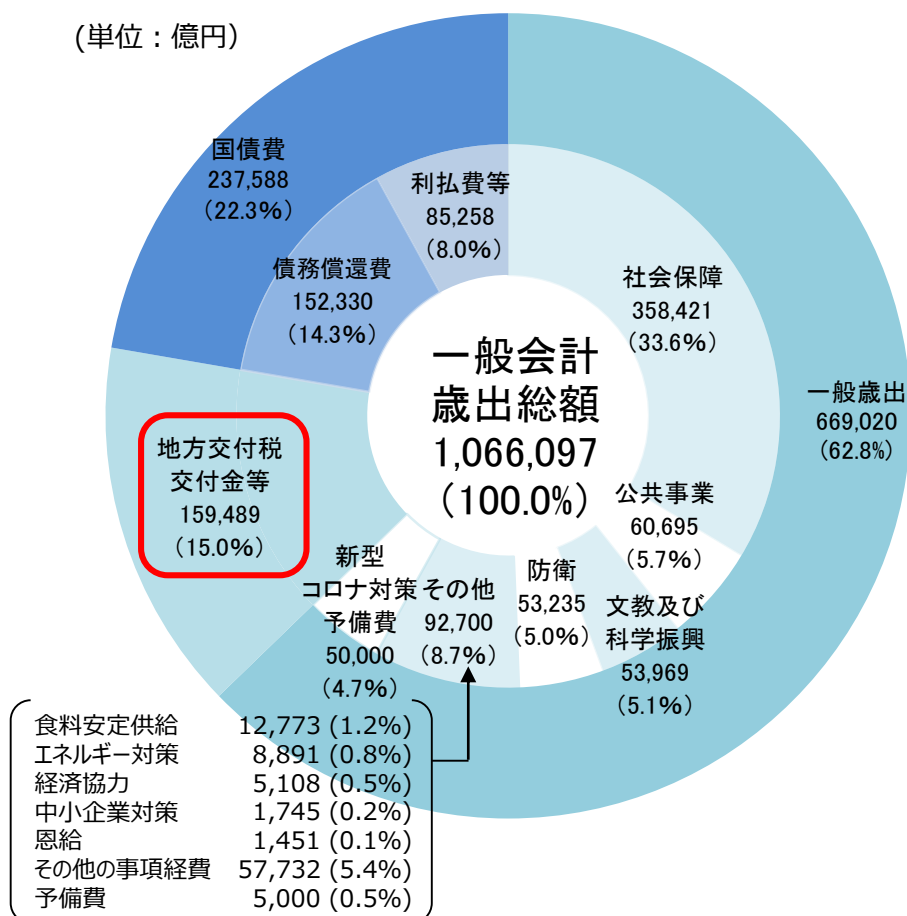


令和３年度予算における地方交付税交付金等

- 地方交付税交付金等（地方交付税交付金＋地方特例交付金）は、国の政策的経費（基礎的財政収支対象経費）の中で２番目に大きい15.9兆円となっている。（近年ではおおむね16兆円前後で推移。）

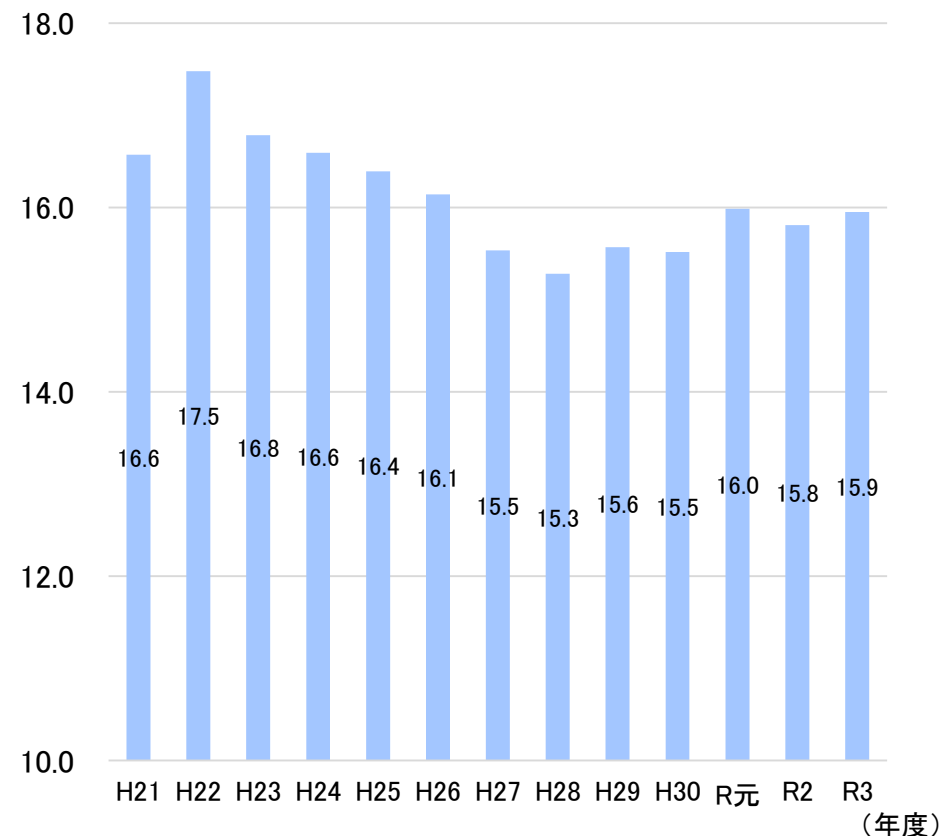
＜令和３年度 一般会計歳出の構成＞

(単位：億円)



＜地方交付税交付金等（一般会計ベース）の推移＞

(兆円)



(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

- 地方交付税総額の算定においては、地方財政計画における歳出歳入ギャップに対し、国税の一定割合である地方交付税の法定率分（国）を充当。法定率分等で不足する財源（折半対象財源不足）については、特例加算（国）と臨時財政対策債（地方）により国と地方の折半で負担する仕組み。令和３年度は平成30年度以来３年ぶりに折半対象財源不足が発生。
- 「地方一般財源総額実質同水準ルール」とは、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、一般財源の総額（注）について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」もの。
（注）一般財源総額とは、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の総額。
- 「新経済・財政再生計画」においては、同ルールを令和３（2021）年度まで維持する旨が規定されている。

◆ 令和３年度地方財政計画（単位：兆円）

【歳出：89.6】

【歳入：89.6】

歳出歳入ギャップ分

給与関係経費：20.2	地方交付税：17.4
	臨時財政対策債：1.7 （折半対象財源不足分）
	地方特例交付金等：0.4
一般行政経費：40.9 うち、補助分：22.9 うち、単独分：14.8 うち、まち・ひと・しごと創生 事業費：1.0 うち、地域社会再生 事業費：0.4 うち、地域デジタル社会 推進費：0.2	地方税・地方譲与税：39.9
	臨時財政対策債：3.8 （折半対象臨時財債を除く）
投資的経費：11.9	国庫支出金：14.8
公債費：11.6	地方債：5.8 （臨時財政対策債を除く）
水準超経費：1.2	その他：5.9
その他：3.9	

地方交付税
法定率分等
：13.9

特会財源
：1.8

折半対象
財源不足
：3.4

地方交付税交付金
（入口）
：15.6兆円

地方交付税交付金
（出口）
：17.4兆円

※ 法定率：
所得税 33.1%
法人税 33.1%
酒 税 50%
消費税 19.5%

【国負担】
特例国債の追加発行
により財源確保

特例加算：1.7
臨時財債：1.7

【地方負担】
臨時財政対策債
（折半対象）の
発行により確保

一般
財源
※2
(62.0)

特定
財源
(26.4)

新経済・財政再生計画における記述

「骨太2018」(平成30年6月15日閣議決定)

- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

※ 特定財源

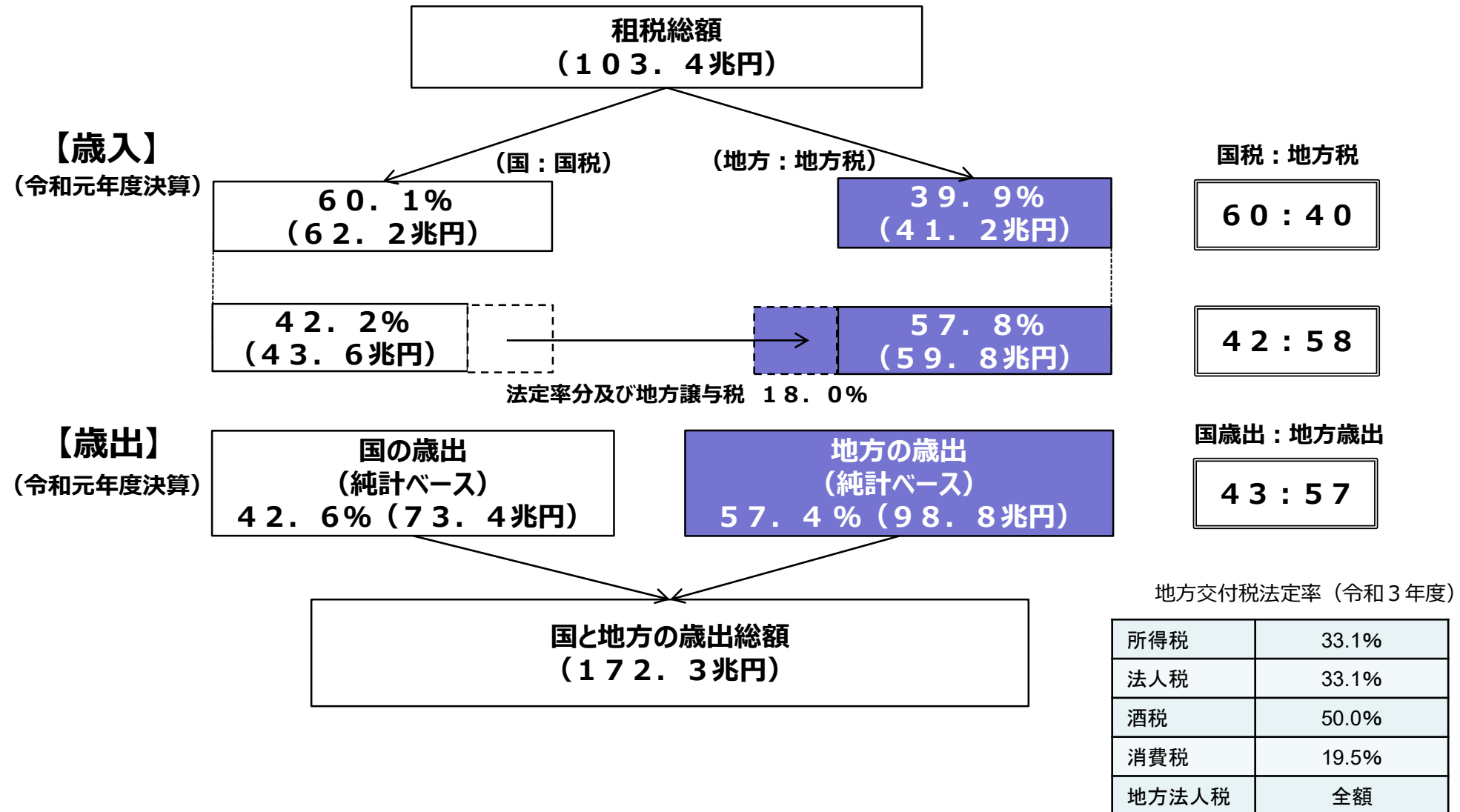
- ・「国庫支出金」は、一般行政経費（補助）及び投資的経費（補助）の財源。
- ・「地方債（臨時財政対策債を除く）」は、建設事業費や災害救助・復旧事業費等の適債事業の財源。
- ・「その他」は使用料及び手数料、雑収入。

※1 令和２年度徴収猶予の特例分（0.2兆円）を除いている。

※2 水準超経費を除いている。

国と地方の税財源配分と歳出割合

- 地方交付税等の財政移転により、歳出、歳入の両面において、国対地方は概ね４：６となっている。
- しかし、国と地方を合わせた租税総額と歳出総額はアンバランスであり、このアンバランスを解消していくことが重要。

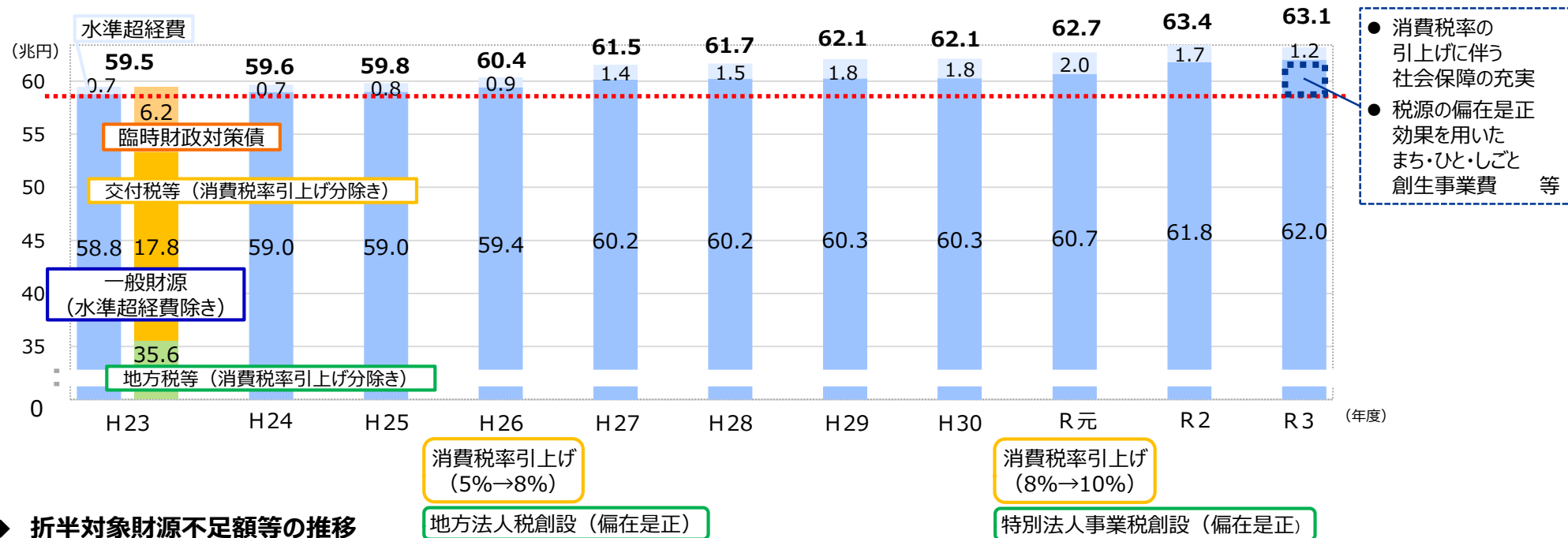


地方一般財源総額と折半対象財源不足の推移

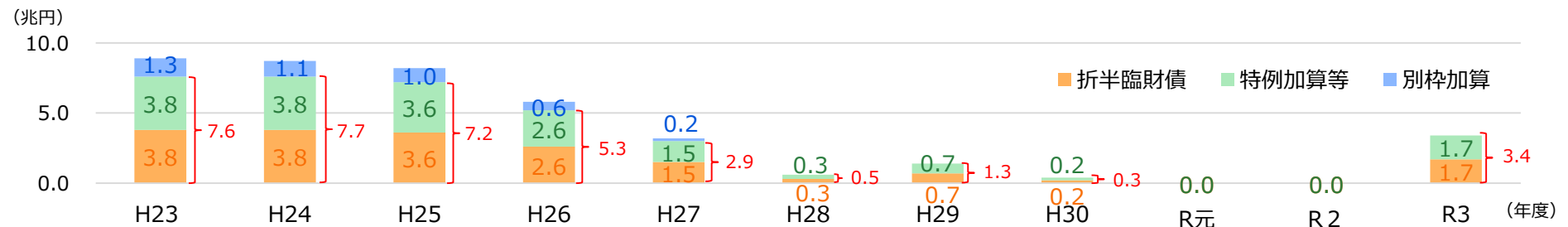
資料Ⅱ－２－４

- 「一般財源総額実質同水準ルール」に基づく毎年度の予算編成の結果、地方の一般財源総額は、消費税率の引上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を除き、同水準で維持されている。
- 令和３年度においては、折半対象財源不足が平成30年度以来３年ぶりに生じることとなった。今後は、折半対象財源不足の縮減・解消に向けて、国と地方が足並みを揃えて経済再生と歳出改革に取り組んでいく必要。

◆ 地方一般財源総額の推移

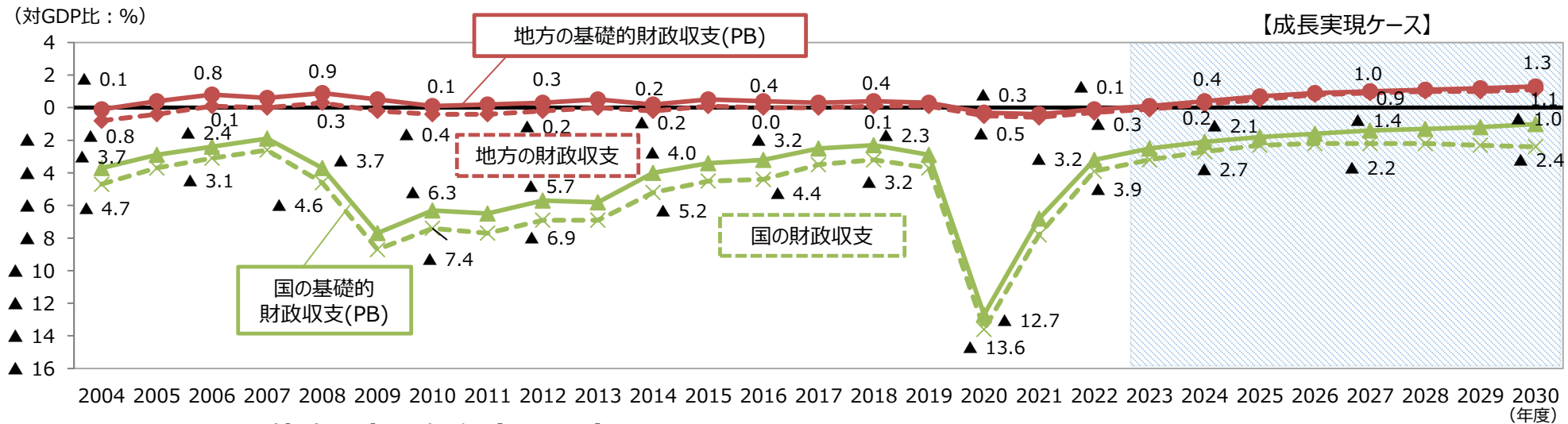


◆ 折半対象財源不足額等の推移



- 地方の基礎的財政収支（PB）は一貫して黒字となっており、財政収支も近年は黒字を継続。
- 2025年度のPB黒字化目標は国・地方合わせた目標。仮に中長期試算の成長実現ケースのとおりに国・地方合わせたPBが黒字化したとしても、国はPB赤字が続く見通し。
- 債務残高を見ると、平成前半は国・地方が同じペースで増加したが、平成後半は国の残高が増加する一方で地方は減少。

◆ 基礎的財政収支（PB）・財政収支の推移（フロー）



<国と地方の長期債務残高の推移（ストック）>

	30年前 (1991年度末)	15年前 (2006年度末)	現在 (2021年度末見込)
国	208兆円	561兆円	1,019兆円
地方	70兆円	200兆円	193兆円

国: 約350兆円増加 (2.7倍) → 約460兆円増加
 地方: 約130兆円増加 (2.9倍) → 約10兆円減少

- 地方公共団体の中には、「財政健全化条例」を定め、財政運営の数値目標や財政収支見通しの作成などを義務付けた上で、中長期的な視点に立った財政運営に努めている団体も存在。

◆ 財政運営基本条例制定団体一覧

団体名	条例名	施行年月	中期財政見通し			他計画の中期財政見通しへの反映			財政運営の数値目標
			策定及び公表	策定のみ	規定なし	義務付け	努力義務	規定なし	
福島県本宮市	本宮市自主的財政健全化に関する条例	H20.3			○				
岐阜県多治見市	多治見市健全な財政に関する条例	H20.4	○			○			○
富山県滑川市	滑川市健全な財政に関する条例	H23.3	○			○			○
大阪府	大阪府財政運営基本条例	H24.2	○					○	○
埼玉県富士見市	富士見市健全な財政運営に関する条例	H24.4	○			○			○
岐阜県関市	関市健全な財政運営に関する条例	H24.5	○			○			○
茨城県龍ヶ崎市	龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例	H24.10	○			○			○
埼玉県和光市	和光市健全な財政運営に関する条例	H25.4	○				○		○
大阪府箕面市	箕面市財政運営基本条例	H26.3	○					○	○
大分県豊後大野市	豊後大野市財政運営の基本指針等に関する条例	H26.4	○					○	
神奈川県横浜市	横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例	H26.6			○				○
佐賀県上峰町	上峰町健全な財政運営に関する条例	H27.4		○		○			
東京都国立市	国立市健全な財政運営に関する条例	H28.4	○				○		
大阪府池田市	池田市健全な財政運営に関する条例	H28.4	○					○	
滋賀県草津市	草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例	H29.4	○					○	○
千葉県富津市	富津市健全な財政運営に関する条例	H29.9	○				○		
千葉県流山市	流山市健全財政維持条例	H30.4	○					○	○
神奈川県南足柄市	南足柄市健全な財政に関する条例	H30.4	○				○		○
大阪府門真市	門真市健全な財政に関する条例	H31.4	○					○	
大阪府泉南市	泉南市健全な財政運営に関する条例	H31.4	○					○	
兵庫県川西市	川西市財政健全化条例	R2.4	○			○			○
計			18	1	2	7	4	8	13

(出所) 地方公共団体金融機構「地方公共団体における財政収支見通しの作成に関する調査研究報告書」(平成30年6月)、各地方公共団体HPをもとに作成。

- 西寺雅也 元多治見市長
「自律自治体の形成を求めて」

2000年代に入ってから、その後起こるだろう財政危機は構造的なものであると考えるようになった。・・・財政危機への対策が継続的に行われるように、条例化することを決定してから退任した。その後、健全な財政に関する条例が制定された。・・・条例の趣旨は、数値目標を用いて財政の健全化を維持していこうといったものである。・・・

財政が縮小していくという現状を考慮すると、従来から実施している事務事業をどのようにしていくかが問題となる。・・・政策選択に当たっては、政策を減らすことが求められるが、これはなかなか難しい。他方で、新しい時代に対応して、新しい政策を実施することも必要である。

行政は、政策選択について市民や議会との合意形成をいかに図るかということが課題となる。・・・

(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「季刊 政策・経営研究 2010 vol.1」

地方公共団体の長期推計等の例

- 人口減に伴う税収減、高齢化による社会保障経費の増といった見通しを率直に示したうえで、歳入増、歳出削減に向けた改革の必要性が提起されている。
- 地方公共団体に求められる標準的な財政需要の「標準」とは何かを時代に合わせて考えていく必要。

横浜市長期財政推計（令和3年1月）

将来人口推計（高位・中位・低位）も活用し、2065年までの長期推計を策定。

社会保障経費推計

(単位：億円)

		区分(15年ごと) 平均増減額/年度			推計期間平均/年度
		2021-2035	2036-2050	2051-2065	2021-2065
生活支援	高位	25.5	10.2	▲ 10.2	8.5
	中位	22.4	9.2	▲ 11.3	6.8
	低位	19.1	8.3	▲ 12.2	5.1
保険・医療費 繰出金	高位	17.7	10.8	▲ 8.9	6.5
	中位	14.7	9.9	▲ 9.8	4.9
	低位	11.6	8.9	▲ 10.7	3.3
児童福祉	高位	41.1	▲ 8.7	▲ 1.9	10.1
	中位	18.9	▲ 17.5	▲ 20.2	▲ 6.3
	低位	▲ 5.5	▲ 24.0	▲ 31.6	▲ 20.4
障害者福祉	高位	35.5	24.9	27.7	29.4
	中位	32.7	20.1	18.2	23.6
	低位	29.9	15.7	10.1	18.6

税収推計

(単位：億円)

		区分(15年ごと) 平均増減額/年度			
		2021-2035	2036-2050	2051-2065	2021-2065
個人市民税	高位	▲ 31.5	▲ 23.9	▲ 10.7	▲ 22.0
	中位	▲ 32.3	▲ 26.9	▲ 17.8	▲ 25.7
	低位	▲ 33.2	▲ 29.7	▲ 24.5	▲ 29.2
法人市民税	高位	▲ 8.3	1.4	1.5	▲ 1.8
	中位	▲ 8.3	1.4	1.5	▲ 1.8
	低位	▲ 8.3	1.4	1.5	▲ 1.8
固定資産税	高位	4.5	▲ 6.5	▲ 8.9	▲ 3.6
	中位	3.5	▲ 10.1	▲ 13.2	▲ 6.6
	低位	2.4	▲ 13.3	▲ 17.4	▲ 9.4

収支差推計

(単位：億円)

	2021年度	2030年度	2040年度
高位推計		▲ 820	▲ 1640
中位推計	収支均衡	▲ 702	▲ 1443
低位推計		▲ 570	▲ 1250
	2050年度	2060年度	2065年度
高位推計	▲ 2037	▲ 2192	▲ 2311
中位推計	▲ 1887	▲ 2015	▲ 2166
低位推計	▲ 1724	▲ 1879	▲ 2043

- 収支差は短期的には改善するものの、2065年度まで年々拡大すると推計
- これまでは、保有土地の売却収入や基金の取崩し、財源の年度間調整額の確保により、臨時的な一般財源も確保し、毎年度、400億円から500億円程度の財源対策を講じた。さらに、2020、2021年度には、財政目標を変更し、「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」を695億円活用することにより、財政収支均衡を図った。今後は、売却可能用地や財政調整基金残高の減少等により、臨時的な財源に頼ることが難しい状況

横浜市中期4か年計画2018～2021（平成30年10月）

2030年を展望した中長期的な戦略と、計画期間の4年間（平成30年-33年）の38の政策、行財政運営で構成。

<計画的な市債活用による一般会計が対応する借入金残高の管理>

	指標	直近の現状値	目標値(33年度末)	所管
計画的な市債発行を通じた借入金残高の適切な管理				
1	横浜方式のプライマリーバランス	60億円の黒字 (29年度現計)	「4か年(30～33年度) 通期」での均衡確保	財政局
2	一般会計が対応する借入金残高	3兆1,549億円 (29年度末)	29年度末残高の水準以下	財政局

<財政の安定的な確保による財政基盤の強化>

	指標		直近の現状値(29年度)	目標値(33年度末)	所管
1	未収債権額全体(一般会計・特別会計)		261億円	220億円	財政局
2	収納率 [※] (現年度分と滞納繰越分の合計値)	国民健康保険料	86.2%	91.3%	健康福祉局
		市税	99.2%	99.3%	財政局
		介護保険料	97.0%	98.1%	健康福祉局
		保育料	97.6%	98.2%	こども青少年局
		後期高齢者医療保険料	98.8%	98.9%	健康福祉局

<効率的な財政運営の推進>

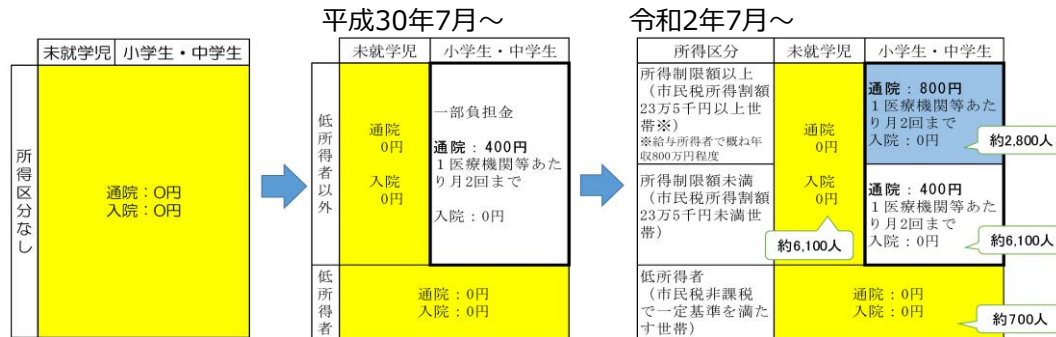
	指標	直近の現状値	目標値(33年度末)	所管
1	経費の縮減・財源の確保	▲420億円の 収支不足額を解消し、 30年度予算を編成	財政見通しの収支不足額 [※] を解消し、計画を推進	財政局、政策 局、総務局、 全区局
2	新たな発想に基づく多様な公民連携手法・ 民間資金活用の検討・導入 (一部再掲：行政運営4)	検討(29年度)	導入	政策局、 全区局

※本計画期間中の見通し（H31：▲500億円、H32：▲370億円、H33：▲410億円）

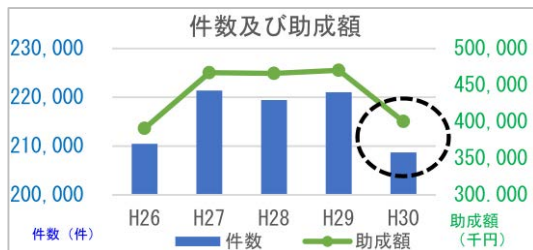
将来見通しを踏まえた改革の取り組み例

- 兵庫県三田市では、今後の財政の見通しも踏まえ、0歳から中学3年生までの所得制限なしの医療費助成制度を改正し、一部について負担金を導入。
- 新潟県では、厳しい財政状況を踏まえ、県と職員団体との合意により、職員給与の臨時的削減を4年間（R2～5）実施。

◆ 兵庫県三田市（子ども医療費助成の見直し）



（出所）三田市「こども医療費助成制度の改正後の取組等について」等をもとに作成



平成27年度に実施した中学生通院無償化により、助成額は4億7千万円規模となっていたが、平成30年度からの一部負担金導入により、助成額は4億円規模に戻り、件数ともに平成26年度の水準に近い数値となっている。

（出所）三田市「こども医療費助成制度の改正後の取組等について」

<森 三田市長の市議会答弁> (平成29年3月8日)

今後の市財政状況の見通しにつきましては、・・・厳しい財政状況が続いていくものと見込んでおります。・・・医療費の無償化は、過剰な受診を招き、子育て支援医療費助成の更なる増大につながることも懸念されます。・・・こうした状況を踏まえ、将来に負担を先送りすることなく、制度の持続性を維持、継続できる仕組みに再構築するとともに、・・・集中と選択による効率的かつ効果的な事業を図っていく必要があると考えております。

◆ 新潟県（人件費の削減）

- 厳しい財政状況を踏まえ、職員給与の臨時的削減を実施（令和5年度まで）

			▲47億円
対 象	内 容	R 2 縮減額	
特別職	知事	給料20%、期末手当20%	▲6億円 ※1
	副知事等	給料15%、期末手当15%	
一般職	部長等	給料10%、期末・勤勉手当10%、管理職手当10%	▲41億円
	課長級（所属長）	給料 5%、期末・勤勉手当 5%、管理職手当 5%	
	課長級（所属長以外）	給料 5%、期末・勤勉手当 5%、管理職手当 5%	
	その他職員	給料 1.5～2.5%※2、期末・勤勉手当 3%	

※1 県議会議員の報酬削減を含む ※2 令和5年度は1.5～2.0%

- 新たな行政需要に的確に対応しつつ、外部委託や民営化の推進など、業務の見直しに合わせた適切な定員管理に取り組み、職員の適正配置等により定員を削減（▲270人程度（知事部局▲60人程度、教育委員会▲210人程度）） ▲13億円
- 効率的で質の高い働き方に向けた取り組みと業務マネジメントの強化により、時間外勤務を縮減し、時間外勤務手当を毎年度5%削減 ▲1億円
- 退職見込者数の増による退職手当の増 +22億円

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

第三次補正予算

新型コロナウイルス感染拡大の防止と併せて雇用と事業の維持・継続を図るとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた経済構造の転換と地域における民需主導の好循環を実現し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額する（あわせて地方における感染拡大に臨機応変に対応できるよう即時対応分を新設）。

1. 補正予算計上額

1.5 兆円（うち 地方単独分 1.0兆円、即時対応分 0.2兆円）

2. 所管

内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3. 交付対象等

（１）交付対象：実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

（２）交付方法：コロナ対応にかかる国庫補助事業の地方負担と地方単独事業のそれぞれの所要経費に対し、交付限度額を上限として交付金を交付。
即時対応分は、営業時間短縮要請等に係る協力金等の支払に対して交付※。

（３）交付限度額：① 感染症対応分（0.5兆円）

（地方単独事業分） 人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定

② 地域経済対応分（0.5兆円）

人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定

※協力要請推進枠の地方負担分が一定額を上回る地方公共団体については、「即時対応分」を活用して追加的に支援。

4. 使途（即時対応分を除く）

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する以下のような取組に充当。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応
- ・ ポストコロナに向けた経済構造の転換・地域における民需主導の好循環の実現に向けた対応

※中小企業への支援や雇用の創出に資する事業等について、国の施策を補完する地方公共団体独自の措置にも積極的に活用。

- 令和７年度までに、地方公共団体の主要な17事務に係る情報システムの標準化・共通化を目指すため、
 - ・ 令和２年度３次補正予算で必要な経費を措置するとともに、
 - ・ 標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を令和３年通常国会に提出。
- 行政サービスの質の向上と効率化を同時に図るため、システムの標準化・共通化と業務プロセスの見直しに取り組み、歳出面でも、システム経費の削減にとどまらず、業務見直しによる幅広い効率化を図るべき。

予算措置の概要 (令和２年度第３次補正予算)

- 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に、令和７年度までの時限の基金を創設。（1,509億円）
- 地方公共団体に対して、基金を通じ、基幹系情報システム（住基・税・社会保障等）について、クラウド上のシステムへの移行準備経費や、データ移行等に要する経費を支援。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案の概要

- 政府が基本方針を作成。所管大臣が情報システムの標準化のための基準を策定。
- 地方公共団体の情報システムは基準に適合したものでなければならない。
- 地方公共団体は、クラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、必要な財政措置を講ずるよう努める。 等

目指すべき効果等

デジタル・ガバメント実行計画（令和２年12月25日閣議決定）（抄）

標準化・クラウド化の効果を踏まえ、地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了予定後の令和８年度までに平成30年度比で少なくとも３割の削減を目指すこととする。（中略）

情報システムの標準化によって、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化などの成果を得るためには、各地方公共団体において、標準化されたシステムを前提とした業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化、手続のオンライン化などに、全庁的な推進体制を確立して計画的に取り組むことが必要である。

マイナンバーカードの取得率

- マイナンバーカードの普及により、行政サービスの質の向上・効率化が期待されるが、カード取得率は、地方公共団体によって大きな開きが存在。取得率の高い団体の例も参考に、取得率の向上により一層取り組むことが重要。
- 交付率が高い地方公共団体では、例えば、地方公共団体独自でマイナンバーカードを利用した電子申請を導入したり、職員が商業施設等に出向いて申請手続きのサポートを実施。

◆ 市町村における人口に対するマイナンバーカード交付枚数率上位団体

【市・特別区】

団体名	人口 【R2.1.1時点】	交付枚数 【R3.4.1時点】	人口に対する 交付枚数率
石川県加賀市	66,350	42,476	64.0%
宮崎県都城市	164,506	91,078	55.4%
高知県宿毛市	20,211	10,887	53.9%

【町村】

団体名	人口 【R2.1.1時点】	交付枚数 【R3.4.1時点】	人口に対する 交付枚数率
新潟県粟島浦村	340	253	74.4%
長野県南牧村	3,113	1,747	56.1%
大分県姫島村	1,991	1,099	55.2%

➡ 他方、1,741団体中、30団体が交付枚数率10～15%、272団体が交付枚数率15～20%（市区町村合計）。

（出所）総務省HP

◆ 石川県加賀市の例

「加賀市はITなどの先進技術で社会課題を解決していく『スマートシティ』を目指し、さまざまな事業を展開しています。マイナンバーカードは、このスマートシティの基盤となるものとして、期待されています。

すでに、加賀市独自でマイナンバーカードを利用した行政サービスの電子申請も始まっています。」



◆ 宮崎県都城市の例

「市では、マイナンバーカードの普及促進のため、「都城方式」と呼ばれる独自の取り組みを展開。スマートフォンなどのデジタル機器を使い慣れていない人を取り残さないため、タブレット端末を活用して、職員が商業施設や自治公民館などに出向いて申請手続きをサポートしています。

このほか、国のモデル事業として、ハローワークや運転免許センターで出張申請補助を行うなど、全国初の取り組みを進めています。」

（出所）広報 都城 令和2年12月号

（出所）広報かが 令和2年10月号・令和3年1月号

- 窓口業務の民間委託、総合窓口化、庶務業務の集約化等の実施が進んでいるが、更なる推進による業務効率化の努力が必要。

窓口業務の民間委託の実施状況

平成31年4月1日時点

総務省資料

	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	425団体	1,741団体	24.4%
指定都市	18団体	20団体	90.0%
特別区	20団体	23団体	87.0%
中核市	48団体	58団体	82.8%
指定都市・中核市以外の市	249団体	714団体	34.9%
町村	90団体	926団体	9.7%

(※) 内閣府通知で民間事業者に取り扱わせることができると整理された窓口業務のいずれかを委託している団体数

総合窓口の導入状況

平成31年4月1日時点

住民等からの各種申請等（戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等）に関する受付部署を複数部署から1部署に集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完結する取組。

	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	236団体	1,741団体	13.6%
指定都市	9団体	20団体	45.0%
特別区	7団体	23団体	30.4%
中核市	18団体	58団体	31.0%
指定都市・中核市以外の市	118団体	714団体	16.6%
町村	84団体	926団体	9.1%

庶務業務の集約化に関する実施状況について

平成31年4月1日時点

人事・給与・旅費・福利厚生等の庶務業務について、庶務事務システム等を使用して発生源入力を行い、審査確認等の担当部局を集約し、各部局の庶務担当者の業務を削減する取組を行っていることをいう。

	導入団体数	市区町村数	割合
都道府県	46団体	47団体	97.8%
全市区町村	515団体	1,741団体	29.6%
指定都市	17団体	20団体	85.0%
特別区	23団体	23団体	100.0%
中核市	34団体	58団体	58.6%
指定都市・中核市以外の市	280団体	714団体	39.2%
町村	161団体	926団体	17.4%

- 地方税の未徴収額は、徴収率の向上等により低下傾向にあるものの、未だ年間2,500億円程度生じており、平成30年度末残高は8,200億円程度。
- 住民あたりの行政経費は地方公共団体によって大きな開きが存在※。高コストとなっている団体は、行政経費を低く抑えている団体を参考に、歳出改革に取り組む必要。

※地理的条件、政令指定都市の有無といった要因には留意が必要。

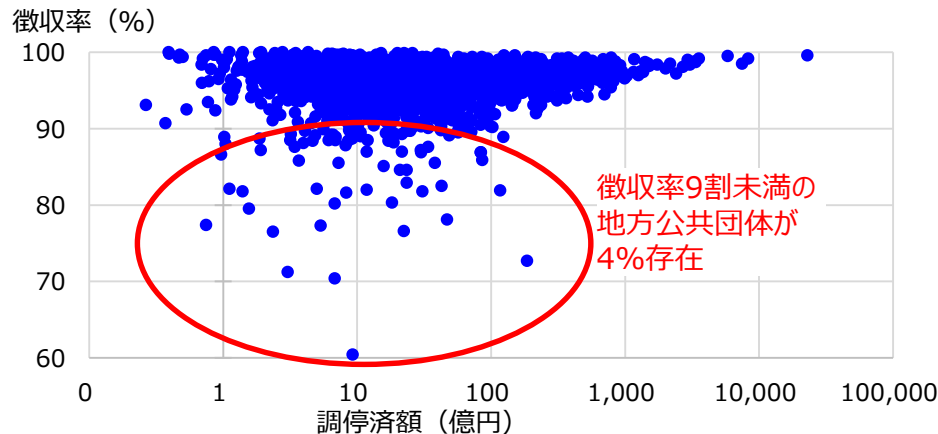
◆ 地方の税徴収率と未徴収額

【単位：億円】

区 分	現年課税未徴収額（下段括弧書きは徴収率）					現年＋滞納繰越 未徴収額（H30）
	H26	H27	H28	H29	H30	
道府県税	1,267 (99.2%)	1,080 (99.4%)	984 (99.5%)	869 (99.5%)	842 (99.5%)	2,345 (98.7%)
市町村税	2,342 (98.9%)	2,044 (99.0%)	1,843 (99.1%)	1,680 (99.2%)	1,621 (99.3%)	5,821 (97.5%)
合 計	3,609	3,124	2,828	2,549	2,464	8,167

（出所）地方税に関する統計等（総務省HP）より作成。

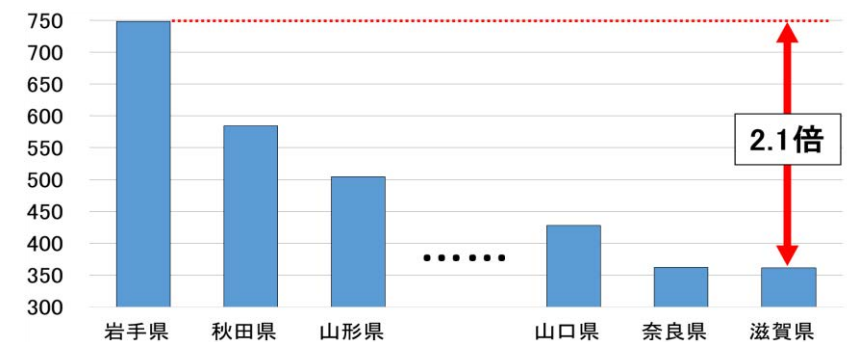
◆ 市町村別税徴収率（H30現年課税＋滞納繰越分）



（出所）地方税に関する統計等（総務省HP）より作成。

◆ 住民1人当たり行政コスト（住民100～150万の都道府県比較）

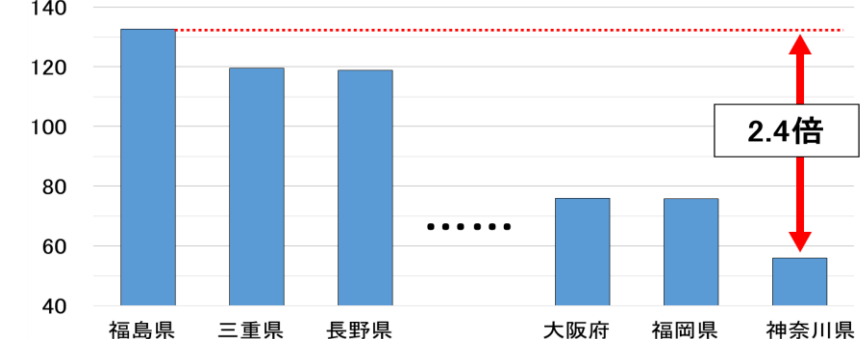
1人あたり行政コスト（千円）



※1人あたり行政コスト＝H30年度歳出決算額／都道府県人口
（出所）平成30年度財政状況資料集（総務省HP）より作成。

◆ 住民1人当たり人件費（財政力指数0.5～1.0の都道府県比較）

1人あたり人件費（千円）



※1人あたり人件費＝H30年度人件費決算額／都道府県人口
（出所）平成30年度財政状況資料集（総務省HP）より作成。

- 地方財政計画には、内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在。
- 地方単独事業（ソフト）の決算額内訳が示されたことは、「見える化」の観点から重要な一歩であるものの、公表された内容はデータのみであることから、政策効果について言及するなど見える化された情報を活用していくべき。
- 「見える化」にあたっては、令和２年度から制度が開始された会計年度任用職員に係る経費や、地方公共団体の業務システムの統一・標準化への対応として情報システムに要する経費などの施策横断的な経費についても対応していく必要。

◆ 地方財政計画（令和３年度）

歳出 89.6兆円

給与関係費 20.2兆円	
一般行政経費（補助等） 24.4兆円	
一般行政経費（単独） 14.8兆円	
まち・ひと・しごと創生事業費 1.0兆円	
地域社会再生事業費 0.4兆円	
地域デジタル社会推進費 0.2兆円	
投資的経費（補助等） 5.7兆円	
投資的経費（単独） 6.2兆円	
公債費 11.6兆円	
その他 5.1兆円	

枠
計
上

◆ 地方単独事業（ソフト）の決算額（平成30年度）

合計 21.8兆円

民生費 6.5兆円	
社会福祉費 2.6兆円	
老人福祉費 2.0兆円	
児童福祉費 1.9兆円	
商工費 3.9兆円	
教育費 3.5兆円	
衛生費 2.7兆円	
総務費 2.7兆円	
その他 2.4兆円	

（主なもの）

・国保事業（含む法定外一般会計繰入金0.3兆円）	1.6兆円
・後期高齢者医療 ・介護保険	0.9兆円 0.5兆円
・公立・私立保育所等（国による補助対象外または上乗せ） ・児童への医療費助成（含む小学生以上への助成0.1兆円）	0.7兆円 0.3兆円
・制度融資	2.7兆円
・学校給食費 ・私立高校助成費 ・学校施設管理（小中高）	0.6兆円 0.3兆円 0.3兆円
・廃棄物対策事業（産業廃棄物対策・ゴミ収集等） ・公立病院等	1.0兆円 0.3兆円
・税務徴収費（含むふるさと納税関係経費0.3兆円） ・庁舎管理	0.6兆円 0.3兆円

（施策横断的経費）

会計年度任用職員に要する経費
情報システムに要する経費
等

（出所）地方単独事業（ソフト）の決算額の状況「歳出小区分別決算額（平成30年度）をもとに作成

（注１）金額は都道府県・市町村の純計額

（注２）会計年度任用職員とは一会計年度を越えない範囲内でおかれる非常勤職員

※ 令和２年度徴収猶予の特例分（0.2兆円）を除いている。

- 地方創生や地域社会のデジタル化の推進といった政策目標の達成につながっているか検証すべく成果の見える化を行いつつ、地方公共団体の努力を短期集中的に支援していく枠組みを徹底すべき。

◆ まち・ひと・しごと創生事業費 １兆円

① 地方の元気創造事業費：４，０００億円程度（うち１００億円程度は特別交付税）

行革努力分：２，０００億円程度の指標	地域経済活性化分：１，９００億円程度の指標
ラスパレス指数、経常的経費削減率、地方税徴収率、業務システムに対するクラウド導入率	第一次産業（農業）産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、延べ宿泊者数、若年者就業率、女性就業率、従業者数、事業所数、一人当たり県民所得（地方税収）

② 人口減少等特別対策事業費：６，０００億円程度

取組の必要度：３，６００億円程度の指標	取組の成果：２，４００億円程度の指標
人口増減率、転出入者人口比率、年少者人口比率、自然増減率、若年者就業率、女性就業率、有効求人倍率、一人当たり各産業の売上高	人口増減率、出生率、年少者人口比率、東京圏への転出入人口比率、転出入者人口比率、県内大学・短大進学者割合、新規学卒者の県内就職割合、若年者就業率、女性就業率

◆ 地域社会再生事業費 ４，２００億円

人口構造の変化に応じた指標	人口集積の度合いに応じた指標
人口減少率、年少人口比率、高齢者人口比率、生産年齢人口減少比率	非人口集中地区人口比率

◆ 地域デジタル社会推進費 ２，０００億円

地域住民を主な対象とする取組に係る指標	地域企業を主な対象とする取組に係る指標
高齢者人口、障害者手帳交付台帳登載人口	事業所数、一次産業事業所数、中小企業数

- 令和３年度中に公共施設等総合管理計画の見直しを行い、長寿命化対策の効果額等を計画に盛り込むよう通知が行われたことは前進。地方公共団体は、コスト等をより一層意識した計画の作成・実施を行っていくべき。
- その際、複合化・共用化などを含めた部局横断的な実効計画を作成し、コストの最適化を図る必要。

◆ 令和３年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（令和３年１月26日 総務省自治財政局財務調査課長通知）抄

第一 総合管理計画の見直しについて

二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

1 必須事項

② 維持管理・更新等に係る経費

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等を評価するために不可欠な要素であるため、盛り込む必要があること。また、既に総合管理計画に盛り込まれている場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ、精緻化を図ること。

- ・ 現在要している維持管理経費
- ・ 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・ 長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・ 対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

以下の事項は、総合管理計画が、地方公共団体の有する全ての公共施設等についての基本方針を定める計画であることを踏まえ、盛り込む必要があること。

- ・ 公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止）に係る方針
- ・ 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

2 記載が望ましい事項

① 数値目標

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等の評価に資することから、盛り込むことが望ましいこと。

- ・ 計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標
- ・ トータルコストの縮減・平準化に関する目標 等

◆ 公共施設等総合管理計画における維持管理・更新等に係る経費の記載状況（令和２年３月31日時点）
（団体数）

区分	現在要している維持管理経費	施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み	長寿命化対策を反映した場合の見込み	長寿命化対策による経費削減効果額
都道府県（47団体）	25（53%）	39（83%）	23（49%）	18（38%）
指定都市（20団体）	19（95%）	17（85%）	19（95%）	12（60%）
市区町村（1,719団体）	1,463（85%）	1,619（94%）	513（30%）	408（24%）

◆ 公共施設等総合管理計画におけるPDCAサイクルの記載

計画によって項目の記載内容にばらつきがある。例えばPDCAサイクルの推進方針の記載を見ると、A県では個別施設計画の毎年の検証や公共施設等管理計画を５年目途で評価を行うことが規定されている。

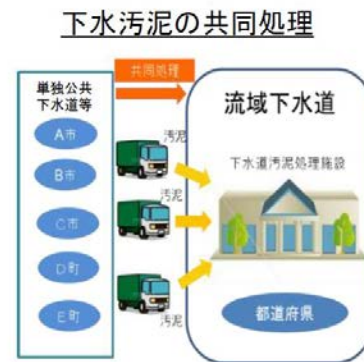
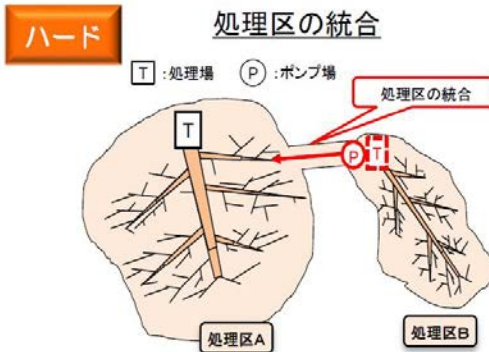
一方、B県ではPDCAサイクルの実施について規定されているものの、実施期間等の具体的な内容については記載されていない。

	公共施設等管理計画の記載
A県	毎年度、個別施設計画の策定・実施状況等の検証を行うとともに、概ね5年を目途に計画的な管理に関する基本的な方針に対する取組状況について評価を行い、必要に応じて本方針を見直すなど、PDCAサイクルの手法を活用した継続的な取組を行う。
B県	PDCAサイクルを活用し、取組み成果の評価、効果の検証を行いながら、継続的な取組を行う。

- 人口減少に伴う使用料収入の減少や既存施設の更新需要の高まりは、多くの下水道事業が直面している課題。特に、人口減少が著しい地域の中小規模の公営企業においてはより深刻であり、将来にわたって住民サービスの提供を続けていくことは、ますます厳しくなる見込み。
- 下水道処理という公的機能を今後も維持するには、既存事業の単なる延命にならないよう、広域化・共同化計画の策定及びその実行を通じて、施設のダウンサイジング、経営の効率化を一層進めていく必要がある。

◆ 下水道事業における広域化・共同化のパターン

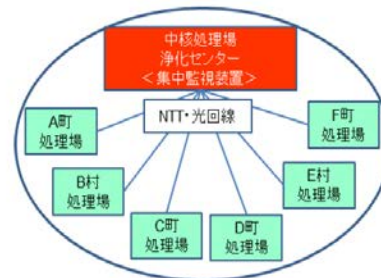
国交省資料



ソフト 維持管理業務の共同化



ICT活用による集中管理



◆ A市における広域化の事例

【取組の概要】

供用開始から約20年を迎え、老朽化に伴う更新時期を迎えていた2か所の農業集落排水について、**終末処理場を廃止**し、公共下水道へ接続するための中継ポンプ場に改築。

【取組の効果】

- ・ 処理場改築費 ▲21,086 千円/年
- ・ 統合建設費 + 4,313 千円/年
- ・ 維持管理費 ▲10,313 千円/年

削減効果額 ▲27,086 千円/年

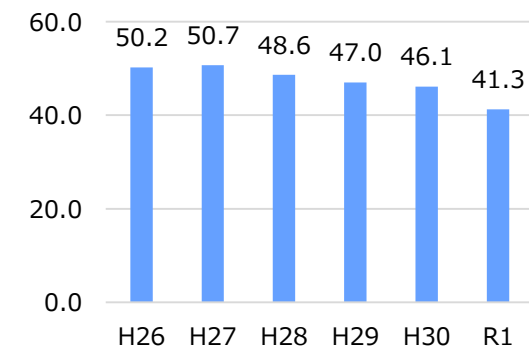
(出所) 総務省「下水道事業・先進的取組事例集」

◆ 改革工程表2020における記載

都道府県に対し、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じて多様な P P P / P F I の活用を盛り込んだ広域化・共同化計画を2022年度までに策定するよう要請。

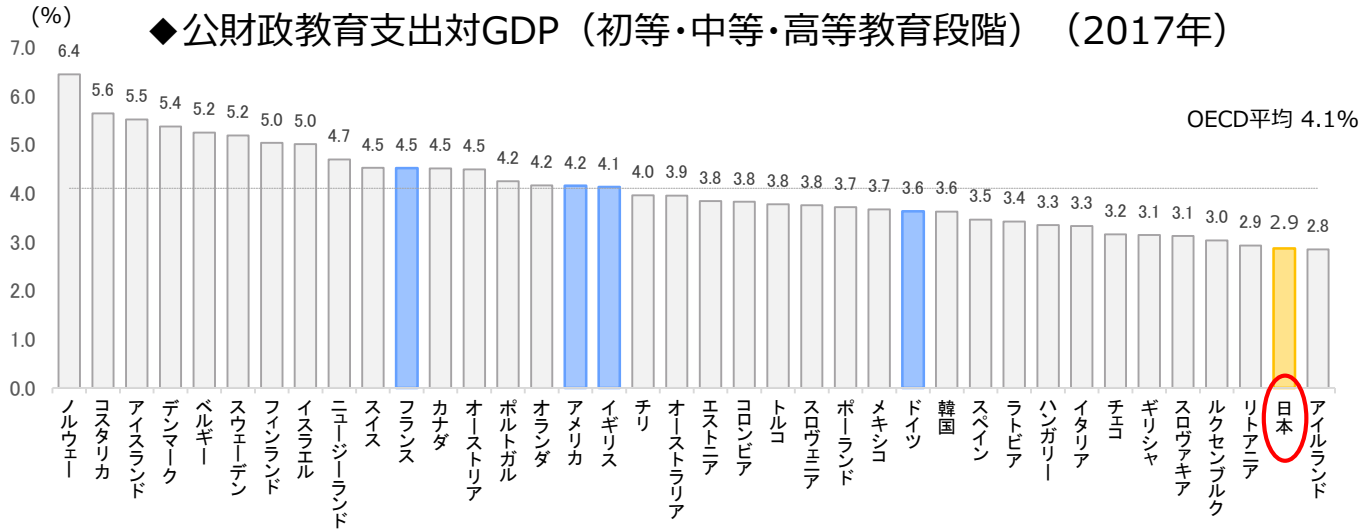
規模データ	人口(人)	面積(ha)	密度(人/ha)
行政区区域内	204,785	57,299	3.6
処理区域内(公共下水道)	152,213	4,339	35.1
処理区域内(農業)	23,274	1,281	18.2

◆ A市の下水道事業への繰出金の推移(億円)



(出所) 総務省「地方公営企業決算状況調査」(年度)

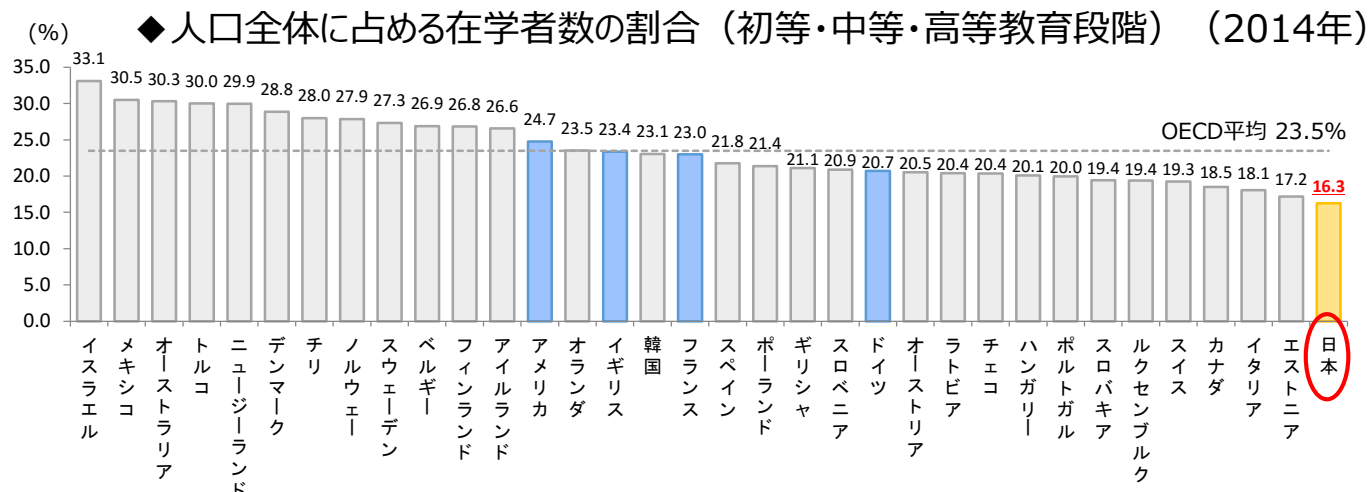
- 日本の公財政教育支出の対GDP比は、OECD諸国の中で低いとの指摘がある。
- しかしながら、日本の子供の割合もOECD諸国の中で低い。



公財政教育支出GDP比

日本 2.9% ← 7割

OECD平均 4.1%



在学者／総人口

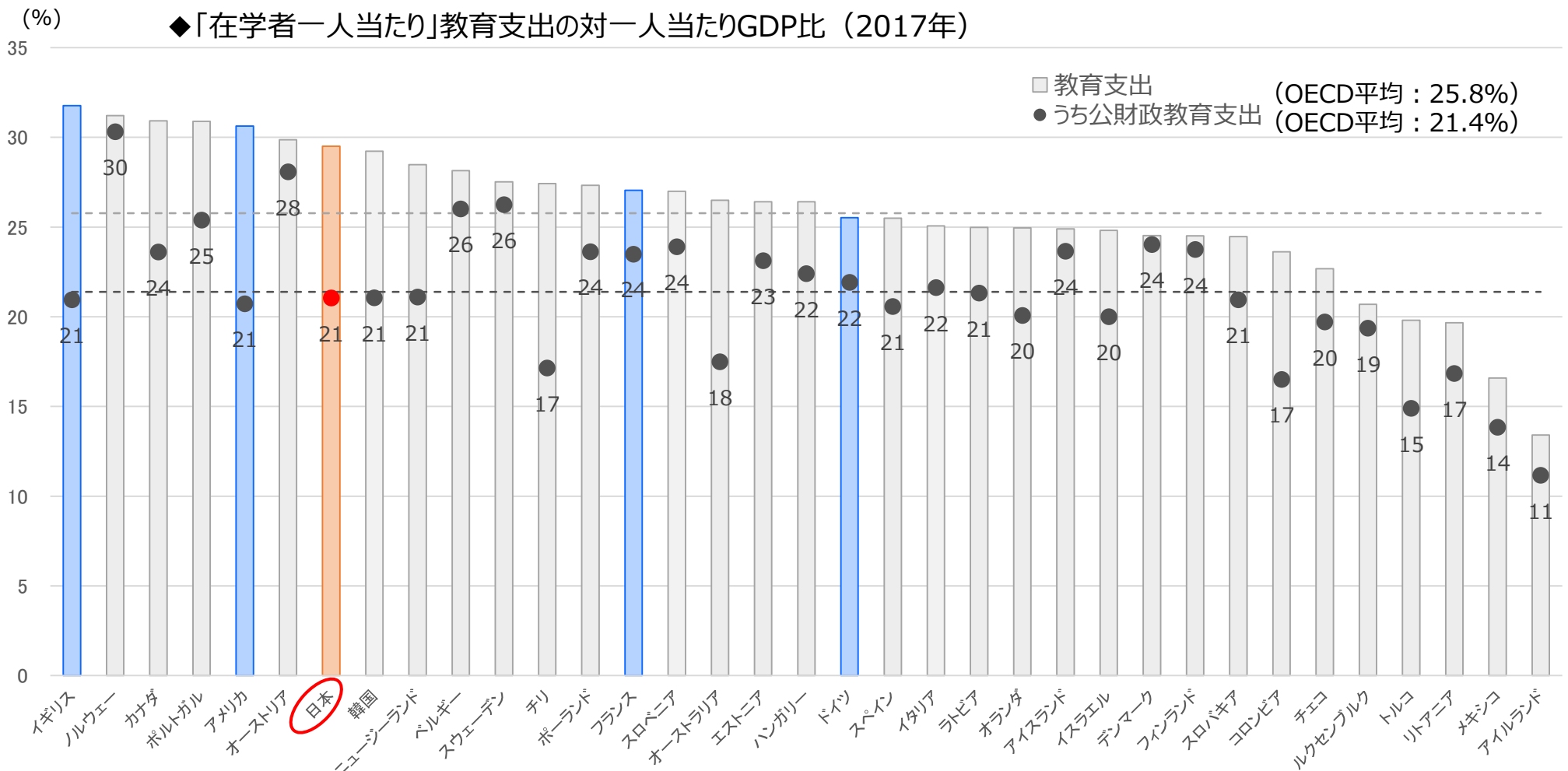
日本 16.3% ← 7割

OECD平均 23.5%

「一人当たり」の教育支出はOECD諸国と遜色ない水準

資料Ⅱ－３－２

○ 教育は子供一人ひとりに対するものであるという観点から、一人当たりで見れば、OECD諸国と比べて、私費負担を含めた教育支出全体は高い水準にある。このうち公財政教育支出に限っても遜色ない水準。



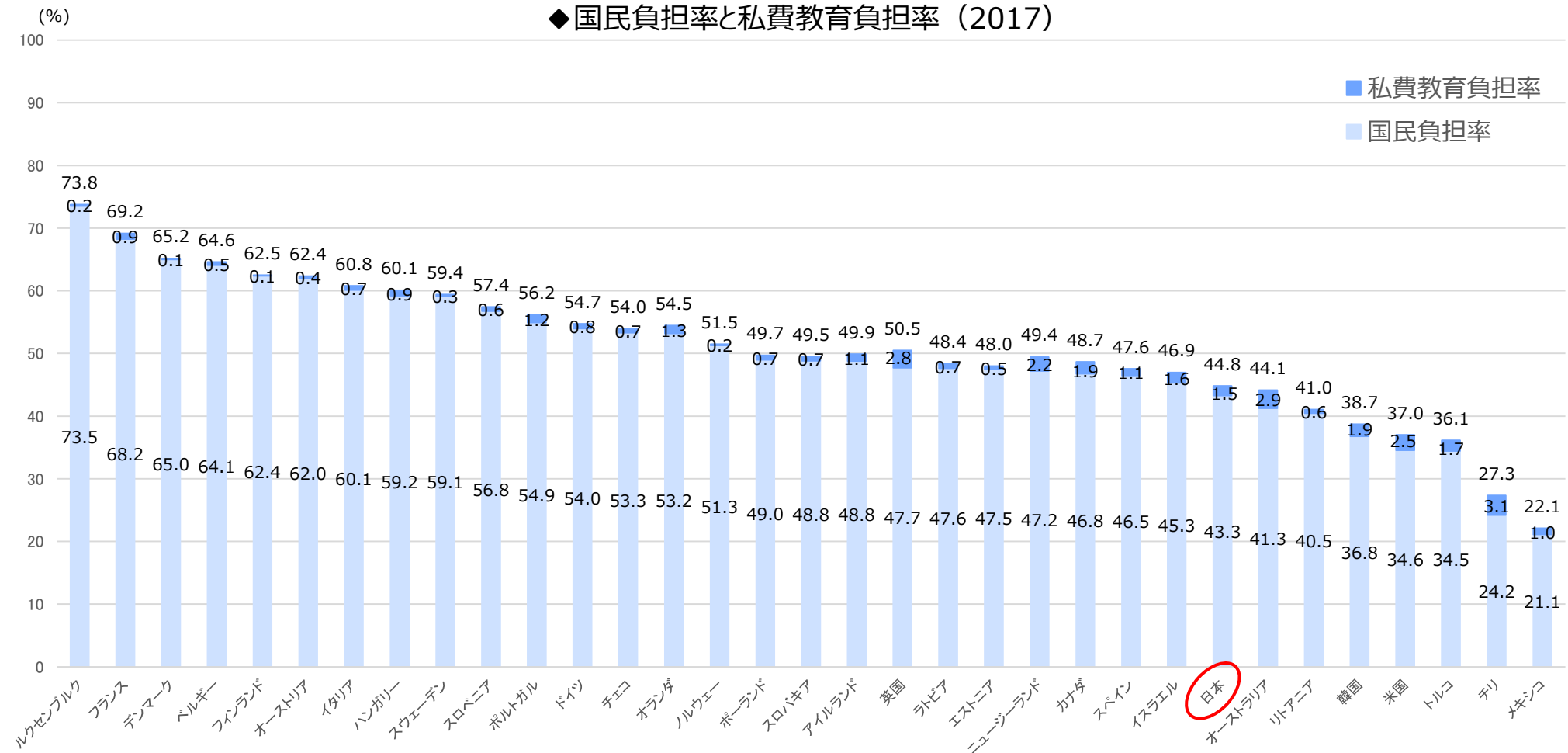
(注1) 公財政教育支出は教育支出に「教育機関に対する公財政支出の割合（最終資金）」を乗じて算出。いずれも教育機関に対する支出。

(注2) OECD平均の値は、計数が取れず算出不能である国を除いた加盟国の平均値。

(出所) OECD「Education at a Glance 2020」

○ 教育に係る私費負担の多寡を議論するのであれば、国民負担率の水準も併せて考慮する必要がある。国民負担率は、OECD諸国の中で低い水準。

◆ 国民負担率と私費教育負担率（2017）



(注) 私費教育負担は、教育機関への年間支出のうちの私費負担分であり、私費教育負担率は「私費教育負担額÷国民所得」により算出。
 (出所) 内閣府「国民経済計算」、OECD「Education at a Glance 2020」OECD「National Accounts」、OECD「Revenue Statistics」等

- 義務標準法を改正し、小学校について、学級編制の標準を令和3年度から5年かけて35人に引下げ。
(小2から各年度1学年ずつ35人学級を進める(小1は既に35人学級)。)
- 5年間で13,574人の定数改善を措置。加配定数の一部を含む合理化減等(12,580人)を活用。
- 義務標準法改正法の附則において、
 - ① 学級規模の引下げが学力の育成その他の教育活動に与える影響の実証研究
 - ② 外部人材の活用の効果に関する実証研究
 - ③ 教員免許制度その他教員の質に関する制度のあり方に関する検討を行うことを規定。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(抄)

附 則

(検討)

第三条 政府は、公立の義務教育諸学校(標準法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下この条において同じ。)における教育水準の維持向上のためには、学級規模及び教職員の配置の適正化を図ることに加え、多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行うとともに、教員以外の教育活動を支援する人材(以下この条において「外部人材」という。)を活用することが重要であることに鑑み、この法律の施行後速やかに、**学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うとともに、教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い**、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 認知能力（学力）のほか、非認知能力、いじめ・暴力、不登校等への影響を含む教育効果について、先行研究も踏まえ、専門家による実証研究を行う必要。その際、数値化が困難な定性的な効果についても、主観的評価にとどまらず、エビデンスに基づき客観的分析を行うべき。同時に、代替手段の費用対効果との比較を行うことも重要。
- 効果検証に資するよう、学力・学習状況調査等について、学術的な知見を踏まえた調査に改善すべき。

◆少人数学級の効果に関する先行研究の例

○認知能力・非認知能力

- ・学力については小さいながらも効果が認められた一方で、学級規模の縮小は、非認知能力を改善する効果は認められなかった。
（『クラスサイズ縮小の認知能力及び非認知能力への効果』2019.5 伊藤 中室 山口）
- ・平均SESが低い学校において学級規模の縮小が学力の向上に有意な影響を与えているのに対し、平均SESが高い学校では有意な学級規模効果は確認されないことが明らかとなった。
（『学級規模の縮小は中学生の学力を向上させるのか—全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した実証分析—』（2016.3 妹尾、北條）

○いじめ・暴力

- ・小学校のいじめや暴力、中学校では統計的に有意な因果効果は確認できず、中学校では非常勤加配教員の配置も同様であった。すなわち、いじめ、暴力、不登校と一括りにされがちな問題ではあるが、それらを解決するための方法は同じではなく、いじめや暴力、あるいは中学校に入学した後に生じた問題を、単純に教員の数を増加させることで解決しようとするのは困難であり、スクールカウンセラーや臨床心理士など、いじめ・暴力・不登校などの問題の解決に適した専門家を配置するなど他の政策オプションと比較する必要がある。
（『少人数学級はいじめ・暴力・不登校を減らすのか』2017.3 中室）

○不登校

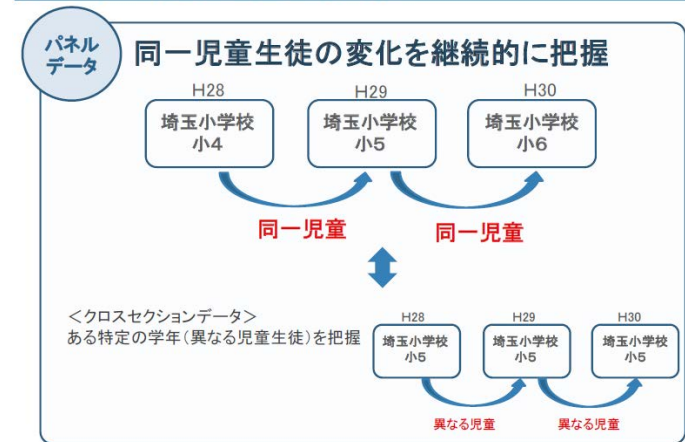
- ・学級規模を縮小させれば、小学校の不登校を減少させる因果効果があることが示された。また、非常勤加配教員の配置も、不登校数の減少に大きく貢献している可能性も示されている。この意味では、現在、不登校生徒数の多い学校や学級に、教員や非常勤加配教員を多く配置するのは有効である。
（『少人数学級はいじめ・暴力・不登校を減らすのか』2017.3 中室）

◆埼玉県学調について

特徴

- 一人一人の学力の伸び（変化）を継続して把握することのできる自治体初の調査
- 非認知能力・学習方略にも注目して調査を実施

埼玉県学力・学習状況調査の概要・特徴



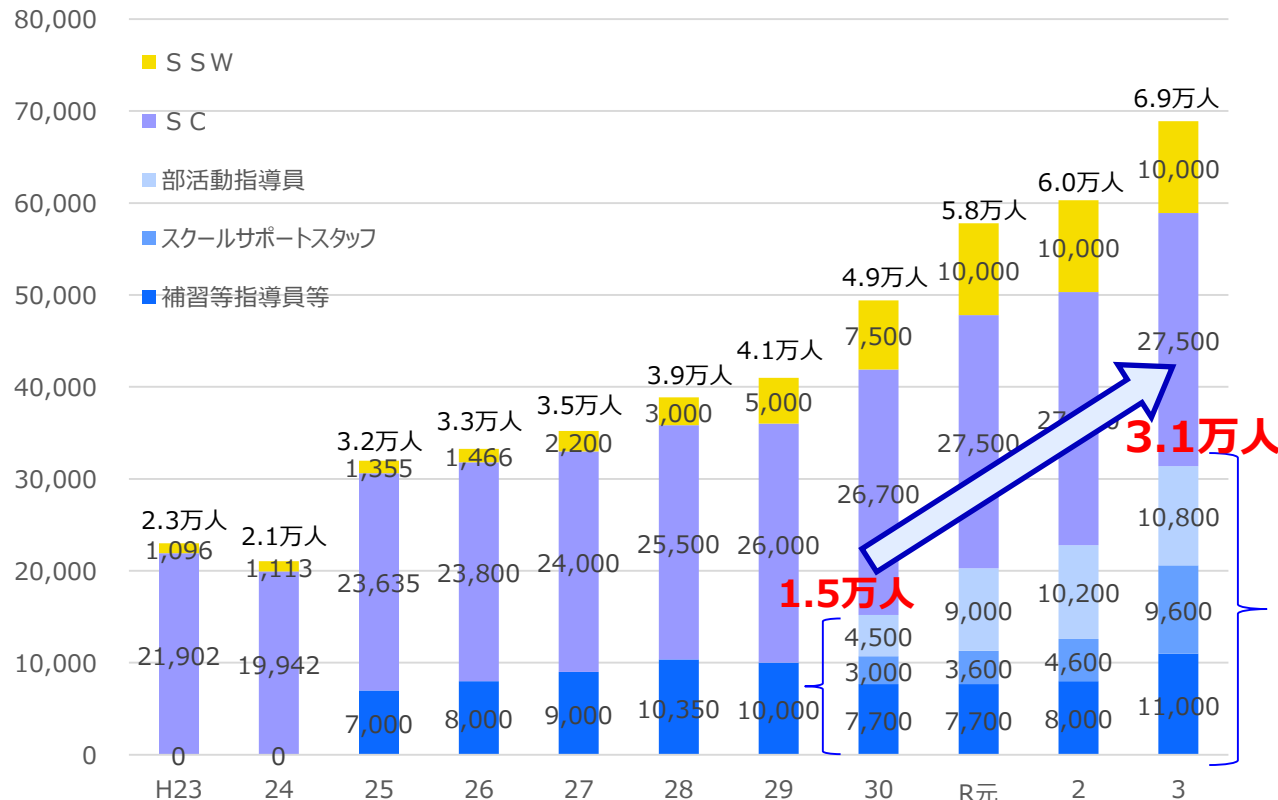
（出所）埼玉県学力・学習状況調査とE B P M

- 児童生徒IDにより、同一児童生徒の学力変化を測定
- 効果を上げた学級・教員（教員の付加価値（質））が把握・算出可能（→効果的な取組を共有）
- ※ 教員IDは付与されておらず同一教員の付加価値が研修によって変化するかは把握できない。

- (出所) 新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会(第6回)会議資料
「資料2-1 公立小中学校等の学級編制及び教職員定数の仕組み」

- 令和３年度の外部人材（補習等指導員等、スクールサポートスタッフ、部活動指導員）の予算人員は3.1万人と、児童生徒数が減少傾向の中、３年前と比較し２倍以上の予算人員に増加。適正な配置のあり方を含めた効果検証が必要。
- 中学校の部活動については、令和５年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとされている。早期移行を図るとともに、平日の部活動についても地域移行を推進すべき。

◆外部人材等の予算人員の推移（小中学校）



◆学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（抜粋）
（出所）学校における働き方改革推進本部（第４回）資料

○具体的な方策

1. 休日の部活動の段階的な地域移行（学校部活動から地域部活動への転換）

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として**地域人材が担う**こととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、**令和５年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。**

（地域部活動の運営主体）

- ・こうした**地域団体において**地域部活動の運営を担う人材や指導者を確保しつつ、当該団体の責任の下で、生徒の安全の確保や指導者への謝金の管理など、**地域部活動の管理運営**が行われることについて、生徒、保護者等の理解を得ることが望ましい。

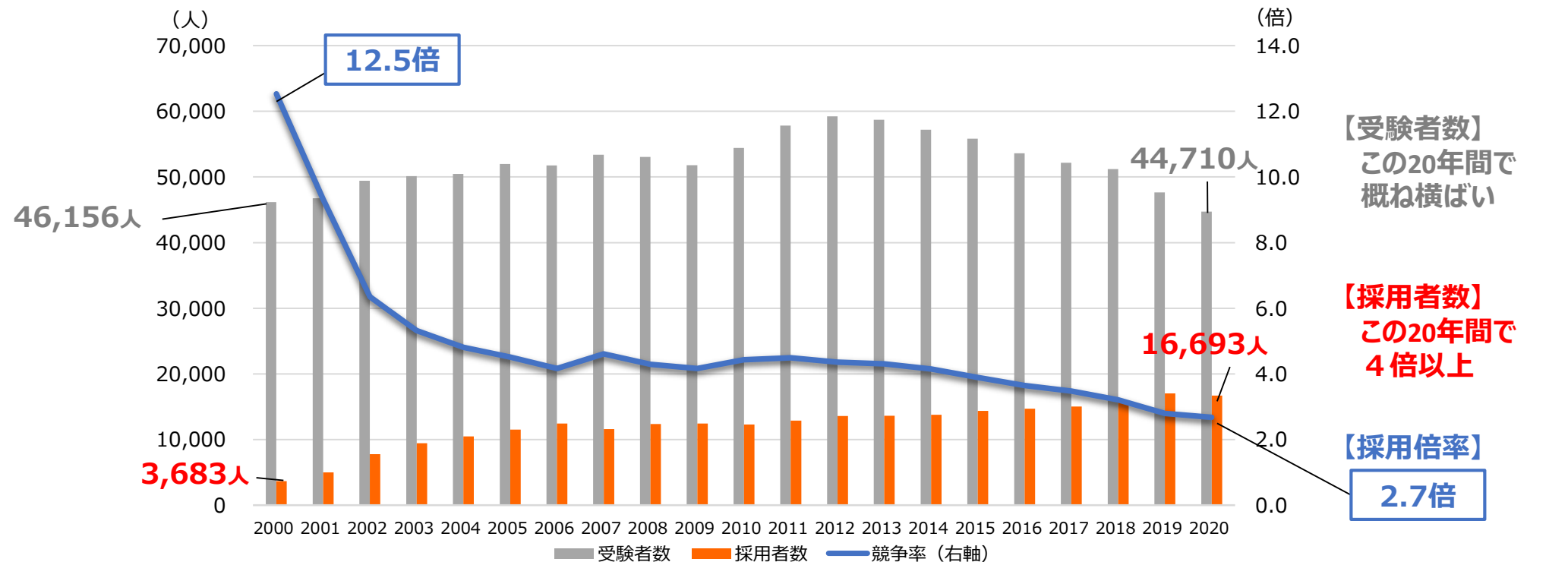
（休日の指導等を担う地域人材の確保）

- ・地域部活動において**休日の指導を希望する教師は**、教師としての立場で従事するのではなく、**兼職兼業の許可を得た上で**、地域部活動の運営主体の下で**従事することとなる**。**令和３年度以降**教育委員会において兼職兼業の許可の仕組みを**適切に運用できるよう、今年度中に兼職兼業の考え方や労働時間管理、割増賃金の支払い等について整理を示す**こととする。

※平成29年度までの「補習等指導員等」には、「スクールサポートスタッフ」及び「部活動に係る外部指導者」が内数として含まれている。
 ※令和２年度一次補正予算及び令和２年度二次補正予算で措置した新型コロナウイルス対策のための外部人材（スクールサポートスタッフ等）は含まない。
 ※東日本大震災のための緊急ＳＣ等活用事業による配置人員は除く。
 ※ＳＣ及びＳＳＷは、一学校（区）あたり一人として予算人員をカウント。

- 教員の採用倍率は採用者数の増加により大幅に低下（小学校は過去最低の2.7倍）。
- 大量退職の当面の継続、少子化に伴う新社会人の減少を踏まえれば、教員の質の確保が急務の課題。

◆受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）の推移【小学校】



（出所）令和2年度公立学校教員採用選考試験の実施状況に係る文部科学省調査

令和2年度の採用倍率（小学校）の全国平均は2.7倍となっており、11県では、2.0倍未満となっている。

（佐賀県、長崎県：1.4倍、富山県、福岡県：1.6倍、福島県、広島県：1.7倍、山形県、山口県、大分県、宮崎県：1.8倍、山梨県：1.9倍）

- 社会人等が教育現場に参画するため多様なルートが設けられているとされるが、「特別非常勤講師」制度による小中学校での兼業・副業は減少。「特別免許状」による正規職員の採用も非常に低調。新卒中心の教員養成システムを前提とした現在の教育現場（教育委員会等）は、中途採用には積極的ではない傾向。
- 他方、採用倍率が低下する中、教員の質を確保するためには、多様な知識・経験を有する人材が教育現場に参画することが不可欠。一定の基準を満たす社会人経験者に対し、教育委員会ではなく国が免許を授与するなど、社会人経験を経て教員になるルートを抜本的に拡充するための新たな仕組みを検討すべきではないか。

民間企業等勤務経験者（免許なし）の教育現場へのルートと現状

兼業・副業等

特別非常勤講師

民間企業等勤務経験者等の専門的な知識・経験を活かし、兼業・副業等で学校現場に定期的に参画し、授業の一部を単独で行う。

転職等

普通免許状（10年更新、全国で活用可能）

- 教員資格認定試験（小学校（２種）） 【R2：受験者数742、合格者数167】
毎年9～12月に実施される2次にわたる試験（筆記・模擬授業等）により取得可能
- 教職特別課程（中学校、高等学校、特別支援学校）
教科に関する科目を既に修得している者等が教職に関する科目のみを1年間の課程で履修することにより取得可能
- 通信制の教職課程（全学校種）
2～4年間の通信制の教職課程で取得可能

特別免許状（10年更新、都道府県内のみ活用可能）

専門的な知識・経験を持つ場合に、勤務しようとする学校等からの推薦に基づき、都道府県の基準に基づき行われる教育職員検定に合格することで免許の取得が可能

臨時免許状（3年更新なし、都道府県内のみ活用可能）

普通免許状所持者を採用できない場合に、都道府県の基準に基づき行われる教育職員検定に合格することで免許の取得が可能

◆特別非常勤講師の届出数の推移（小学校・中学校）

	H16	H21	H26	H30	対H16比
小学校	8,881	6,150	4,730	4,235	▲4,646
中学校	3,649	3,038	2,495	2,505	▲1,144
合計	12,530	9,188	7,225	6,740	▲5,790 (▲46%)

◆小学校教員採用者における民間企業等勤務経験者数（令和2年度）

採用者（人）	うち民間企業等勤務経験者（人）	割合
16,693	465	2.8%

◆教員免許状の授与件数（平成30年度）

区分	普通免許状（人）	特別免許状（人）	特別免許状（割合）
小学校	28,786	13 (うち公立8)	0.05%
中学校	48,226	58 (うち公立11)	0.12%
高等学校	58,435	125 (うち公立48)	0.21%
計	135,447	196 (うち公立67)	0.14%

- G I G Aスクール構想における一人一台端末については、全自治体等のうち1,769自治体等（97.6%）が令和2年度内に納品を完了する見込み。
- 校内通信ネットワーク環境の整備状況については、本年4月末までに多くの自治体等（97.9%）で校内ネットワーク整備が完了予定。

1. 端末の整備に関する状況

○ 納品完了時期

全自治体等のうち **1,769自治体等（97.6 %）** が令和2年度内に納品を完了する見込み

※「納品完了」とは児童生徒の手に端末が渡り、インターネットの整備を含めて学校での利用が可能となる状態を指す。

（自治体等数）

令和元年度 までに整備済	年内に納品済み (387自治体等・21.4%)					年度内に納品 (1,359自治体等・75.0%)			4月以降納品
	4～8月まで に納品済	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
23 (1.3%)	29 (1.6%)	28 (1.5%)	56 (3.1%)	67 (3.7%)	207 (11.4%)	135 (7.5%)	364 (20.1%)	860 (47.5%)	43 (2.4%)

○ 今年度内に納品が完了しない自治体等について

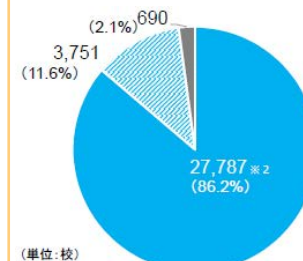
※「納品完了」とは児童生徒の手に端末が渡り、インターネットの整備を含めて学校での利用が可能となる状態を指す。

全自治体等のうち **43自治体等（2.4 %）** が令和2年度内に納品が完了しない見込み

令和2年度内に納品が完了しない理由

- 入札の公示等はしたが不調になった 6自治体等
 - 端末への需給のひっ迫等による納期遅延 13自治体等
 - その他 24自治体等
 - OSの選定や仕様の決定、関係者との調整に期間を要し発注時期が遅くなった
 - 機器納品後のキッティング、端末設定に時間を要する
 - 端末本体は納品予定であるものの、インターネット接続回線の開通までに一定期間を要する
- 等

2. 校内ネットワーク環境の現状



- 供用開始済み
- 整備中(4月中に供用開始)
- 整備中(5月以降に供用開始)

- ・本年度内に供用開始
27,787校 (86.2%)
- ・本年4月末までに供用開始
31,538校 (97.9%)

※1 整備しない学校559校を除く。整備しない理由は、統廃合予定、校舎の改築予定、未光地域、小規模校のため既存で対応、休校中 等。

※2 供用開始済み 27,787校の内訳

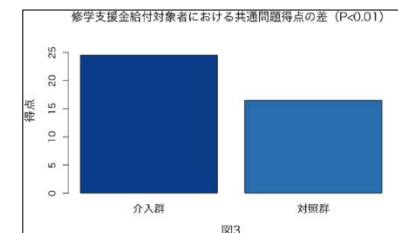
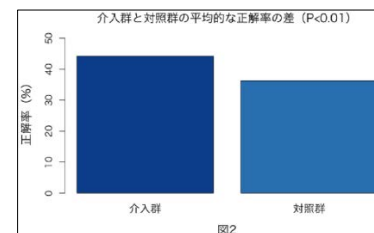
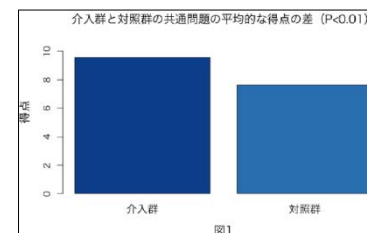
3月までに整備を完了し供用開始	24,701校
GIGAスクール構想以前に整備済み	1,934校
LTE端末で対応	1,152校

- 従来型の一斉授業を前提とした「チョーク・アンド・トーク」の延長線上ではなく、端末1人1台を活用した新しい授業（TeachingからCoachingへ）を目指す必要。
- AIドリル、宿題・テストのデジタル化、学習動画の活用等は、児童生徒に個別最適化した質の高い教育を提供するとともに、授業効率がアップし、教員の負担軽減にもつながる。
- EBPMの観点からエビデンスを積み重ねつつ施策を進めていくため、ランダム化比較試験を推進すべき。

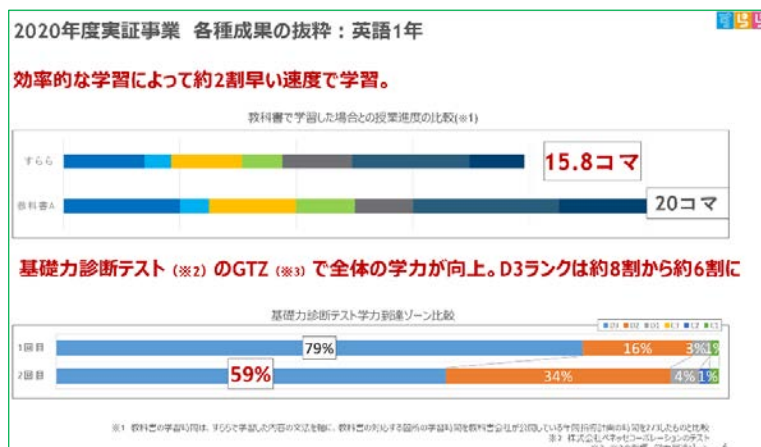
◆AI教材の活用成果例

◆全国知事会によるランダム化比較試験 （『ICTとAIドリルを用いた学力への効果検証』（抜粋））

- 本実証研究では、**6都道府県の8公立高校**の1年生を対象として、2020年12月～2021年2月までの3か月間、数学の授業内で**AIドリル「キュービナ」**を利用するクラス（ここでは**介入群**と呼称）、**利用しないクラス（対照群**と呼称）にわけ、**ICTとAIドリルの利用が学力向上に資するかどうかを検証**した。
- 今回の分析では、6都道府県の8公立高校の約637名の生徒を、介入群（9クラス、N=297）と対照群（10クラス、N=340）にランダムに割り付けた**クラスターランダム化比較試験**によって評価を行いました。
- 図1は、介入が終了した3月に実施した学力テストの点数を介入群と対照群で比較したものです。採択している教科書の違いを考慮して、計20問の問題のうち、10問は共通問題、10問は各学校によって異なる問題を出題しています。8校に共通した10問のみを切り出してみても、**介入群の方が対照群よりも約4.5%高い**ことがわかります。これは、1%水準で統計的に有意な差です。
- 図2では、各学校で異なる問題も含めた20問の学力テストの点数を介入群対照群で比較したものです。こちらも**介入群のほうが7.9%高くなっており**、1%水準で統計的に有意です。なお、12月に実施した学力調査では、介入群と対照群には統計的に有意な差はありませんでした。このことから、この間のICTとAIドリルの導入は、生徒の学力を高める効果があると言えます。
- 図3は、高等学校就学支援金制度の対象となっている生徒に対する影響を見たものです。1をとる二値変数の交互作用効果を見たものになります。**就学支援金受給の介入群の学力テストの点数は18.5%高く、ICTとAIドリルの使用は、経済困窮世帯の生徒に特に大きく、家庭の社会的経済状況等による教育格差の是正に対し有効である可能性**が示唆されました。



（出所）全国知事会HP：第5回これからの高等学校教育のあり方研究会（令和3年3月24日）



（出所）成果報告会「AI教材すらら」の公立学校への導入と発展

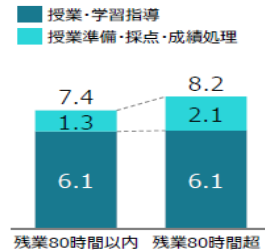
- 教員の働き方改革については、教員にしかできない業務への精選・他の業務の外部化、外部人材の活用に加え、校務支援システムを含むICTの活用等による業務効率化が重要。
- 各学校の業務実態を把握し、効率化余地や改善に向けたプランを構築する「学校BPR（Business Process Re-engineering）」を進めるべき。

◆働き方改革における課題

① 業務時間の内訳

学習指導関連(時間/日)

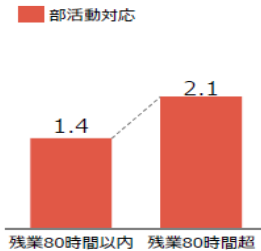
授業をはじめとした学習指導に費やす時間は変わらない一方で、**学習指導前後の業務**に大きな差が発生



EdTechで解決できる領域

部活動対応(時間/日)

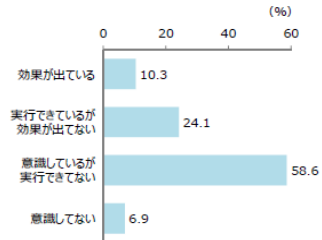
平日だけで約**1.5倍**を費やしており、これに**休日対応(試合等)**が加わると更に差は広がる見込み



そもそも部活動の是非を要議論
また部活動支援サービスにも期待

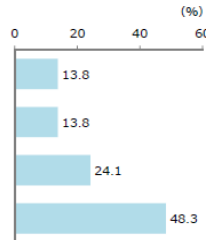
② 教員の意識

働き方改革を評価する 仕組み・雰囲気 (%)



働き方改革を意識はし始めている一方で、実際の仕組みには反映されていないのが現状

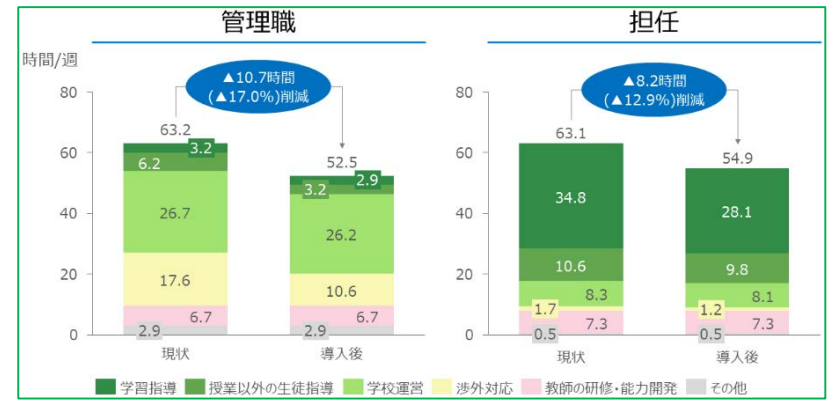
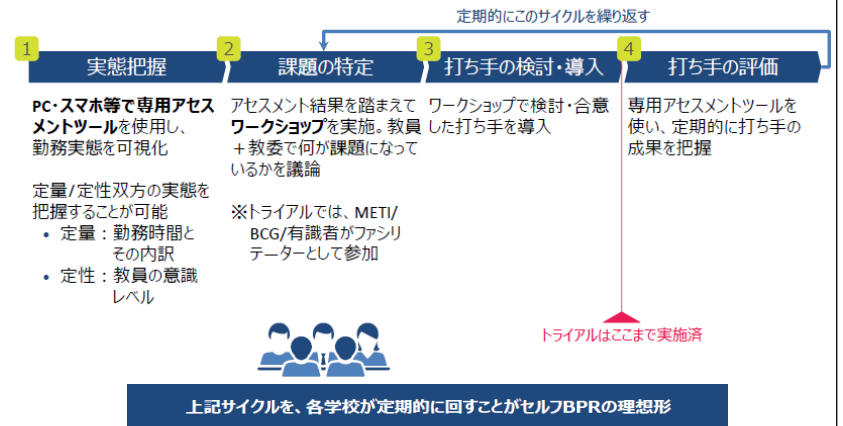
ITツールによる コミュニケーション効率化 (%)



全体的にITに対する意識は低い
認識にバラつきがあることも問題
(導入したのに効果を得られてない)

◆学校BPRの流れと効果

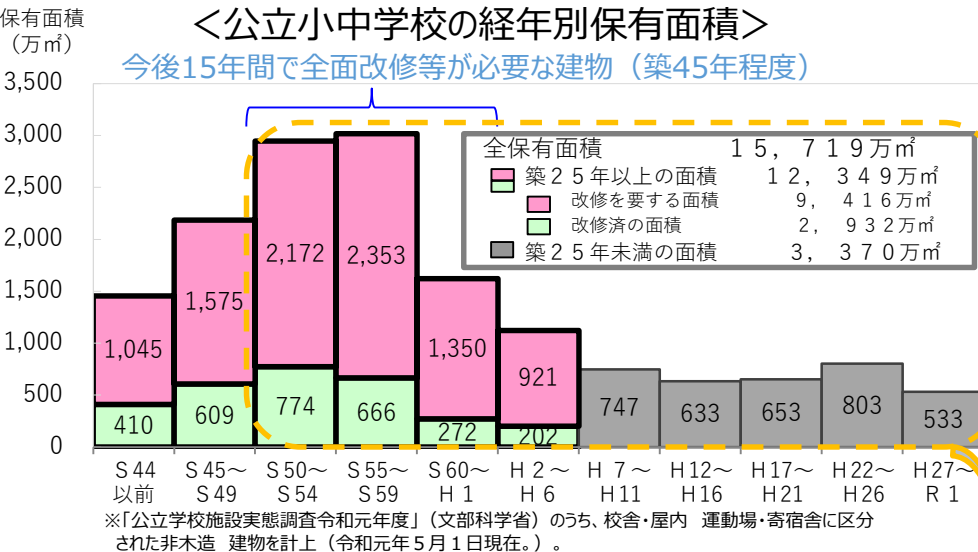
セルフBPRの流れ



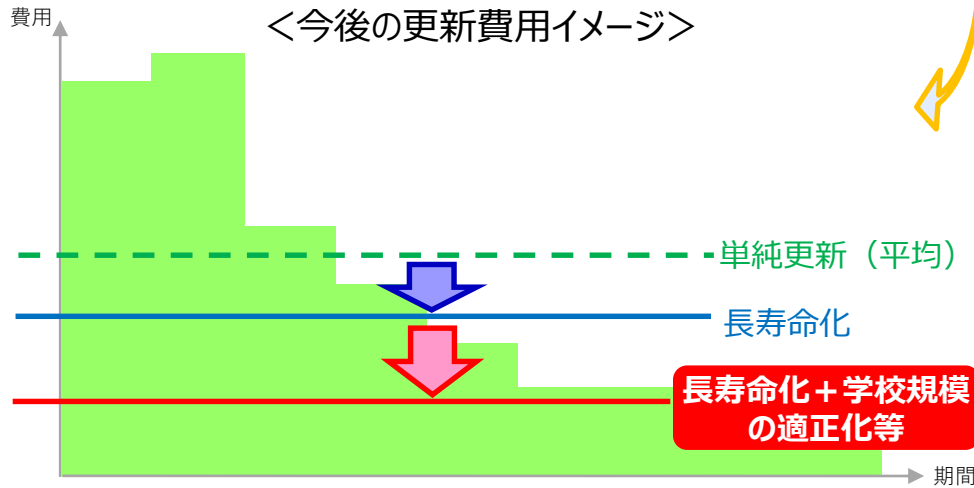
- 今後15年間に第2次ベビーブームに合わせて建築された学校施設の更新時期が到来。長寿命化改修により経費を縮減し、平準化を図るべき。
- 同時に学校規模の見直しを行うことが不可欠。教育・学校運営の質を確保するため、将来的な人口動態も見据えた学校規模の適正化（統廃合等）や社会福祉施設等、他の施設との複合化を推進していく必要。

＜公立小中学校の経年別保有面積＞

今後15年間で全面改修等が必要な建物（築45年程度）



＜今後の更新費用イメージ＞



＜公立小中学校の規模別数＞

	小規模 (～11学級)	適正規模 (12～18学級)	大規模 (19学級～)	合計
R2年度	13,189 校	8,691 校	6,628 校	28,508 校
	46 %	30 %	23 %	100 %

注1: 表中の「適正規模」とは、学校教育法施行規則第41条及び79条に基づく小中学校1校当たりの標準学級数をいう。
注2: 特別支援学級は含まない。
(出所) 令和2年度学校基本統計

＜小規模校のデメリット＞

①教育上

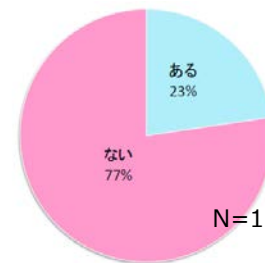
- ・ クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ・ クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ・ 集団学習や協働的な学習に制約が生じる。

②学校運営上

- ・ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重くなる。
- ・ 経験年数、専門性等のバランスのとれた教職員配置が困難となる。
- ・ 課題に組織的に対応することが困難となる。

(出所) 文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成27年1月27日）

＜統合が困難な地理的等要因の有無＞



N=1755 (全市区町村)

(出所) 文部科学省「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査について」（平成29年3月31日）

- 各自治体等が策定している個別施設計画においては、統廃合等を盛り込んでいない自治体が半数以上となっていることに加え、公共施設等との複合化・共用化等を検討していない自治体がそれぞれ約 8 割となっている。
- 各自治体において、首長部局と教育委員会の各部局が一体となった検討体制を構築し、新たな「横断的な実行計画」を期限を区切って策定する必要があるのではないか。

＜個別施設計画に統廃合が盛り込まれている割合等＞

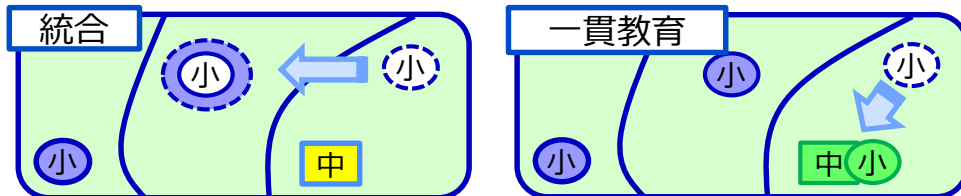
◇個別施設計画を策定済の 134 自治体における統廃合等の反映状況

区 分	自治体数	割合
個別施設計画策定時に統廃合等について検討していない 又は検討はしたが個別施設計画に反映していない	70	52.2%
公共施設等との複合化を検討していない	105	78.4%
学校施設以外の施設との共用化等を検討していない	106	79.1%

（出所）令和 2 年度財務省予算執行調査「学校規模・配置の適正化と施設の効率的整備」

平成30年度「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」において『統廃合についての基本的考え方などの方針を検討した』と回答した自治体にアンケート調査を行った結果を基に作成（310自治体等から回答）。

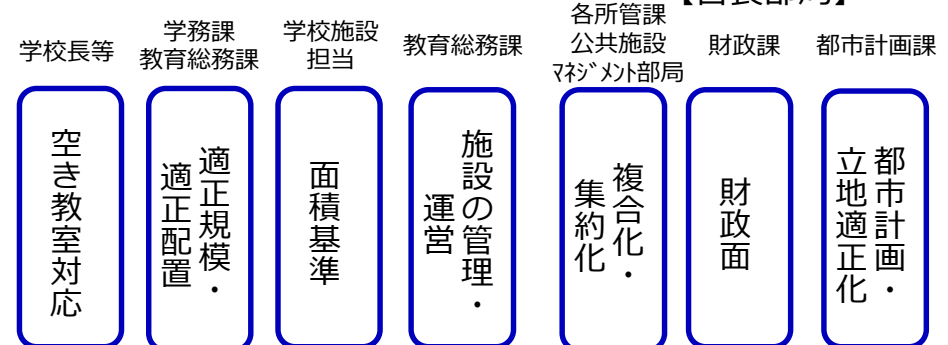
◇学校規模の適正化・適正配置による統廃合、集約化、複合化等のイメージ



（出所）「学校環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」（平成27年11月（文科省）学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）より

＜「横断的な実行計画」＞

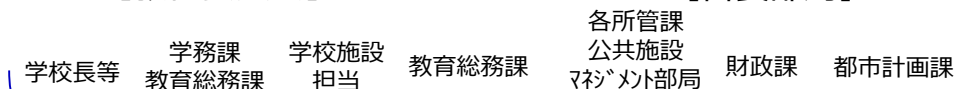
【教育委員会】



現状

【教育委員会】

【首長部局】



今後のあるべき姿

横断的な実行計画

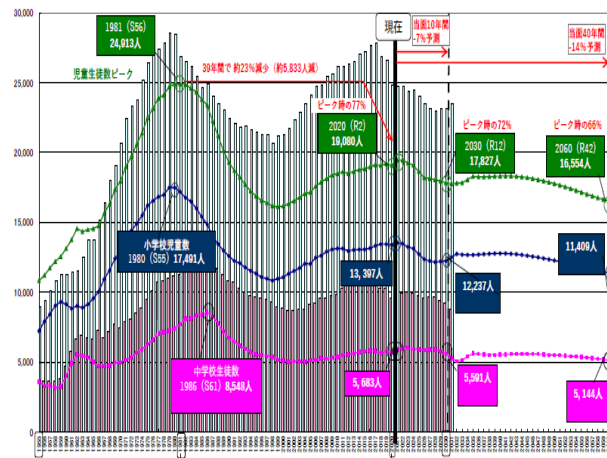
- ・長寿命化改修
- ・複合化・集約化（他の公共施設との複合化）
- ・管理面・運営面の見直し（プールの共用化）
- ・施設の維持・管理の見直し（施設の時間外活用、教員の負担軽減）
- ・今後の教育動向等による取組（ICTの活用）
- ・適正規模・適正配置
- ・小中一貫教育
- ・面積基準の見直し
- 等

部局横断的なコストの最適化

- 計画策定に当たっては、部局横断的な検討体制の下、児童生徒数の将来推計、適正規模・適正配置の基本的考え方の整理、対応策の検討、財政シミュレーション等を行い、地域住民に対応策の選択肢（オプション）を分かりやすく「見える化」して示すことが重要。

1 児童生徒数の将来推計

- ・従来は住民基本台帳の実数を基に5～6年の将来推計を実施してきたが不十分。
- ・今後の都市開発動向等も踏まえた、中期(10年)、長期(20～40年)の将来推計が必要。



部局横断的な検討の必要性

中長期的な推計のため、開発動向等を保有している都市計画部局や人口流入状況等を把握している部局、今後のまちづくりの方針等との調整が必要。

2 適正規模・適正配置の基本的考え方の整理

（基本的考え方の例）

将来予測	・10年後、小規模化（6学級）の予測が出たら改善検討に着手 ・10年後、大規模化（30学級）の予測が出たら改善検討に着手
通学距離	・通学時の安全確保を優先 ・通学距離の範囲について、文科省の手引き※にある4km以内とする
地域	・地域特性や圏域を考慮 ・学校を町会・自治体・地域住民等と一緒に運営していく
施設面	・既存の学校の面積、教室数でキャパシティを超えないようにする（特に体育館や校庭、特別教室の使用時に支障をきたさない程度） ・余裕教室等の有効活用
財政状況	・学校規模によるアンバランスを解消（光熱水費等の運営費用） ・新設校は建設しない ・PFIの導入による人的・財政的コストの低減
機会均等	・子どもの教育機会の均等

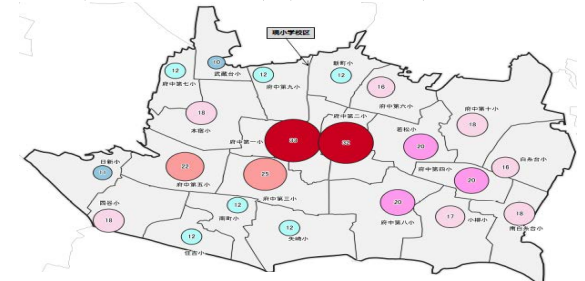
※公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月27日 文部科学省）

- ・教育委員会だけではなく、財政部局、都市計画部局、施設部局等との調整が必要。

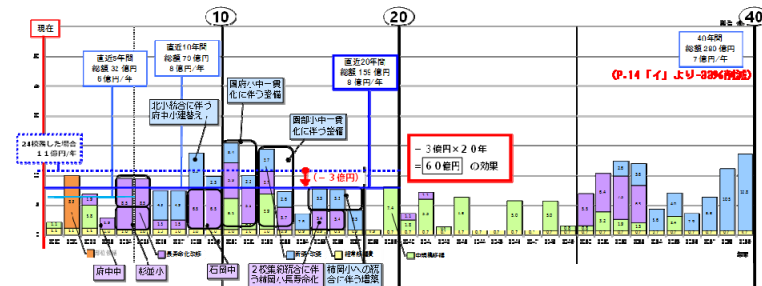
3 対応策の検討＋財政シミュレーション

（対応策の例）

通学区域		見直す	学校 選択制	①自由選択制
統廃合	①既存校活用			②ブロック選択制
	②新設統合			③隣接区域選択制
	③分離統合			④特認校制
校舎	既存校舎の増築又は改築			⑤特定地域選択制



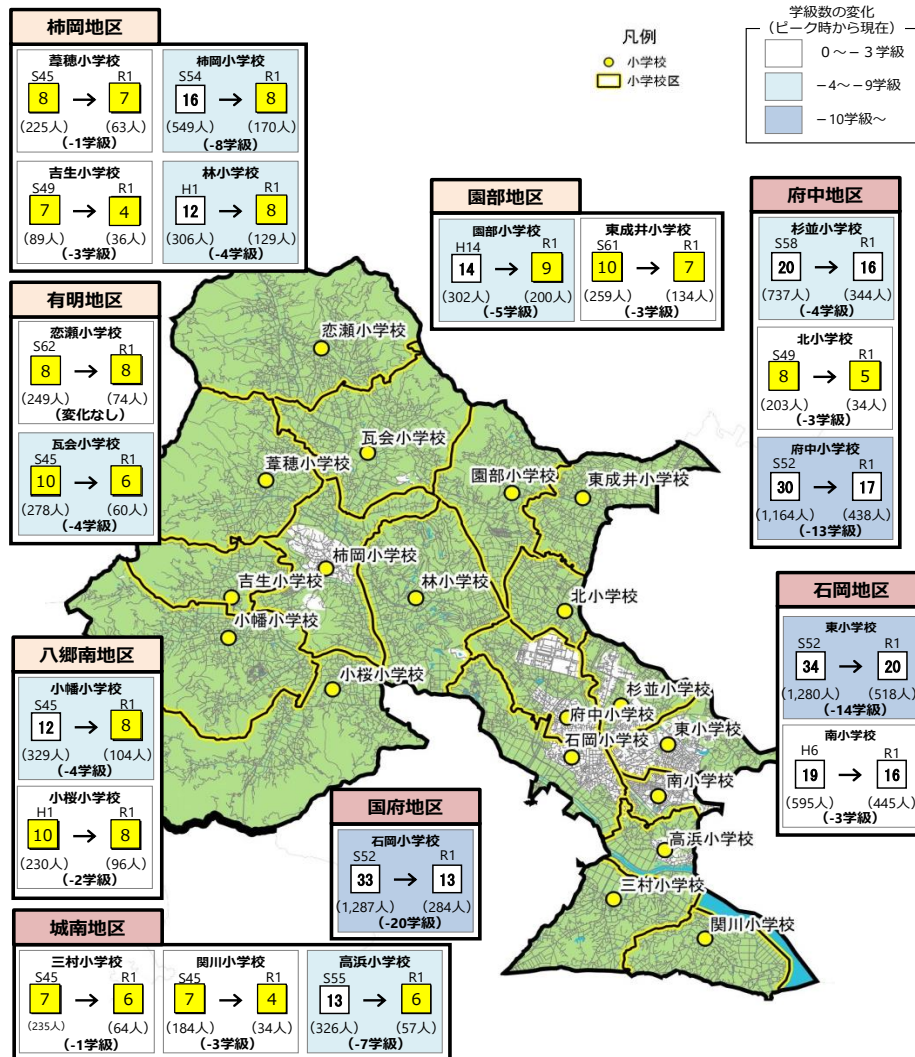
（出典）府中市学校適正規模・適正配置検討協議会資料を編集



- ・教育委員会だけではなく、財政部局、都市計画部局、施設部局等との調整が必要（再掲）。
- ・現在、部局ごとに管理されている公共施設の情報を一元管理することで、例えば更新時期の近い施設の複合化等が視野に入る。

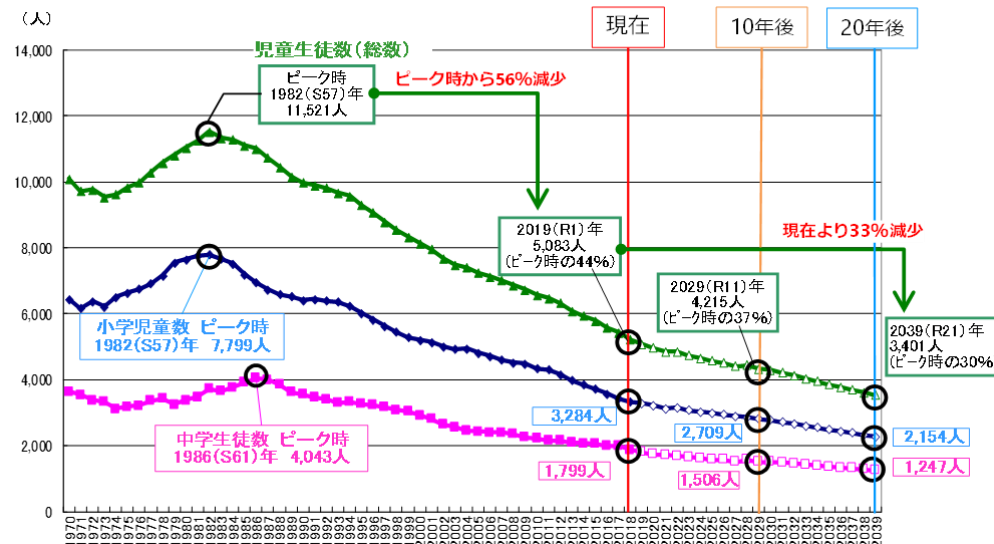
○ 少子化の進展に伴い、学校の小規模校化がさらに進展する可能性。

○ 学校別学級数の変化（小学校の例）

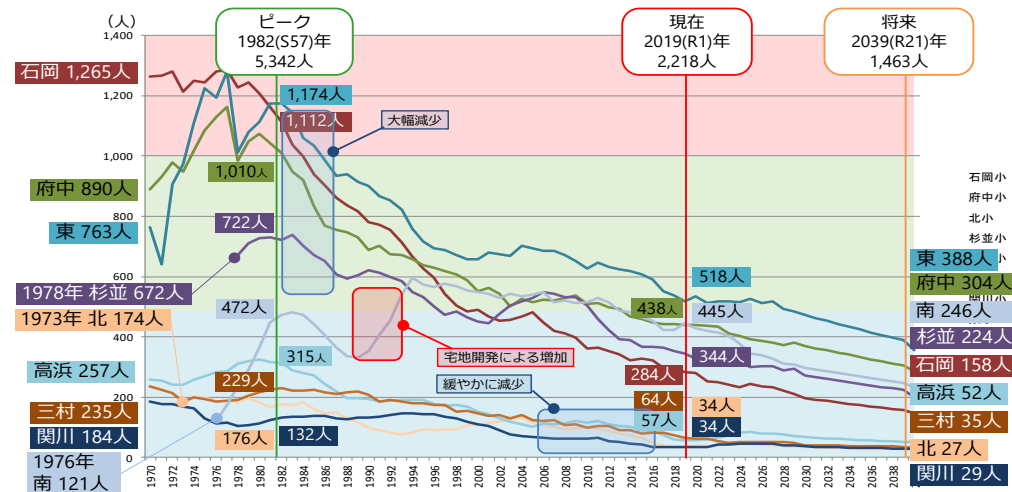


（注）資料の編集にあたり、小規模校（11学級以下）については判別しやすいよう ■ で示すこととしている。

○ 児童生徒数の推移及び将来予測（石岡市全体）



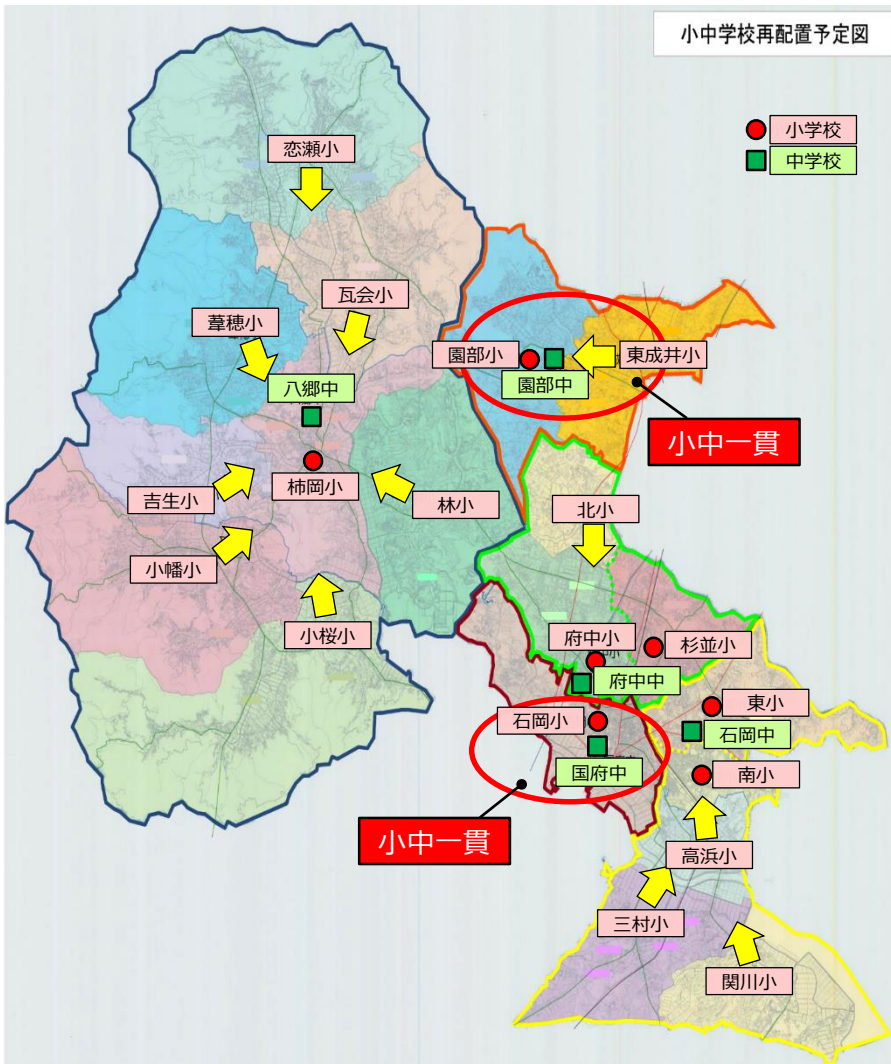
○ 学校別児童生徒数の推移及び将来予測（石岡地域の例）



（出所）石岡市学校施設個別施設計画を編集

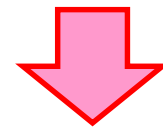
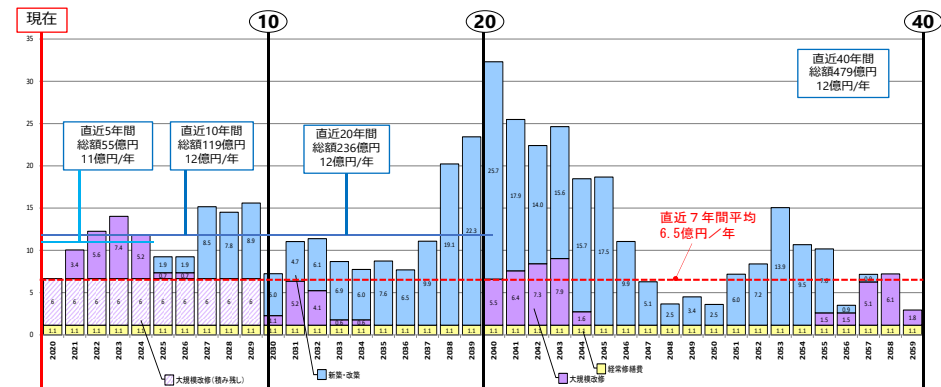
○ 学校規模の適正化・適正配置計画においては、中長期のコストシミュレーションを行うことが不可欠。

○ 統合再編計画（令和元（2019）年6月）
小中学校 24校 ⇒ 10校



（出所）石岡市学校施設個別設計計画を編集

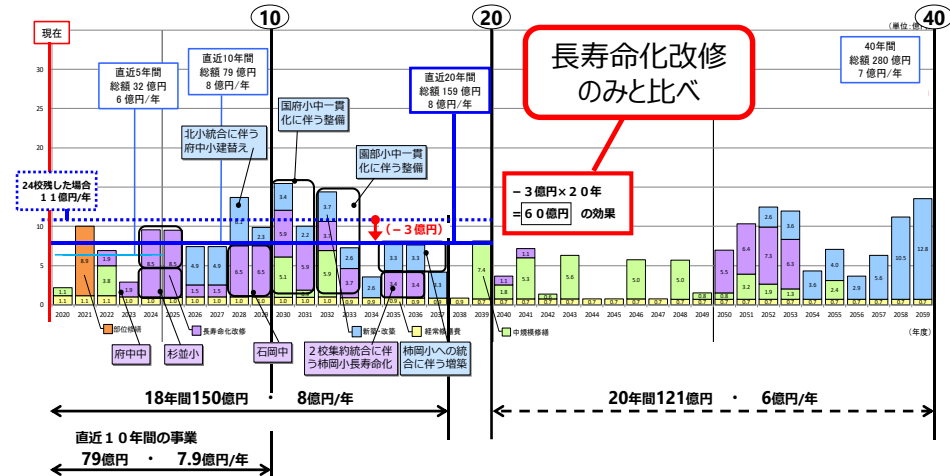
○ 試算結果①（築30年で大規模改修、築60年で建替えた際のコスト）



長寿命化改修 + 学校規模の適正化・適正配置

- ・20年間：総額159億円（▲ 77億円）
- ・40年間：総額280億円（▲ 199億円）

○ 試算結果②（今後のあり方20年計画と連動したコスト）

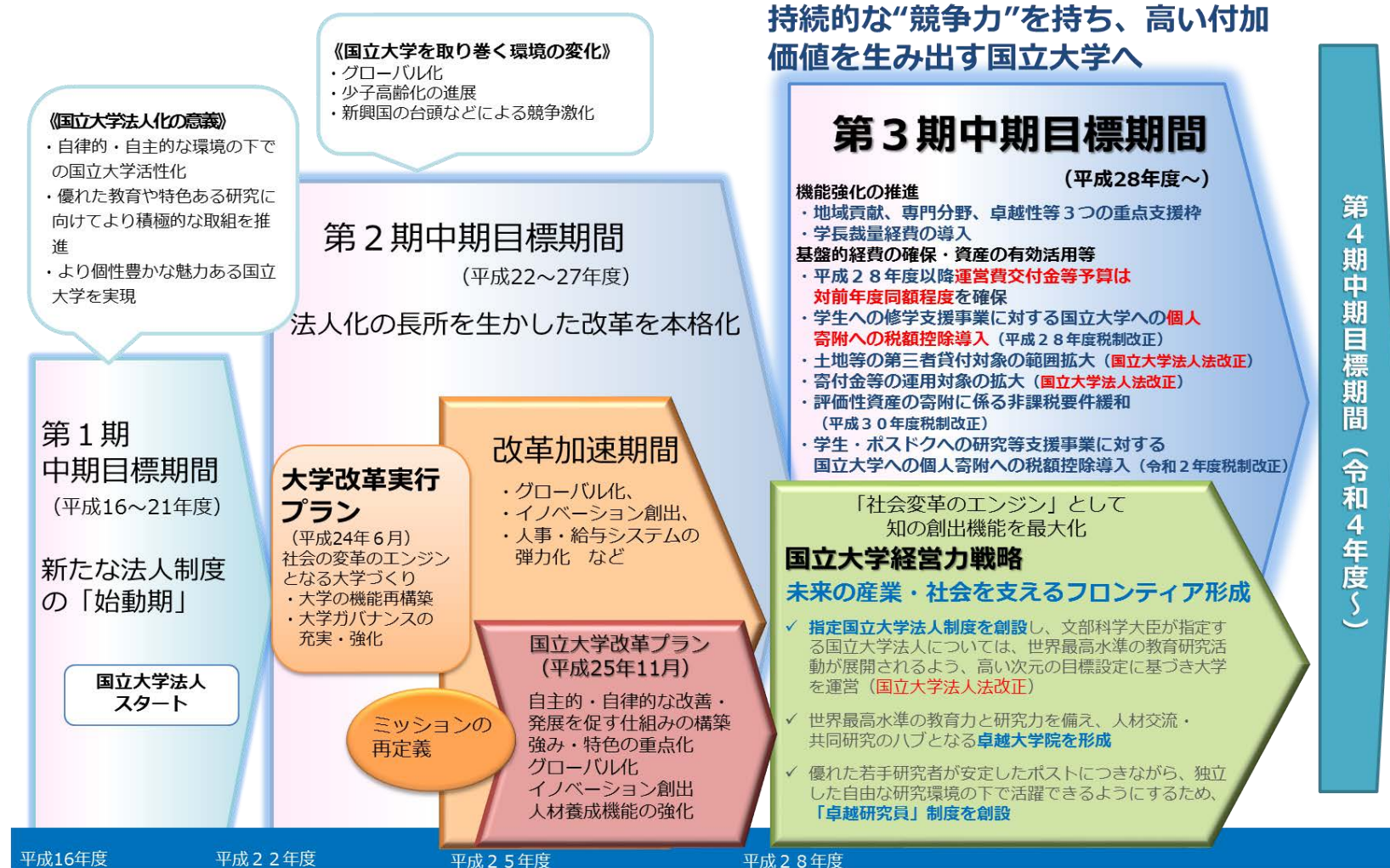


長寿命化改修
のみと比べ

～3億円×20年
＝60億円
の効果

18年間150億円 8億円/年
直近10年間の事業
79億円 ・ 7.9億円/年
20年間121億円 ・ 6億円/年
40年間280億円 7億円/年

- 国立大学については、平成16年度の法人化以降、現在、3期目（18年目）の中期目標期間が継続中。他方、当初描かれていた「競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな魅力ある国立大学」が実現しているとは言い難い。
- 令和4年度から開始される第4期中期目標期間においては、その実現に向けて、原則前年同額で配分される運営費交付金の配分をメリハリあるものとし、アウトカム志向の自律した経営を確立する必要。

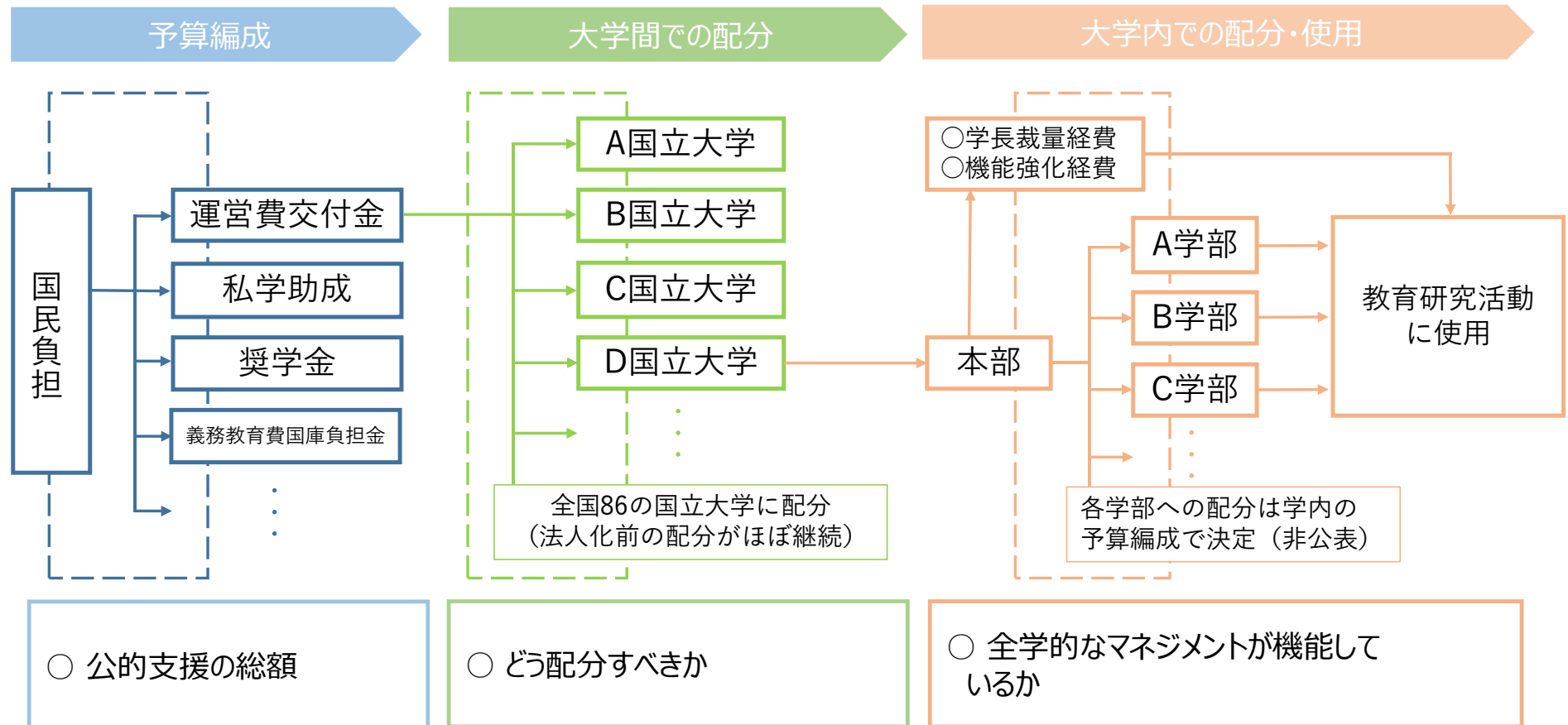


○ 国立大学の教育・研究に関して、運営費交付金の「総額」だけが論点にされがちであるが、運営費交付金は、

① 全国86の国立大学に配分され

② 各大学内部において、本部→学部等→研究室等へと配分される。

運営費交付金が、国立大学の教育・研究の質の向上につながる「配分（使い方）」となっているのかが重要な論点ではないか。



- 国立大学法人化以降、国立大学の運営費交付金等が約1,400億円減少したとの指摘がある。
 しかしながら、このうち、
- ・ 附属病院が黒字化したことによる「病院赤字補てん金」の解消、
 - ・ 退職者の減に伴う「退職手当」の減
- は、教育研究とは直接関係のないものの減少。
 これらの特殊要因を除くと、実質的には▲420億円（▲3.9%）の減に留まる。
- 一方、補助金等は約860億円増加している。
- したがって、国立大学に対する教育研究向けの公的支援は実質的には約440億円増加している。



※令和3年度の特異要因を除いた運営費交付金（10,053億円）は令和元年度（10,262億円）から209億円減少しているが、高等教育の修学支援新制度に伴う授業料減免分の剥落（▲180億円）及び令和2年度限りで終了した用地一括購入長期借入金債務償還経費（長期借入金によりキャンパス等用地を一括購入した国立大学法人等の債務償還を支援する経費）の剥落（▲72億円）を考慮すれば、+43億円となっている。

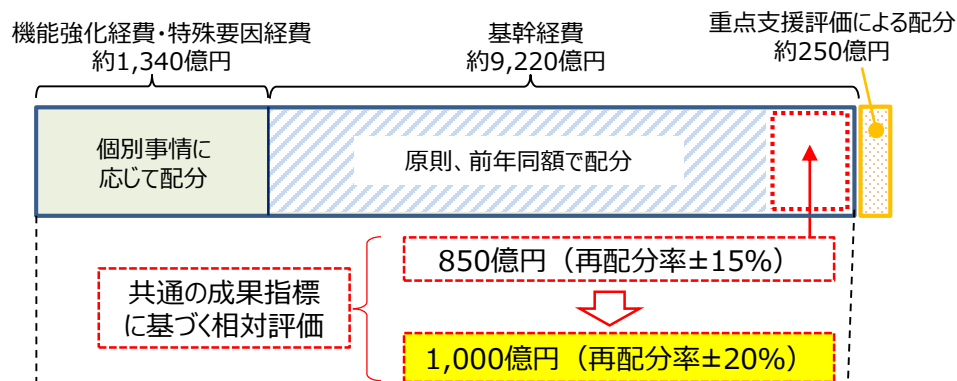
「退職手当」：「退職手当」は、法人化時点で雇用されていた教員（及びその承継教員）については、退職時に国が退職金相当額を交付することとしていたもの。
 退職者の増減に応じて毎年度変動。法人化当初の大量退職が落ち着くとともに漸減。
 「病院運営費交付金」：「病院運営費交付金」は、本来、国立大学附属病院の診療報酬で賄うべき診療経費に係る赤字補てんに充てられていたもの。

（注） 補助金等については、国立大学に対する予算額は把握できないため、各国立大学の決算報告書の「補助金等収入」に、財務諸表附属明細書の「科学研究費補助金等の直接経費及び間接経費」を加えた額を計上。

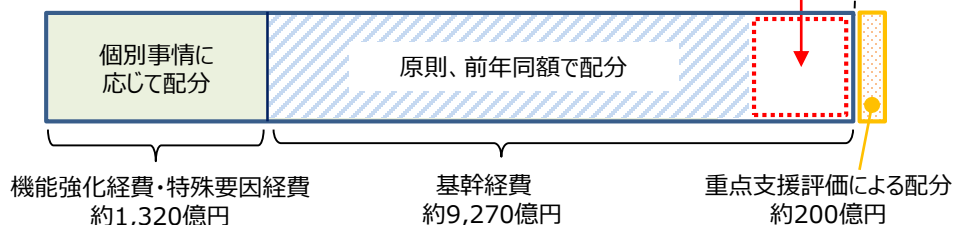
- 国立大学への運営費交付金について、教育・研究の質を高めるため、「共通の成果指標に基づく相対評価」を令和元年度に導入し、令和２・３年度と順次メリハリを強化してきたところ。
- それでも、令和３年度における実際の配分結果を見ると、
 - ・ 約７割の大学において、基幹経費に対する影響が▲０.５％～＋０.５％に留まっている。
 - ・ 最大でも＋０.９％、最小でも▲１.５％の影響しかない。
- 運営費交付金全体の配分に与えるインパクトが依然として小さく、引き続きメリハリを強化する必要。

令和３年度における配分の見直し

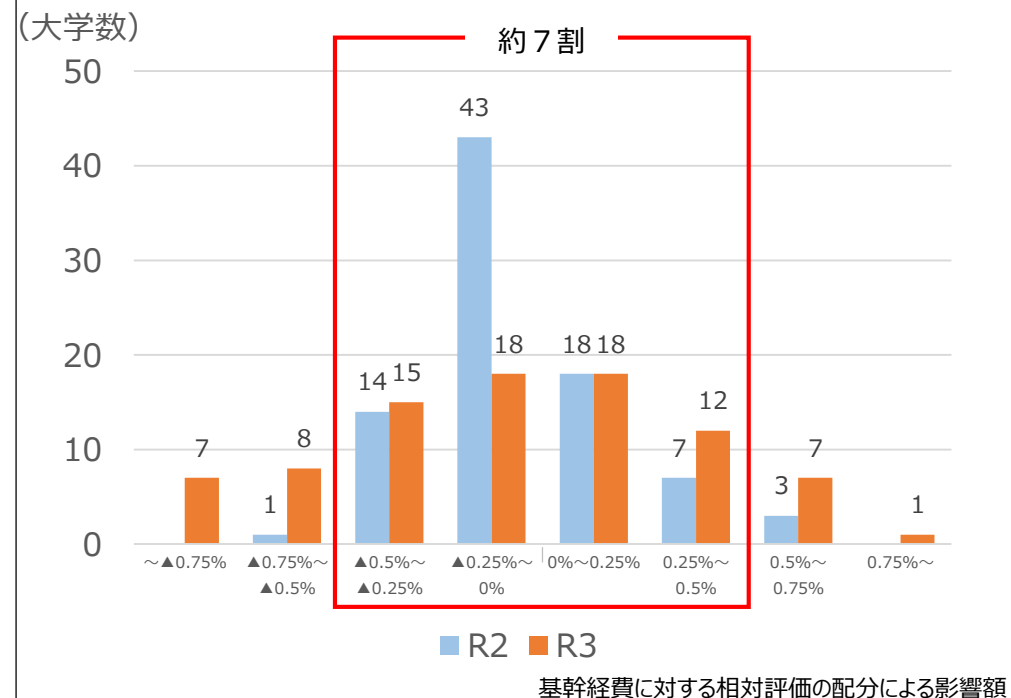
◆令和２年度予算（10,807億円）



◆令和３年度予算（10,790億円）



令和２・３年度の配分による基幹経費に対する影響



- 評価指標について、①アウトカム指標、②客観的・定量的指標、③厳選された指標となるよう徹底して見直し、毎年度メリハリある相対評価を実施する必要。
- 第3期当初に導入された「重点支援評価」は、①必ずしもアウトカム指標でない、②相対評価ではない、③大学独自の指標となっており、資源配分の仕組として十分に機能しているとは言い難いのではないか。

令和3年度における評価指標（1,000億円）

教育	○卒業・修了者の就職・進学等の状況	45億円
教育	○博士号授与の状況	45億円
教育	○カリキュラム編成上の工夫の状況	30億円
研究・経営	○若手研究者比率	150億円
研究	○運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数 (重点支援③)	115億円
研究	○常勤教員当たり研究業績数	95億円
研究	○常勤教員当たり科研費獲得額・件数	95億円
経営・研究	○常勤教員当たり受託・共同研究受入額	95億円
経営改革	○人事給与マネジメント改革状況	70億円
経営改革	○ダイバーシティ環境醸成の状況	15億円
経営改革	○会計マネジメント改革状況	70億円
経営改革	○寄附金等の経営資金獲得実績	150億円
経営改革	○施設マネジメント改革状況	25億円



見直しの方向性

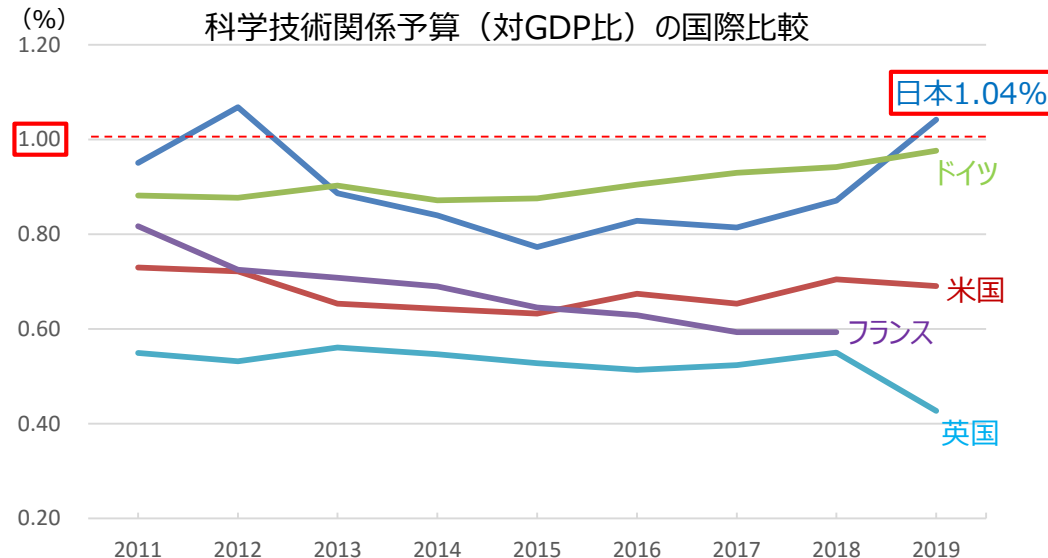
- **アウトカム指標に特化**
 - ・ カリキュラム編成上の工夫の状況、人事給与マネジメント改革状況、会計マネジメント改革状況、施設マネジメント改革状況は取組指標
 - **客観的・定量的指標に向けた工夫**
 - ・ 教育：卒業生に対する調査を実施
(参考) 英国の例
 - － 全国共通の卒業後15ヶ月後調査（進路・給与等）
 - － 卒業1,3,5,10年後の雇用状況・給与を納税データ等から分析
 - ・ 研究：投入金額に対する質の高い論文生産性
 - **指標を厳選（少数の指標によるメリハリある評価）**
- ※ 「重点支援評価」のように、各大学が自ら定める指標ではなく、共通の指標であることが重要

- 日本の質の高い論文（被引用数Top10%論文）数の世界ランクは低下。研究力の低迷が指摘されている。
- 他方、科学技術関係予算（対GDP）は、主要先進国で上位の水準。（ドイツを上回りGDP比1%超を達成）
- 問題は研究生産性の低さ。生産性の向上に向けて、解決すべき喫緊の課題は、研究の硬直性、研究の閉鎖性、若手研究者の活躍機会の不足、産学連携の弱さ。

Top10%補正論文数（分数カウント法）の順位の変化

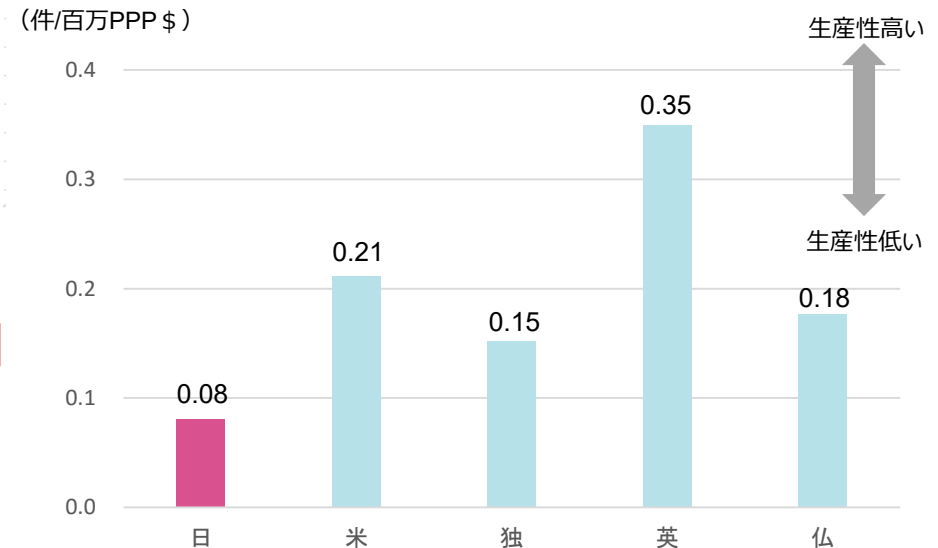
全分野 1996-1998年(PY) (平均)			全分野 2006-2008年(PY) (平均)			全分野 2016-2018年(PY) (平均)		
国・地域名	論文数	シェア	国・地域名	論文数	シェア	国・地域名	論文数	シェア
1 米国	30,791	44.0	1 米国	35,516	36.0	1 米国	37,871	24.7
2 英国	5,880	8.4	2 英国	7,086	7.2	2 中国	33,831	22.0
3 ドイツ	4,619	6.6	3 中国	6,598	6.7	3 英国	8,811	5.7
4 日本	4,237	6.1	4 ドイツ	6,079	6.2	4 ドイツ	7,460	4.9
5 フランス	3,432	4.9	5 日本	4,461	4.5	5 イタリア	5,148	3.4
6 カナダ	2,939	4.2	6 フランス	4,220	4.3	6 豪州	4,686	3.1
7 イタリア	1,955	2.8	7 カナダ	3,802	3.9	7 フランス	4,515	2.9
8 オランダ	1,755	2.5	8 イタリア	3,100	3.1	8 カナダ	4,423	2.9
9 豪州	1,539	2.2	9 スペイン	2,503	2.5	9 日本	3,865	2.5
10 スイス	1,247	1.8	10 豪州	2,493	2.5	10 インド	3,672	2.4

(出所) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2020」を基に財務省作成



(出所) 内閣府作成資料

「科学技術関係予算＋減税規模」100万ドル当たりのTop10%補正論文数（2016～2018年平均）



(注) 「Top10%論文数」を「科学技術関係予算＋減税規模」の数値で除したもの。

(出所) OECD Main Science and Technology Indicators, R&D Tax Incentive Indicators (extracted on 12 Apr 2021)

- 世界のトップ大学は、同窓生による寄附金等を原資として巨額のファンドを運用。
- 我が国のトップ大学も寄附金を含め外部資金を大幅に増加させる必要があるが、巨額のファンドの運用益により研究環境を整える世界のトップ大学と早期に競争できるよう、時限的に国の資金を活用し「大学ファンド」を創設。
- ファンドに参画する大学については、数校程度に絞り、人材（優秀な若手人材の活躍等）、ガバナンス（経営体として相応しい仕組等）、資金（外部資金の獲得増等）の面での抜本改革へのコミットやファンドへの資金拠出を求める。（次期通常国会に関連法案を提出予定。）

国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和２年12月8日閣議決定）（抄）

第２章 取り組む施策

２．経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上

（２）イノベーションの促進

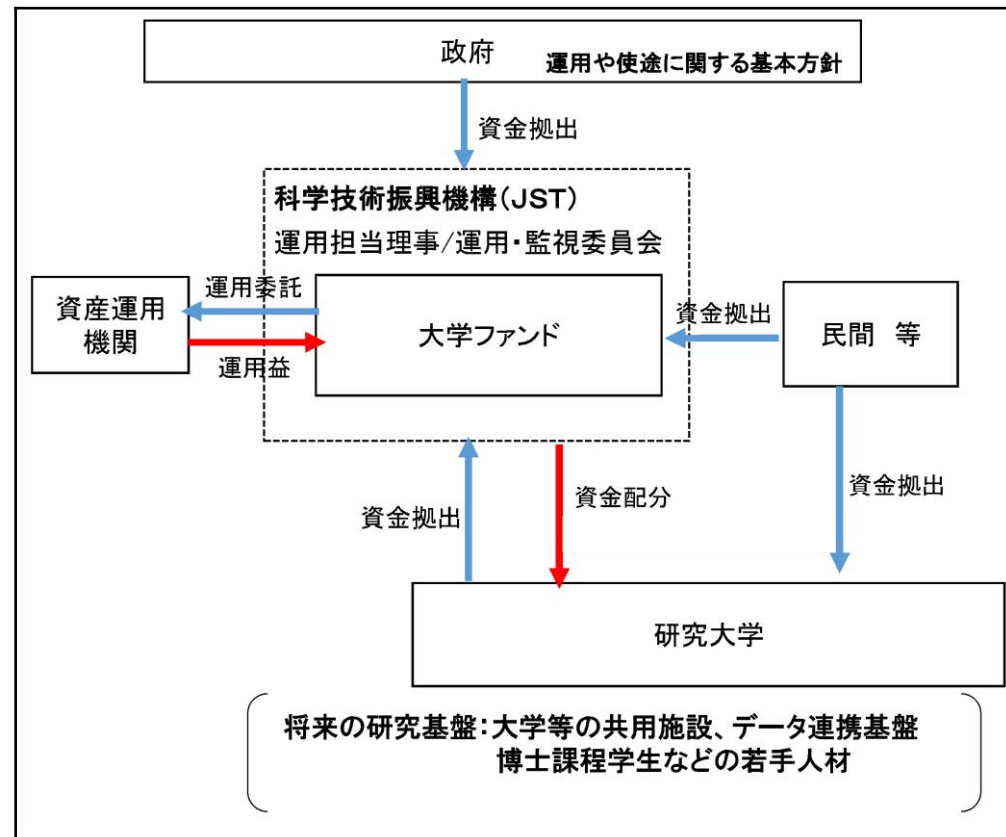
特に、10兆円規模の大学ファンドを創設³⁶し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、我が国のイノベーション・エコシステム³⁷を構築する。**本ファンドへの参画に当たっては、自律した経営、責任あるガバナンス、外部資金の獲得増等の大学改革へのコミットやファンドへの資金拠出を求める³⁸とともに、関連する既存事業の見直しを図る。**本ファンドの原資は、当面、財政融資資金を含む国の資金を活用しつつ、参画大学や民間の資金を順次拡大し、将来的には参画大学が自らの資金で基金の運用を行うことを目指す。財政融資資金については、ファンドの自立を促すための時限的な活用とし、市場への影響を勘案しながら順次償還を行う。安全かつ効率的に運用し、償還確実性を確保するための仕組み³⁹を設ける。

³⁶ 大学改革の制度設計等を踏まえつつ、早期に10兆円規模のファンドの実現を図る。

³⁷ 生態系システムのように、それぞれのプレイヤーが相互に関与して、自律的にイノベーション創出を加速するシステム。

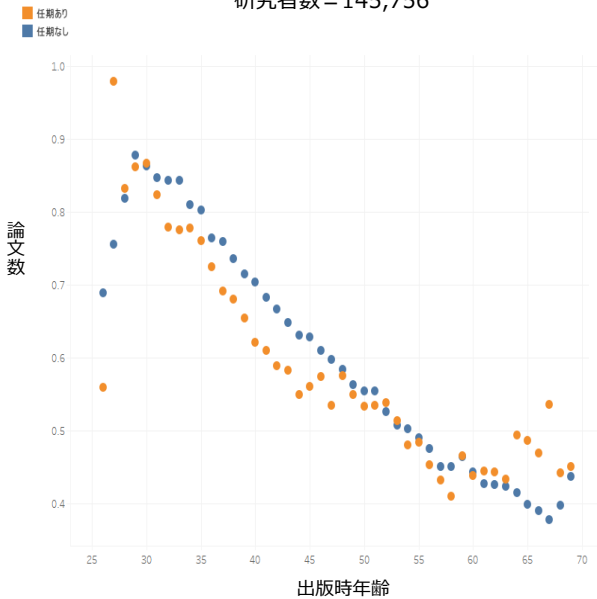
³⁸ 参画大学の指定等のため、必要な制度改革の検討を進め、速やかに結論を得る。

³⁹ 適時開示の趣旨を踏まえ、運用状況を適切な頻度で検証する態勢を整備し、運用状況が一定の間、一定程度を下回る場合には、運用の停止や繰上償還等を含め、運用の見直し等を行う旨を法律に規定するなど、所要の措置を講ずる。

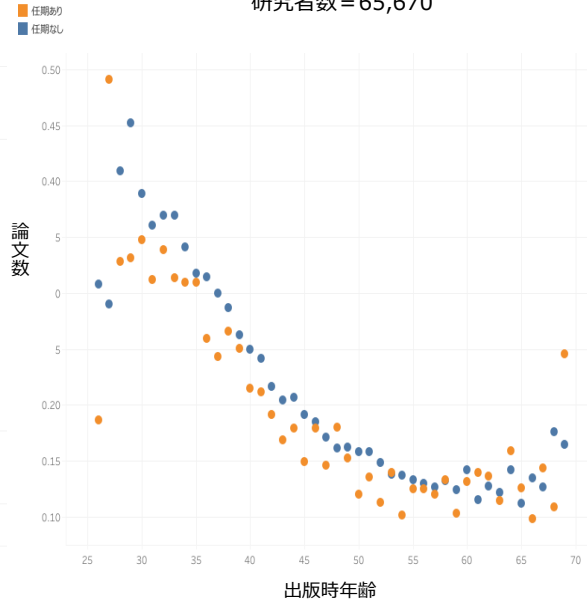


- e-CSTIのビッグデータによると、30代前半などの若手研究者が、質・量とも、高い研究生産性を示しており、若手が挑戦的な研究を主体的に、安定的に行う機会・環境を確保することが重要。
- 欧州では、博士号取得後間もない優秀な域内外の若手研究者に対し、競争環境を確保しつつ、研究費を重点的に配分し、若い段階から独立して研究活動を行うことができるよう支援。

年齢ごとの平均論文数
(筆頭著者カウント)
研究者数 = 145,756



年齢ごとの平均Top10%論文数
(筆頭著者カウント)
研究者数 = 65,670

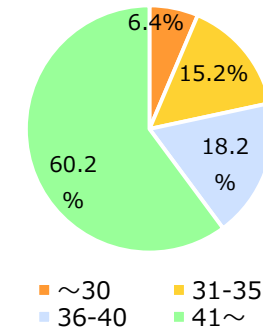


(注) 府省共通研究開発システム (e-Rad) に登録された研究者によるScopus (査読済論文データベース) がカバーする論文について、年齢ごとに、責任著者ベースの総論文数又はTop10%論文数を論文を執筆した全研究者で除すことにより算出 (平成30年)。
(出所) 内閣府作成資料 (e-CSTI)

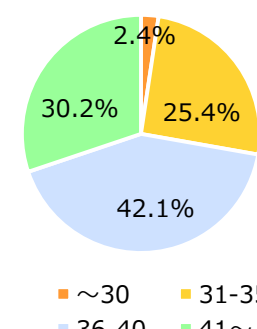
「e-CSTI」：エビデンスに基づく科学技術政策立案に向けたデータ収集・分析機能を提供するシステム

- ・ (1) 科学技術関係予算の見える化、(2) 国大・研究開発法人等の研究力の見える化、(3) 大学・研究開発法人等の外部資金・寄附金獲得の見える化等の5機能。
- ・ (2) では、国内で活動するほぼ全ての研究者データ、国立大学・研究開発法人等に所属する全研究者に配分された全ての研究資金データを、海外書誌データベースと研究者個人を単位として連結し、インプット (政府研究開発投資等) とアウトプット (論文・特許等) の関係を見える化。

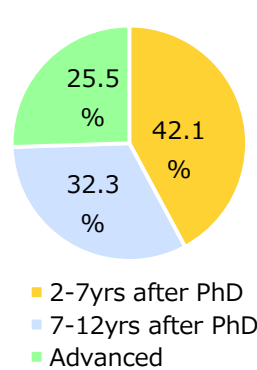
科研費 (件数、R2)



創発的研究支援事業



欧州ERC (R3)



欧州研究評議会 (ERC) Frontier Research Grants

	対象	件数／予算 (R3年,見込) (百万ユーロ)	概要
① Starting Grant	博士号取得後2年～7年の研究者	413／619	最長5年 最大150万€
② Consolidator Grant	博士号取得後7年～12年の研究者	317／633	最長5年 最大200万€
③ Advanced Grant	過去10年に顕著な研究成果を有する者	250／626	最長5年 最大250万€

(注) ①と②は元々1つの種目であったが、若手への重点化を強化するとともに、同様のキャリア段階の研究者間の競争を公正に評価するため、平成26年に分化。

(出所) European Research Council (ERC) 公表資料、文科省資料より財務省作成。

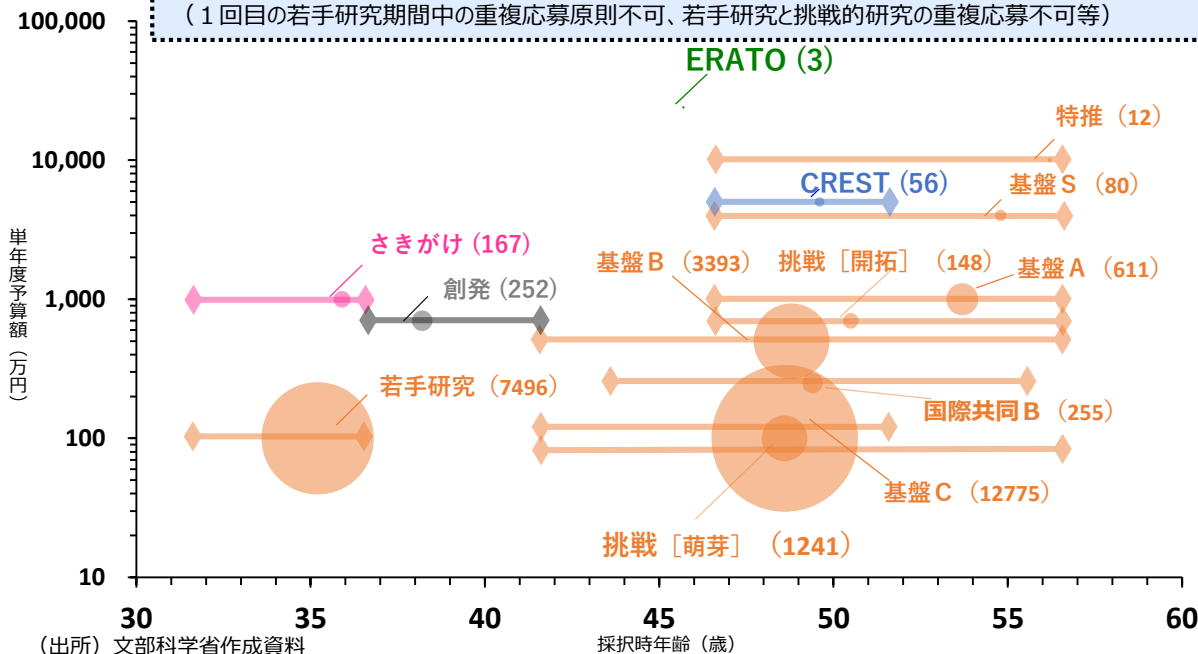
- 科研費等の配分において、早期に成果を創出する若手が、規模の大きな研究や、国際共同研究、挑戦的研究等を行う機会を十分に得られていない可能性がある。また、研究種目の支援期間等が固定的であると、研究成果を飛躍させる上でボトルネックとなる可能性がある。

（注）創発的研究支援事業では、ステージゲートを行いつつ、研究成果に応じ、原則7年の支援期間を最大10年まで延長可。米国の研究資金においては、優れた研究成果を示す研究者に対し、2年間の支援延長や論文提出のみによる更新を認める仕組みがある。

- データ分析に基づく実態把握・検証を進めつつ、重複応募緩和による応募機会拡大や支援期間の柔軟化等により、事業全体の効果を高めるとともに、優秀な研究者が切れ目なくステップアップしていける仕組みを構築していくべき。

科研費・戦略的創造研究推進事業等のマッピングイメージ（令和2年度新規採択実績）

- ・若手研究等を除く主たる研究種目は、大宗が40代以上の研究者により採択され、規模の大きい種目に上がっていく状況。
- ・若手が柔軟に挑戦的研究や規模の大きい研究種目に移行するには、一定の制限。
（1回目の若手研究期間中の重複応募原則不可、若手研究と挑戦的研究の重複応募不可等）



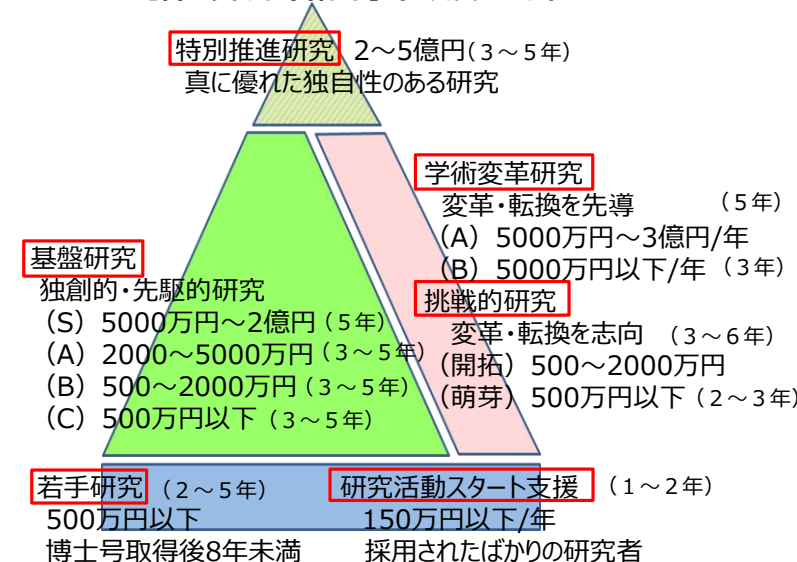
（出所）文部科学省作成資料

（注）括弧内の数字及び円の大きさは採択件数を示し、円の中心は当該種目の全採択者の平均年齢を指す。

バーは推定25、75パーセンタイルを示す。

橙色は科研費の主たる種目であり、それ以外はJST事業（戦略的創造研究推進事業及び創発的研究支援事業）の主たる種目。

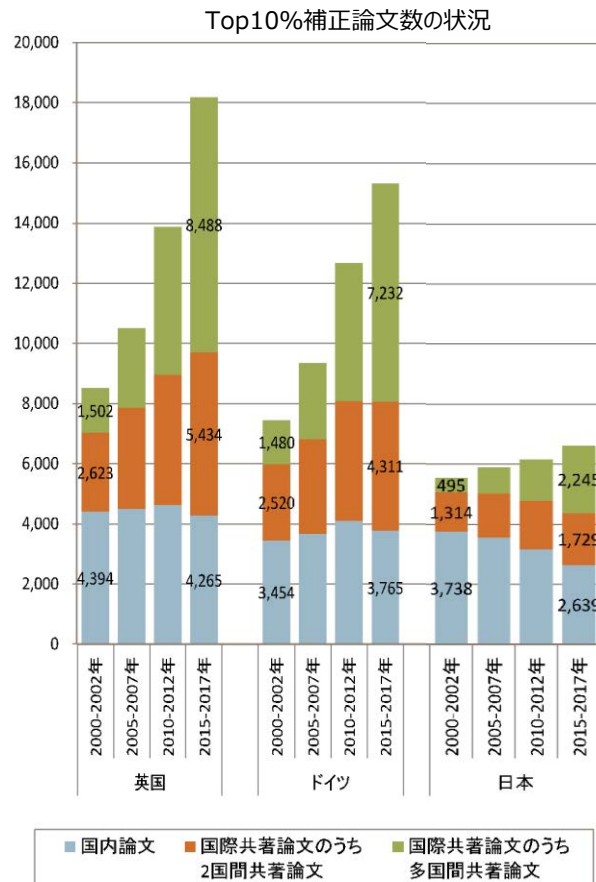
【科研費の種目体系】（研究費の規模）



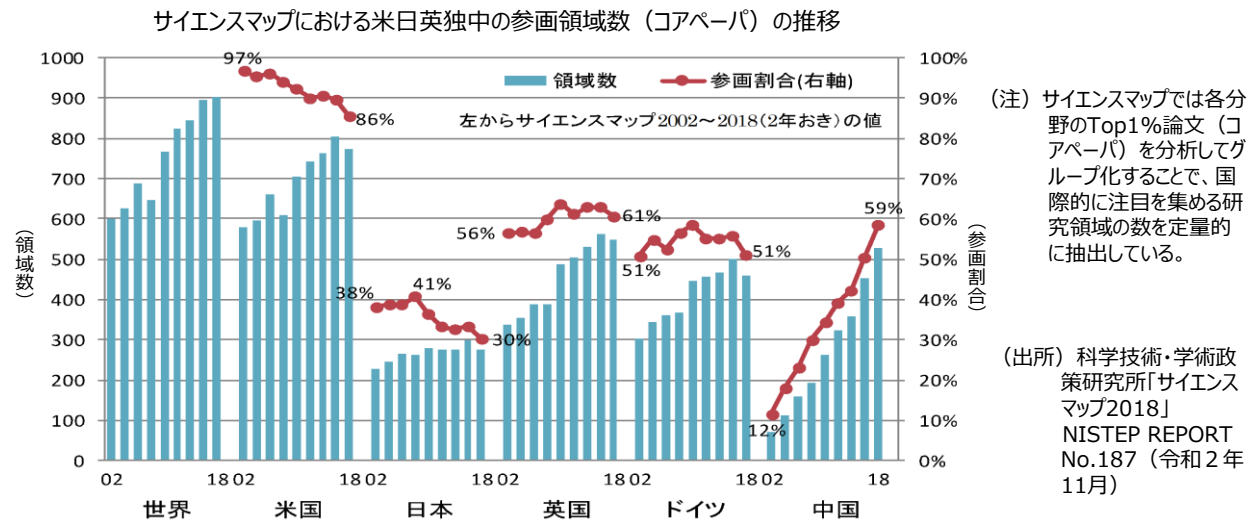
若手研究（2回目）と基盤研究（S・A・B）との重複応募等（2年度）

（件数）	若手研究と 基盤研究の 重複応募	うち 基盤研究 の採択	うち 若手研究 の採択	（参考） 全応募	（参考） 39歳以下 全応募
基盤研究(S)	1	0	1	685	10
基盤研究(A)	6	0	3	2,519	100
基盤研究(B)	559	121	415	12,198	1,850
			全種目	104,158	28,625

- 日本の研究生産性を高め、世界に伍していく上では、国内の研究における国際性・閉鎖性を抜本的に改善する必要。大学等の海外研究機関とのネットワーク強化等を通じ、国際共同研究を促進すべき。
- 科研費をはじめ競争的資金等は、審査プロセス等において海外の知見を十分に活用しているとは言い難い状況。国際的な研究動向の取り入れ、国内の研究の新陳代謝を資金配分側から促進できるよう、研究インテグリティの確保等に留意しつつ、海外研究者の参画など、研究資金運営の国際化を進めていくべき。



（出所）文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学研究のベンチマーキング2019」（令和元年8月）



各国資金配分機関等のピア・レビュー審査者等に占める外国人等の割合

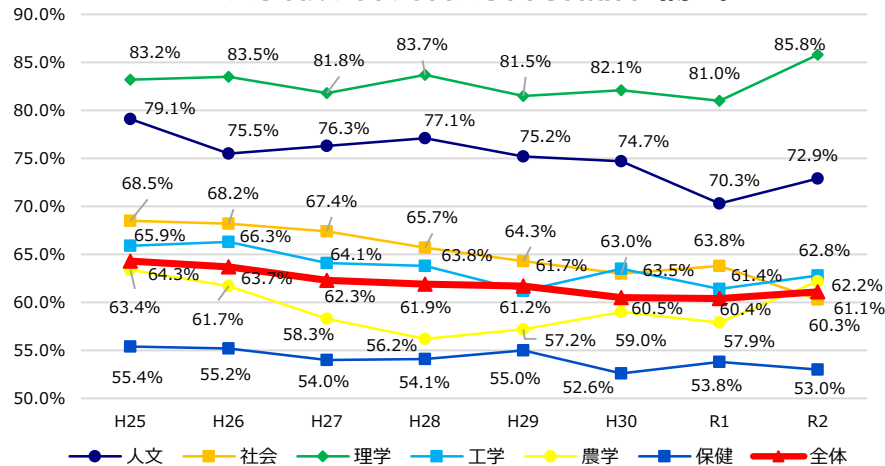
日本		ドイツ	フランス	英国	米国
日本学術振興会（科研費）	JST（創発）	ドイツ研究振興協会（DFG）	国立研究機構（ANR）	医学研究チャリティー協会（AMRC）	国立科学財団（NSF）
0.6%	0.6%	31%	58%	39%	11.6%

（注）日本学術振興会（科研費）については、国際共同研究強化（B）に関する数値。

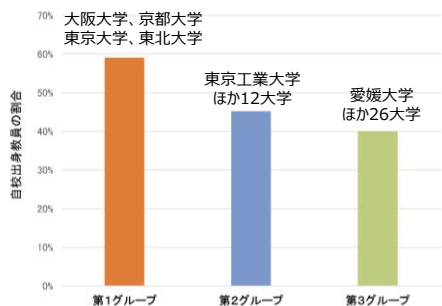
（出所）日本は文部科学省作成資料（令和2年）、ドイツはDFG公表資料（平成28年）、フランスはJST書籍、英国はAMRC公表資料（平成28年）、米国（過去10年平均）はNSF公表資料より、財務省作成。

- 日本の大学は、研究室内部からの人材登用の慣行（アカデミック・インブリーディング）が継続していると見られ、縦割り意識の醸成、狭い視野による研究生産性の低下、成果よりも年功序列を重んじる教員登用による若手研究者の活力の低下、海外研究者等の優秀な人材の集積への阻害につながることが考えられる。
- 国際競争力ある大学群を形成する上では、内部登用ではなく公募による登用（含むテニュアトラック制）を徹底するなどにより、アカデミック・インブリーディングを抑止し、縦割り意識（講座制マインド）を打破すべきではないか。

入学者数に占める自大学出身者割合（博士）



大学本務教員の自校出身者比率

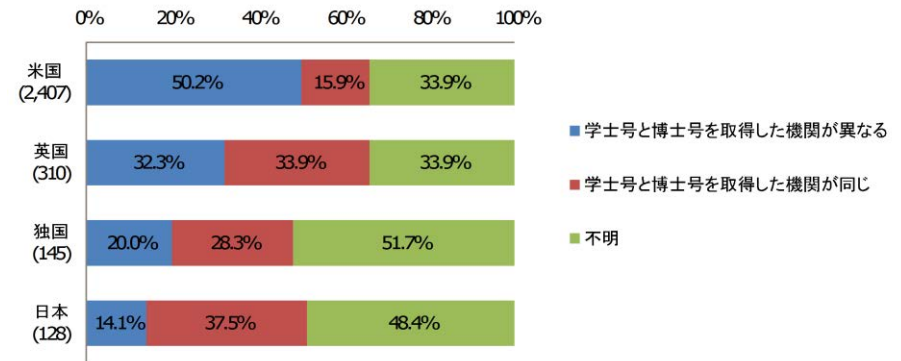


大学	自校出身教員割合
大阪大学	44%
京都大学	63%
東京工業大学	35%
東北大学	48%
(参考) 東京大学	78%
(参考) カリフォルニア大学	22%

※ 2009～13年の日本国内の論文数シェア（自然科学系、分数カウント）を用い、論文数シェアの大きい順に大学をグループ分けした分類。

（出所）内閣府 総合科学技術・イノベーション会議 第1回 世界と伍する研究大学専門調査会資料。ただし、下表のうち東京大学は「日本の大学研究室の継代方式に関する研究」（森近・柴山、2011）による平成15年の数値。また、カリフォルニア大学は、文部科学省 科学技術・学術審議会人材委員会 第二次提言（平成15年6月）による。

高い研究成果を挙げる研究者に係る学士号と博士号を取得した高等教育機関の一致



（出所）文部科学省 科学技術・学術政策研究所「論文の被引用数から見る卓越した研究者のキャリアパスに関する国際比較」（平成13年8月）

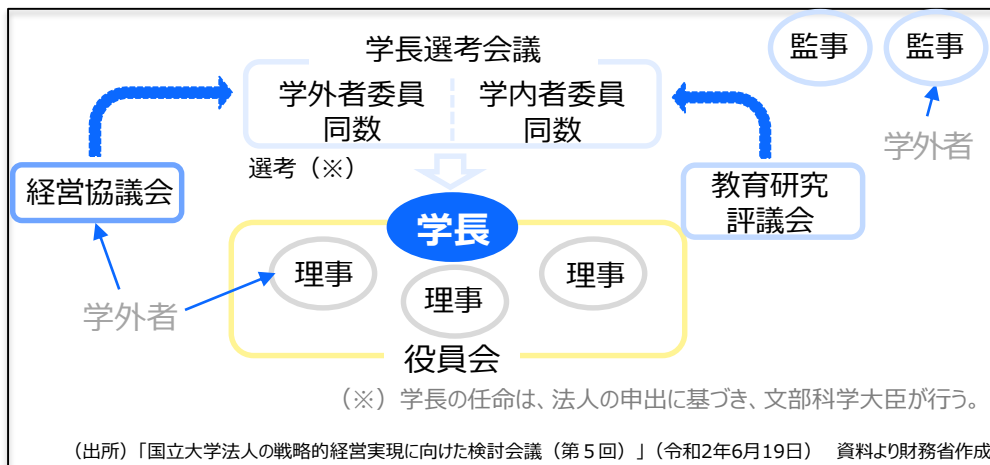
欧米における研究者の流動性に係る状況

（JST「研究力強化のための大学・学研における研究システムの国際ベンチマーク」（元年8月）より抜粋）

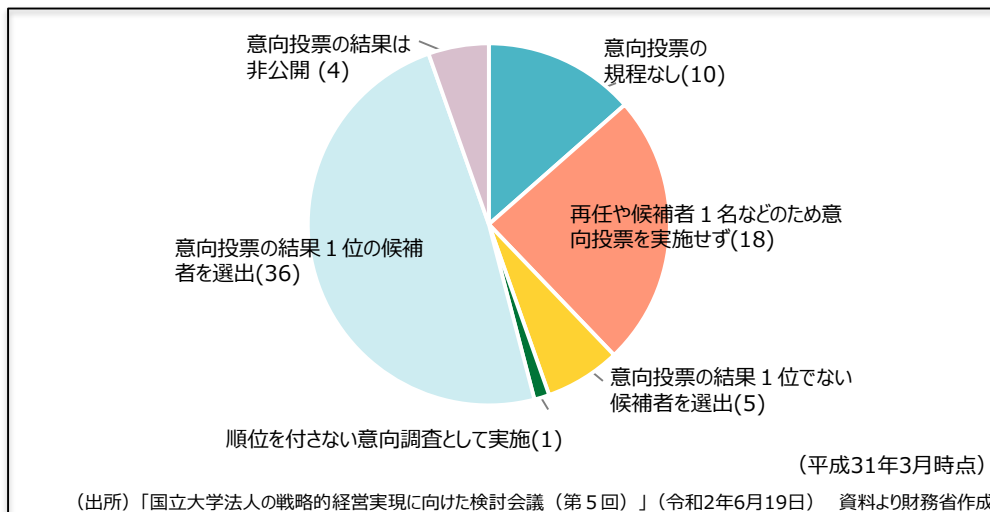
- ・ 英国最大の生物医学研究所であるフランシス・クリック研究所は、若手人材を育成し、英国含めてたEUに送り出すことをミッションの一つとしている。ここをハブとして、英国あるいは欧州のサイエンスを育て、国際的な人のつながり（ネットワーク）を構築する。研究者は最大でも10～12年（2回更新）の在籍とし、人材が流動するような組織作りをしている。
- ・ 欧米では、博士号取得後、最初に所属した同一の研究室で助教から教授まで上がっていくことを想定していない。ドイツの大学では、ポストドクから助教・准教授および准教授から教授になるに際して、同一の大学での昇任は認められていない。
- ・ 欧州大学制度の標準化（ポロニープロセス）において、「学生・教職員の自由な移動を阻む障害を取り除き流動化を促進させる」ことが取り決めとなっている（英国は非加盟）。

- 国立大学の学長は、現行制度上、学長選考会議により選考されることになっているが、内部教員の意向投票が実質的な選考に影響を与えている実態がみられる。結果として、日本の国立大学の学長は内部昇進がほとんど。
- 大学経営者として相応しい有為な人材を内外から獲得するための実効的な仕組みを構築すべきではないか。

国立大学法人のガバナンス（現行制度）

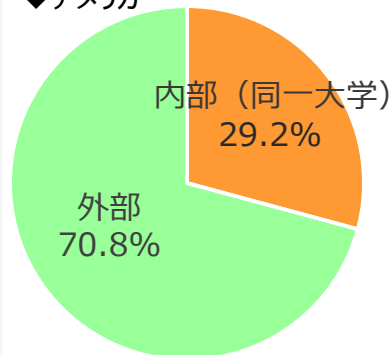


学長の選考（意向投票）



学長の前職

◆アメリカ

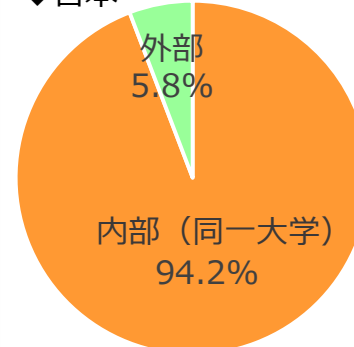


研究大学	
プロボスト・CAO	37.1%
他大学の学長	20.1%
学部長	13.2%
大学外部（産業界、非営利団体、学校関係、宗教関係などの合計）	8.8%
暫定学長（Interim）からの昇格	6.3%
経営担当副学長	3.8%

※研究大学…カーネギー教育振興財団の分類で博士号授与大学に分類される大学
 プロボスト…大学全体の予算、人事、組織改編の調整権を持ち、学長を統括的に補佐する
 CAO…chief academic officer（大学運営に関する最高執行責任を担う）

（出所）「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議（第3回）」（令和2年4月24日） 資料等より財務省作成

◆日本



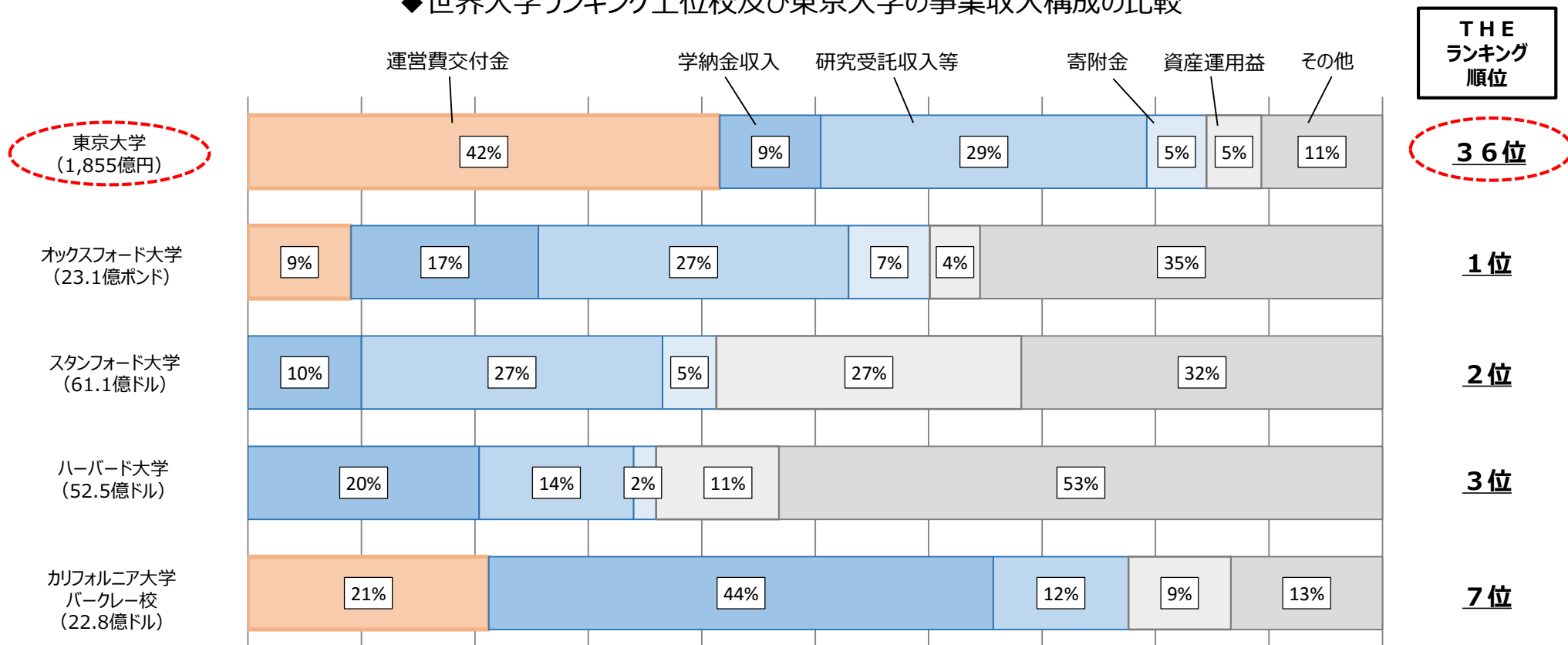
国立大学	
副学長・理事等	55.8% (48)
学部長・副学部長・病院長等	30.2% (26)
教授等	10.5% (9)
他の公的機関	3.5% (3)
その他大学外部（産業界等）	0.0% (0)
	(86)

※複数の役職を兼務している場合は、上の区分に含めている

（出所）文部科学省調査を基に作成

- 運営費交付金が小さくとも、多様な財源を組み合わせることで教育研究の質を確保している大学がある。運営費交付金の大きさが教育研究の質を規定するわけではない。

◆世界大学ランキング上位校及び東京大学の事業収入構成の比較



(注1) 事業収入構成の比較対象校については、Times Higher Education World University Rankings (2021)における上位校に加え、州立大学であるカリフォルニア大学バークレー校を東京大学と比較した。

(注2) 大学部門のみの収入で比較しており、病院部門を含まない。

(注3) 東京大学の研究受託収入等は、科学研究費補助金等の間接経費が含まれる。

(出所) 東京大学 令和元事業年度決算の概要について、University of Oxford “Financial Statements 2019/20”、Stanford University “Annual Financial Report August 31, 2020 and 2019”、Harvard University “Financial Report FISCAL YEAR 2020”、University of California, Berkeley “Annual Financial Report 2019-20”

- わが国の大学における寄附金等の受入額は、欧米（特に米国）と比べて極めて小さい。
- わが国の大学においても、欧米大学のように、ファンドレイジング業務と同窓生業務を連携させた寄附金を集めるための体制を抜本強化すべき。

大学における寄附の受入れ状況（2019年 日・米・英比較）

大学	寄附受入額	大学	寄附受入額
北海道大学	25億円	スタンフォード大	1,224億円
東北大学	33億円	ハーバード大	1,517億円
筑波大学	28億円	UCバークレー	606億円
東京大学	104億円	UCサンディエゴ	318億円
東京工業大学	15億円		
名古屋大学	42億円	オックスフォード大	152億円
京都大学	122億円	ケンブリッジ大	150億円
大阪大学	60億円	UCL	55億円
九州大学	36億円		

米国大学（カリフォルニア大学バークレー校、ロサンゼルス校）

- 私立大学では100年以上前から大学の寄附金募集部門が設立されているが、州立大学は1970年代後半より寄附金募集部門が設立。州の公的資金の減少（1980年代60%、2004年には33%、2012年には12%）により、2000年代より著しく拡大。
- 寄附金募集部門は他部署と比べて全学の中でも学長と直結した重要で特別な部門と位置付けられ、基本的に正式職員が寄附活動を実施。職員在職期間は3年以上。大口寄附担当者は6年以上在籍。ファンドレイジングと同窓生業務は連携して運営され、卒業生名簿は寄附金募集活動のために整備・活用。
- UC Berkeleyではコロンビア大学でのファンドレイジング経験がある学長をヘッドハントし、2012年には50名しかいなかったファンドレイザーを200名以上に増員し、同氏が在任中には寄附額も1.7倍程度（3億ドル→5億ドル）に増加。ファンドレイジングは学長の最重要任務であり、学長の職務の3分の1はファンドレイズに充てていた。
- ※ 寄附の仕様にはエンダウメントとすぐに募集した寄附金を使用する方法が存在。エンダウメントの管理運用を行う法人（BEMCO）を設立。

英国大学（オックスフォード大学、UCL、ケンブリッジ大学等）

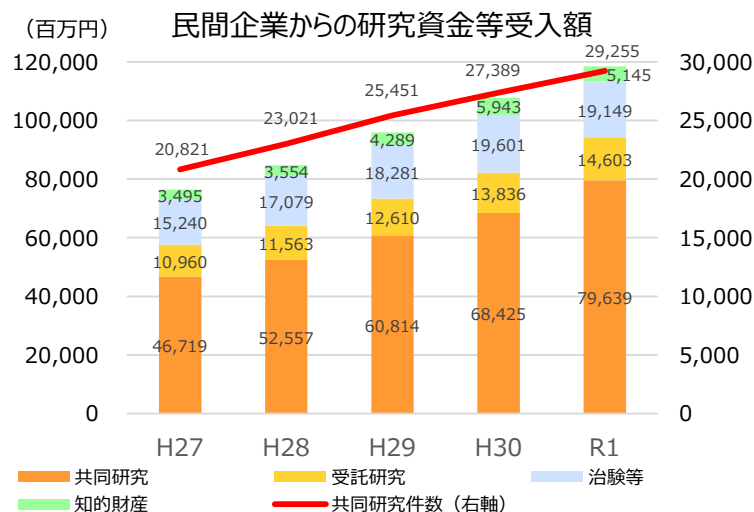
- 大学の寄附金募集部門は専任部署として大学の他部署と同等に重要なポストとして位置づけられており、基本的に正規職員が寄附活動を実施。ファンドレイザーのみではなく、寄附者・寄附見込者及び卒業生の名簿整備やリサーチ業務などのスタッフも増加傾向。職員在籍期間は3年以上、大口寄附担当者は7年以上在籍。
- 同窓会連携チームと寄附金募集チームが一体となって活動。卒業生名簿は寄附金募集活動のために整備、活用されている。職員、教員、卒業生が在籍学生を寄附で支援するという好循環なサイクルを生んでいる。
- オックスフォード大学では2004年よりキャンペーンを実施。そのキャンペーン中に寄附獲得実績のあるイェール大学元学長を学長として招聘しキャンペーンを加速化。2019年までに17万人を超える寄附者より4,630億円を集める。
- 寄附者の在籍国は英国が54%、北アメリカが33%、アジアが5%、その他が8%。英国以外からも多くの寄附を集めていることから、英国本部と海外事務所との連携は不可欠。
- ※ オックスフォード全体で寄附部門の職員は200名（本部に100名、他8拠点に100名）

大学	個人からの寄附金			財団	会社	その他組織
	同窓生	保護者	その他			
スタンフォード大	228億円	31億円	335億円	363億円	178億円	89億円
ハーバード大	966億円	68億円	110億円	227億円	79億円	67億円
UCバークレー	85億円	9億円	45億円	221億円	102億円	144億円
UCサンディエゴ	6億円	56億円	60億円	140億円	39億円	17億円

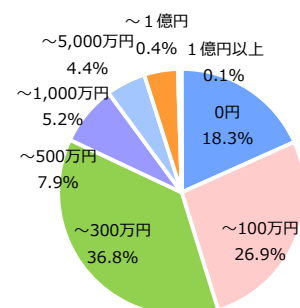
- 大学等による民間企業との共同研究は、件数・金額とも継続して増加し、1件当たりの受入額も増加。
- 共同研究の間接経費については、国立大学を中心に対直接経費比率の引上げを行っているが、多くの大学は、30%又は20%等までとしており、海外の主要大学と同様にエビデンスに基づく比率を設定し、更なる獲得増を推進する大学は一部にとどまる。

（注）間接経費は、共同研究の実施に伴い直接経費以外に必要な管理的経費等を指し、産学連携の発展に向けた戦略的産学連携経費を含む。

- 国の事業を活用して体制強化等を行う大学等を中心に、エビデンスに基づく比率の更なる引上げを横展開し、各大学等の財務基盤の充実につなげていくことが重要。

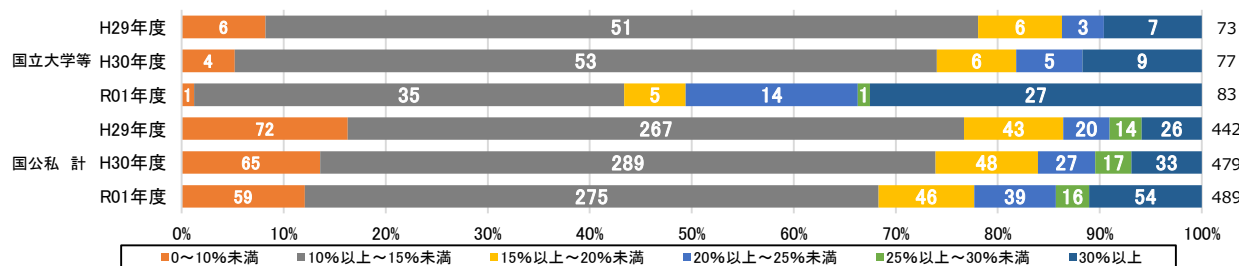


大学等の産学共同研究の1件当たりの規模



H27	2,244千円
H30	2,389千円
R1	2,722千円

民間企業との共同研究に係る間接経費比率



外部資金獲得増につなげる大学の例

	東京工業大学	千葉大学
外部資金獲得額 (億円)	- 共同研究・受託研究 H30 : 29.2 → R1 : 33.5 - 寄附金 H30 : 14.9 → R1 : 15.5 - 合計 H30 : 44.1 → R1 : 48.7	- 共同研究・受託研究 H30 : 16.7 → R1 : 18.0 - 寄附金 H30 : 15.2 → R1 : 16.5 - 合計 H30 : 32.1 → R1 : 35.2
獲得増に向けた主な取組	- 組織対組織の大型共同研究の推進 - 間接経費率の増（戦略的産学連携経費の導入（30%→40%以上）） - 寄附金獲得体制の強化 等	- イノベーション創出機能の集約化 - 海外大学レベルの間接経費率の導入（最大100%まで） - 寄附金獲得体制の強化 等
活用する国の事業	- 国立大学イノベーション創出環境強化事業 - 研究大学強化促進事業（URA活用等） - オープンイノベーション機構整備事業	国立大学イノベーション創出環境強化事業

（出所）文部科学省「令和元年度 大学等における産学連携等実施状況について」（令和3年1月）及び内閣府作成資料より財務省作成。

- 令和２年度中に、全ての一級河川（109水系）において流域治水協議会を設置し、関係省庁が垣根を超えて一元的に被害軽減を推進するための「流域治水プロジェクト」を策定。
- このため令和３年度予算では、国土交通省における防災・安全交付金8,540億円のうち3,320億円を優先配分することとしたほか、農林水産省における水田の貯留機能向上関連事業等（合計1,915億円の内数）や文部科学省における学校等の防災機能向上関連事業等（合計656億円の内数）など関係省庁が連携して対策を実施。

ソフト対策の例

- ・災害リスクを考慮した居住誘導
- ・災害危険区域の指定促進
- ・防災教育
- ・要配慮者の避難促進
- ・治水ダム治水活用 等

ハード対策の例

- ・治水事業
- ・学校等の防災機能向上
- ・要配慮者利用施設の浸水対策
- ・水田の貯留機能向上
- ・国有地の遊水機能活用 等

ハード対策・ソフト対策を一体的に行うことにより、効果的な治水対策を実施

事業総数：約70事業

（参考）

国土交通省以外の予算総額

約3,200億円の内数



- 流域治水対策の実効性を高めるため、浸水被害の危険が著しく高いエリアを都道府県知事が指定し、一定の開発・建築行為を制限する「浸水被害防止区域」（浸水災害レッドゾーン）を創設するための流域治水関連法が今国会で成立。
- 浸水被害防止区域の指定には、当該河川を特定都市河川に指定することが必要。早期の区域指定を促すため、財政支援は浸水被害防止区域を指定した自治体を優先すべき。

＜災害リスクエリアの分類＞

土砂災害と水害の例

	土砂災害	水害
イエローゾーン →建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	土砂災害警戒区域 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律）	浸水想定区域 （洪水、雨水出水、高潮） （水防法） 都市洪水想定区域、都市浸水想定区域 （特定都市河川浸水被害対策法） ※水害ハザードマップを作成
レッドゾーン →住宅等の建築や開発行為等の規制あり	土砂災害特別警戒区域 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律） ・災害危険区域（建築基準法）	浸水被害防止区域 （特定都市河川浸水被害対策法）※創設等を含む法律が今国会で成立。

＜特定都市河川の指定要件の拡充＞

特定都市河川浸水被害対策法において、特定都市河川の指定要件に、「市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川」に加え、**「自然的条件により被害防止が困難な河川」**※を追加。

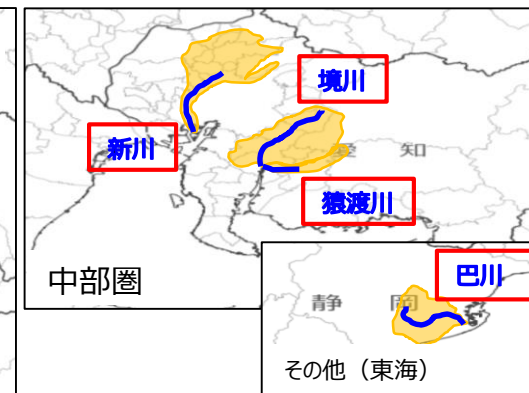
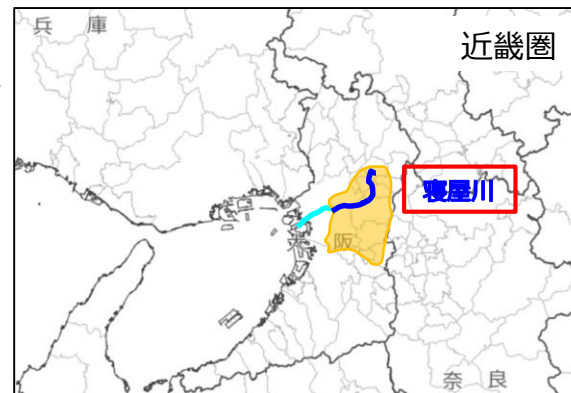
※バックウォーター現象のおそれがある河川、狭窄部の上流の河川等

【対象を市街化した地域の河川から全国の河川に拡大】

＜現在の特定都市河川＞

【首都圏】鶴見川、境川、引地川
【近畿圏】寝屋川
【中部圏】境川、新川、猿渡川
【その他】巴川
計 8 河川

□ 特定都市河川(8河川)
■ 河川流域(特定都市河川)



「浸水被害防止区域」を創設し、建築物の安全性を事前確認

- － 浸水被害の**危険が著しく高いエリア**
- － **都道府県知事が指定**
- － 個々の**開発・建築行為を許可制**に
（居室の床面の高さが浸水深以上、建築物の耐水化）



浸水被害の危険が著しく高いエリアのイメージ

- 令和３年度予算では、都市構造再編集集中支援事業の支援要件の緩和を行うことで、災害ハザードエリアに立地する医療・福祉施設等の安全なまちなか移転を促進。
- 本事業を、今般創設される「浸水被害防止区域」を指定した自治体に対して優先的に実施するなど、安全な場所に都市機能を立地させる取組を進め、災害リスクを踏まえたまちづくりを推進する必要。

防災指針※に位置付けられた事業で 災害ハザードエリアから移転する場合、 都市機能誘導施設整備の支援要件を緩和。

【対象事業】

都市構造再編集集中支援事業

【要件緩和】

上記の移転の場合、都市機能誘導施設※の整備にかかる「同種施設１都市１施設まで」との支援要件を撤廃

※医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設



市街化区域

市街化調整区域

居住誘導区域

都市機能誘導区域

＜災害ハザードエリア＞

災害レッドゾーン

浸水ハザードエリア 等



病院



老人デイサービスセンター

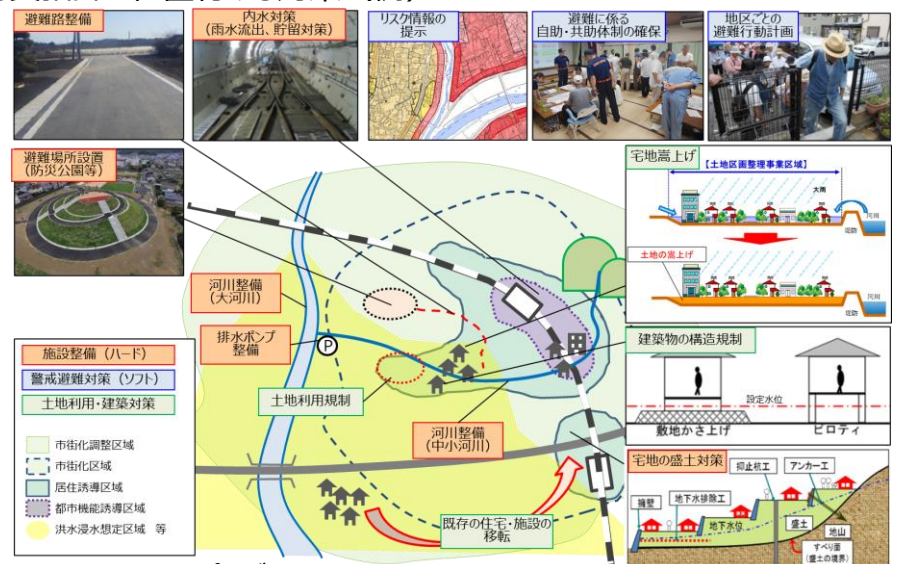


子育て支援施設

（出所）国土交通省資料を基に作成

※「防災指針」の概要（Ｒ２年６月法改正により立地適正化計画の記載事項として追加）

■ 防災指針に位置付ける対策（例）



■ 防災対策の実施プログラム（例）

施策	重点的に実施する区域	実現時期の目標		
		短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
警戒避難対策（ソフト）	リスク情報の提示	市全域		
	地区ごとの避難行動計画	市全域		
	避難に係る自助・共助体制の確保	市全域		
	既存の住宅・施設の移転	居住誘導区域外	随時検討・実施	
土地利用対策（ハード）	土地利用規制	市全域	随時検討・実施	
	建築物の構造規制	市全域	随時検討・実施	
	宅地嵩上げ	居住誘導区域内	随時検討・実施	
	河川整備（大河川）			

施策	重点的に実施する区域	実現時期の目標		
		短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
施設整備（ハード）	河川整備（大河川）	市全域		
	河川整備（中小河川）	市全域		
	避難場所設置（防災公園等）	居住誘導区域内		
	避難路整備	居住誘導区域内		
	排水ポンプ整備	居住誘導区域内		
	内水対策（雨水流出、貯留対策）	居住誘導区域内		
	宅地の盛土対策	居住誘導区域内		
	河川整備（中小河川）	市全域		

- 令和３年度予算では、新築住宅にかかる政策金融支援（フラット35 S等）や、その他住宅関係の複数の補助事業において、災害リスクエリアを支援対象から除外。
- 水害リスクを考慮し、一定の開発・建築行為を制限する「浸水被害防止区域」の指定の促進と併せて、引き続き、災害リスクが高い区域における住宅の立地抑制を図ることが重要。

災害リスクが高い地区における住宅の立地抑制・移転誘導

- ・ 防災の観点から建築規制のかかる災害リスクの高い区域において、住宅の立地抑制や同地域からの移転誘導を図ることが必要

＜建築規制がかかる災害リスクが高い区域＞
「災害危険区域（建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る）」
「土砂災害特別警戒区域」

令和３年度中より、新築住宅に係る支援事業の対象から
災害リスクが高い区域を除外

対象支援事業		令和元年度 新築支援実績
住宅 金融 支援 機構	【フラット35】S	61,831戸
	子育て世帯向け省エネ賃貸 住宅融資	22,279戸
	サービス付き高齢者向け賃貸 住宅融資	759戸
サービス付き高齢者向け住宅整備事業		14,583戸
地域型住宅グリーン化事業		9,728戸

データ：国土交通省提供

参考：【フラット35】S

質の高い住宅ストックの形成を図るため、省エネルギー性や耐震性等に優れた住宅を取得する場合に「フラット35」の借入金利を一定期間引き下げる制度

■【フラット35】Sの住宅の技術基準レベル



■【フラット35】Sの金利プラン

2021年3月31日までの申込受付分に適用

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】S（金利Aプラン）	当初 10 年間	年 ▲ 0.25%
【フラット35】S（金利Bプラン）	当初 5 年間	

* 【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。

- 市区町村において、人口減少に関わらず洪水浸水想定区域内の人口が増加している地域がある。
- 自治体の適切な土地利用規制を促進するため、現在行っている自治体ごとのハザードマップの公表状況に加え、洪水浸水想定区域内の人口動態の変化の表示を含め、関係者の認識を促すための方策を検討すべき。

【洪水浸水想定区域内人口等の変化（H7とH27の比較）】

※ GIS（地理情報システム）において、中心点が洪水浸水想定区域に存する500m四方メッシュ内の人口を各市町村ごとに合計することにより推計。

◆ 洪水浸水想定区域内の人口の増加率が高い市区町村（％）

特別区・政令市		中核市		その他の市	
	増加率		増加率		増加率
1位	149%	1位	41%	1位	219%
2位	84%	2位	34%	2位	194%
3位	66%	3位	27%	3位	148%
		4位	20%	4位	140%
		5位	19%	5位	122%

◆ 総人口は減少したが、洪水浸水想定区域内の人口は増加した都市のうち、両者の差が大きい市区町村（％pt）

特別区・政令市		中核市		その他の市	
	差 増加率 - 減少率		差 増加率 - 減少率		差 増加率 - 減少率
1位	17%pt 11 - (-6)	1位	33%pt 27 - (-6)	1位	207%pt 194 - (-14)
2位	5%pt 0 - (-5)	2位	26%pt 11 - (-15)	2位	120%pt 94 - (-26)
		3位	23%pt 11 - (-12)	3位	92%pt 72 - (-20)
		4位	18%pt 4 - (-14)	4位	77%pt 63 - (-14)
		5位	13%pt 5 - (-9)	5位	55%pt 28 - (-26)

※青文字は洪水浸水想定区域内の人口増加率、赤文字は総人口減少率を示している。

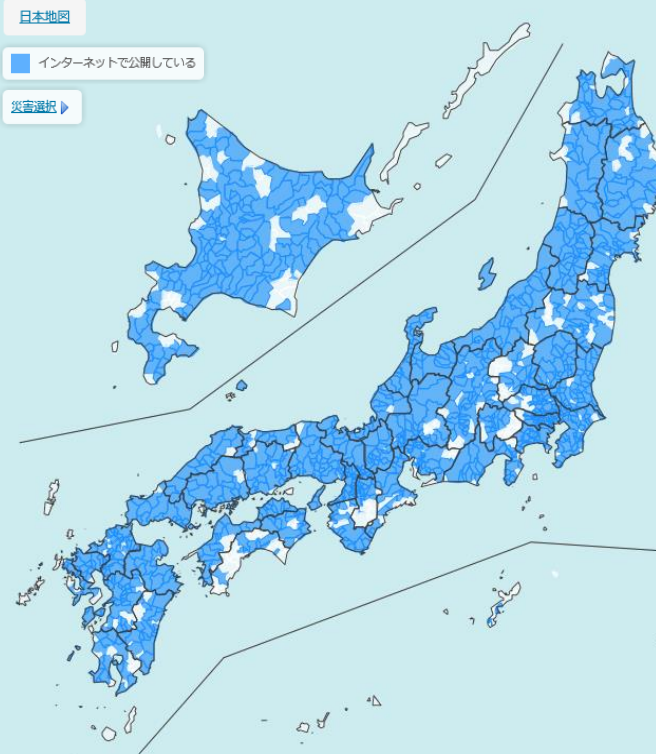
- (注1) 四捨五入によって合計が一致しない場合がある。
 (注2) 洪水浸水想定区域内人口は、H24時点に指定されていた洪水浸水想定区域に基づき算出。
 (注3) 洪水浸水想定区域人口の増加率が高いものの増加人数の実数が極めて少ない（50人未満）と推計される市区町村は除いている。

【現在の取組】

- ◆ 国土地理院が自治体のハザードマップの公表状況を集約し、「ハザードマップポータルサイト」で公開。

わがまちハザードマップ ～地域のハザードマップを入手する～

ホーム > わがまちハザードマップ
 地図から選択する 洪水ハザードマップ



（出所）「わがまちハザードマップ」(<https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/>)を基に作成

（注）令和3年4月15日現在の公表状況（1,378自治体で公表済）

- 津波災害については、科学的調査に基づく津波浸水想定公表が都道府県に義務付けられているとともに、津波災害警戒区域等の指定が可能となっているが、津波災害特別警戒区域を指定しているのは、伊豆市のみ。
- その背景には自治体における区域指定趣旨の理解不足や関係者との意見調整の難しさが考えられるため、自治体に対する制度趣旨の周知徹底が急務。

津波災害警戒区域・特別警戒区域とは

○津波災害警戒区域

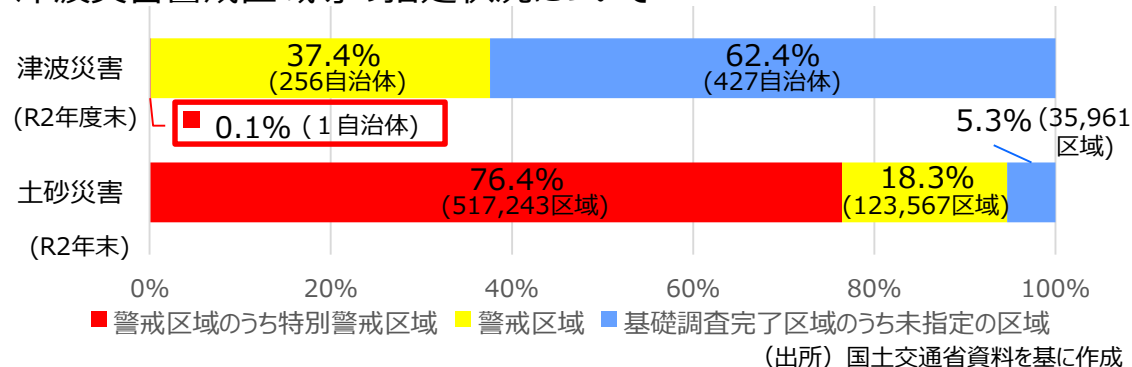
津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

○津波災害特別警戒区域

津波災害警戒区域のうち津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生じるおそれがある区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

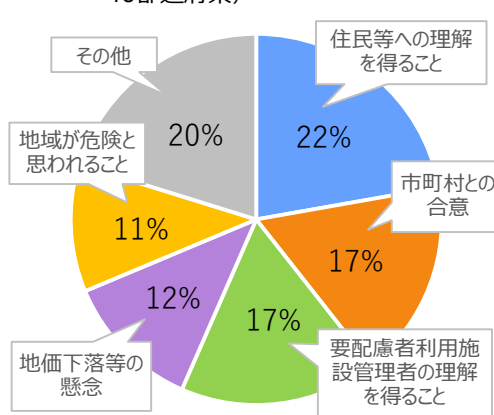
※警戒区域は、市町村の意見を聞いた上で、都道府県が指定。
(土砂災害も同様に、都道府県が市町村の意見を聞いた上で指定。)

津波災害警戒区域等の指定状況について



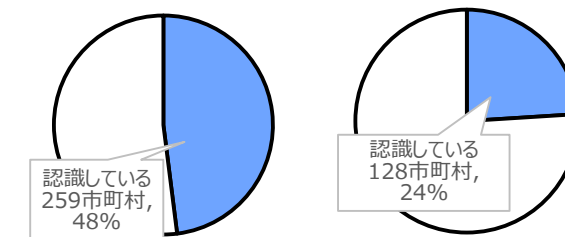
津波災害特別警戒区域等の指定にかかる隘路

○津波災害特別警戒区域の指定に係る支障
(対象：津波の影響を受ける可能性のある40都道府県)



○自治体の担当職員へのアンケート (対象：津波災害警戒区域を知っていると回答した544市町村)

区域指定の趣旨が『津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を整備し、いざというときに津波から「逃げる」ことができるようにする区域』であると認識しているか。



(出所) 『平成29年度政策レビュー「津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策」結果(評価書) 国土交通省』を基に作成

特別警戒区域内における規制等について

	社会福祉施設、学校及び医療施設(要配慮者利用施設)の建築	住宅の建築	建築物の構造	建築物の移転等の勧告
津波災害	許可制	一部許可制※1	規制あり	可能
(参考) 土砂災害	許可制	許可制※2	規制あり	可能

※1 市町村条例により制限が可能

※2 自己の居住用は除く

- 東日本大震災からの復興まちづくりの教訓を踏まえると、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、平時から、災害発生を前提とした都市再建プランを準備しておくことが重要。
- 被災後の復興における目標等の設定まで至った自治体は、5%に留まっている一方で、災害を前提に、被災後の復興の課題を想定し、復興まちづくりの方向性や進め方といった方針を定めた都市再建プランを予め策定している自治体がある。
- 自治体において、災害リスクが高い地域について、被災後の早期かつ的確な復興まちづくりに向けた復興の体制・目標等を事前検討し、都市再建プランの策定を一層進めるべき。

東日本大震災からの教訓

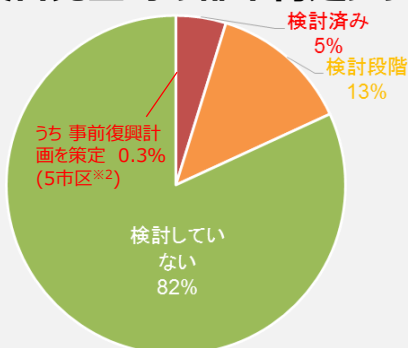
④ 事前に復興まちづくりの準備を行う (略)

・ 災害時には元々のまちづくりの課題が顕在化あるいは加速化することから、平時より人口減少や高齢化など社会経済状況の変化に向き合い、将来を見据えながら事前の復興まちづくりを考えておくことが有効である。

・ 復興まちづくりは、(略)市町村の総合計画における目標や都市計画のマスタープランにおける将来都市構造を踏まえることが基本となるが、大規模災害時により市街地が壊滅し、社会経済活動に甚大な影響が生じた場合には、従来のまちづくりの方向性を再考しなければならない事態もありうる。そのような場合への事前準備として、被災状況や住民意向等を踏まえ、必要に応じ、復興で目指す都市構造の方向性を市町村マスタープランに位置づけることが考えられる。

(出所) 東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 (令和2年度復興庁委託事業) より抜粋

災害発生時の都市再建プランの策定状況※1

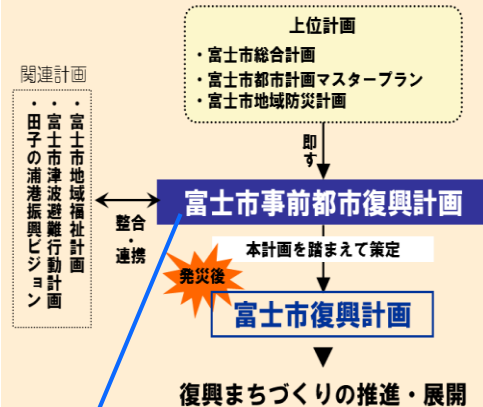


※1 令和2年7月末時点の状況について、全国の都道府県及び市区町村(1,788自治体)を対象に調査し、回答のあった1,783自治体(回答率99%)のうち、復興まちづくりの目標・実施方針について、地域防災計画、都市計画マスタープラン等に位置付けている自治体の割合

※2 国土交通省の復興事前準備ガイドラインに基づき、復興まちづくりの「体制」「手順」「訓練」「基礎データ」「目標等」の5項目全てを位置づけた計画等(地域防災計画、都市計画マスタープランを除く)を有する市区町村数を集計

(出所) 国土交通省資料を基に作成

災害発生時の都市再建プランを予め策定している事例



復興ビジョン編

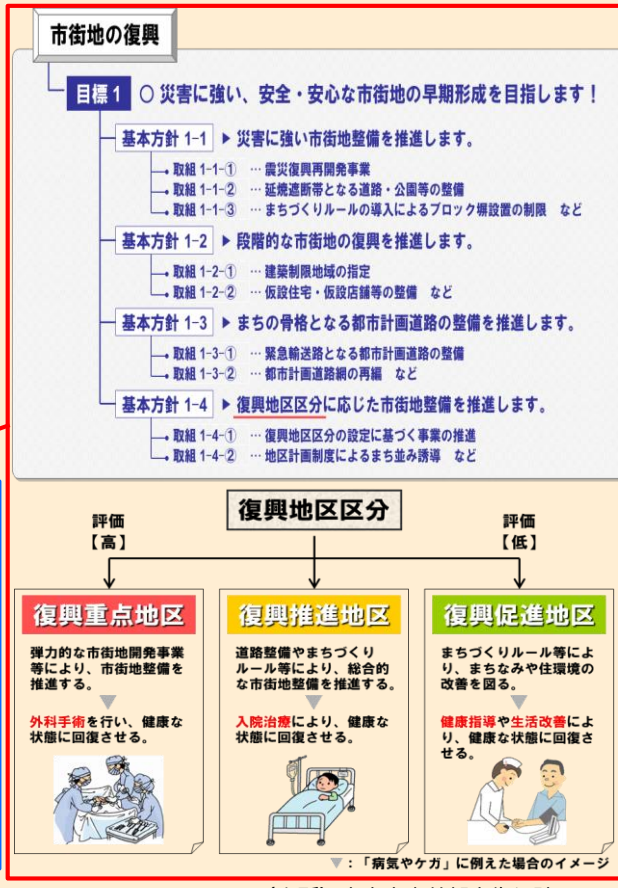
→ 復興まちづくりの目標や基本方針を示したもの

復興プロセス編

→ 市民等・地域・行政の「うごき」を示したもの

行動マニュアル

→ 行政の業務内容や手順等を定めたもの



(出所) 富士市事前都市復興計画

- 被災後、一定の居住人口を前提に、インフラの復旧・復興を行ったものの、その後居住人口が減少した事例がある一方で、将来の社会情勢の変化等を予め考慮し、復旧工事の実施を見送ったり、地域の実情や利用状況に応じた復旧を行ったりした事例もある。
- こうした事例に鑑みれば、災害が起きた地域での原形復旧に拘らず、例えば「災害を前提とした都市再建プラン」を踏まえ早期によりリスクの低い別地域での再建を図るインセンティブが働くような仕組みを検討すべき。

整備後の社会情勢の変化等で施設の保全対象となる居住エリアに変更があった事例



地域の実情や利用状況に応じた復旧方法の変更を行った事例

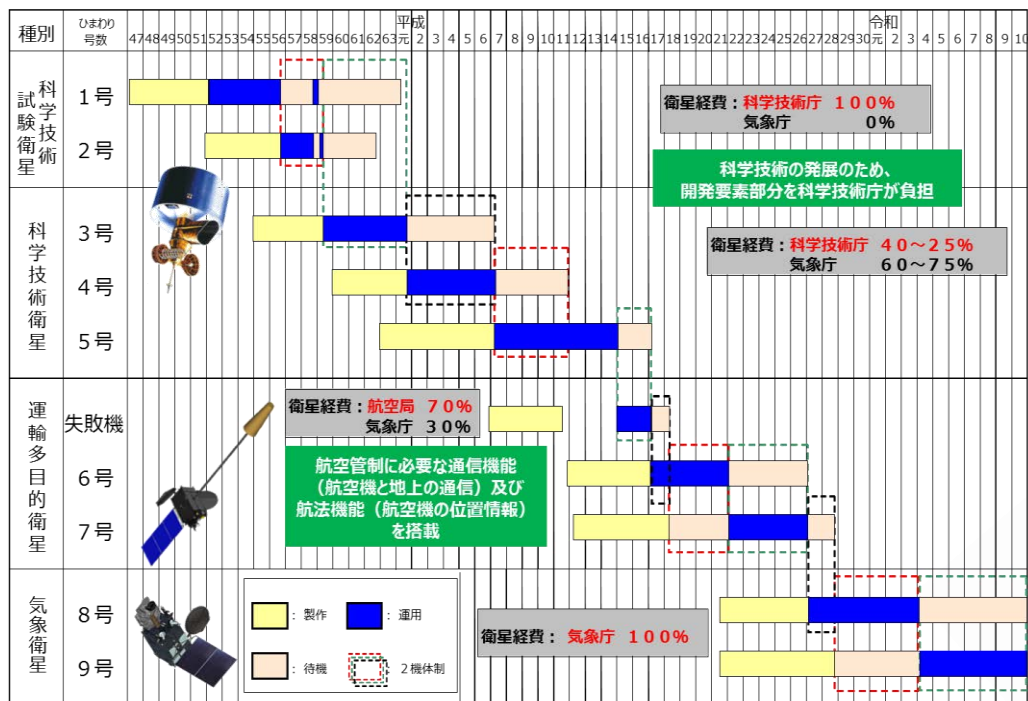


- 気象衛星ひまわりについては、令和11年度目途の後継機の運用開始に向け、令和5年度を目途に後継機の製造に着手する予定。
- 後継機については、省庁の縦割りを排除し、民間も含めた他の衛星との共同プロジェクトや衛星観測データの多方面への活用等を通じた他組織との共同製作などの工夫により、機能の向上やコストダウンを図るべき。

＜気象衛星「ひまわり」の概要＞

- ・静止気象衛星「ひまわり」は東経約140.7度、高度約35,800kmの静止軌道から、東アジア・西太平洋域を常時監視。
- ・現在、ひまわり8号・9号の2機が静止軌道上に存在し、台風の監視や航空機、船舶等の安全で経済的な航行に寄与。

＜気象衛星「ひまわり」の経緯＞

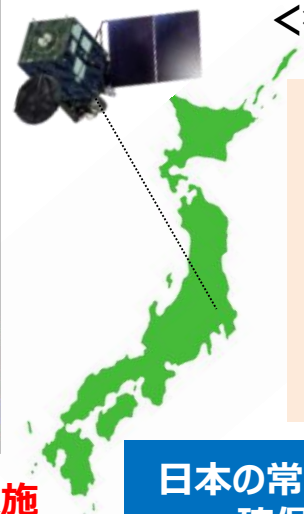


＜ひまわりと同時期に打ち上げ予定の衛星（例）＞ ＜民間の静止衛星（例）＞

分野	衛星名称	関係機関	打上目途
気象観測	ひまわり後継機	気象庁	令和10年度
地球観測	ALOS-3 ALOS-3後継機	文部 科学省	令和3年度 令和9年度
地球観測	ALOS-4 ALOS-4後継機	文部 科学省	令和4年度 令和10年度

分野	衛星名称	関係企業
通信	JCSAT 2A JCSAT 10/3A JCSAT 6/4A JCSAT 13/4B JCSAT 9/5A JCSAT 14/2B JCSAT 12/RA JCSAT 16 JCSAT 17 JCSAT 18	スカパー JSAT
放送	BSAT-3A BSAT-3B BSAT-4A BSAT-4B	放送衛星 システム (B-SAT)

＜衛星機能の有効活用の例＞



- ・防災・減災（浸水状況等の把握等）
- ・環境・エネルギー（太陽光発電量予測）
- ・農業・漁業（農作物発育予測、漁場予測）
- ・航空（安全効率的な航路決定）
- ・交通（鉄道運行計画、道路の通行規制の計画等）
- ・国際貢献（森林火災等の集中監視）
- ・宇宙開発（宇宙環境観測） 等

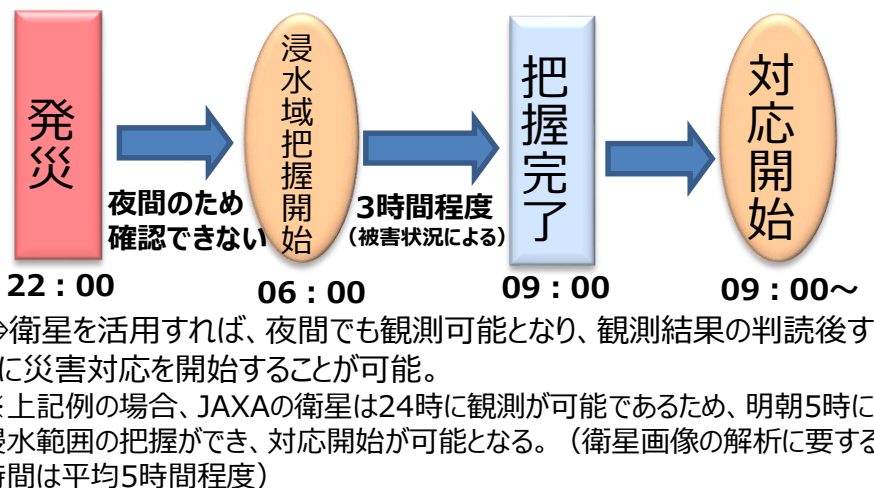
日本の常時監視が可能な東経140.7度の軌道位置を確保する「ひまわり」を気象観測以外にも活用

現在の8、9号を除けば、過去の衛星は他組織と共同で実施

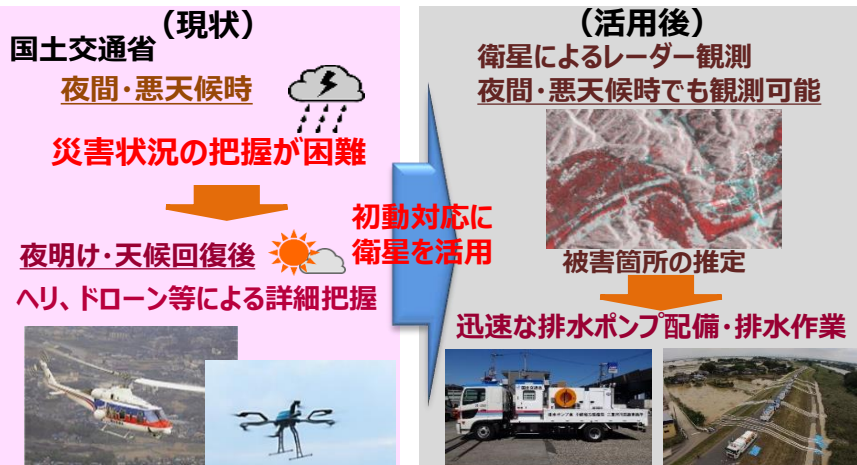
（出所）気象庁資料を基に作成

- 現状、被災状況の把握は、日中にヘリコプターやドローン等で行っているため、夜間や天候が悪化している状況では迅速な状況把握ができていない。
- 衛星画像等を有効活用すれば、災害対応までの時間を短縮可能であるが、現在、JAXAの地球観測衛星を活用して行っている実証事業では、解析精度や観測できるタイミング・範囲に課題。
- 切れ目のない観測・監視が可能な静止衛星の活用も、技術の進捗や費用対効果等を踏まえて検討すべき。

＜災害情報把握の流れ（例）＞

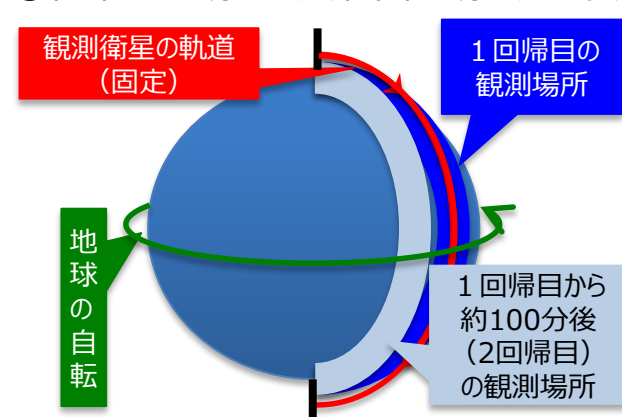


＜衛星画像の活用（イメージ）＞



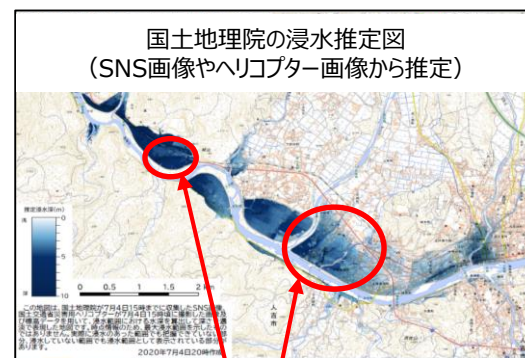
＜地球観測衛星活用への課題＞

①恒常的な観測や広範囲の観測が必要



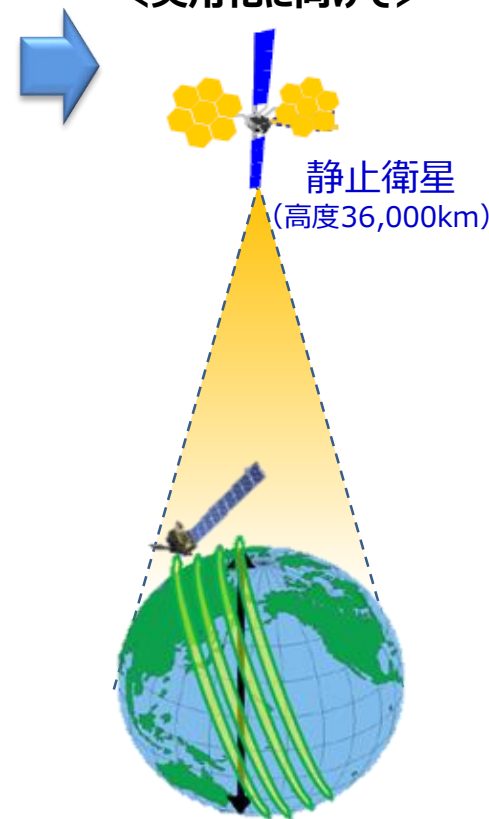
⇒地球観測衛星は地球の自転により、観測場所が毎回変わる。同地点の観測は1日に1回程度。

②解析精度の技術的向上が必要



衛星画像の解析では、未抽出

＜実用化に向けて＞

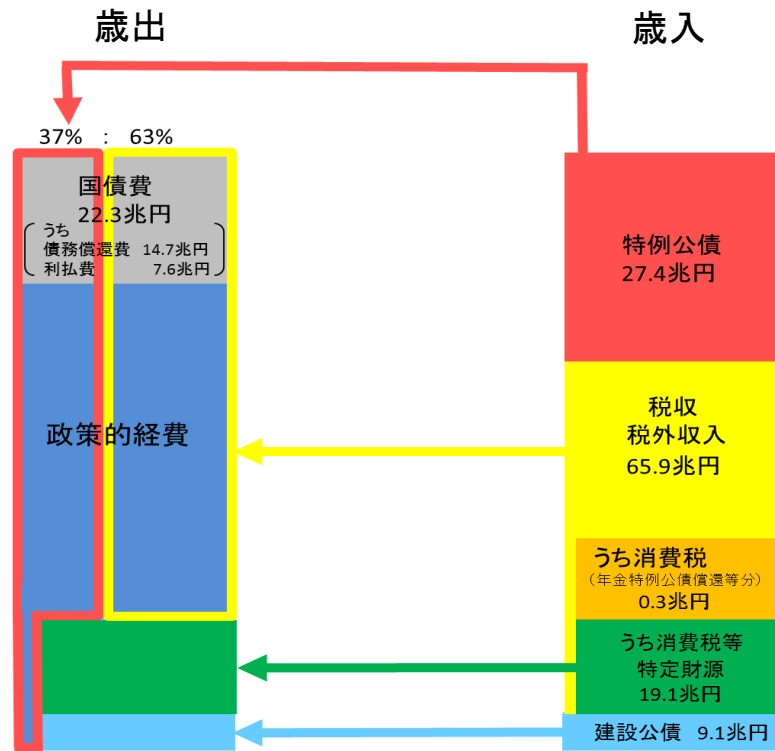


⇒機能や精度を向上させた静止衛星を活用し、災害時を含む常時監視・全範囲監視を可能とすることを検討すべき。

（出所）国土交通省資料を基に作成

- 特例公債の発行が続く現下の財政状況においては、公債の元利償還を税収等で賄うことができず、建設公債の元利償還に当たっても、税収等では足りず特例公債が追加発行されていると言える。
- 一定の仮定を置いて試算すると、平成10年度末における特例公債残高108兆円のうち12兆円、令和元年度末における特例公債残高608兆円のうち57兆円が建設公債の元利償還に由来したものであると推計される。
- 建設公債の発行が特例公債残高の増加につながっていると捉えうることや、後世代の人口が減少していくことを踏まえれば、今後、真に必要なインフラを見極めて、債務残高の抑制に努めるべき。

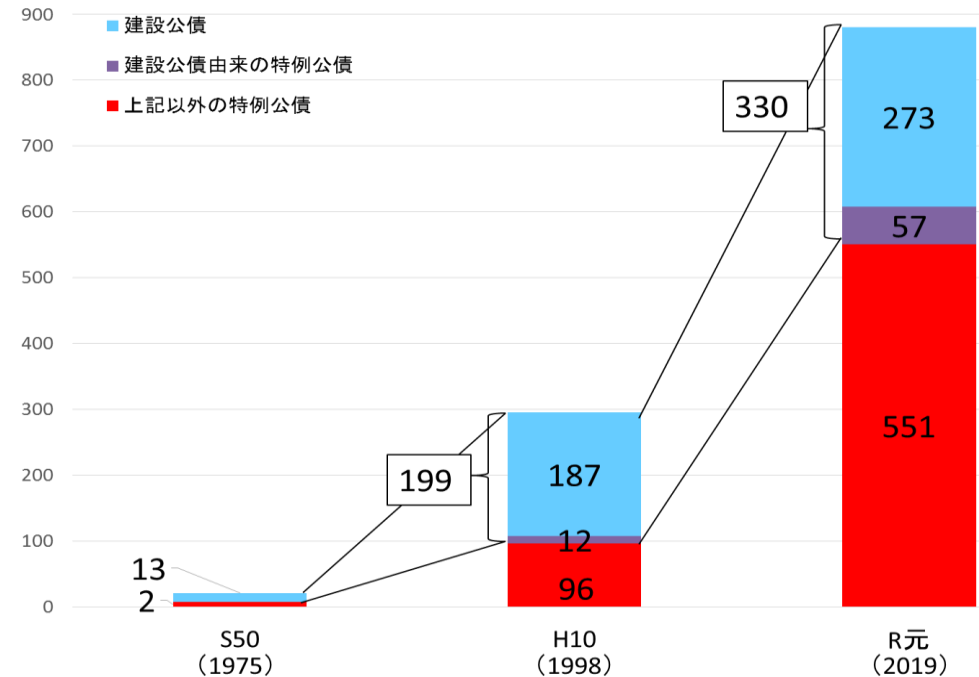
国債費の財源イメージ(令和元年度決算の例)



- ・一定の仮定を置いて試算すれば、国債費のうち建設公債に係る債務償還費(定率繰入)は4.3兆円、利払費は2.4兆円、合計6.7兆円。
- ・これらが税収・税外収入(一定の特定財源を控除した46.5兆円)と特例公債(27.4兆円)により比例的に賄われていると仮定。
- ・建設公債の元利償還の財源の37.1%が特例公債であると言える。

建設公債とそれに由来する特例公債の積み上がり状況

(兆円)



- ・各年度における建設公債の元利償還のための特例公債発行額を算出。
- ・それぞれが60年償還ルールに沿って毎年度60分の1ずつ償還されていると仮定し、平成10年度及び令和元年度時点における未償還額を試算。
- ・この未償還額を積み上げた額は、建設公債の元利償還に由来して過去発行された特例公債の残高に相当すると言える。

費用便益分析（B/C）（１）

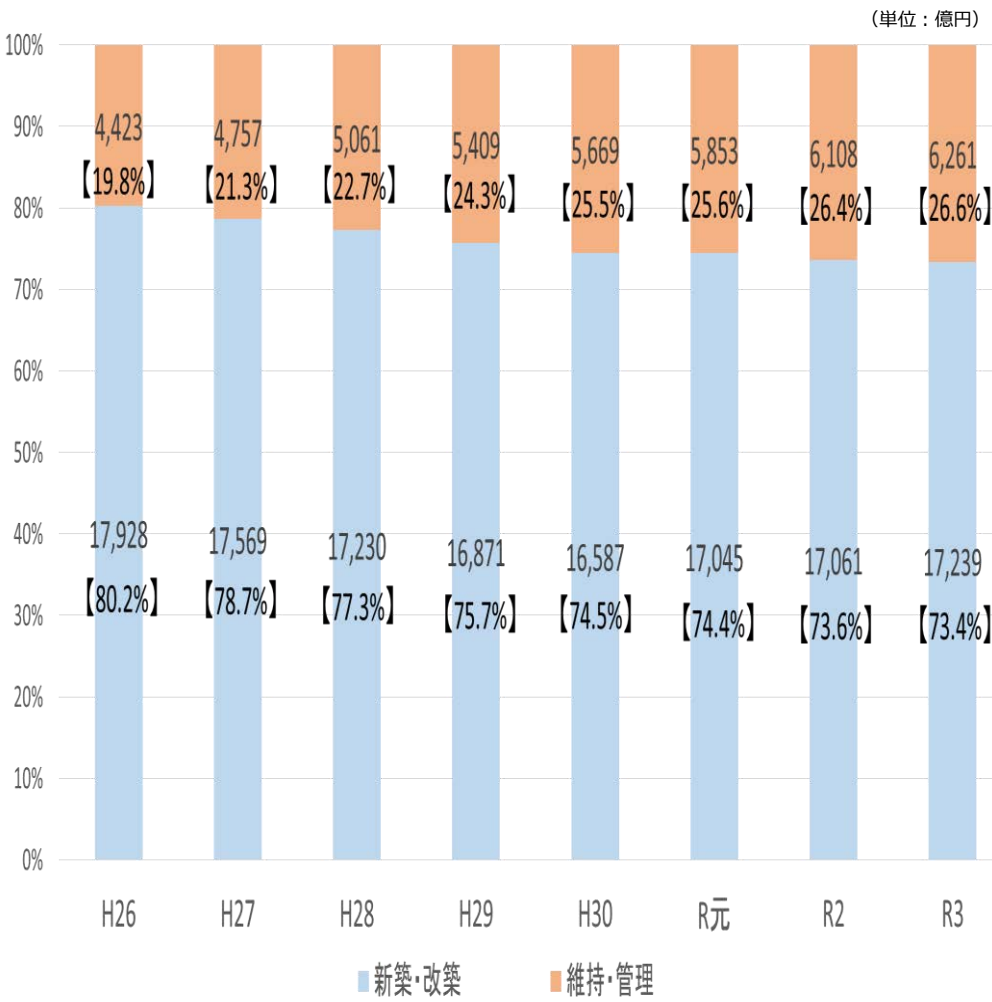
- 公共事業予算 6 兆円（当初予算ベース）のうち、B/Cを活用して事業決定をしているものは半分に満たない。
- 維持管理事業や自治体向けの交付金の多くはB/Cが算出されておらず、人口減少等も踏まえて真に必要なインフラを峻別するためにも費用対効果を把握した上で事業実施を判断する仕組みを検討すべき。

費用便益分析の状況（R2当初予算）

	令和２年度当初予算（国費配分ベース）							
	うちB/C算出事業			うちB/C未算出事業				
	計	算出率		維持・管理費等	災害関係経費	その他	計	未算出率
治水	8,266	4,617	56%	1,889	631	1,128	3,649	44%
道路整備	20,472	9,895	48%	6,401	0	4,176	10,577	52%
港湾	2,411	1,688	70%	457	0	266	723	30%
住宅対策	1,551	483	31%	158	51	858	1,068	69%
社会資本総合整備	15,125	3,455	23%	0	0	11,670	11,670	77%
社総交	7,277	2,023	28%	0	0	5,254	5,254	72%
防安交	7,847	1,431	18%	0	0	6,416	6,416	82%
国交省計	52,015	22,787	44%	9,204	815	19,210	29,228	56%
農水省計	6,793	5,060	74%	328	51	1,354	1,733	26%
経産省計	22	17	77%	5	0	0	5	23%
厚労省計	168	168	100%	0	0	0	0	0%
環境省計	495	356	72%	33	1	105	138	28%
内閣府計	424	26	6%	0	0	398	398	94%
＜一般公共計＞	59,917	28,414	47%	9,570	866	21,067	31,503	53%
災害復旧等	752	0	0%	0	752	0	752	100%
＜合計＞	60,669	28,414	47%	9,570	1,618	21,067	32,255	53%

(注1)「臨時・特別の措置」を除く。
(注2)国交省の内訳は主な事業。
(注3)政策評価法施行令に基づき、「施設の維持又は修繕に係る事業」は事前評価の対象から除くこととされている。
(注4)「その他」には、工事諸費等3,539億円を含む。

道路整備事業及び治水等事業の維持管理費の推移



(注1)R元、R2は、「臨時・特別の措置」を除く。
(注2)道路整備事業は直轄。
(注3)治水等事業は、都市水環境を含み、補助を含む。

- 公共事業の費用便益分析（B/C）は、新規事業採択時のほか、事業開始後一定年数が経過した場合等に再評価を行うこととされているが、再評価時には、事業費の増加等により全体として下振れる傾向。
- インフラのストック効果を最大化するためにも、B/Cがより高い事業に重点化するのみならず、費用・便益ともに様々なリスクを織り込んだ慎重な新規事業採択時評価を行う必要。

≪国土交通省公共事業における再評価箇所における新規事業採択時のB/C平均値の比較≫

事業区分	H30年度再評価		R元年度再評価		R2年度再評価	
	新規事業採択時		新規事業採択時		新規事業採択時	
道路	1.8	1.4	1.7	1.5	1.9	1.6
河川	3.8	3.8	2.0	1.8	－	－
港湾整備	3.4	2.9	2.5	2.4	4.7	3.6

- ※ 国土交通省では、新規事業採択後5年間経過した時点で継続中の事業や、再評価実施後5年間（直轄事業で未着工の場合は3年）経過している事業等を対象として再評価を実施している。
- ※ 上記の表は、現在の推計手法に改正された平成22年度以降に新規事業採択時評価を実施し、かつ、各年度に再評価を実施した直轄事業を対象として、事業区分毎の平均値を算出している。
- ※ 「新規事業採択時」の値は、再評価箇所を新規事業採択した当時のB/C平均値。
- ※ 「河川」については、レクリエーション空間等の整備に係るものを除く。
- ※ 「河川」の2年度再評価については、平成22年度以降に新規事業採択時評価を実施した事業がないため、「－」としている。

≪国土交通省における主な事業毎の費用便益分析に係る評価項目≫

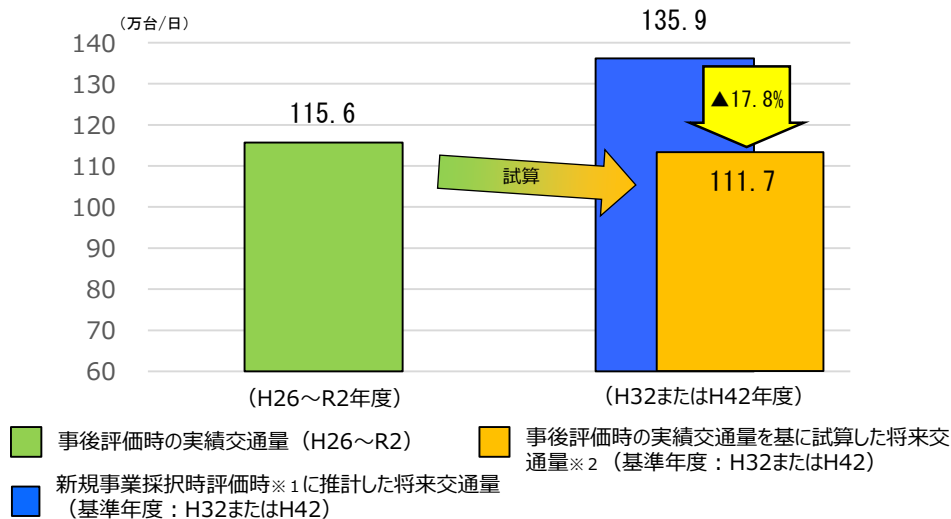
事業区分	主な便益	主な費用
道路	走行時間の短縮、走行経費の減少、交通事故の減少	事業費、維持管理費
港湾	輸送コストの削減、移動コストの削減	事業費、維持管理費、再投資費
鉄道	移動時間の短縮、鉄道事業者の収益改善	事業費、維持管理費
空港	移動・輸送時間の短縮、空港管理者の収益改善	事業費、再投資費
土地区画整理	事業地区とその周辺地域の地価の上昇	事業費、維持管理費
市街地再開発	再開発ビルの収益改善、周辺地域の地価の上昇	施設整備費、維持管理費
住宅市街地総合整備	住宅等や土地の賃料の上昇、周辺地域の地価の上昇	事業費、維持管理費
都市公園	健康・レクリエーション空間の提供（健康促進、レクリエーションの場の提供等） 都市環境の維持・改善（緑地保存、ヒートアイランド現象緩和等） 都市景観、都市防災（洪水調整、地下水涵養等）	事業費、維持管理費
治水	建物、自動車等の浸水被害の軽減 浸水による事業所や公共サービスの生産等の停止・停滞の被害の軽減 浸水世帯の清掃等の事後活動や飲料水等の代替品購入に伴う新たな出費等の被害の軽減	事業費、維持管理費

- 道路事業の便益算定の基となる将来交通量については、新規事業採択時の推計値が、事業完了後の実績を基にして再計算した推計値を上回っている。
- 同様に、港湾整備事業においても、便益算定の基となる貨物量について、新規事業採択時における目標年度の値が、事業完了後に再計算した目標年度の値を上回っている。
- これらを踏まえれば、新規事業採択時の B / C の算出に当たって過大な便益計算を行っていたと言えることから、今後の便益算定については、足元の動向や慎重な将来推計に基づいて行い、事業完了後に下方修正されることがないようにすべき。

道路事業の便益算出

- 道路事業の便益（走行時間短縮や走行経費の減少等）算出に当たり、**5年～10年超前の道路交通センサス**（H29～R3新規事業採択時評価に、H22道路交通センサスを使用）等の各交通機関の統計調査結果を基に、基準年度の交通量を推計。
- 推計した基準年度の交通量を基に算出した便益から、将来人口や G D P 等に基づいて供用開始時の便益を割り出して算定し、供用開始後50年間の総便益を算定。

<便益対象交通量の変化>



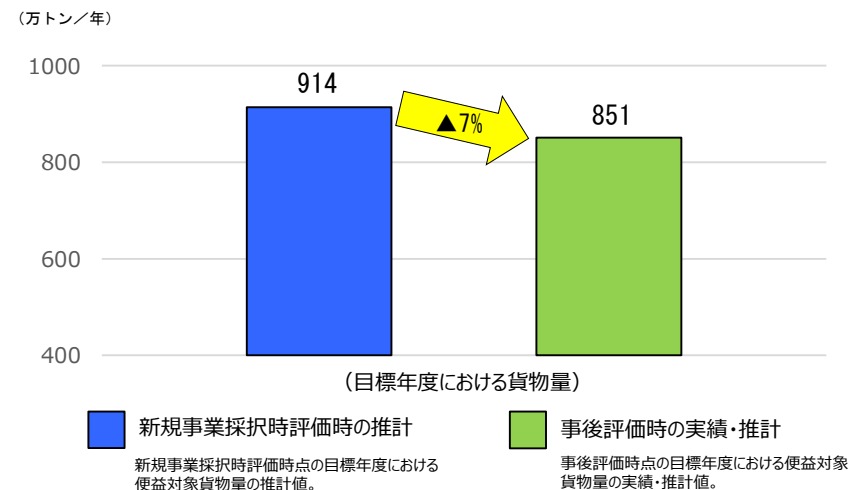
○ H30年度～R2年度に事後評価を実施した直轄事業（53事業※3）の交通量の総計について、国土交通省公表資料を基に作成。

- ※1 新規事業採択時評価時のデータがない事業は、最も古い再評価時の将来交通量としている。
- ※2 将来交通量の試算は、便益の推計に用いられる伸び率を用いて機械的に算定したもの。実績交通量の実測年度が不明である事業は、事後評価時の実測データと仮定、また、基準年度が不明である事業は、H42年度を基準年度と仮定。
- ※3 事後評価を実施する直轄事業（88事業）のうち、B/Cを算出しており、交通量が比較可能な事業（53事業）を抽出。

港湾整備事業の便益算出

- 港湾整備事業の便益（物流ターミナル整備については貨物量の増加に伴う輸送コストの削減効果等）の算出に当たり、**各港湾の実績、企業ヒアリング等を基に**、各事業毎に設定した目標年度における貨物量を推計。
- 目標年度に見込まれる便益が供用開始から50年間継続するものとして総便益を算定。

<便益対象貨物量の変化>



○ H25年度～R2年度に事後評価を実施した物流ターミナルの整備事業（12事業）の便益対象貨物の総量について、国土交通省公表資料を基に作成。

(注) 各事業における便益対象貨物量を単純に合計したもの。新規事業採択時評価と事後評価では、社会経済情勢の変化により事業の対象貨物等が異なる場合もある。

- 北陸新幹線金沢・敦賀間については、昨年末に2,658億円の工事費（再）増嵩と、1年程度の工期遅延が判明。（工事費 14,121億円→16,779億円、工事の完了予定時期 令和4年度末→5年度末）
- 国交省に設置された「北陸新幹線の工程・事業費管理に関する検証委員会」の中間報告書（令和2年12月）においては、鉄道・運輸機構内部における開業時期ありきでの工程・事業費管理をはじめ、機構における事業の管理体制や鉄道局による監理監督のあり方等の課題が指摘された。
- これを受けて変更された機構の中期計画において、工区単位でのミクロな事業費の管理を徹底する旨等追加されているが、これを確実に履行するとともに、他の線区も含めて徹底する必要。
- またその際、工期については、進捗を踏まえたものとしていくべき。

金沢・敦賀間の費用増加の概要

■ 事業実施に伴うもの 1,693億円	■ 外的要因に伴うもの 965億円
・ 不調不落対策 718億円	・ 物価上昇 901億円
・ 工期短縮策 686億円	・ 地質不良対策 53億円
・ 生コン不足対策 144億円	・ 法令改正 11億円
・ その他 145億円	
合計増嵩額 2,658億円	

検証委員会における委員からの指摘事項

- 3年前倒しの時点で間に合うと思っていたのか。どのような計画を具体的に立てていたのか。（R2.11.17 第1回）
- 工期の設定についてヒアリングを行いたい。事業費と比べると工期設定は暗黙知に近く、根拠が曖昧。用地に加えて盤ぶくれ、一般的に想定していないリスクについても知見やデータの収集・蓄積が大切。（R3.1.23 第6回）

（出所）北陸新幹線の工程・事業費管理に関する検証委員会議事概要より抜粋

検証委員会中間報告（令和2年12月8日）での指摘事項 【抜粋】

- ・ 機構の事業費管理は、所要額が実行目標額を上回らないことをチェックすることを主眼としているものであり、各工事の進捗管理や個別の契約額の逐次評価・管理を目的とするものではない。
- ・ このため、所要額が実行目標額を超えるおそれが生じるまでは、通常の見積り以上のコスト削減は実施されにくい仕組みとなっている。
- ・ 工事に関する情報や権限は大阪支社に集中していたが、大阪支社が目標となる完成・開業時期ありきの考え方に起因する甘い見通しの工期設定を本社に継続して報告したため、現場の情報が本社に正確に伝わっていなかった。

（出所）北陸新幹線の工程・事業費管理に関する検証委員会中間報告書

鉄道・運輸機構 中期計画（令和3年3月変更後） 【抜粋】

（下線部は変更後追加事項）

事業の実施に当たっては、経済的に安全かつ工期どおりに建設する重要性にかんがみ、工事完成予定時期と照らしてどの程度進捗しているか、また、事業費が予定の範囲内で進捗しているかを適切に把握する。さらに、工区単位で事業費や工程に課題が発生していないか機構内で随時確認し、課題が発生した場合は、速やかに関係者との調整を行うなど、事業費・工程の管理を一層徹底する。

- 事業実施中の北海道新幹線新函館北斗・札幌間については、令和４年度に鉄運機構による事業再評価を予定しているが、物価上昇により工事費が増高※した金沢・敦賀間よりも工期が長く、物価上昇の影響が懸念される。
- また、トンネル工事に関し、本線区の事業進捗への懸念が生じていることも踏まえて、工期や事業費の見通しについて、令和４年度を待つことなく速やかに現状を踏まえた分析を行うべき。

※着工時の想定より物価上昇の影響により1,437億円増加

北海道新幹線 新函館北斗・札幌間の概要

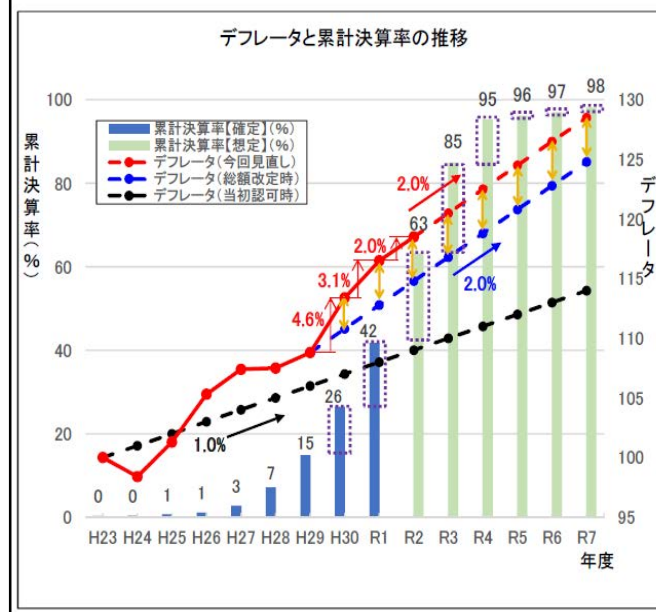
- 総工事費 約16,700億円
- B/C 1.1
- 完成予定時期 令和12年度末
- 工事延長 約211.9km
うちトンネル 約168.9km（工事延長の80%）
令和3年4月時点の掘削率：約4割

整備新幹線の工事費の変遷

（単位：億円）

	認可時	事後評価 /再評価	差引
北海道新幹線 新青森・新函館北斗	4,670	5,500	+830
九州新幹線 武雄温泉・長崎	5,000	6,200	+1,200
北陸新幹線 金沢・敦賀	11,600	16,779	+5,179

金沢・敦賀間における物価上昇の影響



（出所）北陸新幹線の
工程・事業費管理に
関する検証委員会中
間報告書（参考資料）

新函館北斗・札幌間の事業進捗への懸念

- 衆議院国土交通委員会（令和３年４月21日）での質疑
（議員）札幌延伸の工事にはいろいろな壁があるが、トンネル工事から出てくる要対策土の受入れ場所が見つからず、トンネル工事も中断になっているところがあると聞く。トンネル掘削土の受け入れ保管場所の確保の見通しと取組について伺いたい。
- （鉄道・運輸機構）札幌延伸工事の約80%がトンネル工事であることから、トンネル掘削土の受入地確保というのが、工事を計画通り進めるために重要な課題であると認識しており、…札幌延伸工事を着実に進めるためには、トンネル掘削土の受入地を確保する必要がありますので、今後も引き続き、国や北海道庁、沿線市町等のご協力を得ながら、地元住民のご理解が得られるよう丁寧に説明してまいります。

- 整備新幹線の新規着手に際しては、「着工５条件」※を確認することとなっているが、今回の金沢・敦賀間に限らず、これまで整備新幹線整備においては、事業の進捗に従って、工事費が増加し、B/Cが悪化する傾向がある（１を下回る場合も生じている）。
- こうした事態を引き起こさないため、事業着手に向けた工事費の見積もりに際しては、将来の増加リスクを認め、これを踏まえたものとする必要があるほか、工期の柔軟化や、コスト縮減の観点からの民間活力の導入といった検討も必要。

※着工５条件：安定的財源見通し、収支採算性、投資効果(B/C)、JRの同意、並行在来線沿線自治体の同意

整備新幹線のB/Cの変遷

	開業時期	新規事業採択時評価	再評価	事後評価
北陸新幹線 長野・金沢	H27.3	N/A	1.3 (H18) 1.1 (H23)	1.0 (R元)
九州新幹線 武雄温泉・長崎	R4秋予定	1.1 (H24)	0.5 (H30)	未開業
北陸新幹線 金沢・敦賀	R4年度末 ↓ R5年度末	1.1 (H24)	1.0 (H29) 0.9 (H30) 0.8 (R2)	未開業

(注)現在公表されている鉄道・運輸機構 事業評価監視委員会資料から抽出可能なデータのみで作成

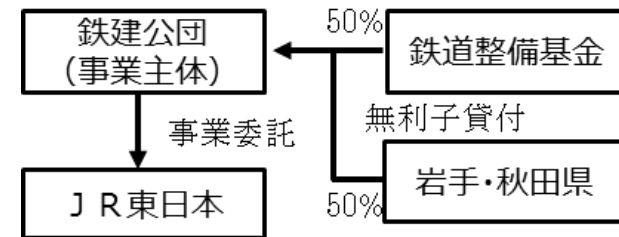
北陸新幹線 敦賀・新大阪間の概要

概算建設費 (H28.4価格)	約2.1兆円	(留意点) ・ 新函館北斗・札幌間と同様、トンネル区間が約８割を占める想定 ・ 建設費等は、平成28年時点での概算にとどまっている。 ・ ルートの詳細が未定。
想定工期	15年	
B/C	1.05	

(平成28年11月国土交通省公表)

民間活用の可能性

秋田新幹線の事業実施スキーム



※完成後施設を所有

(参考) 松田昌士元JR東日本会長

- ・ 秋田新幹線は私どものところをつくった。…秋田新幹線は予定額の11%引きでできたんです。…工法とかいろいろなことを、自分の会社になると工夫するわけです。(道路関係四公団民営化推進委員会議事録 H14.8.6)

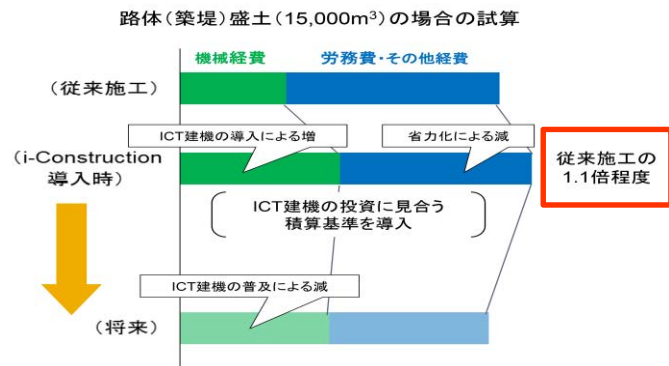
フランスにおける高速鉄道整備スキーム

- 2017年7月に開業した、フランスLGV南ヨーロッパ大西洋高速線については、コンセッション方式（50年）を採用。
- 高速道路建設や空港建設も手掛ける世界的大手ゼネコンVinci（ヴァンシ）を中心とするSPCが運営権を落札し、事業を実施。

- 国土交通省では、技能労働者の減少等に対応するため、測量から施工・管理段階まで全ての建設工程にICT技術の導入を行う「i-Construction」を推進し、建設現場の生産性を2025年までに2割向上することを目指している。
- 導入時はICT技術の導入による労務費の減少を機械費の増加が上回り、施工費が通常施工の1.1倍となるものの、その後費用が下がっていくことが想定されていたが、導入後5年経過しても、依然、費用は下がっていない。
- 過去、計画的に行ってきた公共工事に係るコスト削減の取組においては、技術革新がコスト削減に寄与したこともあり、i-Constructionについても、公共工事の効率化に資するようコスト削減を着実に進めるべき。

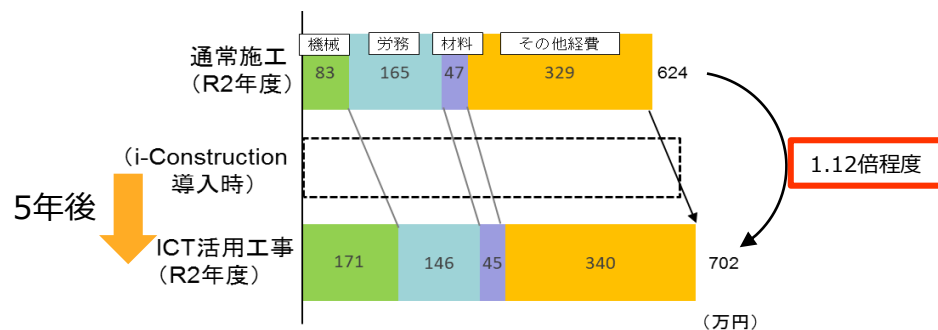
【ICT土工の施工費】

導入前（H28.4時点）の想定（i-Construction委員会報告書より）



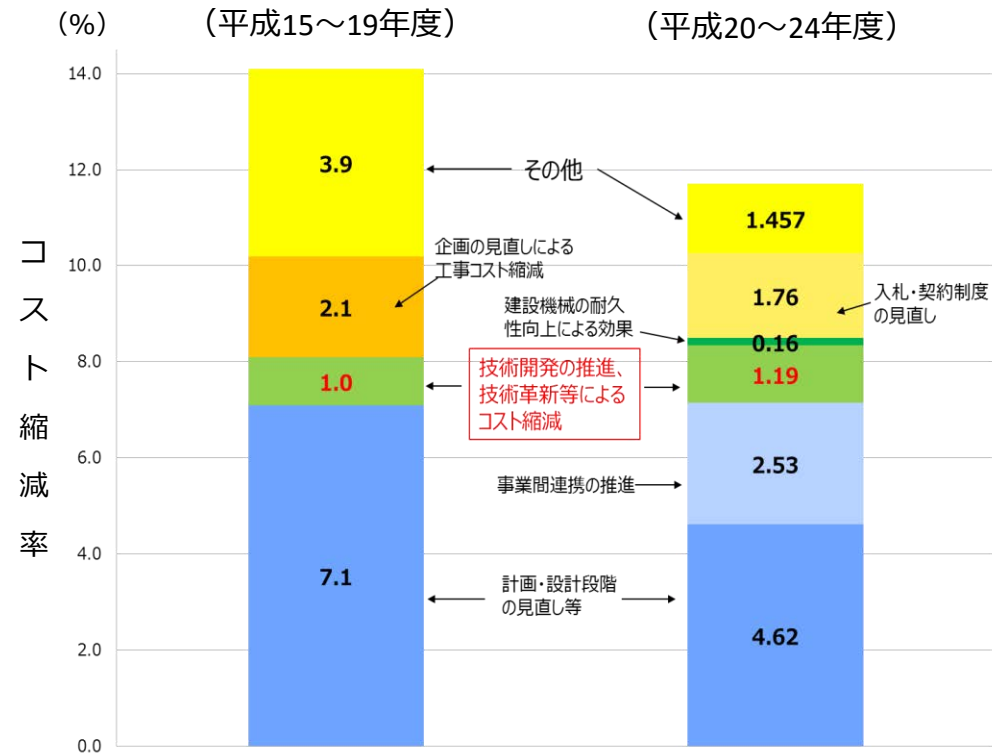
導入後5年経過したR2年度の施工費

導入前（H28.4時点）の条件（盛土：15,000m³）で算出した場合の試算



（出所）国土交通省資料を基に作成

【公共事業のコスト削減に向けたこれまでの取組結果（寄与度）】



（注）国土交通省において平成15～19年度に実施された「公共事業コスト構造改革」及び平成20～24年度に実施された「公共工事のコスト構造改善」によって5年間で達成されたコスト削減率の寄与度。

（出所）国土交通省資料を基に作成

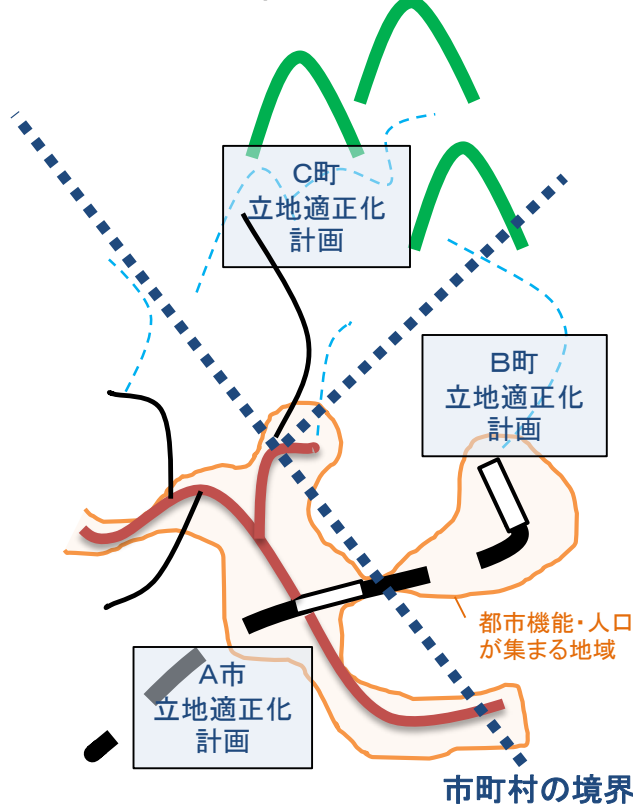
- まちのコンパクト化を進めるための立地適正化計画は、市町村ごとに構想される場合が大宗だが、複数自治体が協働し、公共施設等の将来的な統廃合も視野にいれつつ役割分担を行った上でコンパクト化を進めている例もある。

(注) 160市町を対象とした調査研究※によれば、広域的な立地適正化計画の方針が策定済の地域数は4つのみ。

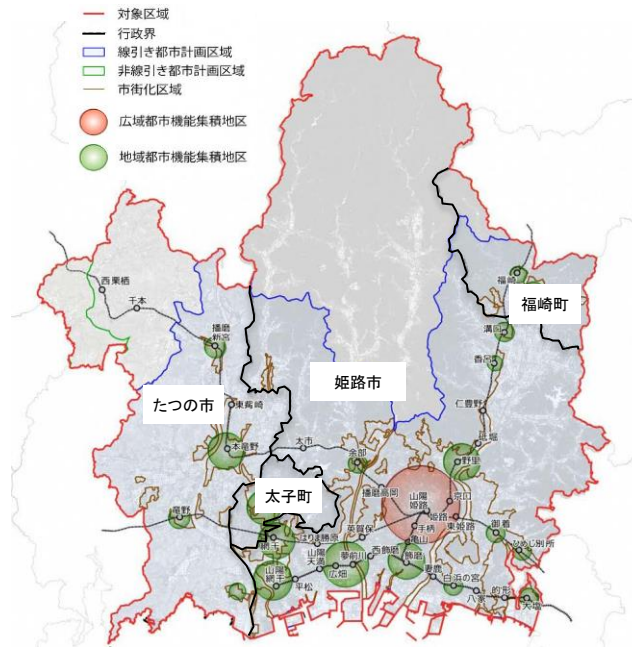
- 人口減少下において、インフラの維持管理コストの増加抑制を含め、広域的な持続可能性を確保する観点から、都道府県も含め、複数自治体の連携と役割分担を踏まえた立地適正化計画の策定を進めるべき。

- 立地適正化計画の策定主体は各市町村だが、住民の生活圏や交通網は市町村の領域を跨っている。

<イメージ>



【事例】中播磨圏域の複数自治体による広域的な立地適正化の方針策定の事例（姫路市、たつの市、太子町、福崎町）



出所：『中播磨圏域の立地適正化の方針』播磨圏域鉄道沿線まちづくり協議会（2017年3月27日）

「兵庫県たつの市立地適正化計画（平成29年3月）」より抜粋
広域連携による立地適正化への取り組み
メリット

- ①行政：行政コストの削減、経営健全化、サービス持続性
- ②事業者：輸送需要の喚起、経営の安定化
- ③市民：沿線住民サービスの向上

- ・ 人口減少・高齢化が進む中、広域的な地域活性化と効率的な施設配置を図るため、**概ね20年後の持続可能な都市圏の形成に向け方針を策定**（2017年3月）。
- ・ **広域的な都市機能集積を図る地区（姫路駅周辺）と、地域的な集積を図る拠点を設定**し、他の地区との距離を勘案した施設配置や、将来的な統廃合も視野に入れた連携も考慮して検討。
- ・ **医療機関、教育機関、文化施設、商業施設等**の高次都市機能増進施設につき、各市町の役割分担を整理。
- ・ 公共交通事業者も参加して広域方針を作成し、**当方針と整合した立地適正化計画を各市町ごとに作成**。

【各市町村の役割分担】

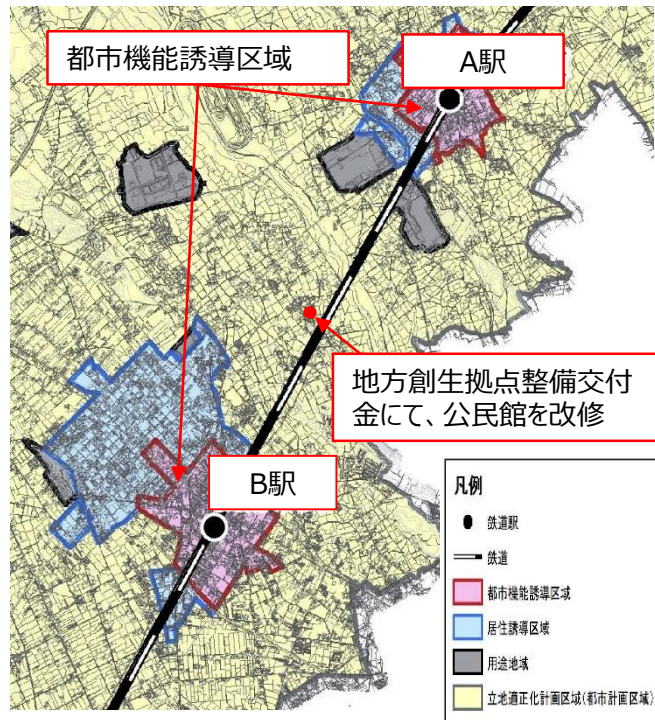
分野	高次都市機能	施設有無				役割分担
		姫路市	たつの市	太子町	福崎町	
医療機関	三次救急医療機関（救命救急センター）	○				姫路市
	二次救急医療機関	○	○			姫路市 たつの市
教育機関	大学	○			○	姫路市 福崎町
	高等学校	○	○	○	○	相互補完
スポーツ施設等	総合公園	○	○	○		姫路市 たつの市 太子町
主要コンベンション施設		○				姫路市
商業施設（店舗面積10,000㎡以上）	百貨店、大型SC等	○	○			姫路市 たつの市

※ 『コンパクトシティ政策と広域連携施策の連携に関する基礎的分析 ―都市機能の連携・分担に着目して―』
片山 健介, 日本都市計画学会 都市計画報告集(2018年5月)

- 自治体は、立地適正化計画において都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定した上で、当該区域への公共施設等の移転・集約化や人口集積を図っているが、例えば地方創生拠点整備交付金を活用した事業の中には、こうした動きと必ずしも整合しないと考えられるものも存在する。
- 立地適正化が効果的に進むよう、拠点整備等を支援する各省の事業が、自治体の立地適正化を着実に進めるものとなっているかを確認しながら適切な事業連携を行うべき。

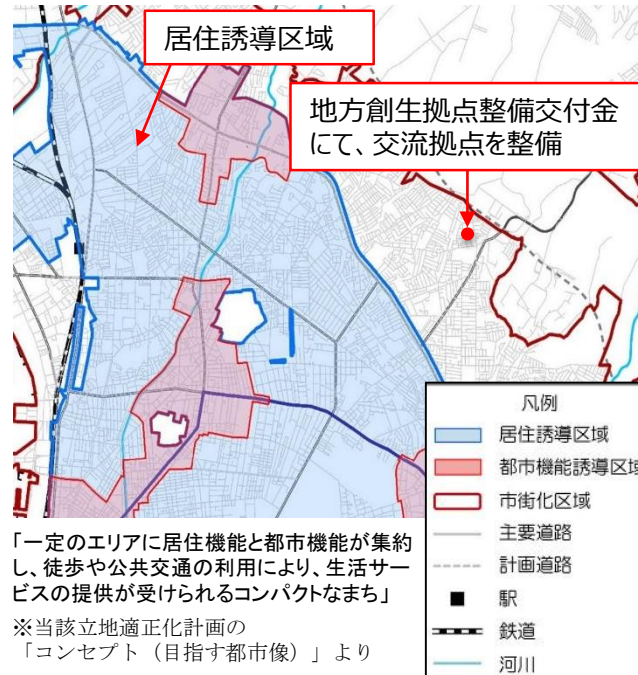
【地方創生拠点整備交付金※の活用事例】

都市機能誘導区域外に交流拠点の整備を行っている例



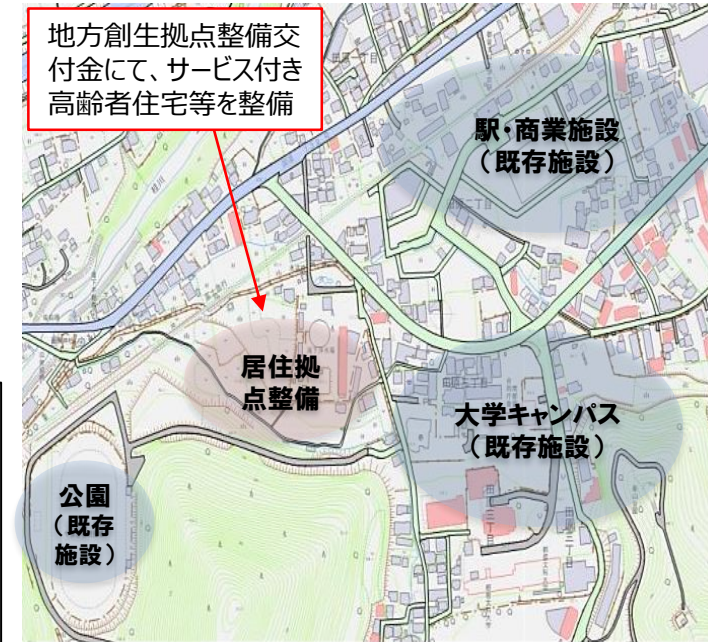
居住誘導区域外に交流拠点の整備を行っている例

地域の中核的機能を有する施設として、多世代交流センターを整備。施設内には就労支援窓口や住民が交流できる多目的スペース、託児所などを設置。



立地適正化計画の検討・策定を行わずに居住拠点の整備を行っている例

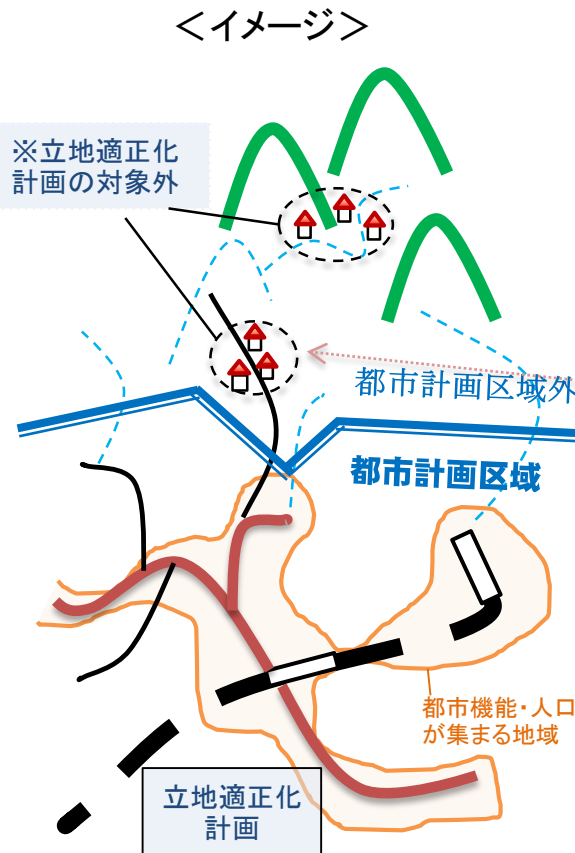
現在、**347**の市町村が立地適正化計画を策定・公表している。検討段階も含めれば**559**に上るが、当該自治体は計画の検討を行っていない。



※地方創生拠点整備交付金：地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業のうち、地方創生につながる先導的な施設整備を支援する事業。（令和3年度予算額：50億円（内閣府計上））

- 都市計画区域は、人口が集積する際の計画的な市街地整備や無秩序な開発の抑制等を目的として設けられた区域であるため、人口集積がそもそも見込まれない都市計画区域外では、農地利用などを除き基本的に開発抑制が行われていない。
- 人口減少の局面を迎えた今、都市計画区域であるか否かに関わらず、居住域のコンパクト化を図り持続可能なインフラ整備を行う観点から、都市計画区域外も含めたより広域の土地利用誘導の視点が必要ではないか。

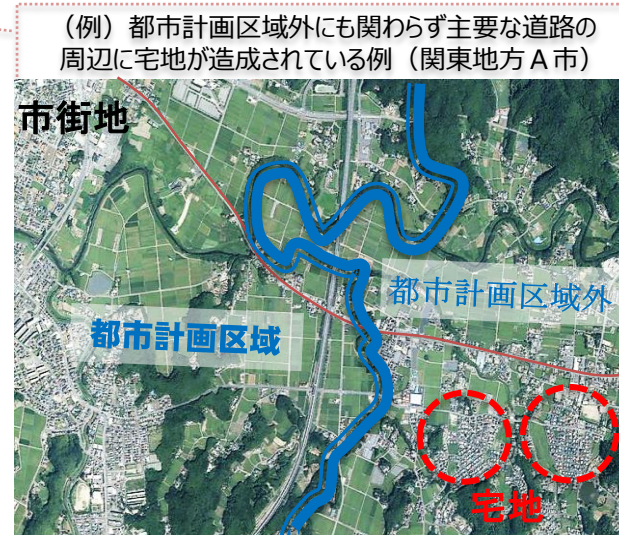
- 都市のコンパクト化を図る立地適正化計画を策定できるのは、都市計画区域内に限られる。



- 都市計画区域外の人口は日本の総人口の５％だが、国土面積の７３％を占める。

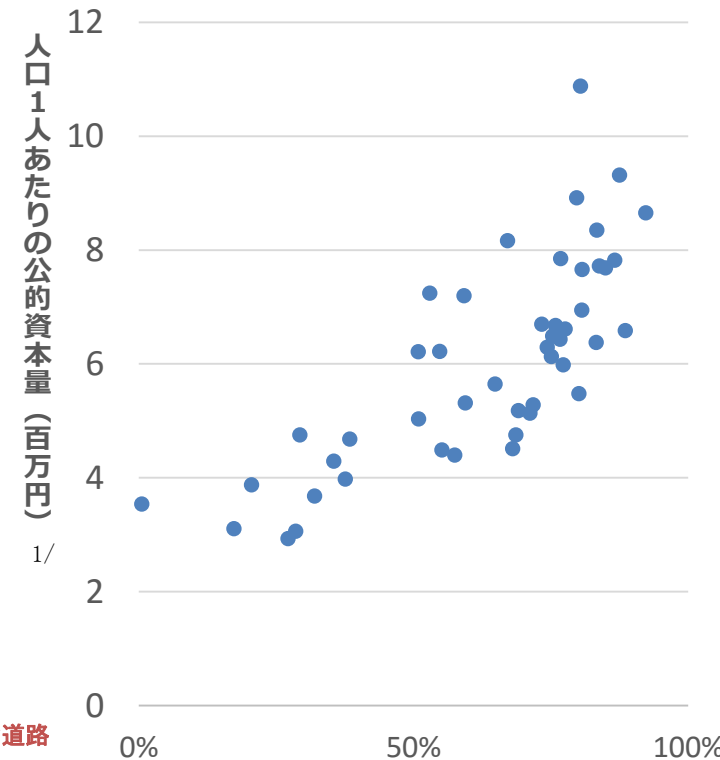
	都市計画区域	都市計画区域外
人口に占める割合	95%	5%
国土面積に占める割合	27%	73%
空き家率	6.5%	13.9%
立地適正化計画	作成可能	作成不可

(出所) 国土交通省 令和2年都市計画現況調査
総務省 平成25年住宅・土地統計調査



データ元：国土地理院

- 人口１人あたりの公的資本量は、都市計画区域外の面積割合が大きい都道府県ほど大きい。

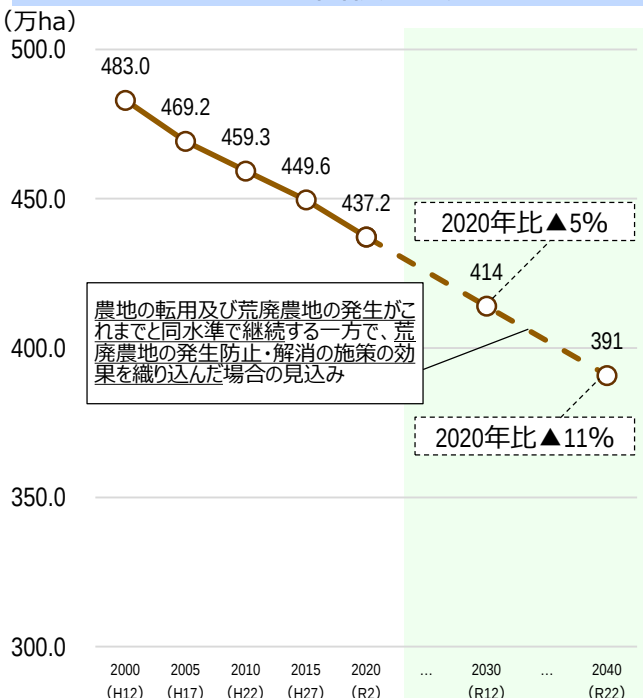


1/ 出所：OECD対日経済審査報告書（2019年版）

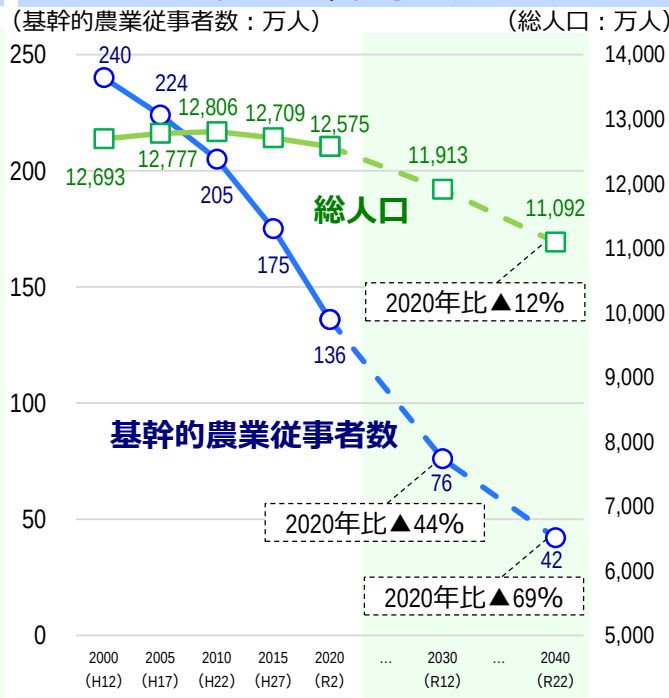
2/ 出所：国土交通省 令和2年都市計画現況調査
国土地理院 令和3年全国都道府県市区町村別面積調

- 農地については、足もとで437万haとなっているが、農林水産省の試算を踏まえれば、荒廃農地の発生抑制等の取組を続ける前提でそのすう勢を機械的に延伸すると、10年後には5%減少、20年後には11%減少する見通し。
 - 一方、基幹的農業従事者数で見ると、足もとの136万人に対し、そのすう勢を機械的に延伸すると、10年後には44%減少、20年後には69%減少する見通し。
- (注)「基幹的農業従事者」とは、自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
- 基幹的農業従事者1人当たりで見れば、10年後には概ね2倍、20年後には概ね3倍の農地の集積を達成していることが必要となる。農地の集積は、個々の農業従事者の生産性向上に加え、我が国農地の減少の抑制という観点からも重要。

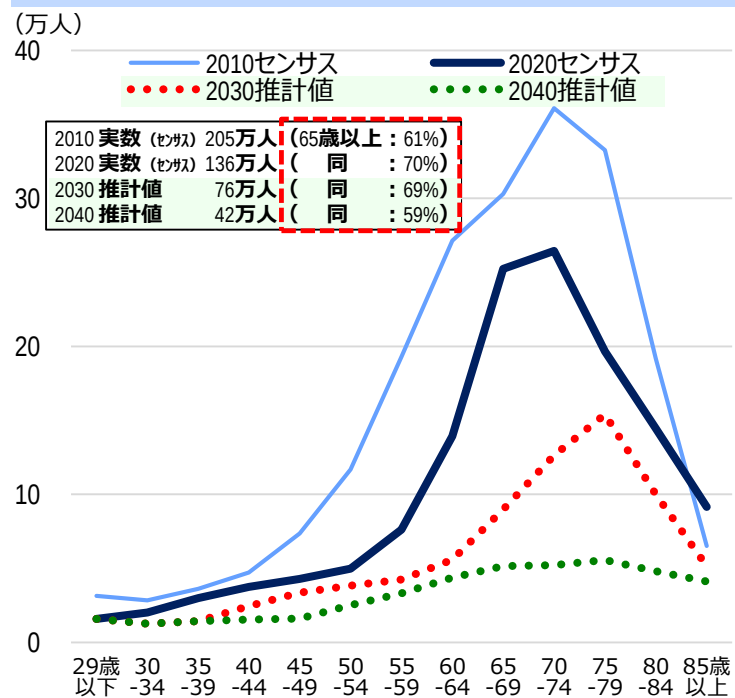
1. 農地面積の減少



2. 基幹的農業従事者数の減少



3. 年齢階層別基幹的農業従事者数の推移及び将来推計



(出所) 農林水産省「耕地及び作付面積統計」、2030年の数値は、農林水産省「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）」に関する参考資料「農地の見通しと確保」

(注) 2040年の数値は、2031年以降も2020～2030年までのすう勢（減少割合）が続くものと仮定して財務省において機械的に推計。

(出所) 基幹的農業従事者数：農林水産省「農林業センサス」を基に、財務省において独自に推計。

2015年までの総人口：総務省「国勢調査（各年10月1日現在）」、2020年総人口：総務省「人口推計（2020年9月1日現在（確定値））」、2030年以降の総人口：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017年推計）」（出生中位・死亡中位）」

(注)「基幹的農業従事者数」の将来推計における主な前提は以下のとおり。

- ・29歳以下は、「2020年農林業センサス」の数値を将来にわたって横置き
- ・30歳以上の増減割合は、5歳単位毎にそれぞれ2015～2020年の増減割合で推移すると仮定

担い手への農地の集積状況と課題

- 農業人口の減少の下、担い手への農地集積は着実に進んできている。一方、その担い手の有する農地が分散していることなどから、これ以上の引受けが困難とする声も多い。
- さらに農業人口の減少が進む中で、荒廃農地の発生を抑制し、さらなる農地集積を進めるためには、分散している農地の集約度を高めることが不可欠。そのためには、実効的な集約推進のための制度の構築や集約状況の指標化・KPI化が必要ではないか。

1. 経営規模の変化（経営耕地面積の内訳：経営規模別）

<<ここ20年で割合減>> <<ここ20年で割合増>>

(単位：万ha)

区分	1.0ha未満	1.0～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0～10.0ha	10.0～20.0ha	20.0～30.0ha	30.0～50.0ha	50.0～100.0ha	100.0～150.0ha	150.0ha以上	合計
2000年	77.8 (20.8%)	126.1 (33.8%)		39.3 (10.5%)	32.6 (8.7%)	97.6 (26.1%)						373.4 (100.0%)
2020年	30.2 (9.3%)	55.5 (17.0%)		25.6 (7.9%)	32.9 (10.1%)	181.4 (55.7%)						325.7 (100.0%)
		33.8 (10.4%)	21.7 (6.7%)			35.4 (10.9%)	26.2 (8.0%)	38.1 (11.7%)	43.8 (13.4%)	13.6 (4.2%)	24.3 (7.5%)	

(出所) 農林水産省「農林業センサス」(2020年は概数値)

(注1) 「経営耕地面積」とは、農業経営体(2000年は販売農家)が経営する耕地をいう。「農業経営体」とは、①経営耕地面積(所有・貸付・耕作放棄・借入)が30a以上のもの、②過去一年間における農産物販売金額が50万円以上か、販売金額50万円以上に相当するとみられる規模以上(肥育牛飼養頭数1頭以上、露地野菜作付面積15a以上など)の農業を行うもの、③受託して農作業を行うもの(世帯、法人、任意組織)をいう。

(注2) 表中の括弧書きは、経営耕地の合計面積における経営規模区分毎の面積の割合である。

2. 専ら農業を営む者への農地の集積（経営耕地面積及び農業経営体数の内訳：主体別）

(単位：万ha、万経営体)

2010年	組織経営体＋主業農家 217.8 (60.0%)		準主業農家＋副業的農家等 145.3 (40.0%)	363.2万ha
	39.1 (23.3%)	128.8 (76.7%)		167.9万経営体
2020年	216.0 (66.3%)		109.6 (33.7%)	325.7万ha
	26.9 (25.0%)	80.7 (75.0%)		107.6万経営体

用語：「組織経営体」とは、農業経営体のうち家族経営体（個人経営体（農家））に該当しない者をいう。

「主業農家」とは、農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

「準主業農家」とは、農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

「副業的農家」とは、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

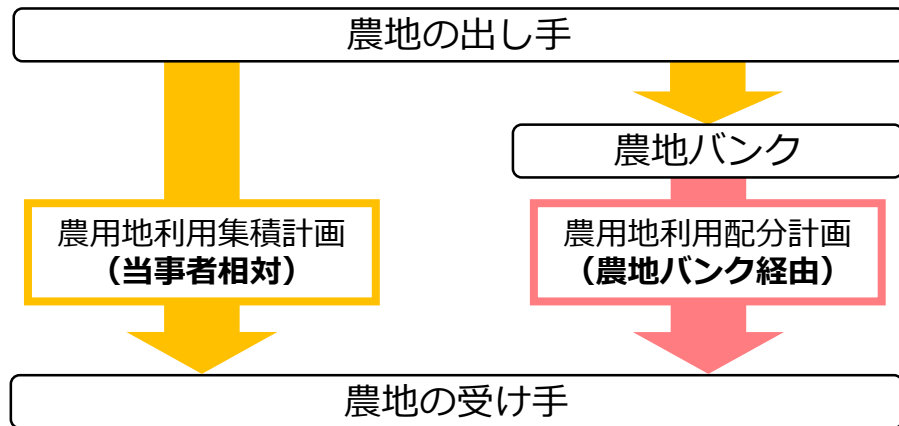
(出所) 農林水産省「農林業センサス（組替集計）」(2020年は概数値)

(注1) 「副業的農家等」には、副業的農家、自給的農家及び農業サービスのみの行う世帯等を含む。

(注2) 表中の括弧書きは、経営耕地の合計面積及び全農業経営体数における主体区分毎の面積及び経営体数の割合である。

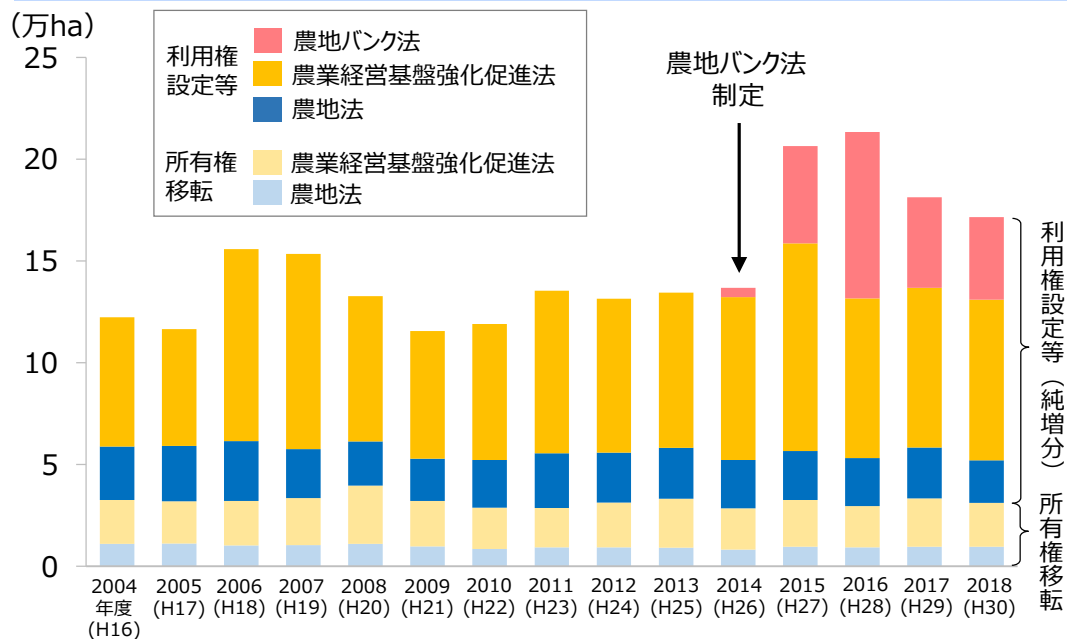
(注3) 2020年は「団体経営体+主業経営体」及び「準主業経営体+副業経営体」の数値である。

農地の貸借を促進する主な手法



(※) これらの手法以外に、農地法第3条に基づく農業委員会の許可がある。

農地の権利移動面積（フロー）



(出所) 農林水産省資料

人・農地プランの実質化

- 人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。
- 人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、以下のステップを踏むことにより、人・農地プランの実質化を図る必要。

1. アンケートの実施

対象地区内の耕地面積の少なくとも過半について、農業者（耕作者又は地権者）の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認。

2. 現況把握

1を地図化し、5年～10年後に後継者がいない農地の面積を「見える化」し、話し合いの場で活用。

3. 今後地域の中心となる経営体（中心経営体）への農地の集約化に関する将来方針の作成

1、2を基に、農業者、自治体、農業委員会、JA、土地改良区等の関係者が徹底した話し合いを行い、5～10年後の農地利用を担う経営体（中心経営体）の在り方を原則集落ごとに決めていく。

人・農地プランの実質化の取組状況（2019年度末）

既に実質化されている地区

地区数：18,826
(農地面積：180万ha)

実質化に取り組む地区

地区数：48,790
(農地面積：212万ha)

67,616地区 (392万ha)

(注) 上記の取組状況における農地面積は、市町村の報告ベースであり、「耕地及び作付面積統計」による耕地面積とは必ずしも一致しない。

- 経営耕地面積について農業地域類型区分毎に主体別の内訳を見ると、平地農業地域では他の地域と比較して組織経営体及び主業農家の占める割合が大きいことが見て取れる。一定の規模の農業を展開するにあたって最も条件が良いと考えられる平地農業地域を中心に、さらなる集積・集約を進めていくことが必要ではないか。

地域類型別に見た専ら農業を営む者への農地の集積（経営耕地面積の内訳：地域類型別・主体別）

組織経営体＋主業農家 準主業農家＋副業的農家等

【2015年】 345.1万ha

（単位：万ha）

①都市的地域	23.5 (49.8%)	23.7 (50.2%)	47.3 〔13.7%〕
②平地農業地域	113.5 (67.8%)	53.9 (32.2%)	167.5 〔48.5%〕
③中間農業地域	57.7 (59.9%)	38.7 (40.1%)	96.5 〔28.0%〕
④山間農業地域	20.4 (60.0%)	13.6 (40.0%)	33.9 〔9.8%〕

【農業地域類型区分】

区 分	定 義
①都市的地域	○ 可住地に占めるDID（人口集中地区）面積が５％以上で、人口密度500人以上又はDID人口２万人以上の地域。 ○ 可住地に占める宅地等率が60％以上で、人口密度500人以上の地域。ただし、林野率80％以上の地域は除く。
②平地農業地域	○ 耕地率20％以上かつ林野率50％未満の地域。ただし、傾斜20分の１以上の田と傾斜８度以上の畑との合計面積の割合が90％以上のものを除く。 ○ 耕地率20％以上かつ林野率50％以上で、傾斜20分の１以上の田と傾斜８度以上の畑の合計面積の割合が10％未満の地域。
③中間農業地域	○ 耕地率が20％未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の地域。 ○ 耕地率が20％以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の地域。
④山間農業地域	○ 林野率80％以上かつ耕地率10％未満の地域。

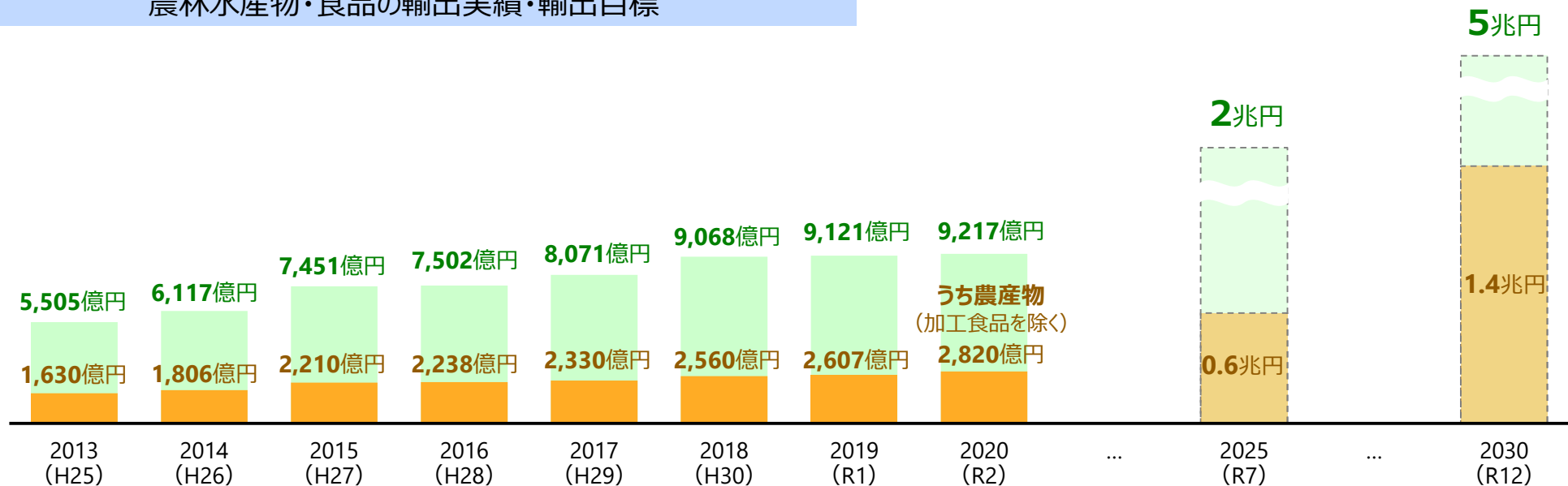
（出所）農林水産省「2015年農林業センサス（組替集計）」

（注１）「副業的農家等」には、副業的農家、自給的農家及び農業サービスのみを行う世帯等を含む。

（注２）表中の括弧書きは、農業地域類型毎の経営耕地面積における主体区分毎の面積の割合、表外の括弧書きは、経営耕地の合計面積における農業地域類型区分毎の面積の割合である。

- これまで我が国農業については、諸外国と比較して不利な国土条件等の制約要因がある中で、自国内の食料の安定供給を図ることを主眼とした取組を進めてきており、海外市場への展開までは至らなかった。
- 近年、少子高齢化に伴う人口減少等により、食の市場規模が縮小傾向にある一方、世界的な日本食の普及やアジア諸国の所得向上により日本の農産物需要の拡大は現実的なものとなっており、実際に高い農業技術を生かし、海外マーケットに進出し始めている。
- そうした環境変化の下、政府として、農産物の輸出を我が国農政の柱の一つに位置づけ、農林水産物・食品の輸出額2030年5兆円目標（うち農産物1.4兆円）を掲げている。足もとの農産物の輸出額は約0.3兆円にとどまる中、当該目標の達成に向けて、昨年12月に決定した「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を踏まえて、生産体制の強化、輸出障壁の解消、海外での販路開拓を一体的に支援していく必要がある。その際には農業従事者の所得の向上を実現することも重要である。

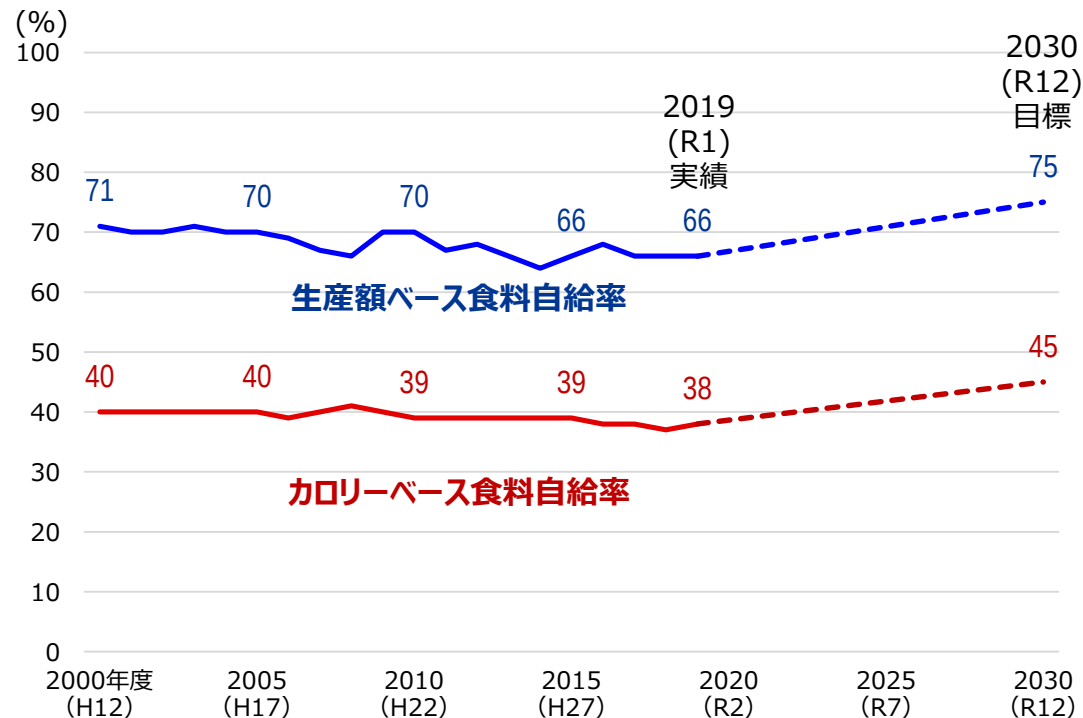
農林水産物・食品の輸出実績・輸出目標



(出所) 農林水産省 農林水産物・食品輸出本部資料を基に作成
 (注) 少額貨物（1ロット20万円以下）は上記の内訳には含まれていない。

- 食料自給率は、食料の安定供給の確保に係る指標として、その分母を国内消費量、その分子を国内生産量として算出するもの。これまでは輸入を国産に置き換えることを中心に食料自給率を高めることを目指してきたが、ここ20年で見ると、ほぼ横ばいとなっている。
- 今後さらに取組を加速化させる輸出拡大は国内生産量を増加させるものであり、食料自給率向上につながる。例えば、2030年度（令和12年度）の食料自給率はカロリーベースで足もとから7%上昇する目標となっているが、そのうち輸出5兆円目標が達成された場合の輸出増による寄与分は3%として織り込まれている。
- なお、食料自給率は食生活の内容によって大きく左右されるものであることから、食料安全保障の観点からは、我が国の農業資源、農業者、農業技術といった潜在的生産能力（食料自給力）といった考え方も重要となる。

1. 食料自給率の推移



(出所) 農林水産省資料より抜粋

2. 食料自給率（生産額ベース）の計算方法

輸出量を含む

$$\frac{\left[\text{国内生産額} \right]}{\left[\text{国内消費仕向額} \right]} = 66\%$$

【2019年度】（令和元）

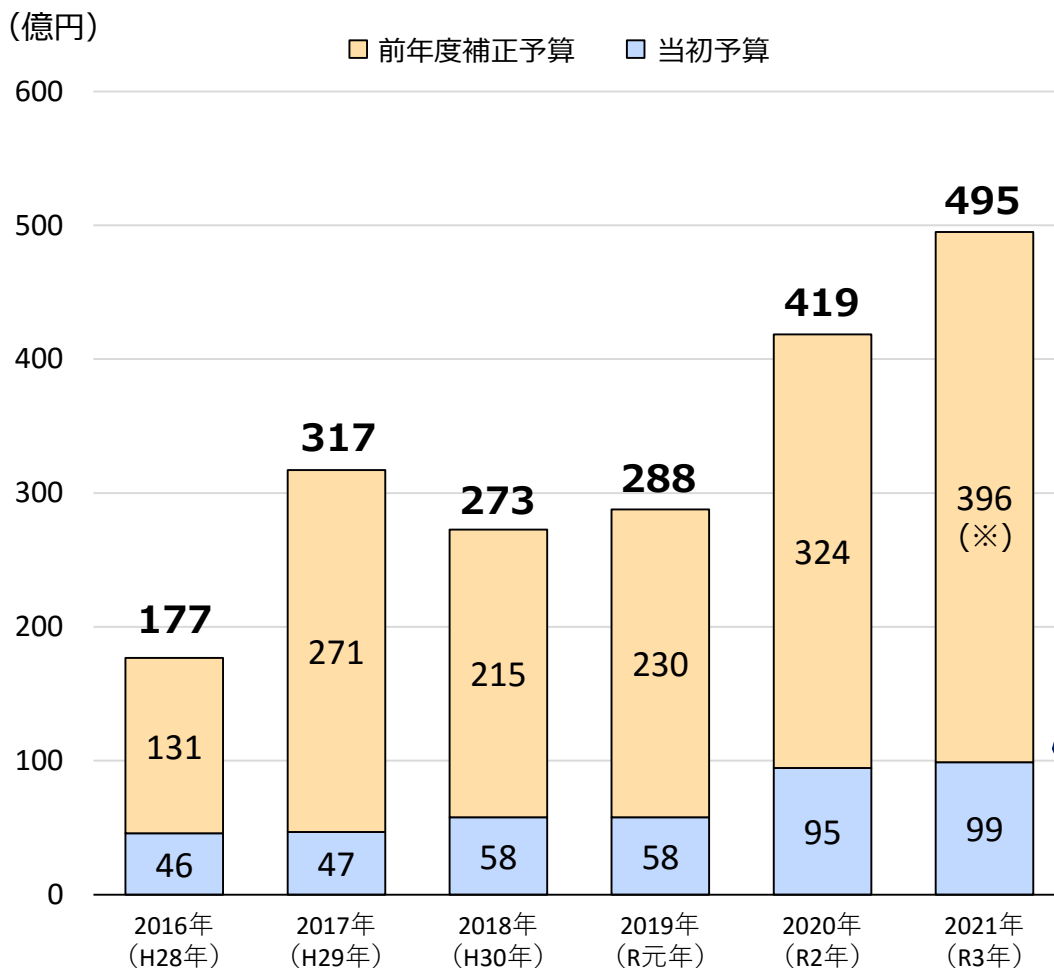
国内生産額 = 国内生産量 × 単価 - 飼料・原料輸入額

国内消費仕向額 = 国内消費仕向量 (※) × 単価

(※) 国内消費仕向量 = 国内生産量 + 輸入量 - 輸出量

- 近年、輸出に向けた生産体制の強化、輸出障壁の解消、海外での販路開拓等の関連予算は増加してきており、直近 6 年間の関連予算の総額は約 2,000 億円。これらの支援策について、輸出拡大に向けた具体的な成果目標を設定し、不断の検証・見直しを行うことが重要。

輸出予算の推移



【主な予算措置の内容】

		(単位：億円)	
		※主な事業のみ記載	
		当初	補正
1. 輸出に向けた生産体制の強化支援			
(当初 13, 補正217)			
グローバル産地づくり		13	15
農畜産物輸出拡大施設整備		－	80
水産物輸出拡大対策		－	56
2. 輸出障壁の解消支援			
(当初 36, 補正112)		当初	補正
輸出環境整備推進事業		17	16
HACCP等対応の輸出向け施設整備		10	90
3. 海外での販路開拓支援			
(当初 29, 補正39)		当初	補正
海外需要創出等支援対策		29	37
海外での供給網再構築対策【新規】		－	2
4. その他			
(当初 21, 補正27)		当初	補正
輸出物流構築緊急対策【新規】		－	5
畜産物輸出コンソーシアム推進対策【新規】		－	22

(※) この他、輸出関連事業として「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（290億円）」等がある。

- 昨年12月、政府は「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を決定。マーケットのニーズを踏まえ輸出重点品目を特定し、生産体制の強化、輸出障壁の解消、海外での販路開拓等を支援していくこと等を明記。

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に活かす品目別の具体的目標を設定

- ①輸出重点品目(27品目)と輸出目標の設定
- ②重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- ③品目団体の組織化と海外における国の支援体制の整備

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押し

- ①リスクを取って輸出に取り組む事業者へのリスクマネーの供給を後押し
- ②専門的・継続的に輸出に取り組む「輸出産地」を具体化、輸出産地形成を重点的に支援
- ③大ロット・高品質・効率的な輸出物流の構築のため、港湾等の利活用、輸出物流拠点の整備 等

3. 省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服

- ①輸出本部の下、政府一体となった規制の緩和・撤廃の取組
- ②輸出先国の規制やニーズに対応したHACCP施設等の整備目標の設定、目標達成に向けた認定迅速化
- ③日本の強みを守るための知的財産の流出防止対策の強化 等

当面の課題

①輸出先国における事業者の支援体制

日本は輸出品目ごとに生産から輸出を包含し、消費者調査等を行う団体が未整備。
現地商流の開拓、規制の情報収集等のサポート体制も不十分。

②農林水産物輸出特有のリスク（家畜伝染病・病害虫の発生、輸入規制強化等による輸出不能の長期化）

③輸出拡大に不可欠な食品加工・流通分野の投資促進

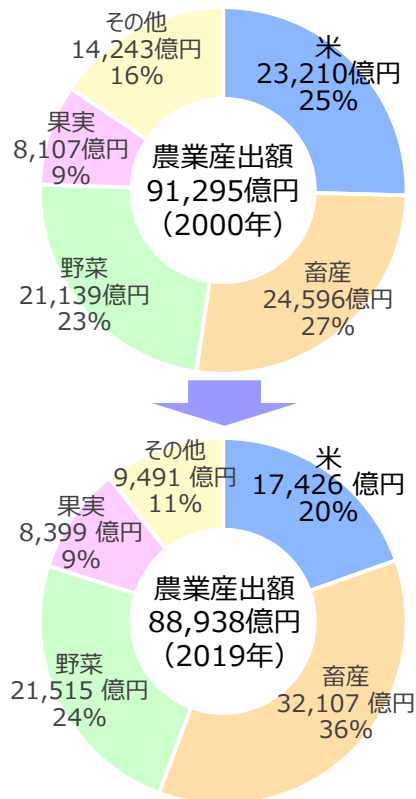
輸出目標実現に重要な加工食品、輸出拡大に不可欠な輸送時間の短縮・輸送コスト低減への民間投資を促す必要。

④輸出先国における物流・販売体制

大ロット販売・品質の確保のためには輸出先の棚の確保、コールドチェーン等の物流・販売拠点の確保が重要。

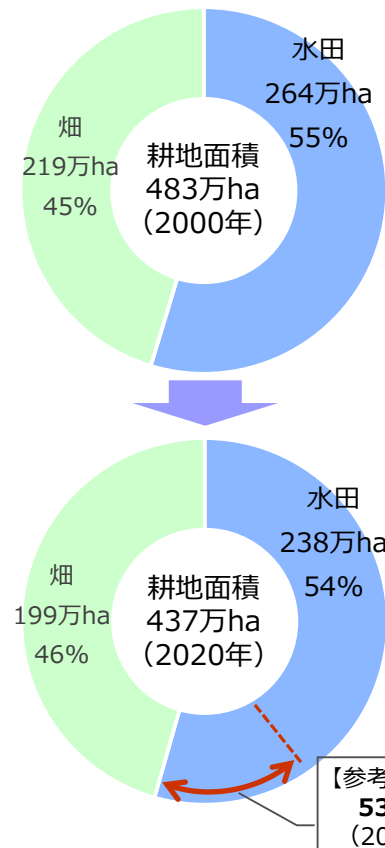
- 我が国のモンスーン気候に適する米・水田農業は、歴史的にも今日的にも、我が国農業の中心的役割を担っている。
- 農業産出額に占める米の割合は約20年で4分の1から5分の1へ減少しているが、耕地に占める水田の割合や米を作付する農業経営体の割合はなお過半を占めている。
- 米・水田農業の持続的な発展を確保することは、我が国農業の極めて重要な課題である。

1. 農業産出額に占める米の割合



(出所) 農林水産省「生産農業所得統計」

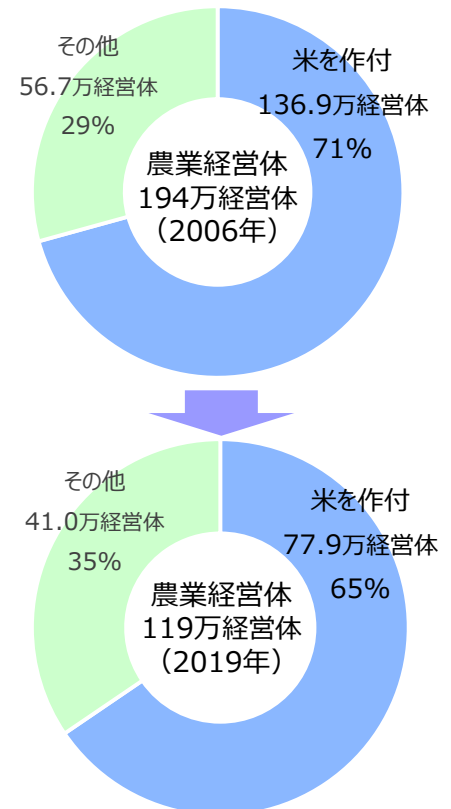
2. 耕地に占める水田の割合



(出所) 農林水産省「作物統計調査」

(注) 「転作面積」は水田活用の直接支払交付金の対象作物の支払面積 (2019年産) である。

3. 米を作付する農業経営体の割合



(出所) 農林水産省「農業構造動態調査」

(注) 「農業経営体」とは、①経営耕地面積（所有・貸付・耕作放棄+借入）が30a以上のもの、②過去一年間における農産物販売金額が50万円以上か、販売金額50万円以上に相当するとみられる規模以上（肥育牛飼養頭数1頭以上、露地野菜作付面積15a以上など）の農業を行うもの、③受託して農作業を行うもの（世帯、法人、任意組織）をいう。

- 米・水田農業の維持・発展や米の安定供給に対しては、様々な財政支援が用意されている。主なものとしては、水田における転作助成金である「水田活用の直接支払交付金」や、ミニマム・アクセス（MA）米及び政府備蓄米制度がある。
- また、耕作地の過半が水田であることを踏まえれば、「農業農村整備事業（NN）関係」等についてもその多くが米・水田農業に充てられていると言える。

【直近の執行額の平均値】

①水田活用の直接支払交付金

- 主食用米の長期的な減少等を踏まえ、水田での転作作物の作付を支援する転作助成金

約3,000億円/年

②ミニマム・アクセス（MA）米

- 米の国境措置を維持する一方、最低限の米の輸入機会を提供するためのMA米の管理コスト・売買差損

約350億円/年

③政府備蓄米

- 不測の事態に備えた政府備蓄米の管理コスト・売買差損

約450億円/年

④ナラシ対策（収入減少影響緩和交付金）

- 米や麦などの価格低下等による収入減少の9割を補填（ただし、米価が下げ止まっているため近年の執行は低調）

約100億円/年

⑤農業農村整備事業（NN）関係

- 水田の生産性向上等のための土地改良事業（水利施設等の更新投資に約4,000～4,500億円、ほ場整備に約1,500～2,000億円）

約6,000億円/年
(補正予算を含む)

⑥多面的機能支払交付金

- 農地の多面的機能を支える共同活動への支援等

約500億円/年

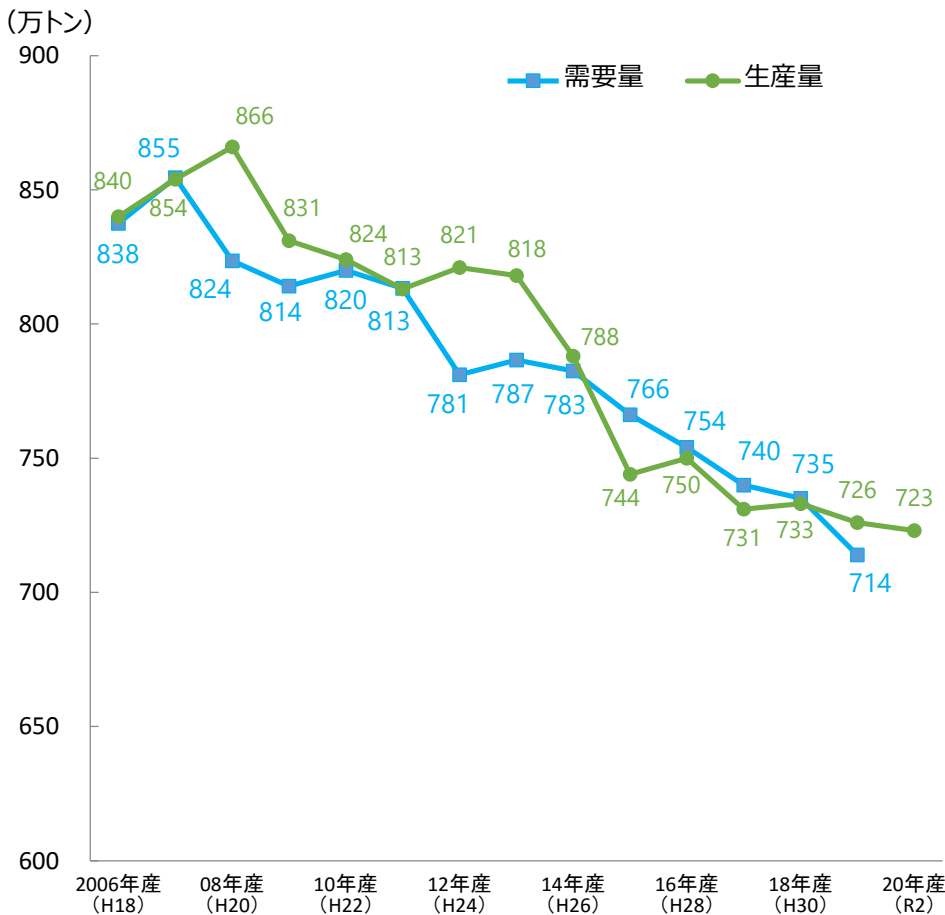
⑦中山間地域等直接支払交付金

- 中山間地域等の条件不利地域における農業生産活動の維持のための支援

約250億円/年

- 主食用米の需要は、食生活の変化や少子高齢化により中長期的に減少傾向。最近は需要減少が加速化（▲10万トン/年）。これに合わせて、生産量を減少させている。
- 価格は、需給状況を反映した民間在庫量に大きく影響を受け、在庫量増加時には価格下落、在庫量減少時には価格上昇を伴っていることが見て取れる。

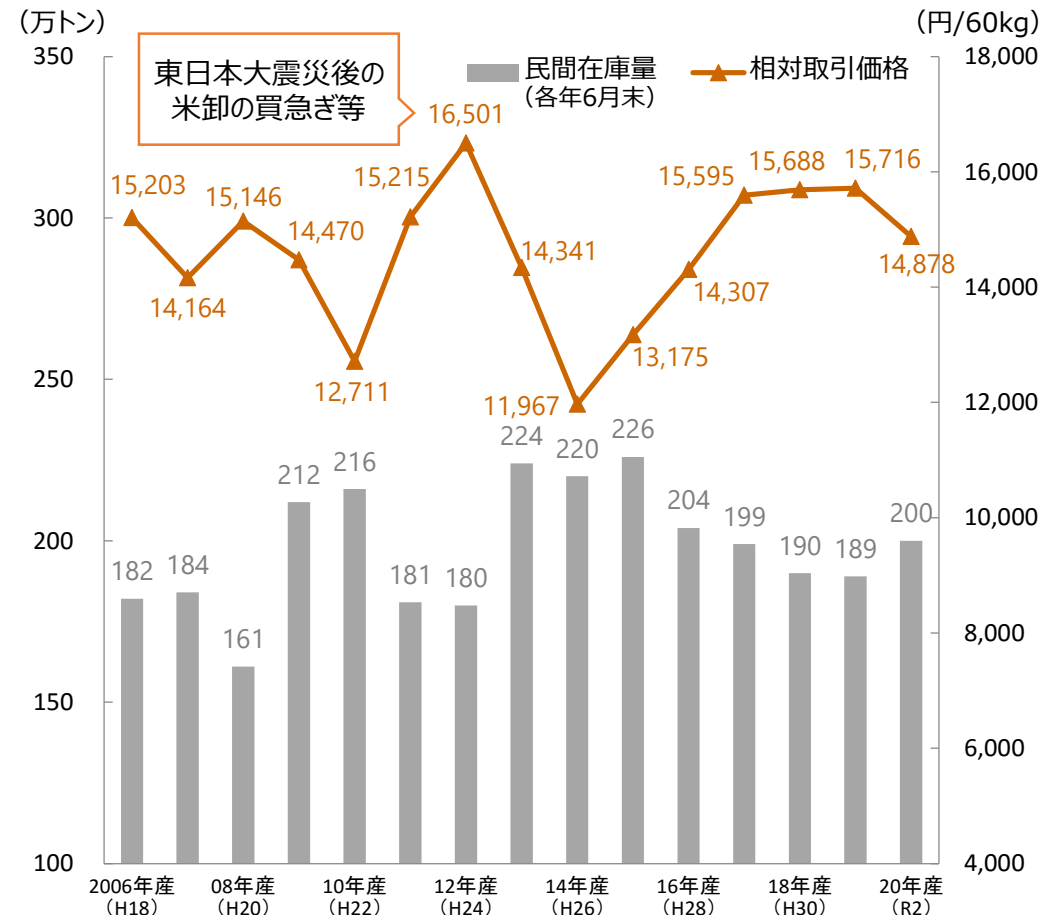
1. 主食用米の需要量と生産量の推移



(出所) 農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

(注) 相対取引価格は、出回り～翌年10月（2020年産は2021年3月）までの相対取引価格の平均値であり、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

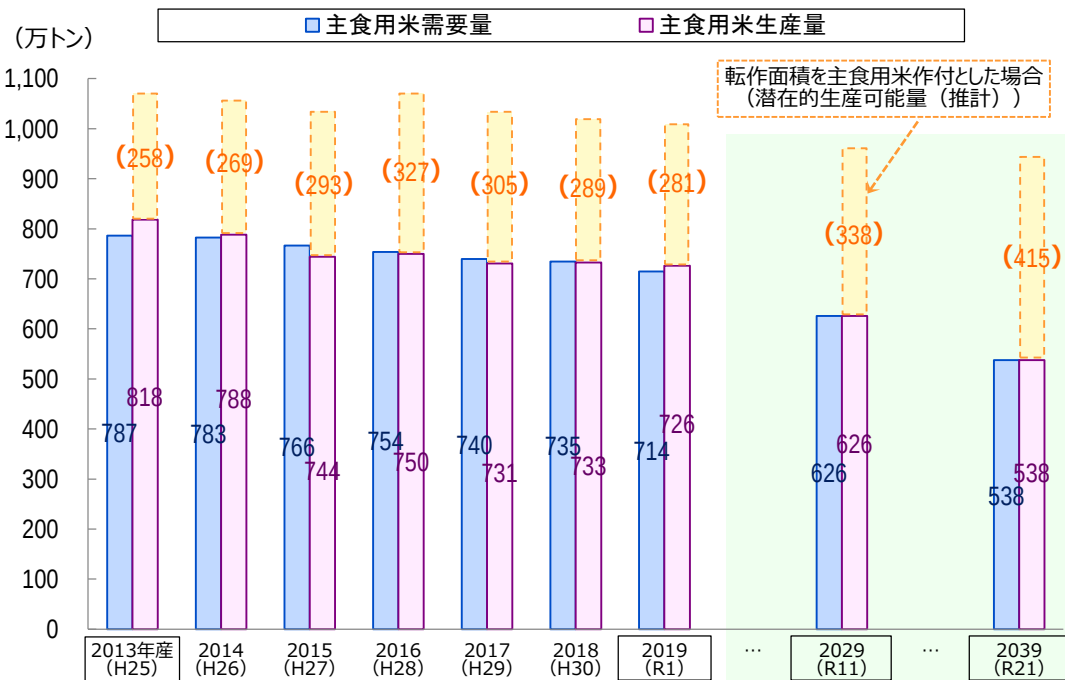
2. 主食用米の相対取引価格と民間在庫量の推移



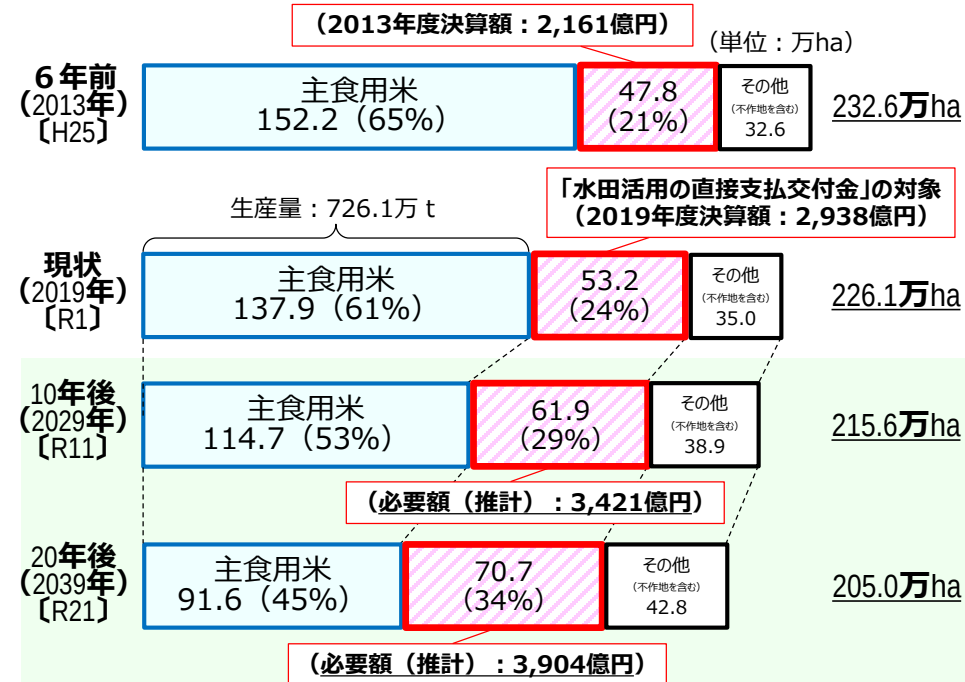
東日本大震災後の
米卸の買急ぎ等

- 主食用米の価格の安定を目的として、国が、2003年（平成15年）までは転作面積を、2004年（平成16年）から2017年（平成29年）までは生産数量目標をそれぞれ配分してきた。2018年（平成30年）からは国による生産数量目標の配分は行わず、農業者の経営判断によることとされている。
- 他方、2018年（平成30年）以降も「水田活用の直接支払交付金」による転作作物への作付に対する助成が続いており、生産抑制支援が行われている。
- 今後、我が国の人口減少は避けられないが、生産抑制を続けるのみでは持続的な発展は望めず、国内外の新たな需要を開拓するという視点が不可欠。

1. 主食用米の需給の動向及び潜在的生産可能量（推計）



2. 水田の利用状況と「水田活用の直接支払交付金」のコスト



(出所) 農林水産省「米をめぐる状況について」

(注1) 2013～2019年産までの潜在的生産可能量は、主食用米の10a当たり収量（農林水産省「作物統計（作況調査）」）を基に、「水田活用の直接支払交付金」（うち戦略作物助成）の交付対象面積において全て主食用米を作付けした場合の生産可能量を機械的に推計。

(注2) 2029年産及び2039年産の主食用米の需要量は、2020年産以降も近年（1996～2019年産まで）のすう勢（減少割合）が続くものと仮定して機械的に推計。また、2029年産及び2039年産の主食用米の生産量は、需要量と同量として仮置き。

(注3) 2029年産及び2039年産の潜在的生産可能量は、2020年産以降の主食用米の作付面積及び生産量（推計）の割合を基に、「水田活用の直接支払交付金」（うち戦略作物助成）の交付対象面積において全て主食用米を作付けした場合の生産可能量を機械的に推計。

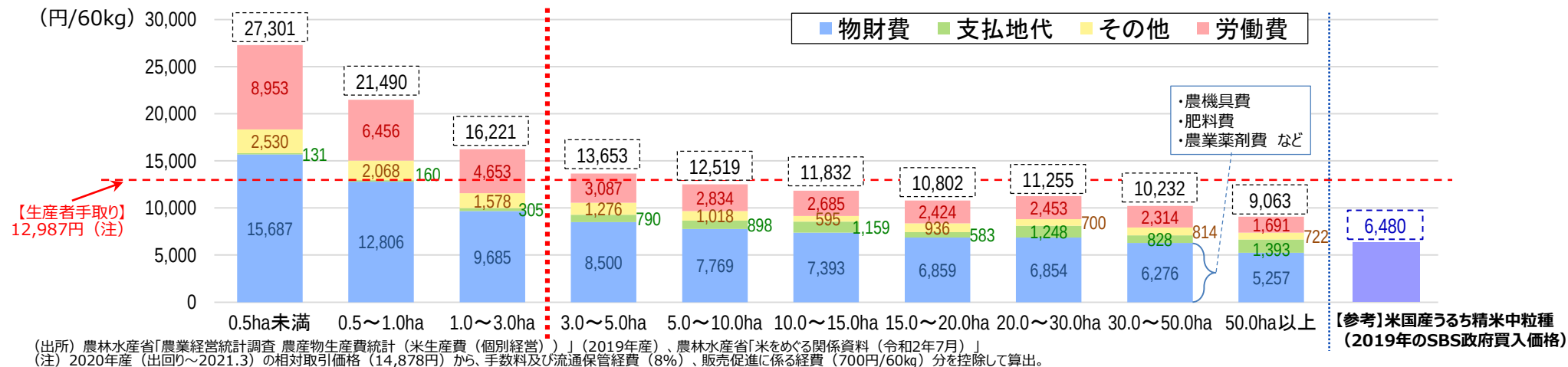
(出所) 農林水産省「米をめぐる状況について」等

(注1) 10年後（2029年）及び20年後（2039年）の面積は、2020年以降も2013～2019年までのすう勢が続くものと仮定して機械的に推計。

(注2) 10年後（2029年）及び20年後（2039年）の「水田活用の直接支払交付金」の必要額は、2020年以降の対象面積の増加割合と同様の割合で増加するものと仮定して機械的に推計。

- 生産コストが手取りを上回り、自己の労働コストを除くと何とか黒字になるかならないかといった小規模経営体の主食用米耕作面積が全体の約４割を占めている。
- 一方で、転作については、本来、主食用米生産の担い手として期待される生産コストの比較的低い大規模・中規模経営体で大宗を引き受けている。
- 大規模・中規模経営体中心の転作が継続すると、我が国の米の生産性・競争力の向上を阻害するおそれ。農業人口の減少が進む中で、小規模経営体の耕地が担い手への着実な集積・集約につながるよう取り組むべき。
- なお、経営規模が50ha以上まで拡大すると60kg当たりの生産コストは9,000円程度まで低下。

1. 経営規模別の米の生産コスト（2019年（R元年）産）



2. 経営規模別の水稻（食用）作付面積（2015年（H27年））

（単位：万ha）

	3.0ha未満	3.0ha以上	合 計
面積（割合）	55.1（42.0%）	76.1（58.0%）	131.2

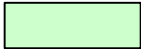
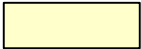
（出所）農林水産省「2015年農林業センサス」
（注）組織経営体及び販売農家において食用に供すること（主食用、加工用及び米粉用）、かつ販売することを目的に作付けた面積の数値。

3. 「水田活用の直接支払交付金」（うち戦略作物助成）の交付対象者の経営規模別作付面積（2019年（R元年）産）

（単位：万ha）

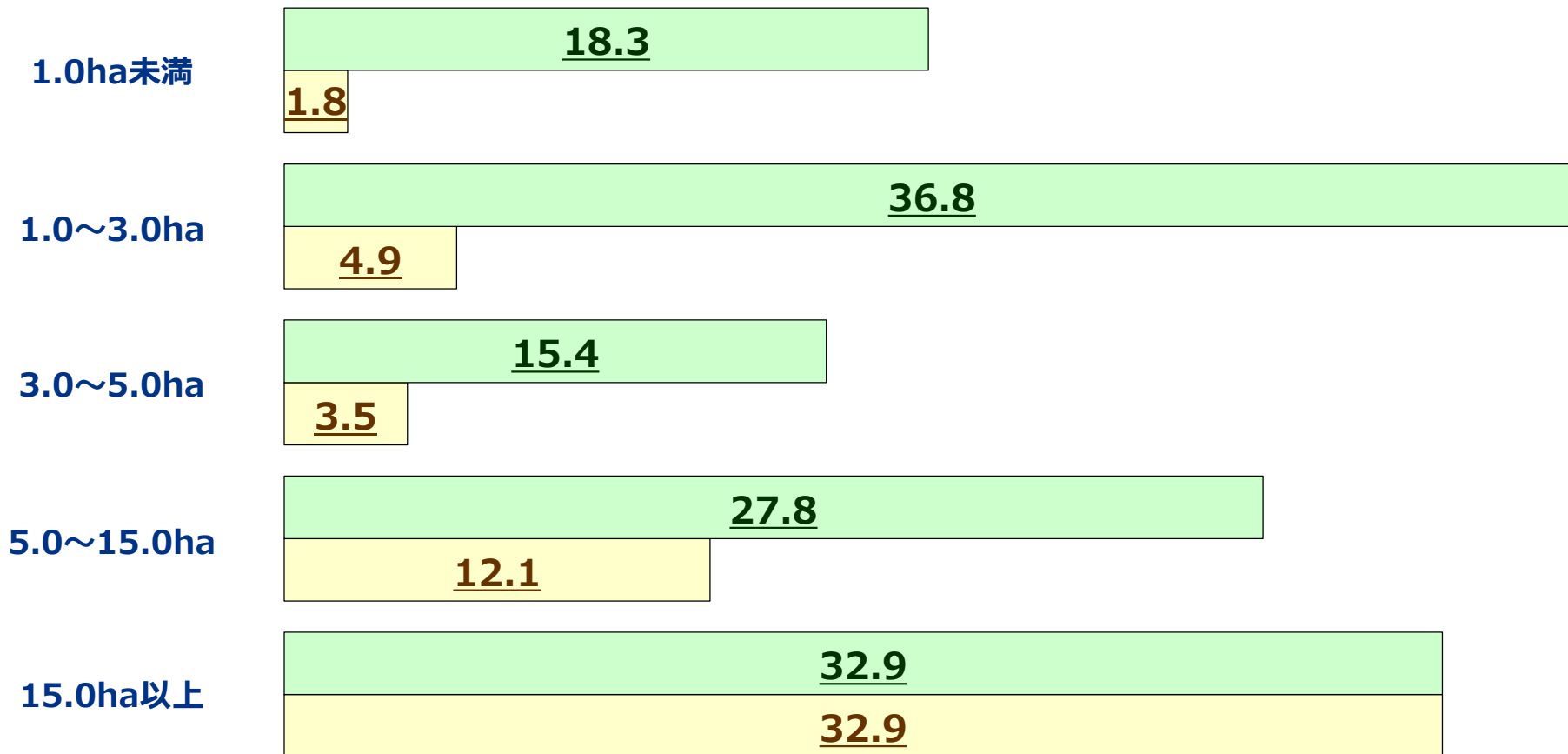
	3.0ha未満	3.0ha以上	合 計
面積（割合）	6.6（12.0%）	48.5（88.0%）	55.2

（出所）農林水産省調べ
（注）経営規模区分は主食用米及び戦略作物の作付面積全体の数値であり、作付面積は戦略作物の作付面積全体の数値（二毛作（麦・大豆・飼料作物）を含む）。

	水稲（食用）作付面積 （2015年（H27年）産）	【131.2万ha】		転作面積 （2019年（R元年）産）	【55.2万ha】
---	------------------------------	-------------------	---	-----------------------	------------------

（経営規模区分）

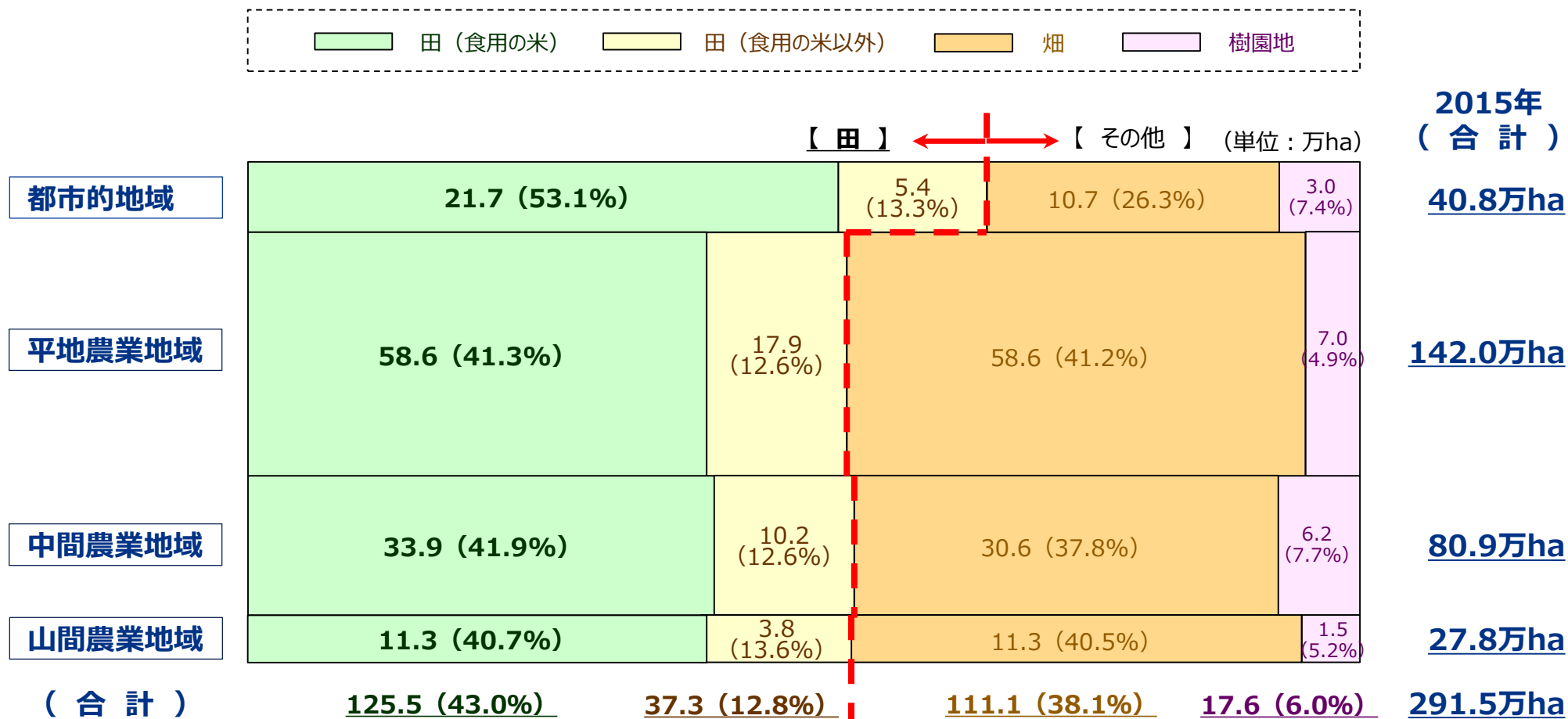
（単位：万ha）



（出所）水稲（食用）作付面積：農林水産省「2015年農林業センサス」、転作面積：農林水産省調べ

（注1）「水稲（食用）作付面積」は、組織経営体及び販売農家において食用に供すること（主食用、加工用及び米粉用）、かつ販売することを目的に作付けした面積の数値。

（注2）「転作面積」は、経営規模区分は「水田活用の直接支払交付金」（うち戦略作物助成）交付対象者の主食用米及び戦略作物の作付面積全体の数値であり、面積は当該交付対象者の戦略作物の作付面積全体の数値（二毛作（麦・大豆・飼料作物）を含む）。



- 都市的地域：○可住地に占めるDID（人口集中地区）面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の地域。
○可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の地域。ただし、林野率80%以上の地域は除く。
- 平地農業地域：○耕地率20%以上かつ林野率50%未満の地域。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く。
○耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の地域。
- 中間農業地域：○耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の地域。
○耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の地域。
- 山間農業地域：○林野率80%以上かつ耕地率10%未満の地域。

（出所）農林水産省「2015年農林業センサス」

（注1）「田（食用の米）」は、販売農家において食用に供すること（主食用、加工用及び米粉用）を目的に作付けた面積の数値。

（注2）「田（食用の米以外）」は、販売農家において飼料用に供することを目的に作付けた面積、稲以外の作物だけを作付けた面積及び作付けしなかった面積の合計値。

（注3）表中の括弧書きは、農業地域類型毎の経営耕地面積における区分毎の面積の割合である。

[参考3] 主食用米の主副業別シェアの推移

資料Ⅱ－5－16

- 主食用米（金額ベース）の主業農家シェアは2004年から現在まで約4割との水準は変わらず。
- 他の品目の主業農家のシェアが概ね8～9割であることとの比較で見ても、かなり低い水準。

2004年

■ 主業 ■ 準主業+副業

米	38	62
麦類	80	20
小麦	—	
豆類	79	21
大豆	—	
いも類	84	17
工芸	82	18
野菜	81	19
果樹	67	32
花き	87	13
酪農（生乳）	96	5
肥育牛	90	9
肥育豚	89	11
ブロイラー	—	
採卵養鶏	—	

2010年

■ 主業 ■ 準主業+副業

米	38	62
麦類	83	17
小麦	86	14
豆類	82	19
大豆	70	30
いも類	80	20
工芸	74	26
野菜	80	20
果樹	66	34
花き	81	19
酪農（生乳）	93	7
肥育牛	89	11
肥育豚	90	10
ブロイラー	72	28
採卵養鶏	83	17

2018年

（単位：％）

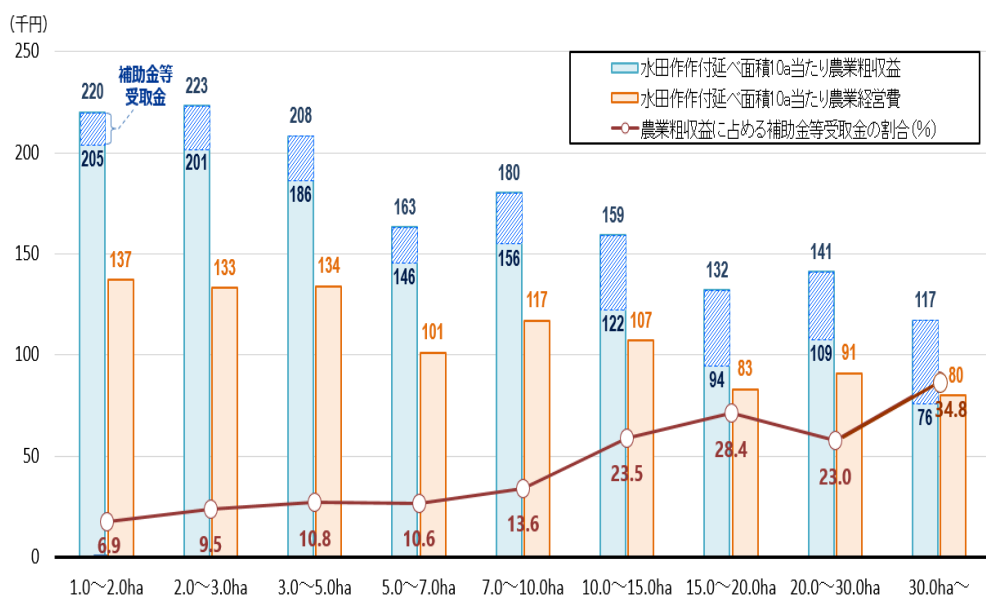
■ 主業 ■ 準主業+副業

米	39	60
麦類	84	16
小麦	89	11
豆類	86	14
大豆	77	23
いも類	83	17
工芸	77	24
野菜	76	24
果樹	61	39
花き	82	18
酪農（生乳）	93	7
肥育牛	83	17
肥育豚	89	10
ブロイラー	82	18
採卵養鶏	79	21

（出所）農林水産省「農林業センサス」、「農業経営統計調査 経営形態別経営統計（個別経営）（組替集計）」
 （注1）主副業別シェアについては、「農林業センサス」、「農業経営統計調査 経営形態別経営統計（個別経営）」より推計。
 （注2）主副業別シェアの数字については、四捨五入の関係でそれぞれの品目の和が100%にならない場合がある。

- 昨年秋の財政制度等審議会において指摘したように、水田作経営の状況を見ると、今後の農業の成長産業化を担うべき大規模経営体の収益性や生産性は必ずしも十分なものとは言えない。
- 経営規模が大きくなるにつれて、単位面積当たりの農業粗収益が低減する一方で、農業粗収益に占める補助金の割合が増加している。
- このように大規模経営体の収益の増加が妨げられている背景として、水田の転作地の大半が、収益性が低く補助金交付の多い転作作物に充てられるとともに、その交付対象面積について大規模経営体が大きな割合を占めている点が挙げられる。

水田作経営（主業）における農業粗収益及び農業経営費（水田作付延べ面積規模別）



(出所) 農林水産省「農業経営統計調査 2018年(平成30年) 営農類型別経営統計(個別経営)」

大規模経営体の農業粗収益の増加に向けた課題

○ 水田(226.1万ha)の利用状況(2019年(令和元年))

生産量(令和元年): 726.1万t

水田活用の直接支払交付金の対象
(令和2年度予算額: 3,050億円)



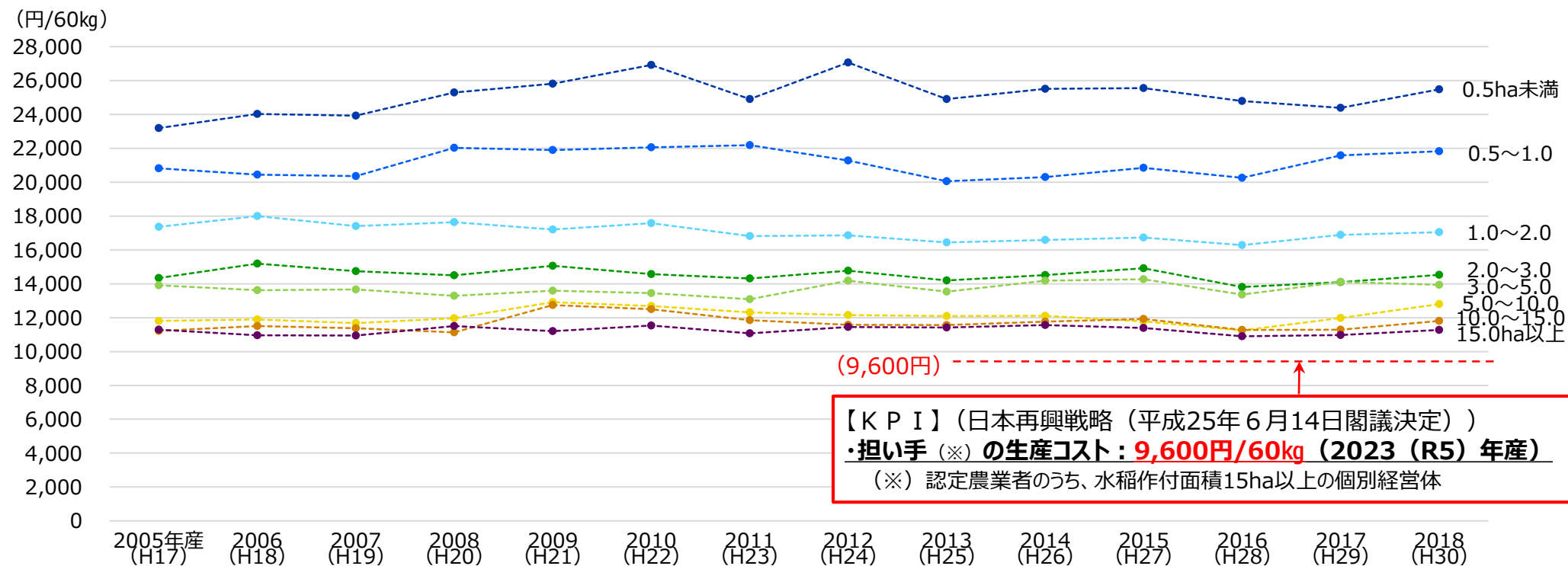
(出所) 農林水産省「米をめぐる関係資料」等

○ 経営規模別の「水田活用の直接支払交付金」(うち戦略作物助成)の交付対象者数・交付対象面積の割合(2019年(令和元年))

経営規模	3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～15ha	15ha以上	全体
交付対象者数の割合	65%	11%	11%	5%	9%	100%
交付対象面積の割合	12%	6%	12%	10%	60%	100%

- 主食用米のここ約15年間の生産コストの推移を見ると、経営規模の大小を問わずほぼ横ばい。
- 2013年（平成25年）に15ha以上の担い手の生産コストを2023年（令和5年）に9,600円/60kgまで引き下げるという目標を閣議決定しているが、11,000円/60kg程度で推移。
- 長期にわたる生産抑制が、大規模経営体を含め生産性向上のインセンティブを阻害している可能性。
- 生産性向上は、国内外の新たな需要の喚起につながることなどからも重要であり、その具体的な道筋を描くためには、農地の集積・集約化の促進に加え、単収の引上げ、農業技術の向上、資機材の調達コストの引下げ等が重要なポイントとなる。

米の生産コストの推移（経営規模別）



（出所）農林水産省「農業経営統計調査 米及び麦類の生産費」（2005～2016年産）、「農業経営統計調査 米生産費（個別経営）」（2017年産及び2018年産）

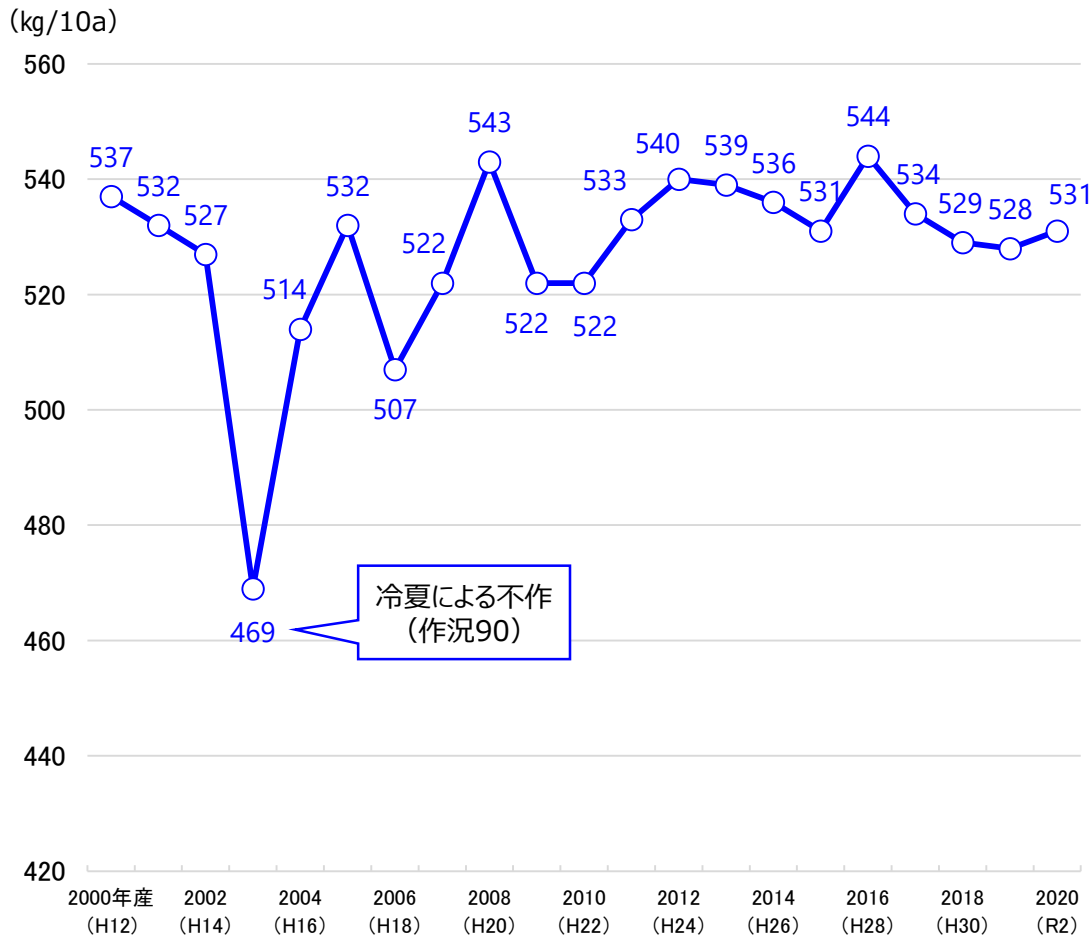
（注1）生産コスト＝資本利子・地代全額算入生産費

（注2）食用に供すること（主食用、加工用及び米粉用）、かつ販売することを目的に作付けした水稻を対象とした数値。

（注3）60kg当たりの米の生産コスト（全国平均：個別経営）は、2005年産で16,750円、2018年産で15,352円となっており、その比較では約8%減少している。

- ここ20年間の水稻の単収（10a当たり収量）は、横ばい状態。
- 地域別に見ると、東北や北海道で高く、西日本では低い傾向が見て取れる。

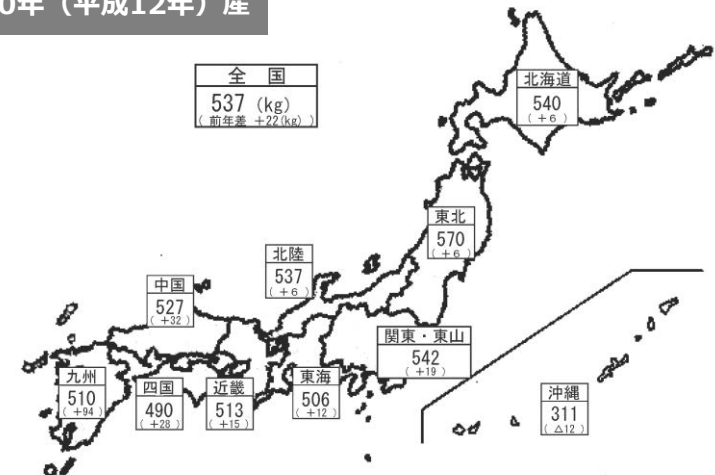
1. 水稻10a当たり収量の年次別推移



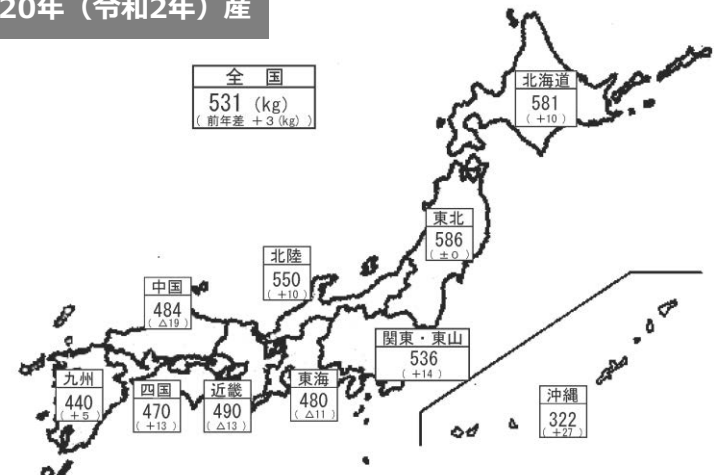
(出所) 農林水産省「作物統計」を基に作成
(注) 10a当たり収量は、1.70mmのふるい目幅で選別された玄米の重量である。

2. 全国農業地域別10a当たり収量

2000年（平成12年）産



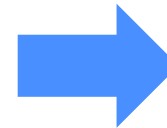
2020年（令和2年）産



1. 低コスト生産技術の活用

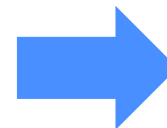
ちよくは 直播栽培

育苗作業や田植え作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接ほ場に播種する栽培方法



みつなえ 密苗栽培

育苗密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組



2. 機材の調達コストの削減

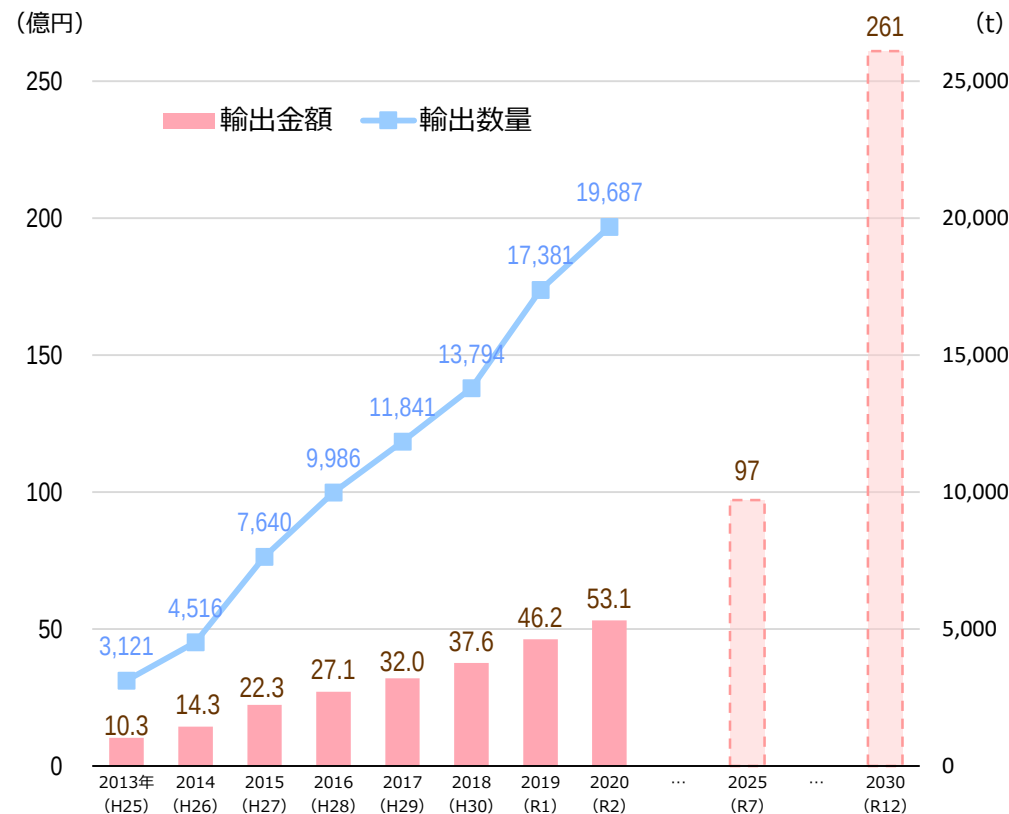
農業機械の共同利用

地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用



- 今後、我が国の人口減少は避けられない中で、国内外における新市場開拓が必要となってくる。
- 海外市場を含めた新市場開拓を推進するため、これまで「水田活用の直接支払交付金」を活用してきたところ、2020年度（令和2年度）第3次補正予算において、生産性向上のための取組への支援を拡充。
- 近年、米の輸出が増加基調にあるが、2020年（令和2年）の輸出量は約2万トンであり、国内の主食用米生産量（約720万トン）のわずか0.3%程度にとどまっている。

1. 米（援助米を除く）の輸出実績・目標



（出所）財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
2025年及び2030年の値は、農林水産物・食品輸出本部資料

2. 米の新市場開拓に対する支援策

● 水田活用の直接支払交付金（2021年（R3）当初予算額 3,050億円）

国が全国共通の単価を設定する枠（戦略作物助成）

対象作物	交付単価
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5～10.5万円/10a （標準単収で8.0万円）
WC S用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a

地域ごとに単価を設定できる枠（産地交付金）

1. 当初配分

国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県等が交付対象作物・交付単価等を決定。さらに、野菜、果樹等の高収益作物の拡大面積部分については資金枠を加算。

2. 追加配分

下記の取組（主なもの）に対し、追加の資金枠を配分。

対象作物・取組内容	交付単価
飼料用米・米粉用米の複数年契約	1.2万円/10a
新市場開拓用米（輸出用米を含む）の作付け	2.0万円/10a

● 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

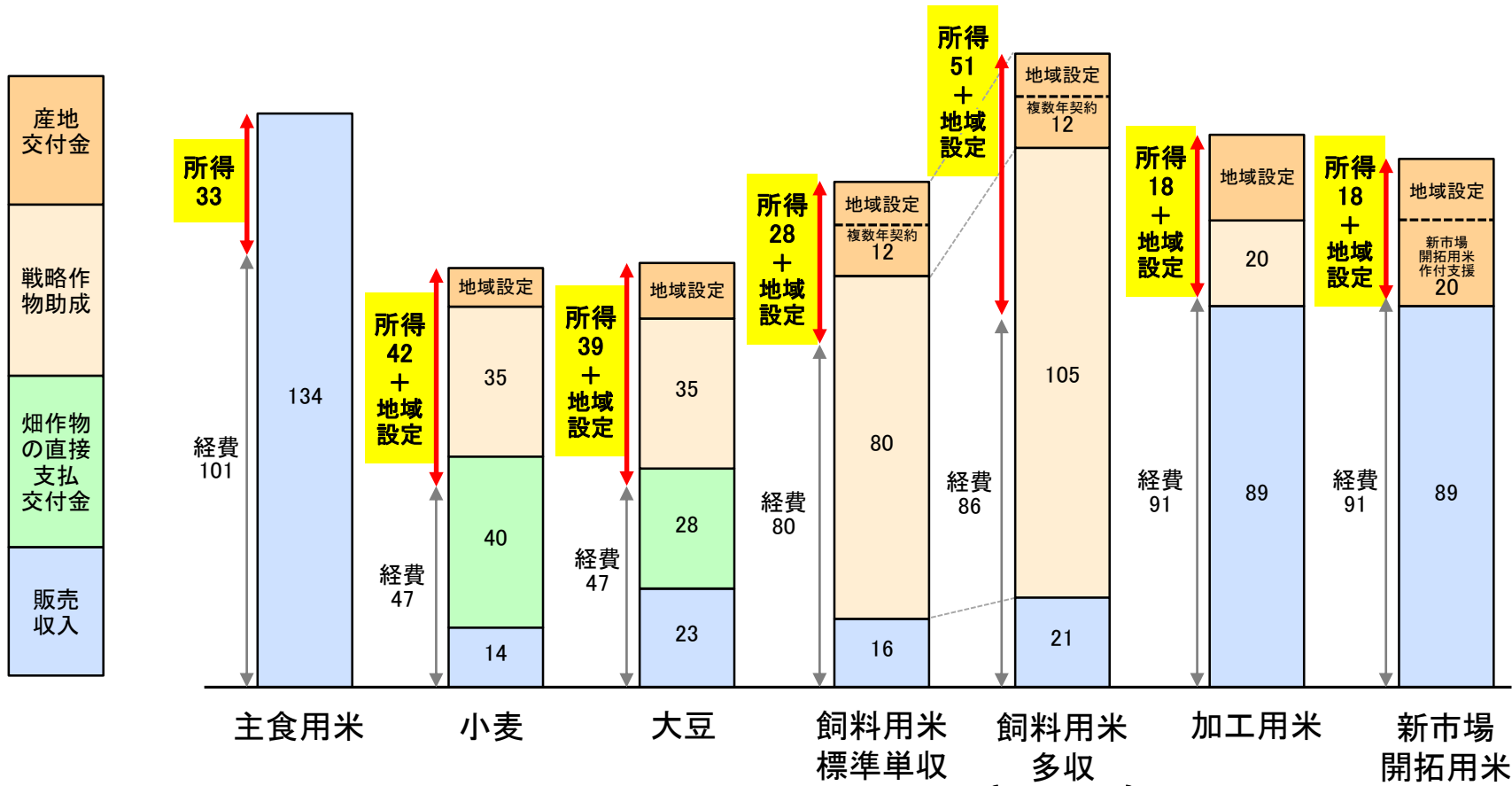
（2020年（R2）第3次補正予算額 290億円）

水田リノベーション産地・実需協働プラン（産地と実需者が連携し、必要な生産対策や需要創出に向けた目標等を盛り込んだ計画）に参画する生産者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等で生産するために必要となる低コスト生産等に対し、取組面積に応じて支援。

【交付単価】 **4万円/10a**

【対象品目】 **新市場開拓用米**、加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆

（単位：千円／10a）



注1)販売収入
・主食用米の販売収入は、令和2年産の相対取引価格から算定。
・小麦、大豆の販売収入は、平成28年産から平成30年産までの農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
・飼料用米、加工用米、新市場開拓用米の販売収入は、取組事例のデータを用いて算定。

注2)交付金
・水田活用の直接支払交付金の産地交付金については、地域の実情に応じて設定される(国から都道府県への取組に応じた配分(新市場開拓用米の作付け、飼料用米の複数年契約)の単価のみ記載)。

注3)経営費及び労働時間
・主食用米、加工用米、新市場開拓用米の経営費は令和元年産の農産物生産費統計の全国平均及び聞き取りによる手数料及び流通保管経費から算定。なお、主食用米は販売促進にかかる経費も加えて算定。
・小麦、大豆は平成28年産から平成30年産の農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
・飼料用米は、主食用米の経営費から乾燥調製に係る費用を調整し算定。また、単収が標準単収値+150kg/10aになる場合の経営費及び労働時間は、標準単収値と同じとなる場合から、150kg当たりの施肥及び収穫・調製等に係る費用及び労働時間を加えて算定。

- 海外コメ市場開拓にあたり、生産者に求められるのは、プロダクト・アウト（作ったものをどうやって売るか）からマーケット・イン（誰に、いつ頃、どんな製品を、どれだけ、いくらで売るために、生産コストをいくらにするか）への意識改革。
- 輸出事業者として直面・克服してきた課題は、一定品種で一定ロットの安定供給や品質管理（日本産米に理解のない現地物流に委ねると他の穀物並みの輸送・管理で品質劣化）。外食では複雑な炊飯方法を如何に教育するか、あるいは自動化を支援するか（人件費削減につながる）も鍵。
- 日本産米の可能性は高く、価格7,000円/60kgであれば、現状においてもアジア地域で10万トン程度の消化は十分可能との感触（足もとの米の総輸出量は約2万トン）。
- これを50万トンなどさらに拡大させるとするのであれば、市場開拓に加えて物流のキャパシティを向上させる必要。
- 昨年や一昨年は、価格が上昇したこともあり、輸出用米がニーズがあるにも関わらず十分に確保できなかったとの声がある。
- 国の輸出支援策として、マーケティングにも力を入れてもらっているが、日本産米全体としてのブランディングなどにも取り組むべきではないか。また、カリフォルニア米の現地価格の定点観測など息の長い競合分析などがあると良い。

(これまでの取組み)

- 主食用米については、少子高齢化・食生活の変化により他の農産品との比較においても国内の需要減少が急激に進んだことに対して、政府による生産抑制支援に頼った大幅な生産縮小で対応せざるを得なかった。
- 転作の大宗を大規模・中規模経営体で消化してきたこともあり、（水田の集積に比して）主食用米生産の集積の進みは遅く、比較的規模が小さく主食用米生産では安定経営ができないと考えられる経営体の耕作面積がなお全体の４割を占めている。
- 本来、集積による果実を最も享受するはずであった大規模経営体においても、主食用米の生産性向上が停滞。転作地の大半が、収益性が低く補助金交付の多い転作作物に充てられている。



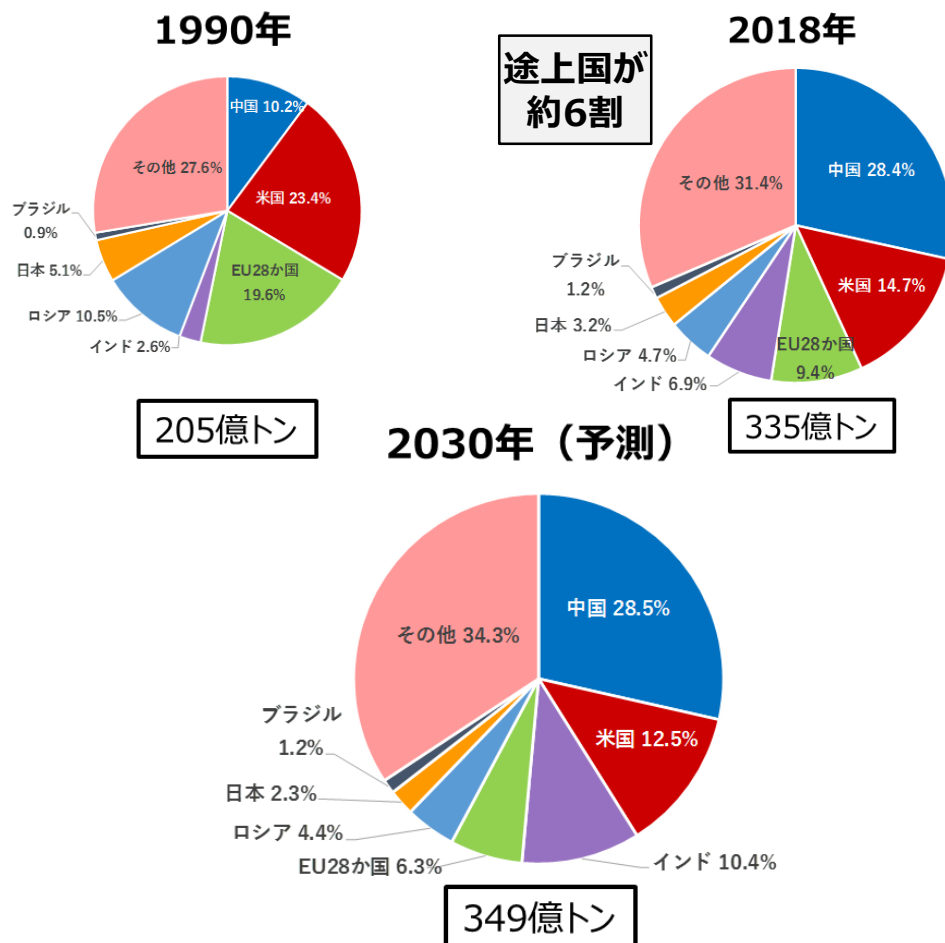
(今後の方向性)

- 近年、世界的な日本食の普及やアジア諸国の所得向上により日本米需要の拡大は現実的なものとなっている。こうした環境変化を確実に捉え、海外マーケットをはじめ新市場開拓を加速化し新たな米需要を早急に創出することが、米・水田農業が持続的な発展を果たすための極めて重要な鍵となると考えられる。
- そのためにも、マーケット・インの発想を持って新市場開拓に挑戦する農業者に対して、その生産性向上をどのような形で支援すべきか早急に検討を深める必要がある。加えて、販路の開拓や輸出物流の整備などについて、現場のニーズもよく汲み取り、実効性のある支援策を考えていく必要。
- まずはこのような新市場の開拓に早急に取り組む必要があるが、あわせて、主食用米生産全体について、農業人口の減少の中で集積・集約を着実に進めることなどにより、生産性・競争力の向上を目指すべき。これがさらに国内外の新規需要を開拓するとの好循環につながることを期待される。
- なお、今後、我が国の人口減少は避けられない中で、新市場開拓とあわせて引き続き転作も必要と考えられるが、こうした転作地においても高い生産性・収益性を追求すべきである。

- **2015年のCOP21※1で採択**。それまでの「京都議定書」とは異なり、**すべての締約国（191カ国・地域）が、温室効果ガスの削減目標（NDC）※2を作ることとなった**。
- 世界の平均気温の上昇を、産業革命以前に比べ**2℃より十分低く保ちつつ（2℃目標）、1.5℃に抑える努力を追求（1.5℃努力目標）**。そのためにも、**今世紀後半に世界の脱炭素（カーボンニュートラル）※3を実現すること**を目標としている。

※1 COP21:国連気候変動枠組条約第21回締約国会議
 ※2 NDC: Nationally Determined Contribution（国が決定する貢献）
 ※3 CO2などの温室効果ガスの、年間の排出量と吸収量が差し引きでゼロとなる状態

【図3-1】各国のエネルギー起源CO₂排出量の比較



【表3-2】米国主催気候サミット（4月22～23日）後の主要国の削減目標

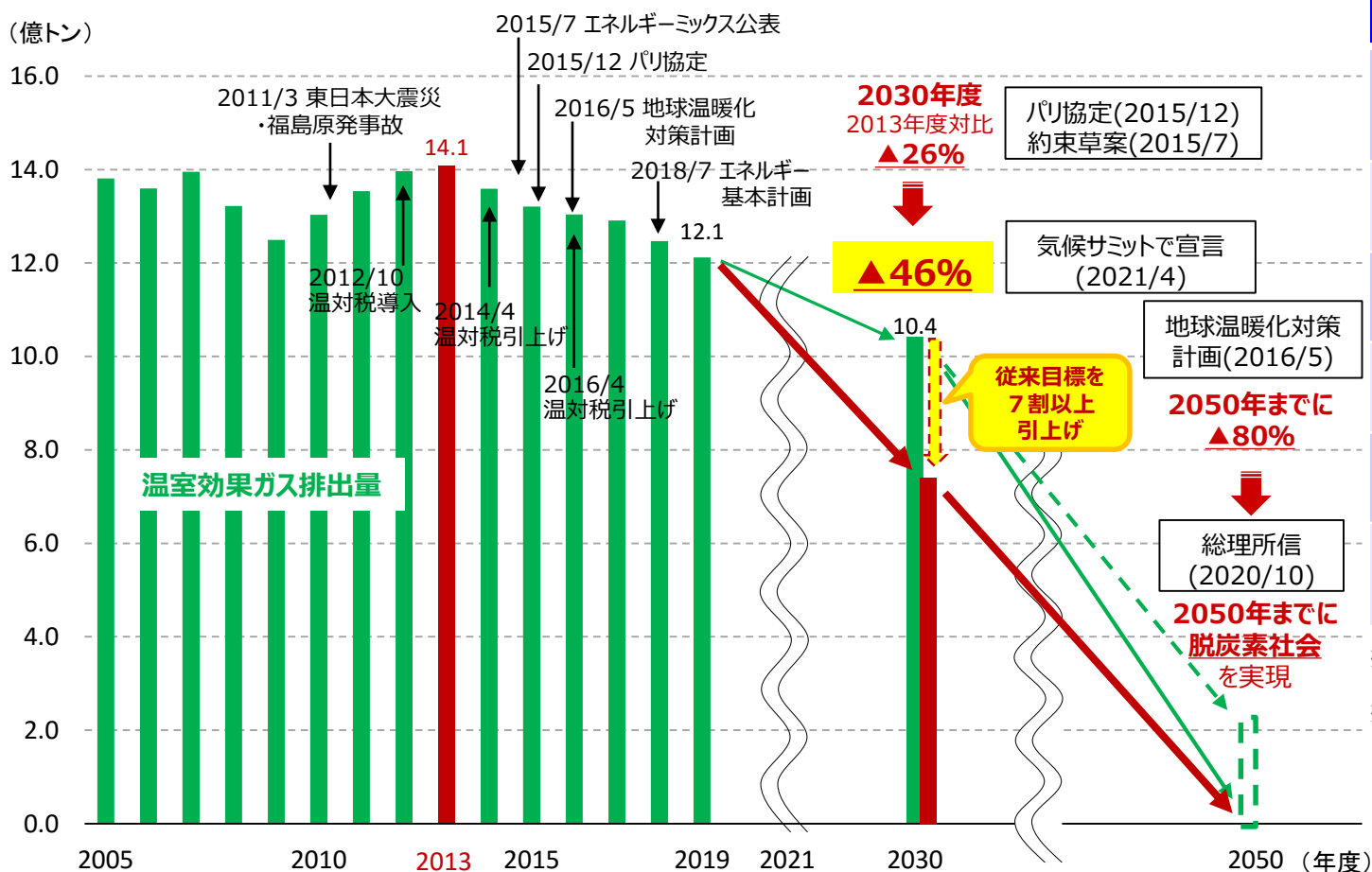
	2030年目標	2050年温室効果ガス排出ネットゼロ目標
日本	2030年度に▲46%（2013年度比）	表明
米国	2030年に▲50～52%（2005年比）	表明
EU	2030年に少なくとも▲55%（1990年比）	表明
英国	2030年に少なくとも▲68%（1990年比） 2035年に▲78%（1990年比）	表明
加	2030年に▲40～45%（2005年比）	表明
中国	2030年までに排出量を削減に転じさせる、GDP当たりCO ₂ 排出量を▲65%超（2005年比） 石炭消費量を2026～30年にかけて削減	（習近平国家主席が2060年までにCO ₂ 排出ネットゼロを表明）
インド	2030年にGDP当たり排出量で▲33～35%（2005年比）	—
ロシア	2030年に▲30%（1990年比）	—

我が国の温室効果ガス排出量の推移と削減目標

- パリ協定に基づく、現在の我が国の温室効果ガス削減目標は**2030年度に▲26%**（2013年度比）。我が国の**温室効果ガス排出量**は2014年度以降**6年連続で低下**。
- 2020年10月26日、菅総理は、脱炭素社会の実現に向けて総力を挙げて取り組み、経済と環境の好循環を作り出すことを通じて、**2050年までにカーボンニュートラルを達成していくことを表明**。
- 2021年4月22日、菅総理は、米国主催の気候サミットにおいて、**2030年度の削減目標について▲46%を目指すことを宣言**。

【図4-1】我が国の温室効果ガス排出量の推移と削減目標

【表4-2】本年の主要な国際会議の予定



月日	会議
4/22-23	米国主催気候サミット ^{※1} (首脳会合、オンライン形式)
6/11-13	G7首脳会合 (英コーンウォール)
9月下旬	国連総会 (米ニューヨーク)
9/30-10/2	プレCOP (伊ミラノ)
10/30-31	G20首脳会合 (伊ローマ)
11/1-12	COP26 ^{※2} (英グラスゴー)

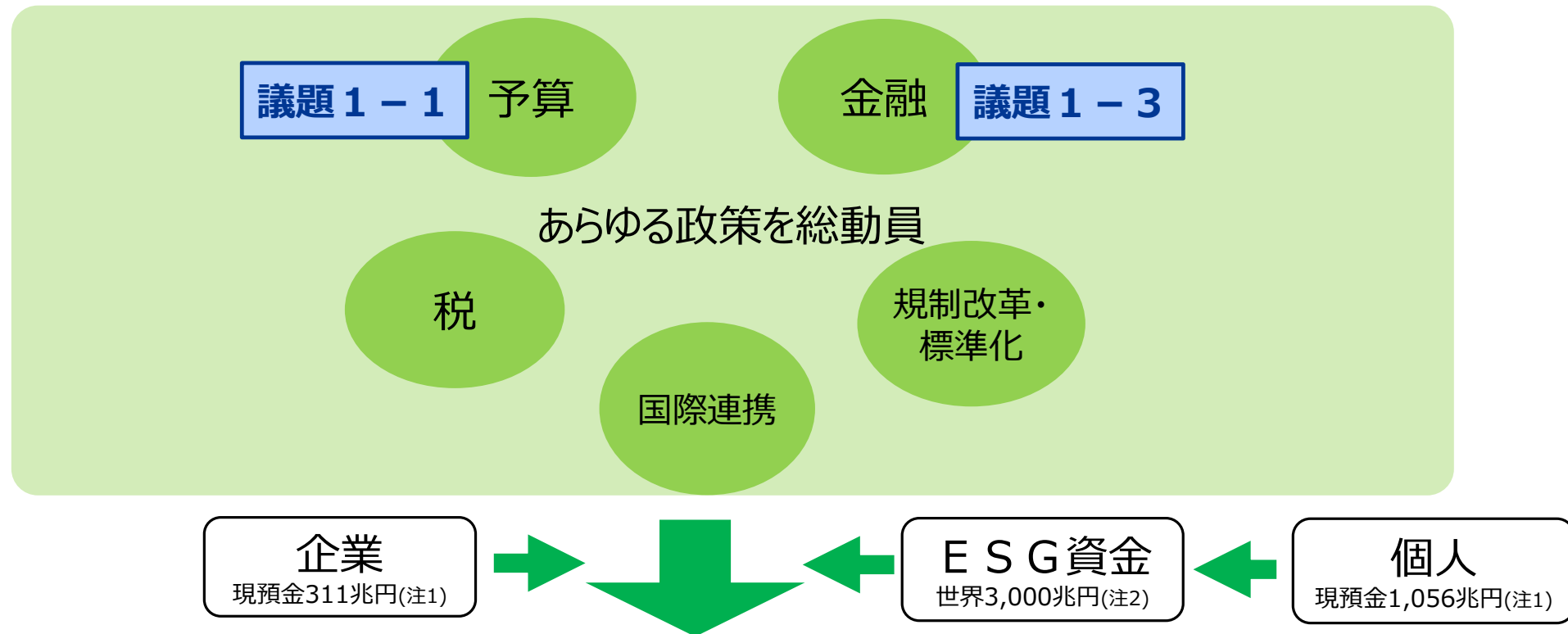
※1 気候サミット：Leaders' Summit on Climate
40か国の首脳が参加。

※2 COP26：国連気候変動枠組条約第26回締約国会議

- 2050年カーボンニュートラルやそれを踏まえた2030年度削減目標を達成していくためには、**温暖化対策を産業構造や経済社会の変革につなげていく必要がある**。そのためには、**民間企業が保有する技術や資金を積極的に活用していくことが不可欠であり、予算、税、金融、規制改革・標準化、国際連携といったあらゆる政策を総動員**する必要。

(参考)「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(令和2年12月25日)(抜粋)

本戦略(2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略)に基づき、予算、税、金融、規制改革・標準化、国際連携といったあらゆる政策を総動員し、民間企業が保有する・・・現預金を積極的な投資に向かわせることが必要である。



2050年カーボンニュートラルやそれを踏まえた2030年度削減目標の達成へ

(注1) 2020年12月末時点の「民間非金融法人企業」及び「家計」の現金・預金の数値(日本銀行「資金循環統計」)。

(注2) 2018年の世界のESG関連投資資金(sustainable investment assets)の数値(Global Sustainable Investment Alliance 'Global Sustainable Investment Review2018')。

(注3) そのほか、気候変動の被害を軽減(いわゆる「適応」)するため、議題2(社会資本整備)の「災害リスクも勘案した土地利用のコンパクト化」なども重要。

- 現行の2030年度温室効果ガス削減目標（▲26%（2013年度対比））の達成に向けて、「地球温暖化対策計画」（2016年5月閣議決定）に基づき、各種の温暖化対策・施策を実施。
- 今後、新たな2030年削減目標を踏まえ、「エネルギー基本計画」や「地球温暖化対策計画」の見直しが行われるが、適切な官民の役割分担の観点に留意しつつ、規制的手法や予算措置その他の支援策を分野横断的なパッケージとして戦略的に取り組む必要。

【図7】現行の地球温暖化対策計画における各部門のCO2削減目安及び主な対策・施策、関連予算額

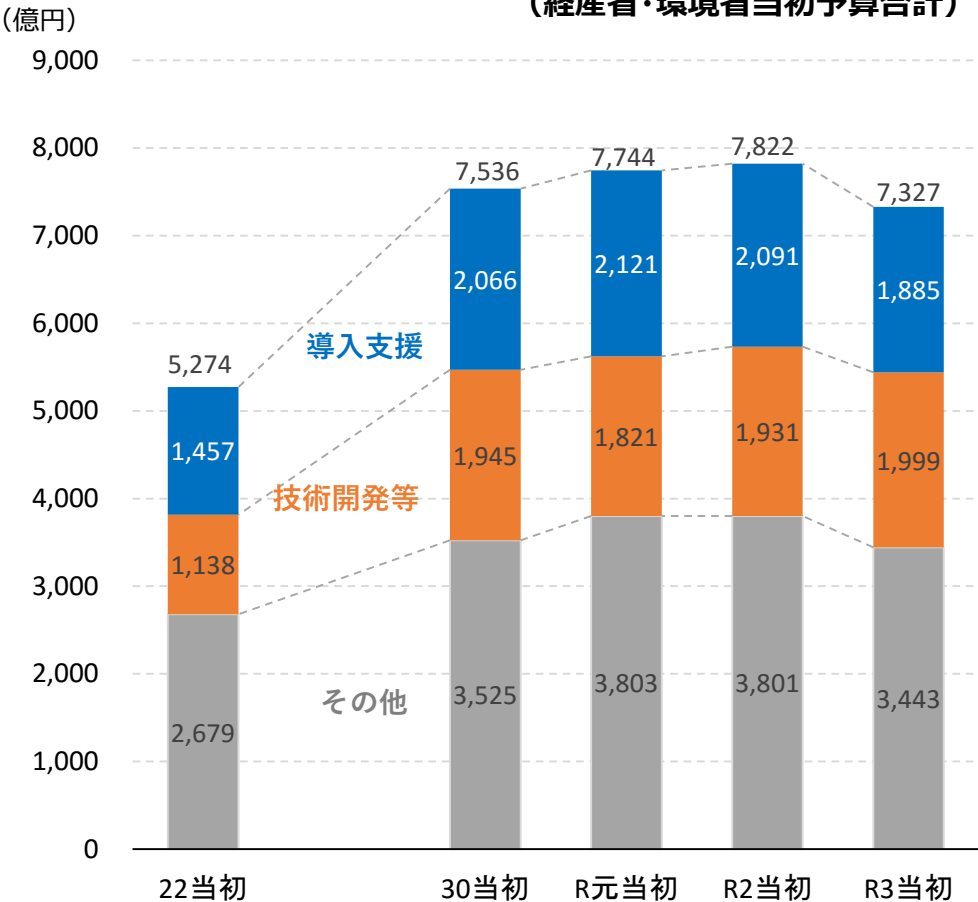
	2013年度実績	2019年度実績 (2013年度比削減率)	2030年度目安 (2013年度比削減率)	地球温暖化対策計画における 主な対策・施策	(参考) 関連予算額 (注2) [単位：億円]			
					FY2018	FY2019 (注3)	FY2020 (注3)	FY2021
エネルギー起源CO2	12.4億t	10.3億t (▲16.7%)	9.3億t (▲24.9%)	?	2,748 (57%)	3,599 (62%)	3,418 (59%)	3,236 (60%)
産業部門	4.3億t	3.8億t (▲10.5%)	4.0億t (▲6.5%)	?	821 (17%)	1,078 (19%)	763 (13%)	519 (10%)
業務その他部門	2.8億t	1.9億t (▲30.8%)	1.7億t (▲39.8%)	?	900 (19%)	929 (16%)	1,005 (17%)	968 (18%)
家庭部門	2.0億t	1.6億t (▲20.9%)	1.2億t (▲39.3%)	?	262 (5%)	232 (4%)	174 (3%)	227 (4%)
運輸部門	2.3億t	2.1億t (▲8.4%)	1.6億t (▲27.6%)	?	347 (7%)	449 (8%)	500 (9%)	495 (9%)
エネルギー転換部門	1.0億t	0.9億t (▲14.7%)	0.7億t (▲27.7%)	?	418 (9%)	911 (16%)	975 (17%)	1,027 (19%)
非エネルギー起源CO2等	1.7億t	1.8億t (+5.6%)	1.5億t (▲11.9%)	?	2 (0%)	3 (0%)	4 (0%)	5 (0%)
吸収源対策	—	(▲0.5億t)	▲0.4億t	?	1,202 (25%)	1,343 (23%)	1,303 (22%)	1,193 (22%)
その他 (注4)					882 (18%)	855 (15%)	1,098 (19%)	958 (18%)
総排出量 (注5)	14.1億t	12.1億t (▲13.9%)	10.4億t (▲26.0%)	新たな削減目標 ▲46%	4,834 (100%)	5,800 (100%)	5,823 (100%)	5,392 (100%)

(注1) 温室効果ガスの排出量は、地球温暖化対策計画（平成28年5月）及び2019年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量（確報値）より作成。2013年度の計数は地球温暖化対策計画における計数。
(注2) 関連予算額は、環境省が取りまとめている環境保全経費のうち、「1 地球環境の保全（1）地球温暖化対策」の計数について、同省の区分に基づいて割り振っている（当初予算の計数）。「1 地球環境の保全」以外にも上記の項目に関連する予算措置はありうる。
(注3) R元年度、R2年度の予算額には臨時・特別の措置を含んでいるものがある。 (注4) 横断的施策や国際的な地球温暖化対策への貢献等の施策は「その他」に入っている。
(注5) 2019年度実績の総排出量は吸収源対策分を加味しない計数である一方、2030年度目安については加味した計数。

エネルギー対策特別会計における事業の状況

- 地球温暖化対策に係る予算事業の大半は、エネルギー対策特別会計において、石油石炭税を主要な財源として実施。
- 2012年に石油石炭税における地球温暖化対策のための課税特例（いわゆる「**地球温暖化対策税**」）も導入し、「環境と成長の好循環」の実現に向けて、省エネ・再エネ設備等の**導入支援**、省エネ等技術の**研究開発・実証事業への補助を大幅に拡充**。
- こうした導入支援や研究開発等の事業については、**民間の自主的な取組を促すとともに事業官庁の縦割りを排除しつつ、2030年目標及び2050年までのカーボンニュートラル達成に向け、産業構造・経済社会の変革や非連続的なイノベーションが不可欠であるという観点から、施策の必要性・有効性・効率性を不断に検証し、抜本的に見直し、重点化していくことが必要。**

【図8-1】エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定の歳出
(経産省・環境省当初予算合計)



【表8-2】導入支援・研究開発等の主な予算事業

事業名	
導入支援	経産省
	先進的省エネルギー投資促進支援補助金（325.0億円）
	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業（83.9億円）
	クリーンエネルギー自動車導入補助金（155.0億円）
研究開発	環境省
	水素ステーション整備補助金（110.0億円）
	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（104.5億円）
	脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業（80.0億円）
研究開発	経産省
	脱フロン等のための省エネ型自然冷媒機器導入事業（73.0億円）
	戸建住宅ZEH化等支援事業（65.5億円）
	カーボンリサイクル・次世代火力発電の技術開発事業（161.5億円）
	洋上風力発電等の導入拡大に向けた研究開発事業（82.8億円）
	省エネ技術の研究開発・社会実装促進プログラム（80.0億円）
研究開発	環境省
	革新的燃料電池技術等の活用のための技術開発事業（66.7億円）
研究開発	環境省
	CCUS早期社会実装のためのモデル構築事業（80.0億円）
研究開発	環境省
	CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業（66.0億円）

(注1) 金額は令和3年度当初予算の計数。
(注2) 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業は集合住宅の省CO2化促進事業を含めた計数。

- 省エネ・再エネ設備の**導入支援**については、将来的な価格低下を通じた自立的な普及を促すことが目的。しかしながら、少なからぬ事業において、CO2削減コストの実績値や目標値等が示されていない。
- 導入支援については、**2030年削減目標及び2050年までのカーボンニュートラルに真に貢献するものに重点化する必要。各事業のCO2削減効果や費用対効果の「見える化」は必須であり、規制的手法との連携、費用対効果の高いもの（ベストプラクティス）への重点化、横展開の強化、価格動向を踏まえた適切な出口戦略の設定等**を行っていくべき。

【表9】導入支援事業における「見える化」及びコストの状況

CO2削減コストの 実績値		実績値が示されているもの	うち、R元年度で1万円／t-CO2超
	経産省事業(7件中)	3件	0件
	環境省事業(8件中)	6件	3件

CO2削減コストの 中間目標値		目標値が示されているもの	うち、中間目標年度で1万円／t-CO2超
	経産省事業(14件中)	5件	2件
	環境省事業(21件中)	19件	11件

CO2削減コストの 最終年度目標値		目標値が示されているもの	うち、目標最終年度で1万円／t-CO2超
	経産省事業(14件中)	10件	2件
	環境省事業(21件中)	19件	12件

(注1) 経済産業省及び環境省が作成した行政事業レビューシートに基づき作成。

(注2) CO2削減コストとは、1トン分のCO2排出削減効果を得るために必要な費用をいう。

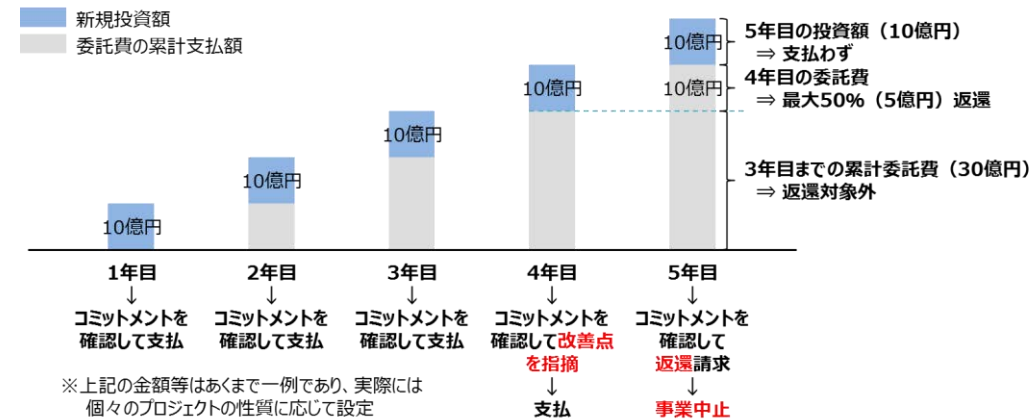
(注3) R3年度に予算計上しているエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定（エネルギー需給高度化対策）における導入事業を対象としている。ただし、情報基盤整備等、CO2削減コストという観点からの分析になじまないものは除外している。

(注4) 実績値についてはR元年度以前から行われている事業を対象としている。

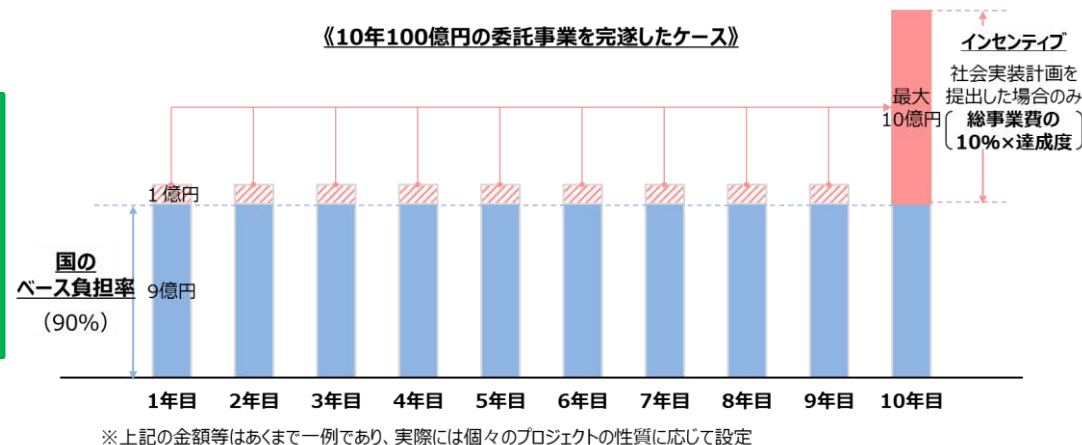
- 2050年カーボンニュートラル目標に向けて、革新的技術の研究開発・実証を10年間継続支援する「グリーンイノベーション基金」（2兆円）を令和2年度3次補正予算において創設。民間企業の研究開発・設備投資（15兆円）の誘発を見込む。
※ 成果の最大化に向けて、取組状況が不十分な場合の事業停止・委託費の一部返還や目標の達成度に応じたインセンティブ措置の導入など、これまでにない手法も活用。
- 本基金の執行に当たっては、既存の環境イノベーション関連予算との役割分担や重複の排除を徹底するとともに、CO₂削減効果や費用対効果といった観点から、真に支援が必要なプロジェクトに限定するとともに、民間企業の研究開発・設備投資の喚起や民間資金の呼び込みにも留意しつつ、透明性のある執行を行う必要があるのではないか。

【図10-3】成果最大化に向けた取組のイメージ

《10年100億円のプロジェクトで4年目に改善点の指摘、5年目に返還のケース》



《10年100億円の委託事業を完了したケース》



【表10-1】グリーン成長戦略における重要分野（14分野）

- | | |
|------------------|--------------------|
| ① 洋上風力産業 | ⑨ 食料・農林水産業 |
| ② 燃料アンモニア産業 | ⑩ 航空機産業 |
| ③ 水素産業 | ⑪ カーボンリサイクル産業 |
| ④ 原子力産業 | ⑫ 住宅・建築物／次世代型太陽光産業 |
| ⑤ 自動車・蓄電池産業 | ⑬ 資源循環関連産業 |
| ⑥ 半導体・情報通信産業 | ⑭ ライフスタイル関連産業 |
| ⑦ 船舶産業 | |
| ⑧ 物流・人流・土木インフラ産業 | |

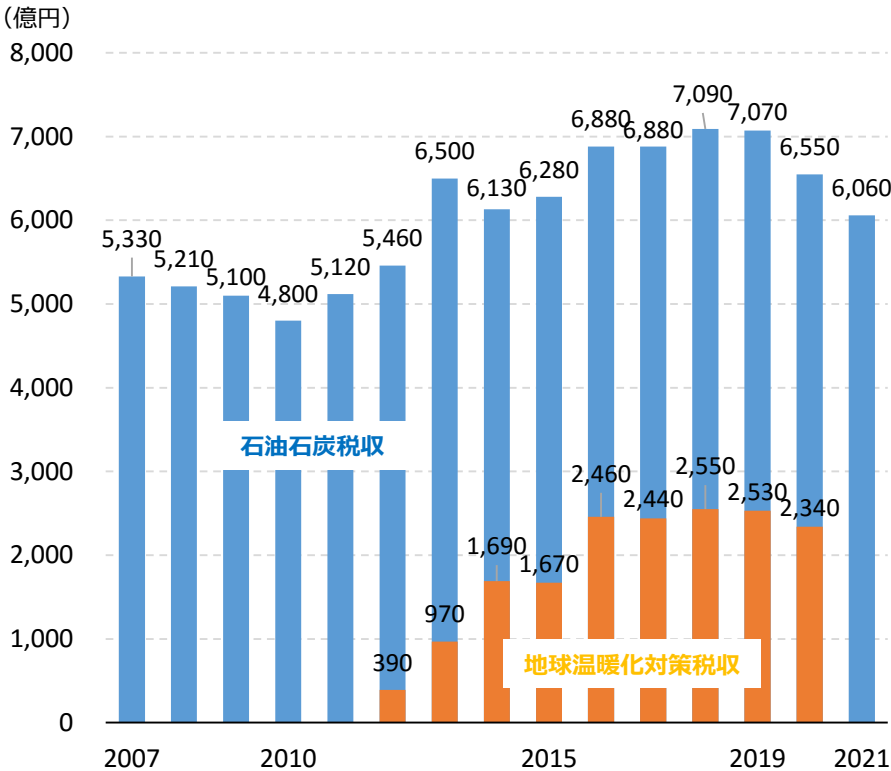
【表10-2】成果最大化に向けた取組

- － 経営者は長期的な経営課題としてコミット
- － 取組状況が不十分な場合の事業停止・委託費の一部返還
- － 事業リスクの低下に応じた補助率の低減
- － 目標の達成度に応じたインセンティブ措置の導入
- － 留保枠（3割程度）の活用を通じた機動的な支援

エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定の財源
(いわゆる「地球温暖化対策税」を含む石油石炭税)

- **地球温暖化対策のための課税の特例**（いわゆる「**地球温暖化対策税**」）は、2012年10月に「地球温暖化対策を推進する観点から」、石油石炭税の課税の特例（租税特別措置法）として設けられたもの。その財源は、毎年度、一般会計から必要な額がエネルギー特会に繰り入れられ、「**エネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源**」（特会法）として利用されることとなっている。
- **石油石炭税収**については、温暖化対策税を導入して以後、段階的に税率を引き上げたことに伴い、**増額基調にあったが、技術革新による燃費効率の向上や人口減少等による原油輸入の減に伴い、足元では減収傾向**（2021年度は6,060億円）。

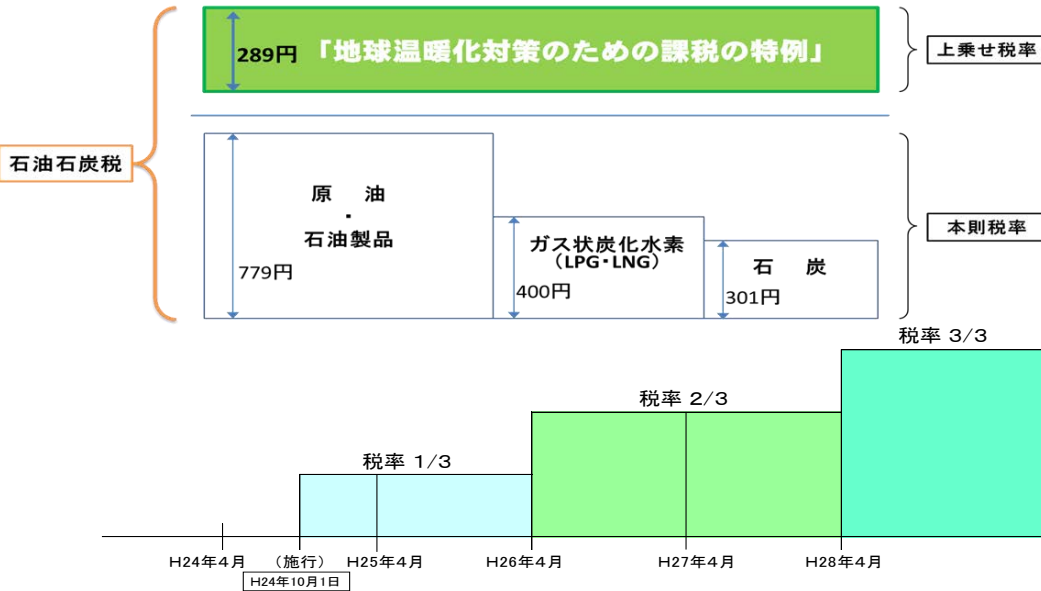
【図11-1】石油石炭税収の推移



(注1) 石油石炭税収は当初予算の計数。
(注2) 地球温暖化対策税収については、平成24年度は改正による初年度の増収見込額、平成25年度以降は各年度に適用される租税特別措置に基づく増収見込額（平年度ベース）を試算したもの。

【図11-2】地球温暖化対策税の導入

○ CO2排出量 1トン当たりの税率



○ 「地球温暖化対策のための課税の特例」の税率

課税物件	～24年9月30日	24年10月1日～26年3月31日	26年4月1日～28年3月31日	28年4月1日～
原油・石油製品 [1 t 当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1 t 当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1 t 当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※（ ）は石油石炭税の税率。

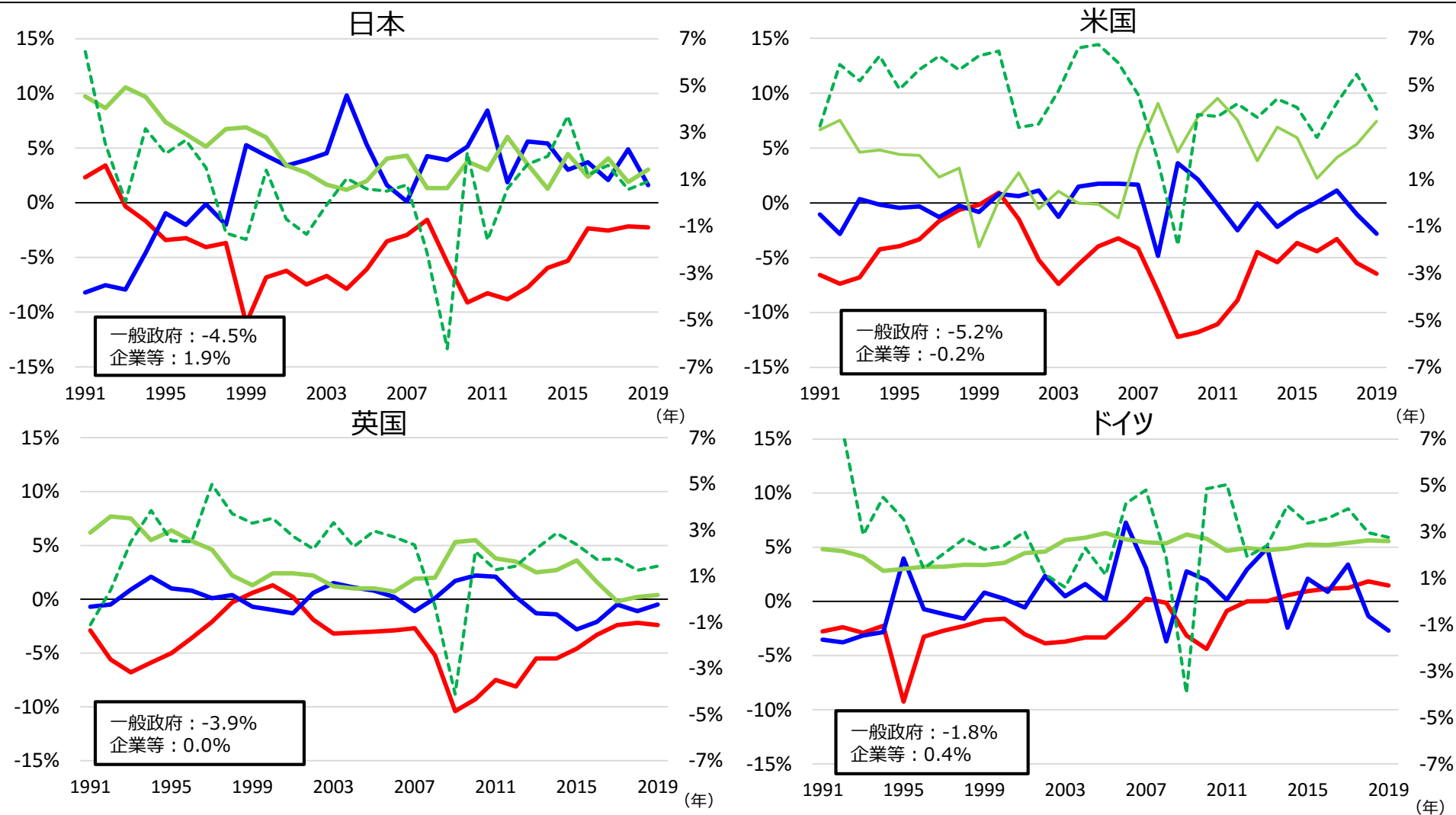
(再掲) 諸外国の気候変動対策をめぐる動きについて

資料Ⅱ－6－9

4月28日時点（判明分）

	各国の気候変動対策	対策の税財源等
米国 	○ 2021年3月に、長期的な経済再生プランとして、「米国雇用計画」（8年間で総額約2兆ドル）を発表。 ○ 同計画には、気候変動分野に加え、気候変動に対応するためのインフラ強靱化、老朽化した交通インフラの修復、水道設備の改修、最先端技術の研究開発支援などの分野に関する施策が盛り込まれていることに留意。	○ 法人税率の引上げ（21%→28%）を含む税制改革案を発表。増収によって、米国雇用計画の全財源を15年間で賄う。
英国 	○ 2020年11月公表の「10-Point Plan」において、10項目の気候変動分野に対し120億ポンドを投資（注）することを発表。 （注）洪水対策・護岸（52億ポンド）も含まれる。また、同対策により、2030年までに420億ポンドの民間投資を呼び込む見込み。	○ 財源は明示されていない。 （注）なお、英政府は2021年3月に財政健全化に向けた措置として法人税率の引上げ（2023年度から）等の税制改正案を発表。これらの措置による2023～25年度の増収見込みは累計約651億ポンド。
EU 	○ 2020年12月に総額1兆8,243億ユーロのEU予算を採択。3割（約5,473億ユーロ）を気候関連支出に充てることが目標（注）。EU予算の内訳は以下のとおり。 ・ MFF（多年度財政枠組）：2021～27年（7年間）で総額1兆743億ユーロ。欧州連合各機関の運営経費等を除き、欧州地域開発基金、欧州農業保証基金、欧州社会基金などの基金等を通じ加盟国に配分。 ・ NGEU（「次世代のEU」資金）：2021～23年（3年間）で総額7,500億ユーロ（補助金3,900億ユーロのほか、融資3,600億ユーロ）。うち6,725億ユーロは、復興・強靱化ファシリティ（RRF）が占め、加盟国が提出する復興・強靱化計画（EUの承認が必要）に基づき、補助金又は融資として加盟国に配分。 （注）可能な限り「緩和」と「適応」を区分しつつ欧州委員会が設定する手法によって達成状況をモニターするとされている。	○ 加盟国からの拠出及び新規財源（注）により償還されるEU共通債券で賄う。 ・ MFFは、加盟国の拠出が財源。 ・ NGEUは、2021～26年にかけてEU共通債券の発行により資金調達。償還は、新規財源（注）を導入済又は検討の上、2028～58年にかけてEU予算から実施。 （注）2021年1月よりプラスチック賦課金を導入済。今後、排出権取引制度の見直し、炭素国境調整メカニズム、デジタル賦課金、その他の追加財源（金融取引税、法人からの資金的貢献等を含む）について検討予定。
ドイツ 	○ 2019年9月に「気候変動対策プログラム」を発表。2020～23年に約540億ユーロを投入。 ○ 2021年4月に「復興・強靱化計画」を発表。総額約280億ユーロのうち、気候変動関連施策は約115億ユーロ。	○ 気候変動対策プログラムの財源は、炭素排出量取引制度の拡大、航空税引上げ、自動車税引上げ、トラック通行料引上げを含め、全額確保。 ○ 「復興・強靱化計画」に対し、約256億ユーロがEUのRRFから配分される予定。
フランス 	○ 2021年4月に「復興・強靱化計画」を発表。総額約410億ユーロのうち、気候変動関連施策は約207億ユーロ。 （注）2020年9月に「再興プラン」（1,000億ユーロ：今回の「復興・強靱化計画」はここに含まれる）を発表し、2021～22年の2年間で「エコロジー」に300億ユーロを投入予定としている。また、同年9月に「脱炭素水素のための国家戦略」を発表し、2030年までに「再興プラン」計上分20億ユーロを含む70億ユーロを投入予定としている。	○ 「復興・強靱化計画」に対し、約400億ユーロがEUのRRFから配分される予定。

○ 日本と諸外国の資金過不足を比べると、日本は、政府の資金不足（赤字）状態が続く中、長期間にわたって、企業部門や家計部門の貯蓄超過が継続している点が特徴的。



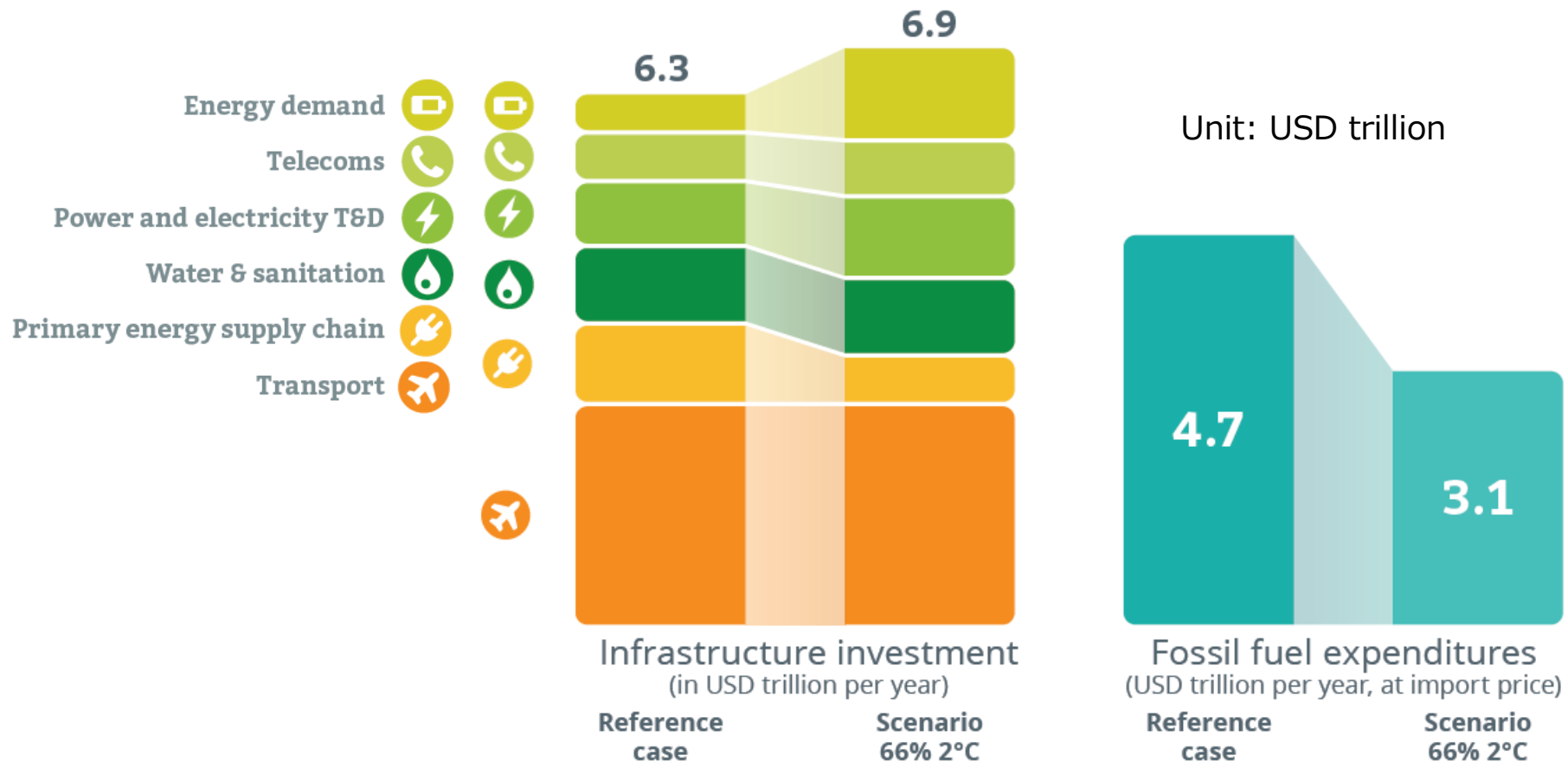
(出所) 日本銀行, Federal Reserve Board (FRB), Bureau of Economic Analysis (BEA), Office for National Statistics (ONS), OECD, Eurostat

(注1) ドイツの1990年の名目GDP (1991年の名目GDP成長率の算出のため使用) はOECDの推定値による。

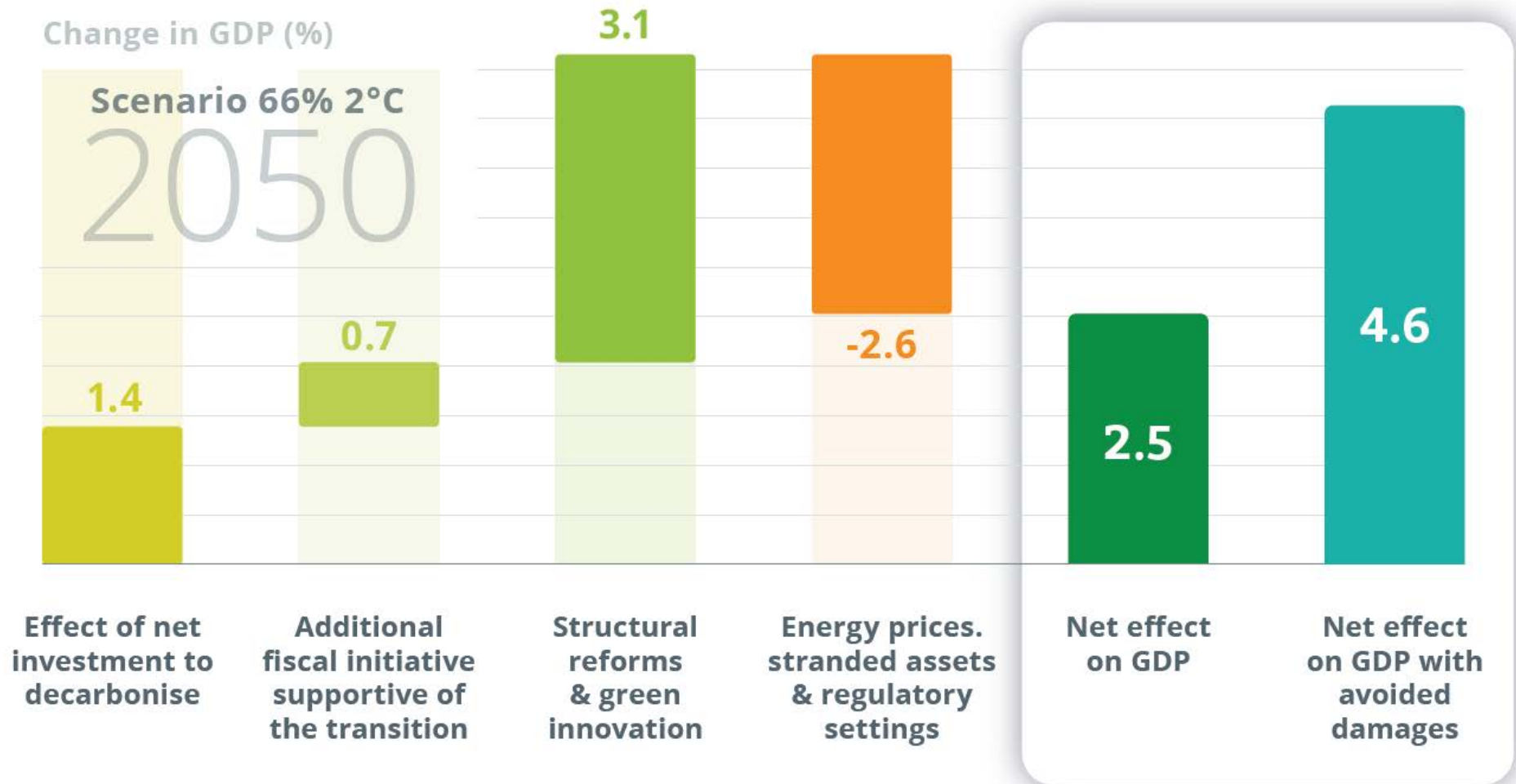
(注2) 一般政府、企業等の平均は算術平均による。

(注3) 家計等 = 家計 + 対家計民間非営利団体、企業等 = 民間非金融法人企業 + 公的金融法人企業

- インフラを気候変動対策に対応したものとするため、2016年-30年の平均で年6.9兆ドルの投資が必要。
- 参照ケースと比べ追加的コスト（6.3兆ドル→6.9兆ドル）は限定的、化石燃料支出節約（4.7兆ドル→3.1兆ドル）のメリットが上回る。
- しかし、初期に大きな投資が必要 ⇒ 民間資金の動員が鍵



- 2度目標達成シナリオにおいて、G20の2050年GDPネット+2.5%（回避損失と合わせて+4.6%）



2015年9月、イングランド銀行総裁・金融安定理事会議長（当時）のマーク・カーニー氏による金融関係者向けのスピーチ

⇒ 気候変動が金融市場の安定にもたらすリスクに警鐘を鳴らす

Physical risks（物理的リスク）

- ・ 異常気象・自然災害による物理的な損害、損害保険支払い額の増加

Transition risks（移行リスク）

- ・ 低炭素経済への移行に伴う資産価格の変動
- ・ 石炭・石油関連資産が座礁資産（stranded asset）となるおそれ
- ・ 急激な変化による金融市場の不安定化



BANK OF ENGLAND

Speech

Breaking the Tragedy of the Horizon – climate change and financial stability

Speech given by

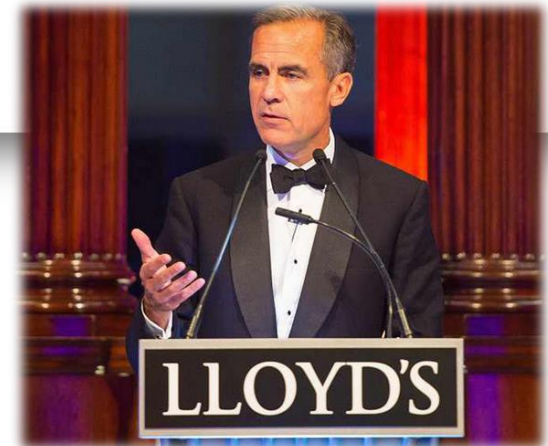
Mark Carney

Governor of the Bank of England

Chairman of the Financial Stability Board

Lloyd's of London

29 September 2015



○ 気候変動は、財務・金融に関わる問題として、各国の財務省・金融規制当局・中央銀行が対処すべき課題となっている。

- 2015年12月：FSB（Financial Stability Board：金融安定理事会）がTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：気候関連財務情報開示タスクフォース）を設置→2017年6月最終報告
- 2016年：中国がG20財務トラックにGreen Finance Study Groupを設置（2018年からSustainable Finance Study Groupに改称）
- 2017年12月：NGFS（Network for Greening the Financial System：気候変動に対する中央銀行・金融規制当局のネットワーク）が発足（後に日本の金融庁（2018年6月）、日銀（2019年11月）も加盟）
- 2018年3月：欧州委員会が**EUサステナブル金融市場**へのアクションプランを発表
- 2019年4月：**気候変動に対する財務大臣連合**(Coalition of Finance Ministers for Climate Action)が発足（2021年4月、日本の財務省も加盟）

Environment（環境）：気候変動対策、環境保護等

Social（社会）：人権への配慮、ダイバーシティ推進等

Governance（企業統治）：企業的意思決定、倫理等

✓ ESG要素に配慮し、それを投資の意思決定に組み込む取組み（ESGインテグレーション）が盛んになっている

✓ ESGは非財務的要素とも呼ばれるが、近年ではむしろ、中長期の財務的パフォーマンス（リスク軽減・リターン確保）に影響しうるものとの認識が広がってきている

⇒ ESG投資は金融的リターン追求の一手段

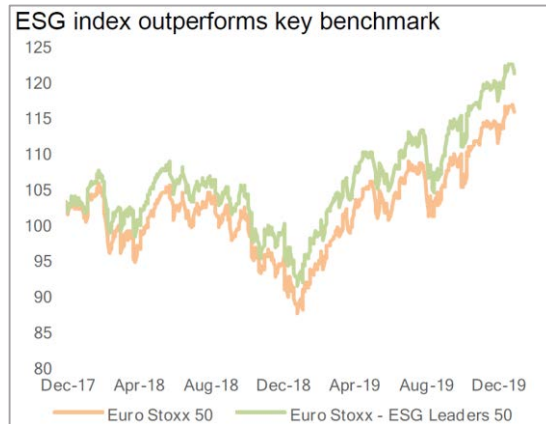
⇒ 機関投資家にとって「他事考慮」ではなく、受託者責任の一環

※ **日本版スチュワードシップ・コード**（再改訂版）は、スチュワードシップ責任の定義中に「**サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮**」を明記

※ **GPIF**（年金積立金管理運用独立行政法人）は、「**ユニバーサル・オーナー**」として、経済全体の持続的成長が被保険者（国民）に裨益するとの考えを提唱

- ESG投資は、リスク・リターン特性の改善のために活用できる可能性がある。

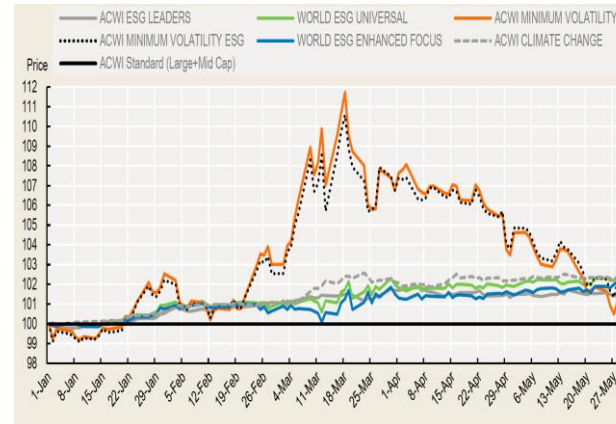
超過リターン獲得 の可能性



(European Securities and Markets Authority(2020) "ESMA Report on Trends, Risks and Vulnerabilities"より)

欧州市場では、ESGを考慮した株価指数の上昇率が平均を上回る現象が見られた。

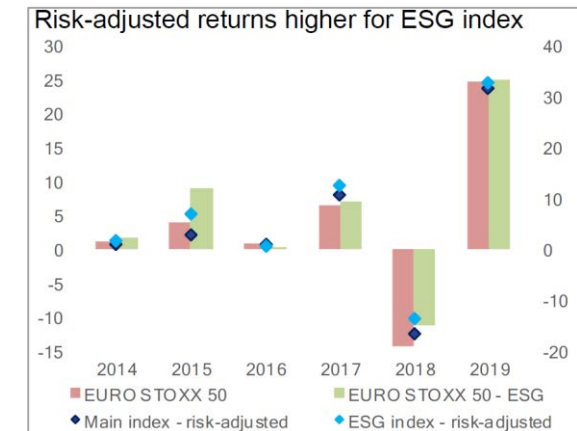
ダウンサイドリスク軽減 の可能性



(OECD(2020) "Sustainable and Resilient Finance"より)

コロナ禍で世界的な株価下落が起こる中、市場平均(黒線)を100としたときのESGを考慮した株価指数(黒線以外)は下落幅が抑えられている。

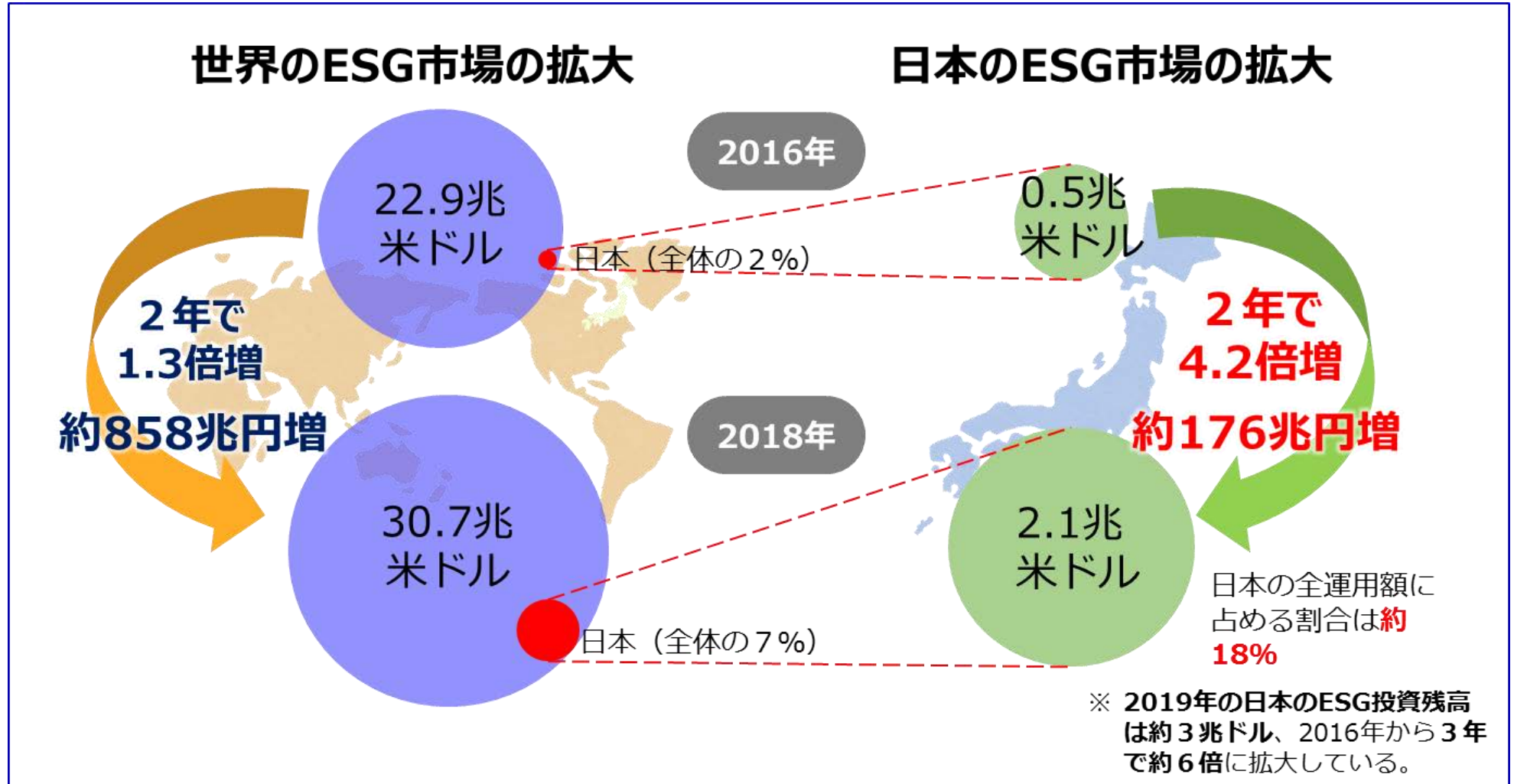
リスク調整後リターン改 善の可能性



(European Securities and Markets Authority(2020) "ESMA Report on Trends, Risks and Vulnerabilities"より)

欧州市場において、リスクフリーレートに対する超過リターンをリターンのリスク(標準偏差)で除したリスク調整後リターンの指標(シャープレシオ)で見ると、ESG考慮指数のパフォーマンスは平均を上回る現象が見られた。

- ESG投資は、世界でも日本でも、その市場規模が拡大しつつある。（特に日本での拡大は急速）



- 政府は、様々な公式文書において、ESG投資の推進を表明している。

ESG投資等の推進が謳われた政府の主な文書

➤ 骨太方針2019

- 「世界で膨らむ**ESG資金をイノベーションに繋げる**べく、「TCFDコンソーシアム」、「TCFDサミット」の開催を通じて、従来型の規制でなく情報開示・見える化を進めることでグリーンファイナンスを活性化する。」
- 「・・・**ESG投資の推進**等により、イノベーションの創出を後押しする。」

➤ 骨太方針2020

- 「グリーンボンドの発行等を含め、**ESG投資を推進**する。」

➤ 成長戦略フォローアップ（令和2年7月）

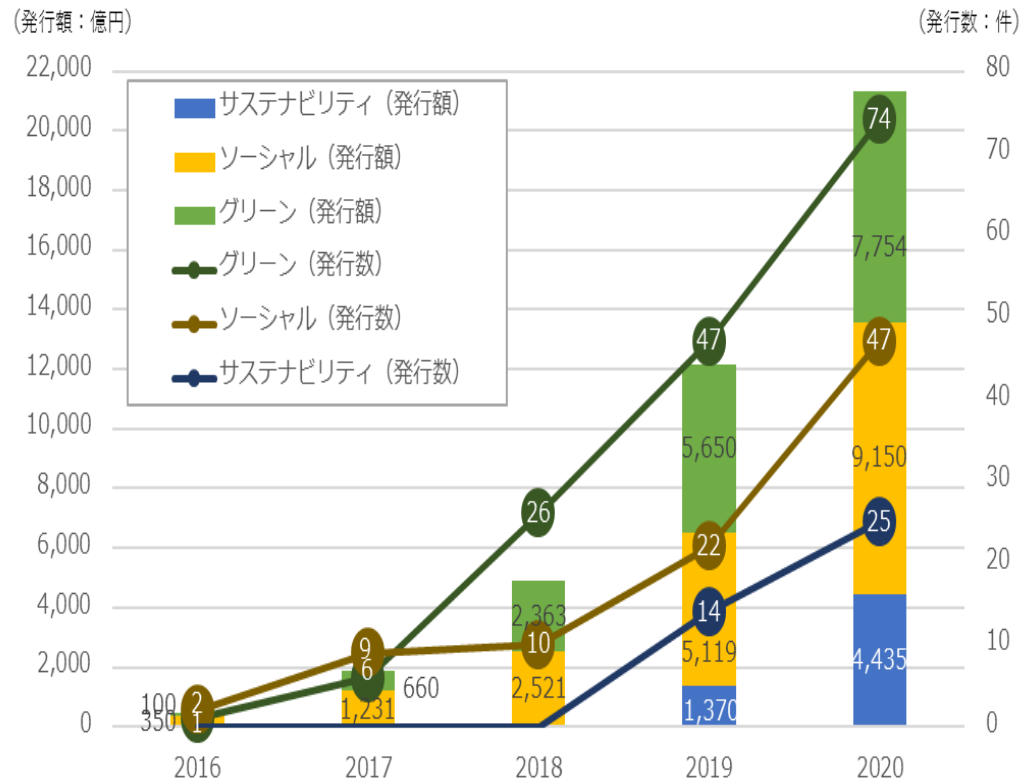
- 「・・・**ESG(Environment, Social, Governance)投資の拡大、を強力に進め**、ポスト・コロナの経済社会構造をより持続可能で強靱（レジリエント）なものへと変革していくことが重要である。」

➤ 菅内閣総理大臣施政方針演説（令和3年1月）

- 「世界的な流れを力に、**民間企業に眠る二百四十兆円の現預金、更には三千兆円とも言われる海外の環境投資を呼び込みます**。そのための金融市場の枠組みもつくります。」

- 日本でのグリーンボンド等の「SDGs債」の発行は急速に増加。
- 日本のTCFD賛同機関数は世界最多。

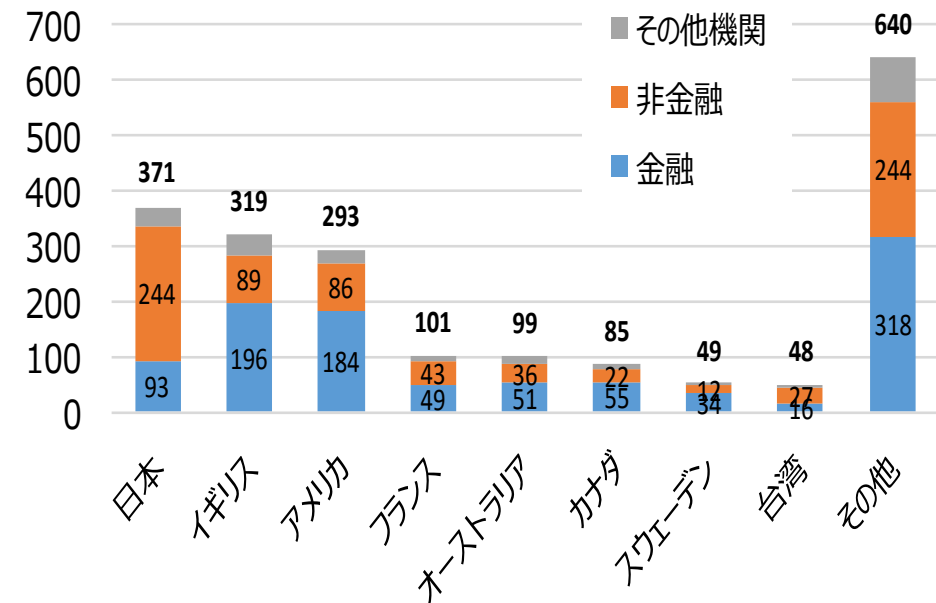
日本国内で公募されたSDGs債の発行額・発行件数の推移



(出所) 日本証券業協会ウェブサイト

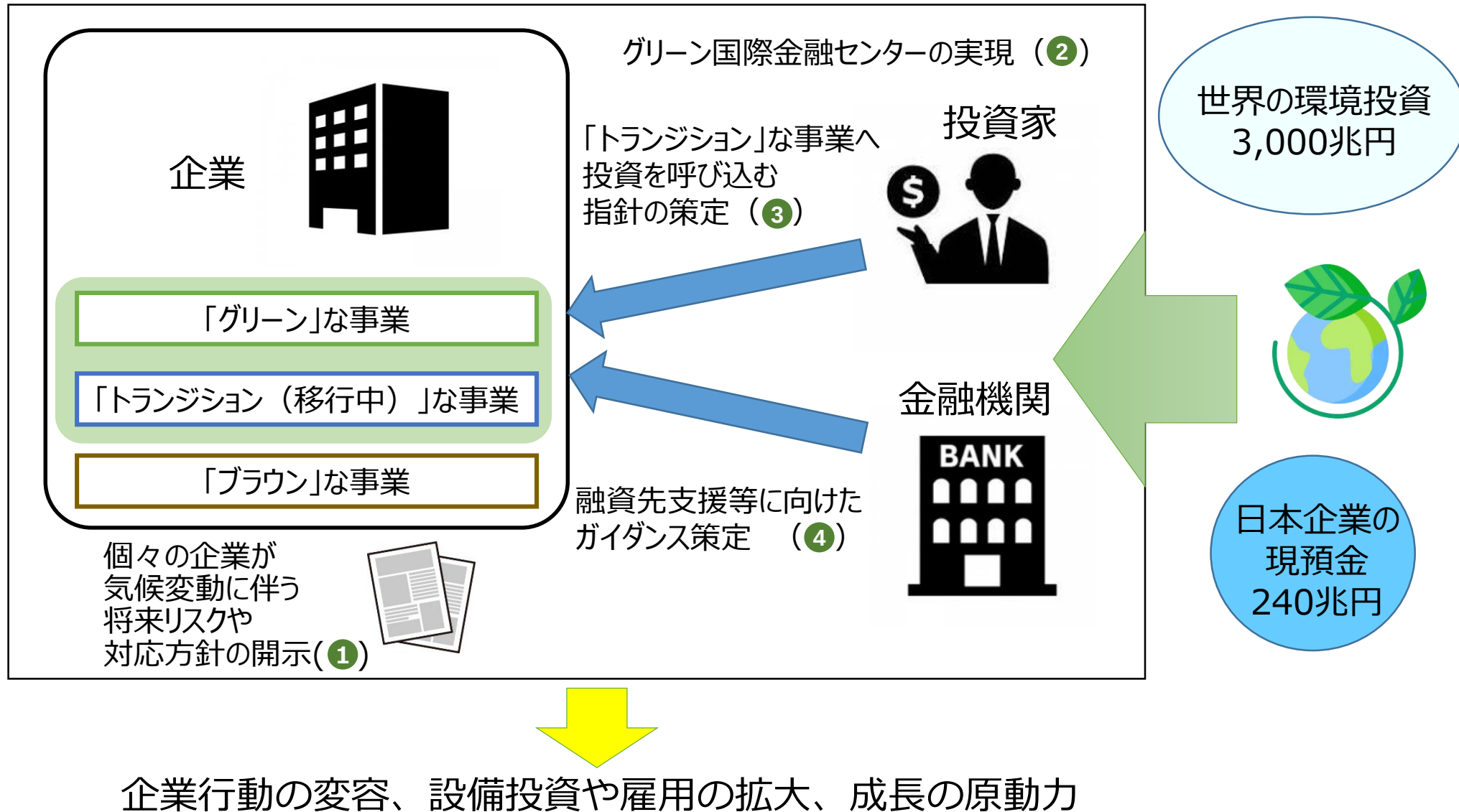
TCFD賛同機関数

(2021年4月19日)



(出所) 経済産業省資料

- 金融庁において関係省庁と連携しつつ以下の施策を検討。



- 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF) は、我が国最大の機関投資家としてESG投資における様々な取組みを実施している。

これまでの主な取組

- 国内株式を対象としたESG指数を選定し、運用開始(平成31年3月末時点で約3.5兆円)。
 - ・平成29年7月に、3指数を選定(総合型2指数、テーマ型(女性)1指数)。
 - ・平成30年9月に、国内外を対象としたグローバル環境株式指数を選定。
- 平成29年6月に、「スチュワードシップ原則」及び「議決権行使原則」を策定し、運用受託機関に対して、投資先企業におけるESGを適切に考慮するよう要請。
- 平成29年10月には、「投資原則」を改正し、ESGを考慮した取組みを行うことを明記。
- 平成31年4月以降、世界銀行グループ等からGPIFが運用を委託する運用会社へ、グリーンボンド等への投資機会を提案する取組みを開始。
- 令和元年10月から、インデックス・ポスティングを導入し、ESG指数等に関する情報収集を実施。

GPIFの各原則～ESGの考慮について

【投資原則】(平成29年10月一部変更)

スチュワードシップ責任を果たすような様々な活動(ESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮した取組みを含む。)を通じて被保険者のために中長期的な投資収益の拡大を図る。

【スチュワードシップ活動原則】(平成29年6月制定)

(4)投資におけるESGの考慮

- ・投資先企業におけるESG(環境・社会・ガバナンス)を適切に考慮すること
は、被保険者のために中長期的なリスク調整後のリターンの拡大を図るための基礎となる企業価値の向上や持続的成長に資するものであり、投資にESGの要素を考慮することの意義は大きいと考えられることから、運用受託機関は、セクターにおける重要性、企業の実情等を踏まえて、ESG課題に取り組むこと。
- ・運用受託機関は、重大なESG課題について積極的にエンゲージメントを行うこと。

— 採用ESG指数 —



- 中長期にわたって保険金支払責任を負う保険会社では、ESG投資を推進する動きが加速している。

日本生命におけるESG投資の実施状況

- 生命保険会社としての社会的責務を踏まえESG投融資の取組方針を策定し、公表
- 中期経営計画（2017-2020）に則り、約 8 千億円をESG投資に振り向け
- 責任投資原則(PRI)に署名済み
- 気候変動関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に賛同済み
- 2021年より、保有する全資産(70兆円)をESG投資の対象にする予定

“大切な人を想う”のいちばん近くで。



第一生命におけるESG投資の実施状況

- 責任投資原則(PRI)の各項目を具体化する形でESG投資の基本方針を策定し、公表
- 現在、約 5 千億円をESGテーマ型投資に振り向け
- 責任投資原則(PRI)に署名済み
- 気候変動関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に賛同済み
- 2023年度までに、保有する全資産(36兆円)をESG投資の対象にする予定

一生涯のパートナー



<経緯>

- ✓ 2020年2月、公的年金運用機関（GPIF・KKR・地共済・私学共済）に適用される「積立金基本指針」を改正
⇒ESG投資の推進について、「必要な取組を行う」ことを明記
- ✓ 2020年夏、財務省からKKRに対し、ESG投資の更なる推進について検討を要請
- ✓ 2020年10月、ESG推進に関し、三共済（KKR・地共済・私学共済）の合同勉強会を実施
 - （第1回）GPIFから先行する取組について聴取
 - （第2回）環境省・金融庁・経産省との意見交換

⇒ 2020年12月2日 財政制度等審議会・国共済分科会で発表

- ✓ すべての運用委託先に対して**ESG考慮**を明示的に要請、評価
- ✓ **ESGインデックス**の活用可能性について検討
- ✓ 運用委託先が国際機関の発行する**グリーンボンド**等を購入できるよう、ガイドラインを変更
- ✓ **グリーンボンド**等について、通常債と同様の条件であれば前向きに購入
- ✓ **TCFD**への賛同に向けて準備
- ✓ **PRI**（責任投資原則）について将来的な署名も視野に情報収集